

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 令和3年3月31日
【計算期間】 第10期(自 令和元年10月1日 至 令和2年9月30日)
【ファンド名】 ABケイマン・トラスト エマージング・ボンド・ファンド(外貨建)
(AB Cayman Trust - Emerging Bond Fund (Non JPY Currency))
米ドル建 - 米ドルクラス(Class US/US)
米ドル建 - ブラジルリアルクラス(Class US/BR)
豪ドル建 - 豪ドルクラス(Class AU/AU)
豪ドル建 - ブラジルリアルクラス(Class AU/BR)
【発行者名】 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
(AllianceBernstein L.P.)
【代表者の役職氏名】 カウンセル/アシスタント セクレタリー 高森 雅也
【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国、10105 ニューヨーク州、ニューヨーク市、アベ
ニュー・オブ・ジ・アメリカズ1345番
(1345 Avenue of the Americas, New York, NY 10105, U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03(6212)8316
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注1) 米ドル建 - 米ドルクラスおよび米ドル建 - ブラジルリアルクラスは米ドル建てとし、豪ドル建 - 豪ドルクラスおよび豪ドル建 - ブラジルリアルクラスについては豪ドル建てとします(この意味における米ドルおよび豪ドルを、以下、個別にまたは総称して「表示通貨」といいます。)

(注2) 米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、2021年1月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、それぞれ1米ドル=104.48円および1豪ドル=80.08円によります。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合には、四捨五入しております。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合には四捨五入しております。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注4) 本書の中で、計算期間(以下「会計年度」ということもあります。)とは10月1日に始まり翌年9月30日に終了する一年を指します。ただし、第1会計年度は、2011年1月31日(ファンドの運用開始日)から2011年9月30日までの期間を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

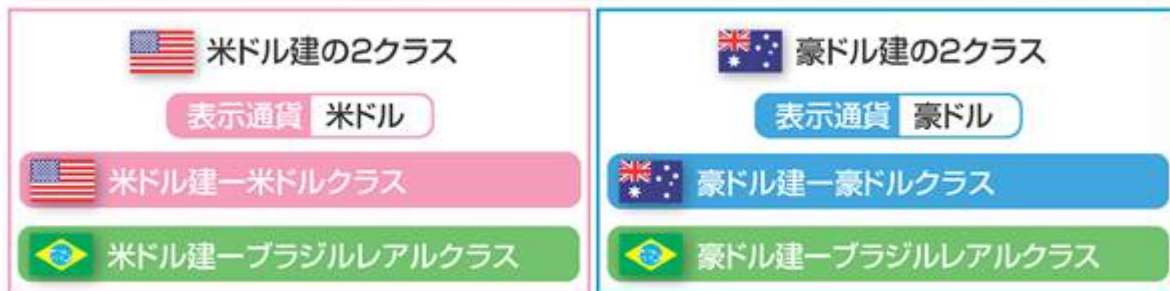
1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

概要

「ファンドの目的及び基本的性格」の概要は以下のとおりです。

ABケイマン・トラストーエマージング・ボンド・ファンド(外貨建)



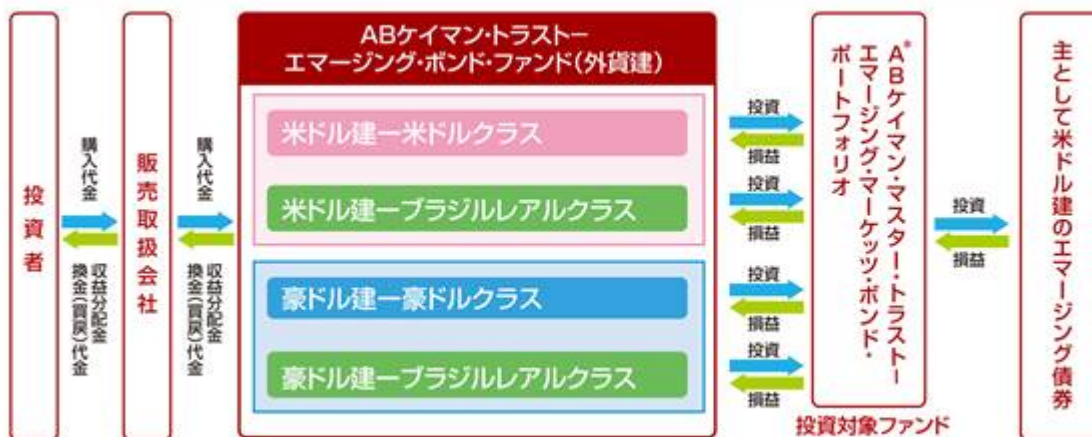
◆表示通貨とは、ファンドについて受益証券が募集される各通貨をいい、米ドルと豪ドルがあります。

ファンドの目的

◆ABケイマン・マスタートラストーエマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ(以下「投資対象ファンド」といいます。)に対する投資を通じて米ドル建の新興国の国債、政府保証債、政府機関債および社債等の債券[※]を実質的な主要投資対象とし、値上がり益とインカムゲインからなるトータルリターン[※]の最大化を追求します。

※新興国の国債、政府保証債、政府機関債および社債等の債券を以下「エマージング債券」といいます。「新興国」には、(i)JPモルガンエマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル、JPモルガン・コーポレート・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス、MSCIエマージング・マーケット・インデックスまたはMSCIフロンティア・マーケット・インデックスに含まれる国および(ii)世界銀行分類の高所得国を除く国が含まれます。

ファンドの仕組み



*投資対象ファンドはケイマン籍の外国投資信託です。ファンドはその資産の大部分を投資対象ファンドに投資する予定ですが、投資対象ファンド以外にも投資をすることがあります。投資対象ファンドの運用の基本方針および主要な投資対象等については、2 投資方針 (2)投資対象中の「追加的記載事項」をご参照ください。投資対象ファンドの資産の管理運用を行う管理会社は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーです。

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ABケイマン・トラスト エマージング・ボンド・ファンド（外貨建）（AB Cayman Trust - Emerging Bond Fund（Non JPY Currency））（以下「当ファンド」といいます。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、2010年11月1日付信託証書（2015年12月18日付変更補遺証書により改訂済）（以下、「信託証書」といいます。）の規定に従って同日付で設定されたアンブレラ型投資信託であるABケイマン・トラスト（AB Cayman Trust）（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。なお、当ファンドについて、トラストの他のシリーズ・トラストも含めて「サブ・ファンド」または「ファンド」と総称することがあります。アンブレラ型投資信託とは、1つまたは複数のシリーズ・トラストが設定されたアンブレラ・ファンドを指します。本書提出日現在において、ABケイマン・トラストのサブ・ファンドは、当ファンドを含めて2つあります。

当ファンドについて、信託金の限度額は、特に定めがありません。

当ファンドは、米ドル建 - 米ドルクラス、米ドル建 - ブラジルリアルクラス、豪ドル建 - 豪ドルクラス、豪ドル建 - ブラジルリアルクラスおよび円建 - 円ヘッジクラスで構成されますが、本書は円建 - 円ヘッジクラスは対象としておりません。各クラスの表示通貨は、米ドル建 - 米ドルクラスおよび米ドル建 - ブラジルリアルクラスは米ドルとし、豪ドル建 - 豪ドルクラスおよび豪ドル建 - ブラジルリアルクラスについては豪ドルとします。

当ファンドの投資目的は、ABケイマン・マスター・トラスト エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ（以下「投資対象ファンド」といいます。）に対する投資を通じて、主に米ドル建ての新興国市場において発行される債券に投資することにより、値上がり益およびインカムゲインからなるトータル・リターンを最大化を追求することにあります。

さらに、管理会社は、当ファンドの投資対象である新興国市場の債券に帰属する値上がり益および収益からなるトータル・リターンを最大化を行うことに加え、以下の2つの源泉から為替変動に伴うリターンを追求します。

- 1) 米ドル（当ファンドの会計基準通貨かつ当ファンドの投資対象が表示される通貨であり、以下「基準通貨」といいます。）と、各受益証券クラスについて定める取引対象通貨（以下、それぞれを「取引対象通貨」といいます。）との間の短期金利差（米ドル建 - 米ドルクラスの場合の米ドルを除きます。）
- 2) 表示通貨である米ドルまたは豪ドルに対する各取引対象通貨の値上がり

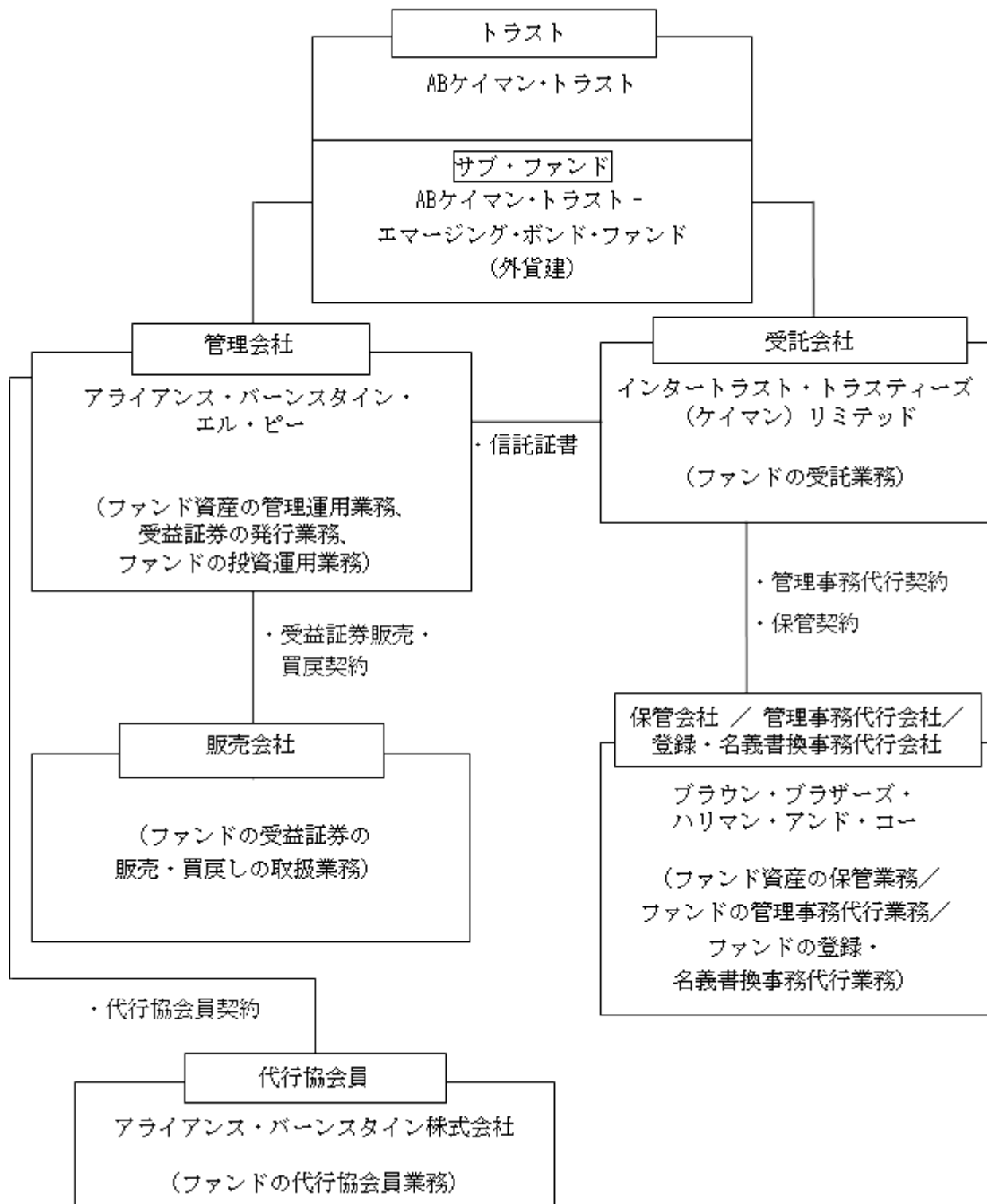
管理会社は、下記「2 投資方針（1）投資方針 通貨取引」に記載される方法で各受益証券クラスに関して通貨取引を行うことにより、この戦略を実行します。

（2）【ファンドの沿革】

1999年4月6日	米国デラウェア州法に基づくリミテッド・パートナーシップとして管理会社設立
2010年11月1日	信託証書締結
2011年1月5日	日本における受益証券の募集開始
2011年1月31日	当ファンドの運用開始
2015年12月18日	変更補遺証書締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



当ファンドは、資産の大部分を投資対象ファンド（ABケイマン・マスター・トラスト エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ）に投資を行う、いわゆるファンド・オブ・ファンズの形態をとります。かかるファンド・オブ・ファンズに関する仕組み図については、上記「(1) ファンドの目的及び基本的性格 概要」をご参照ください。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー (AllianceBernstein L.P.)	管理会社	信託証書を受託会社と締結。 信託証書は、ファンド資産の管理運用、受益証券の発行および買戻しならびにファンドの終了等について規定しています。
インタートラスト・トラスティーズ(ケイマン)リミテッド (Intertrust Trustees (Cayman) Limited)	受託会社	信託証書を管理会社と締結。 信託証書は、ファンド資産の管理運用、受益証券の発行および買戻しならびにファンドの終了等について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.)	保管会社 管理事務代行会社 登録・名義書換事務代行会社	2011年1月26日付で保管契約(注1)および同日付で管理事務代行契約(注2)を、それぞれ受託会社と締結。 保管契約は、ファンドの資産保管業務について規定しています。 管理事務代行契約は、ファンドの管理事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務について規定しています。
(注5)	販売会社	受益証券販売・買戻契約(注3)を、管理会社と締結。 受益証券販売・買戻契約は、受益証券の販売・買戻し業務について規定しています。
アライアンス・バーンスタイン株式会社	代行協会員	2016年3月31日付(2016年4月1日効力発生)で代行協会員契約(注4)を管理会社と締結。 代行協会員契約は、代行協会員業務について規定しています。

(注1) 保管契約とは、保管会社が、当ファンドに対し、ファンドの資産の保管業務を提供することを約する契約です。

(注2) 管理事務代行契約とは、管理事務代行会社兼登録・名義書換事務代行会社が管理事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務を提供することを約する契約です。

(注3) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で受益証券を日本の法令・規則および投資信託説明書(目論見書)に準拠して販売および買戻しをすることを約する契約です。

(注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、当ファンドに対し、受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売取扱会社に交付する等、代行協会員業務を提供することを約する契約です。

(注5) 販売会社については、「第二部 特別情報 第2 その他の関係法人の概況」をご参照下さい。

管理会社の概況

() 設立準拠法

管理会社は、1999年4月6日、米国デラウェア州法に基づき、リミテッド・パートナーシップとして設立されました。

() 事業の目的

投資運用業務および投資助言業務の提供を事業の目的としています。

管理会社は、広範な顧客に対して、リサーチ、分散投資運用その他関連するサービスをグローバルに提供しています。このような広範な顧客には、以下の顧客が含まれます。

- ・機関投資家(法人厚生年金基金および公的年金基金、寄付金基金、国内外の機関および政府その他様々な付属機関を含みます。)
- ・リテール顧客(アメリカ合衆国およびオフショアのミューチュアル・ファンド、変額年金、保険商品その他副投資顧問として関与する商品を含みます。)
- ・プライベート顧客(富裕層、信託および不動産、慈善財団、パートナーシップ、非公開会社および同族会社その他の事業体を含みます。)
- ・高品質のリサーチその他関連サービスを求めている機関投資家および株式資本市場におけるサービスを求めている上場有価証券の発行体

管理会社は、管理会社がスポンサーとなっているミューチュアル・ファンドに対して、販売、株主としてのサービス、および管理事務サービスも提供しています。

() 資本金の額

2020年12月末日現在、管理会社の出資者に帰属するパートナー資本(Partners' capital attributable to AllianceBernstein Unitholders)の額は、約41.12億米ドル(約4,296億円)、総資本(Total capital)は約41.12億米ドル(約4,296億円)です。

なお、管理会社は、リミテッド・パートナーシップであり、「資本金」という項目はありません。

() 会社の沿革

アライアンス・キャピタル・マネジメントは、ドナルドソン・ラフキン・アンド・ジェンレット・インク(2000年11月以降クレディ・スイス・グループの一部となっています。)の投資運用部門が、ムーディーズ・インベスターズ・サービスの投資顧問事業と合併した1971年に設立されました。また、サンフォード・C・バーンスタイン(以下「バーンスタイン」といいます。)は、1967年に設立されました。2000年10月に、アライアンス・キャピタルがバーンスタインを吸収合併し、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを構成したことにより、成長株式・法人債券投資および関連するリテールのミューチュアル・ファンドについてのアライアンス・キャピタルの専門知識と、バリュウ株式・非課税債券運用についてのバーンスタインの専門知識ならびに個人顧客およびバーンスタイン・リサーチ・サービス事業とが、一体化しました。

1988年4月に、アライアンス・キャピタル・マネジメント・ホールディング・エル・ピー(以下「ホールディング」といいます。)が、マスター・リミテッド・パートナーシップとしてニューヨーク証券取引所(NYSE)に上場しました。ホールディングの出資口(「A B」の銘柄コードにおいて取引を行っております。)は、1988年からNYSEに上場しています。

1999年10月、ホールディングは、その事業および資産を、管理会社の出資口の全部と引き換えに、新設のオペレーティング・パートナーシップである管理会社に移転することにより再編成しました(以下「組織再編」といいます)。組織再編日以降、管理会社は、従前よりホールディングが行っていた事業を行うこととなり、ホールディングの活動は、管理会社の出資口の保有その他関連活動に従事することとなりました。アライアンス・キャピタル・マネジメント・ホールディング・エル・ピーは、2006年に商号変更し、アライアンス・バーンスタイン・ホールディング・エル・ピーになりました。上記のとおり、ホールディングの出資口は公開で取引が行われていますが、管理会社の出資口は公開取引が行われておらず、厳しい譲渡制限が課せられています。アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション(以下「ジェネラル・パートナー」とい

います。)は、管理会社およびホールディングの双方のジェネラル・パートナー(無限責任組合員)を担っております。

() 大株主の状況

2020年12月末日現在、多角経営の金融サービス機関で持株会社であるエクイタブル・ホールディングス・インク(以下「EQH」といいます。)は、アライアンス・バーンスタイン・ホールディング・エル・ピー(以下「ABホールディング」といいます。)のリミテッド・パートナーシップ持分の実質的所有権の割当てを表示する発行済出資口(以下「ABホールディング出資口」といいます。)の約4.1%を保有しています。

2020年12月末日現在、管理会社の出資者構成(ジェネラル・パートナーシップ持分の1%およびリミテッド・パートナーシップ出資口を含みます。)は以下のとおりです。

EQH(注1)およびその子会社	63.3%
ABホールディング(注2)	36.0%
外部出資者	0.7%
合計	100.0%

(注1) EQHの所在地は、アメリカ合衆国、10104 ニューヨーク州、ニューヨーク市、アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ1290番です。

(注2) ABホールディングの所在地は、アメリカ合衆国、10105 ニューヨーク州、ニューヨーク市、アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ1345番です。

EQHが間接的に全額出資しているジェネラル・パートナーであるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーションは、ABホールディングと管理会社双方のジェネラル・パートナーです。アライアンス・バーンスタイン・コーポレーションは、ABホールディングのジェネラル・パートナーシップ出資口100,000口および管理会社のジェネラル・パートナーシップ持分の1%を保有しています。2020年12月末日現在、EQHおよびその子会社は、ABホールディングおよび管理会社のジェネラル・パートナーシップ持分およびリミテッド・パートナーシップ持分を含めると、管理会社の約64.8%の経済的な持分を有しています。

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

当ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法(2020年改訂)(以下「信託法」といいます。)に基づき登録されています。当ファンドは、また、ケイマン諸島の投資信託法(2020年改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)により規制されています。

準拠法の内容

() 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、信託に関しては英国の信託法および判例法のほとんどの部分を採用しています。また、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対し資金を払い込み、受託会社は、一般的に保管会社としてこれを保持する一方で、投資運用会社は受益者たる投資者の利益のために運用を行います。各受益者は、信託資産に対してその持分比率に応じた権利を有します。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負います。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託としても登録申請されます。その場合には、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としないう旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続することができます。当ファンドについては、管理会社が受託会社と協議の上、当ファンドを事前または事後に終了させることが受益者の利益のためと判断する場合を除き、2022年1月31日に終了する予定です。

信託法において特定の要件は定められていませんが、免税信託の受託会社は、信託証書の変更があった場合には、その変更証書を信託登記官に提出することが慣行として推奨されています。免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

() ミューチュアル・ファンド法

下記「(6) 監督官庁の概要」の項をご参照ください。

() 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改訂)

一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド規則」といいます。)は、日本で公募として販売される一般投資家向けの投資信託に関する規制制度を定めています。

ミューチュアル・ファンド規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)への投資信託免許の申請を義務づけています。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばなりません。ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産価額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件(証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況(もしあれば)を含みます。)、証券の譲渡または転換の条件ならびに証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件、監査人の任命の条項を入れることを義務づけています。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、保有することを義務づけています。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができません。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社(またはプライムブローカー)を任命し、これを維持しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければなりません。「同等の法律が存在する法域」とは、犯罪収益に関する法律(2020年改訂)(以下「犯罪収益に関する法律」といいます。)の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域をいいます。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければなりません。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければなりません。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければなりません。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければなりません。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の英文目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければなりません。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

() ケイマン諸島金融庁に対する開示

当ファンドは、英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となる者とする者が当ファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報およびケイマン規則に基づいて要求される情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、当ファンドについての詳細を定めた申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

当ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、当ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っております。

- (a) 弁済期に債務を履行できないこと、またはその可能性があること。
- (b) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- (c) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- (d) 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行していること、またはそのように遂行しようとして意図していること。
- (e) 以下に違反する方法で事業を遂行していること、またはそのように遂行しようとして意図していること。

ミューチュアル・ファンド法またはそれに基づく規制

金融庁法(2020年改訂)(以下「金融庁法」といいます。)

マネー・ロンダリング防止規則(2020年改訂)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」といいます。)

ライセンスの条件

当ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース(PricewaterhouseCoopers)のケイマン諸島事務所です。当ファンドの会計監査は、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則(GAAP)に基づいて行われます。

当ファンドは、毎年9月30日に終了する会計年度の監査済会計書類を、6ヶ月以内にCIMAに提出します。

管理事務代行会社が、()当ファンドの資産の一部または全部が関連する目論見書に記載される投資目的および投資制限に従って投資が行われていない、または()受託会社または管理会社を実質的に当ファンドの設立文書または関連する目論見書の条項に従って当ファンドの業務または投資活動を行っていないことを了知した場合、管理事務代行会社は、当該情報の了知後、可能な限り速やかに以下の行為を行わなければなりません。

- (a) 受託会社に上記事項を書面で報告すること。
- (b) 当該報告書の写しおよび報告書に適用ある証拠をCIMAに提出すること。

当該報告書またはその適切な要約は、当ファンドの次期年次報告書および次期中間報告書に記載される必要があります。定期報告書が次期年次報告書より前に配布される必要がある場合には、かかる次期中間報告書または定期報告書に記載される必要があります。

管理事務代行会社は、以下の事項について、実務上可能な限り速やかに書面による通知をCIMAに行わなければなりません。

(a) 当ファンドに関する申込みまたは償還・買戻しの停止およびこれらの停止の理由

(b) 当ファンドを清算する意向およびかかる清算の理由

当ファンドは、各会計年度末日から6ヶ月後の日から20日以内に、当ファンドの業務に関する報告書をCIMAに提出し、または提出させる必要があり、かかる報告書には、当ファンドに関する以下の事項を記載しなければなりません。

(a) 当ファンドの名称およびすべての従前の名称

(b) 投資者により保有される各証券の純資産価額

(c) 前報告期間からの純資産価額および各証券の変動率

(d) 純資産価額

(e) 該当する報告期間における新規申込みの口数および価額

(f) 該当する報告期間における償還または買戻しの口数および価額

(g) 当該報告期間末日時点における発行済証券の総口数

受託会社は、以下の事項を確認する受託会社による署名済みの宣言書を毎年CIMAに提出し、または提出させる必要があります。

(a) 受託会社の知る限りかつ判断する限りにおいて、当ファンドの投資ガイドライン、投資制限および設立文書が遵守されていること。

(b) 当ファンドが投資者または債権者の利益を害する方法で運営されていないこと。

当ファンドは、管理事務代行会社の任命について変更する場合には、当該変更案につき、CIMA、投資者および役務提供者(当該管理事務代行会社を除きます。)に対し、かかる変更の1ヶ月以上前までに書面による通知を行わなければなりません。

当ファンドは、保管会社の任命について変更する場合には、当該変更案につき、CIMA、投資者および役務提供者(当該保管会社を除きます。)に対し、かかる変更の1ヶ月以上前までに書面による通知を行わなければなりません。

当ファンドは、管理会社について変更する場合には、当該変更案につき、CIMA、投資者およびその他の役務提供者に対し、かかる変更の1ヶ月以上前までに書面による通知を行わなければなりません。

() 受益者に対する開示

当ファンドの会計年度末は、毎年9月30日です。会計書類は、米国で一般に公正と認められる会計原則(GAAP)に従って作成されます。会計年度末から120日以内で、毎年の年次受益者集会前までに、監査済会計書類の写しが受益者に送付されます。また、管理会社によって、未監査の半期報告書の写しが受益者に送付されます。

日本における開示

() 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合には、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合には、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、当ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができます。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合には、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、当ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、当ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、当ファンドの資産について、当ファンドの各会計年度終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

() 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容およびその理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

ファンドの交付運用報告書は、販売取扱会社を通じて日本の知れている受益者に送付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

当ファンドは、投資信託として、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および執行権限を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制により、毎年、所定の詳細事項および監査済財務諸表をCIMAに提出しなければなりません。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも、当ファンドに対し、当ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求を遵守しない場合には、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所に当ファンドの解散を請求することができます。

さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とする当ファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができます。

ただし、CIMAが一定の状況下において受託会社の活動を調査する権限を有しているものの、当ファンドは、その投資活動または当ファンドのポートフォリオの組成に関して、CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはありません。CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局は、英文目論見書の条項または実質的内容について意見表明または承認をしていません。ケイマン諸島の投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しません。当ファンドは、ケイマン諸島の法律の目的で、別個独立した法人ではありません。

CIMAは、() 規制された投資信託が、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行または遂行を企図していることにより、その義務を履行できなくなったまたは履行できなくなる可能性がある場合、または任意解散を行おうとしている場合、() 規制投資信託が、当ファンドのように免許投資信託である場合において、ミューチュアル・ファンド法に反して、その免許条件を遵守することなく業務を遂行または遂行を企図している場合、() 規制投資信託の監督および管理が、適切な方法で行われていない場合、あるいは() 規制投資信託の管理会社としての地位を有する者が、当該地位を維持するために適切な者でないものと判断された場合には、それぞれ一定の措置を講じることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、当ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、または当ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)についても行使することができます。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「ファンドの投資方針」の概要は以下のとおりです。

ファンドの特色

ファンドは、米ドル建のエマージング債券を実質的な主要投資対象とします。

- ◆ファンドは、資産の大部分を投資対象ファンドに投資します。投資対象ファンドは、米ドル建のエマージング債券を主要な投資対象とします。
- ◆管理会社は、ファンドの資産総額の80%以上をエマージング債券に投資する見込みです。

ファンドの投資方針

- ◆ファンドの資産は、投資適格の有価証券だけではなく、非投資適格の有価証券に対しても投資が行われます。非投資適格の有価証券に対して、ファンドの純資産総額の50%を超えて投資される場合があります。
- ◆ファンドは、純資産総額の10%を超えて、単一の発行体に投資することができません。ただし、ソブリン債^{※1}または準ソブリン債^{※2}に投資する場合は除きます。
- ◆ファンドは、純資産総額の30%を超えて、単一の新興国の債券に対して投資を行うことができません。

※¹ ここでいうソブリン債とは、新興国の政府が発行・保証する債券を指します。


※² ここでいう準ソブリン債とは、新興国の政府機関または政府系機関が発行・保証する債券を指します。

- 日本証券業協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」(分散投資規制)では、投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高いファンドを特化型運用ファンドとしています。支配的な銘柄とは、次のいずれかの割合が10%を超える銘柄をいいます。
 - ・投資対象候補銘柄の時価総額に占めるその銘柄の時価総額の割合
 - ・運用管理等に用いる指数に占めるその銘柄の構成割合
- ファンドは、実質的な主要投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高い特化型運用ファンドです。このため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。
- ファンドは、日本証券業協会の規則(関連するガイドラインを含みます。)にいう「特化型」に分類されます。一の者に対するエクスポージャー(同規則に定める「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」のそれぞれを指します。)は純資産の35%以内とすることとします。

ファンドは、先渡為替予約取引^{※1}またはノン・デリパラブル・フォワード為替予約取引(NDF)^{※2}を利用して該当する取引対象通貨で為替取引を行い、追加的な為替リターンを追求します(米ドル建-米ドルクラスを除きます。)

※¹ 先渡為替予約取引とは、当事者間で予め定めた為替相場や受渡時期などの取引条件に基づいて、所定の期日に為替の売買を実行する取引のことです。

※² ノン・デリパラブル・フォワード為替予約取引(NDF)とは、当事者間で取引時に決定した外貨の実質的な先物価格と実勢直物価格の差額を決済する取引のことです。NDFは、通貨を実際に決済するための市場が未成熟である場合、著しく規制されている場合または高い税金が賦課されている場合に、通常利用されます。

表示通貨	クラス	取引対象通貨	為替取引の手法
米ドル	 米ドル建-米ドルクラス	—	為替取引を行いません。
	 米ドル建-ブラジルリアルクラス	ブラジルリアル	米ドルで投資し、米ドル建資産について、原則として米ドル売り・ブラジルリアル買いを行います。
豪ドル	 豪ドル建-豪ドルクラス	豪ドル	豪ドルで投資し、米ドル建資産について、原則として米ドル売り豪ドル買いを行います。
	 豪ドル建-ブラジルリアルクラス	ブラジルリアル	豪ドルで投資し、米ドル建資産について、原則として米ドル売り・ブラジルリアル買いを行います。

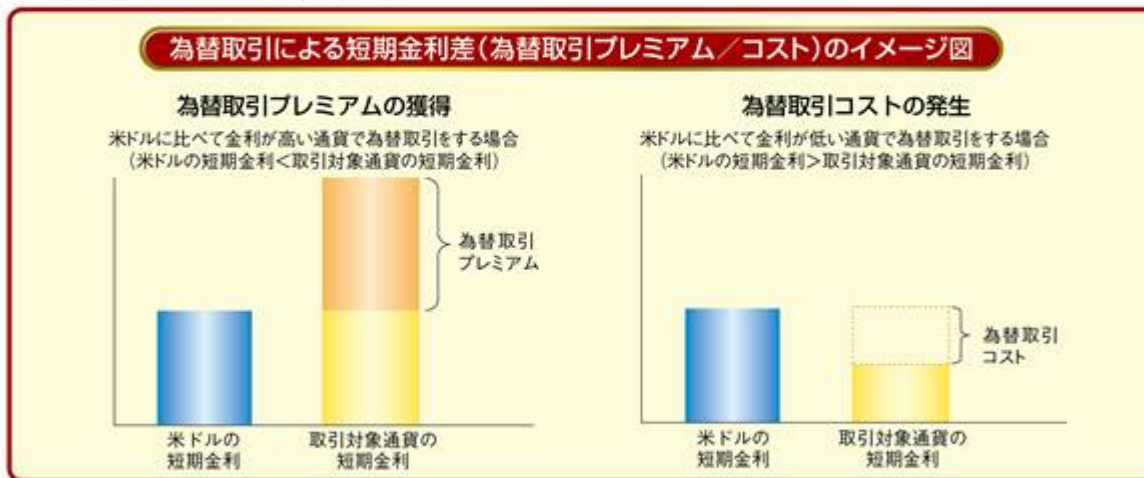
●**為替変動リスク**: 為替取引により、米ドル建-ブラジルリアルクラスおよび豪ドル建-ブラジルリアルクラスでは、表示通貨(米ドルまたは豪ドル)と取引対象通貨(ブラジルリアル)との為替変動リスクが生じます。一方、豪ドル建-豪ドルクラスでは、表示通貨(豪ドル)と米ドルとの為替変動リスクを低減することを目指します。

●**完全な為替取引を行えないことによるリスク**: 売買執行時の相場環境等により完全な為替取引を行えない場合があります。この際、完全な為替取引を行った場合と比較して為替取引の効果が十分に得られない場合があり、また為替変動の影響を受ける場合があります。

為替取引による為替取引プレミアム/コストについて リターン/リスクの変化

<為替取引プレミアム/コストについて>

米ドルよりも金利が高い通貨で為替取引を行う場合は、米ドルと取引対象通貨との金利差による収益(為替取引プレミアム)が期待できます。一方、米ドルよりも金利が低い通貨で為替取引を行う場合は、米ドルと取引対象通貨との金利差による費用(為替取引コスト)がかかります。



- ◆米ドルから、米ドルより高い金利の通貨で為替取引を行う場合は、金利差による収益(為替取引プレミアム)が米ドル建のエマージング債券の利回りに加わります。一方、米ドルより低い金利の通貨で為替取引を行う場合は、金利差による費用(為替取引コスト)が米ドル建のエマージング債券の利回りから差し引かれます。ただし、NDFによる為替取引プレミアム/コストは、短期金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。

投資目的

当ファンドの投資目的は、投資対象ファンドに対する投資を通じて、主に米ドル建ての新興国市場において発行される債券に投資することにより、値上がり益およびインカムゲインからなるトータル・リターンを最大化を追求することにあります。

投資基準および投資プロセス

全般

管理会社は、世界の債券市場において生じる非効率性は、投資家の感情、市場の複雑性および相反する投資計画から生じているものと考えております。管理会社は、定量的予測に基礎的信用と経済調査を組み合わせるこれらの非効率性から利益を上げを試みます。

投資方針

当ファンドは、資産の大部分を投資対象ファンドに投資します。投資対象ファンドは、国の選定、セクターの分析および有価証券の選定を通じた固定金利および変動金利付きの国債、政府保証債、政府機関債および社債を含めた、米ドル建ての新興国市場において発行される債券からなる分散化されたポートフォリオに対して、主に投資を行うことにより、トータル・リターンを最大化を追求します。投資対象ファンドは、「準ソブリン債」に投資することもできます(この用語は、新興国の政府機関または政府系機関により保証がされている発行体が発行する有価証券を指します。)。管理会社は、通常時には、当ファンドの資産総額の80%以上を新興国市場の債券に投資する見込みです。新興国市場の債券には、新興国市場に所在しているか、主要な上場先を新興国市場に維持しているか、または主に新興国市場で取引もしくは運営されるあらゆる発行体が発行する証券に加え、新興国市場の通貨建ての確定利付証券(発行体の所在地は問いません。)が含まれます。新興国市場の「新興国」には、()JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル、JPモルガン・コーポレート・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス、MSCIEマージング・マーケット・インデックスまたはMSCIFロントニア・

マーケット・インデックスに含まれる国および()世界銀行分類の高所得国を除く国が含まれます。投資対象ファンドは、その純資産の20%までを米ドル以外の通貨建ての新興国市場債券・債務証券に投資することができます。投資対象ファンドは、米ドル以外の通貨建ての投資対象の通貨エクスポージャーについては、原則として、為替取引(当該米ドル以外の通貨売り、米ドル買い)を試みます。

投資対象ファンドは、その純資産総額の35%を超えて社債に対する投資を行わず、またエクイティ証券に対する投資を行いません。ただし、投資対象ファンドは、転換することによりまたは転換社債の行使をすることによりエクイティ証券を保有することができます。投資対象ファンドのエクイティ証券の保有は、投資対象ファンドの純資産総額の25%を超えないものとし、また投資対象ファンドは、いかなる発行体の発行済普通株式も5%を超えては保有しないものとします。さらに、投資対象ファンドは、その総資産の25%を超えて転換社債に対する投資を行いません。投資対象ファンドは、広範なオリジネーターおよびスポンサーが組成した(投資適格または非投資適格かを問わない)仕組証券に対して投資することができます。

日本証券業協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」(分散投資規制)では、投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高いファンドを特化型運用ファンドとしています。支配的な銘柄とは、次のいずれかの割合が10%を超える銘柄をいいます。

- ・投資対象候補銘柄の時価総額に占めるその銘柄の時価総額の割合
- ・運用管理等に用いる指数に占めるその銘柄の構成割合

当ファンドは、実質的な主要投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高い特化型運用ファンドです。このため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

組入れ有価証券の信用度

当ファンドの資産は、投資適格の有価証券および非投資適格の有価証券の双方に投資することができます。非投資適格の有価証券には、最低位格付けの非劣後債および同等の投資リスクを有する無格付け債券が含まれます。管理会社は、現在、当ファンドの純資産総額の50%を超える割合で、非投資適格である有価証券に対して投資を行う場合があります。

組入れ有価証券の満期

管理会社は、当ファンドの投資ポートフォリオの加重平均残存年数が、通常の場合には、7年から15年の間であると想定しております。

その他の投資方針

発行体への集中

当ファンドは、純資産総額の10%までを単一の発行体に投資することができます(かかる制限が存在しないソブリン債または準ソブリン債に投資する場合を除きます。)。

新興国市場への集中

当ファンドは、その純資産総額の30%を超えて単一の新興国の債券に対して投資を行うことができません。

防衛ポジション - 現金または現金等価物の保有

当ファンドは、一時的な防衛策として、買戻しへの対応として、または様々な国際市場における投資を予想して、短期金融証券を含めた、(米ドルまたはその他の通貨の)現金または現金等価物、および短期の確定利付証券を保有することができます。

通貨取引

管理会社は、当ファンドの投資対象である新興国市場の債券に帰属する値上がり益および収益からなるトータル・リターンを最大化を行うことに加え、さらに以下の2つの収入源から為替変動に伴うリターンを追求します。

- 1) 基準通貨(当ファンドの会計基準通貨であり、かつ当ファンドの投資対象が表示される通貨)である米ドルと、各受益証券クラスについて定める取引対象通貨との間の短期金利差(米ドル建 - 米ドルクラスの場合の米ドルを除きます。)
- 2) 表示通貨である米ドルまたは豪ドルに対する各取引対象通貨の値上がり

管理会社は、以下に記載される方法で各受益証券クラスに関して通貨取引を行うことにより、この戦略を実行します。

各受益証券クラスは、特定の取引対象通貨を有しております。管理会社は、表示通貨に対して関連する取引対象通貨のエクスポージャーを得るために、受益証券クラス(米ドル建 - 米ドルクラスを除きます。)ごとに、先渡為替予約またはノン・デリバラブル・フォワード為替予約等の金融手法・戦略(以下「通貨デリバティブ取引」と総称します。)を実行する予定です。

先渡為替予約は、関連する取引対象通貨に対するエクスポージャーを得るために、受益証券クラス(米ドル建 - 米ドルクラスを除きます。)ごとに、以下のとおり実行されます。

米ドル建 - 米ドルクラス：当該受益証券クラスは、米ドルで投資し、米ドルのエクスポージャーを追求する投資家を対象としています。先渡為替予約は行いません。

米ドル建 - ブラジルリアルクラス：当該受益証券クラスは、米ドルで投資し、米ドルに対するブラジル・リアルのエクスポージャーを追求する投資家を対象としています。米ドル建 - ブラジルリアルクラスに帰属する純資産価額(未実現の為替差損益を除きます。)の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りその全額に相当するブラジル・リアルの金額で、米ドルに対するブラジル・リアルの先渡しの買いを行います。

豪ドル建 - 豪ドルクラス：当該受益証券クラスは、豪ドルで投資し、豪ドルのエクスポージャーを追求する投資家を対象としています。豪ドル建 - 豪ドルクラスに帰属する純資産価額(未実現の為替差損益を除きます。)の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りその全額に相当する豪ドルの金額で、米ドルに対する豪ドルの先渡しの買いを行います。

豪ドル建 - ブラジルリアルクラス：当該受益証券クラスは、豪ドルで投資し、豪ドルに対するブラジル・リアルのエクスポージャーを追求する投資家を対象としています。豪ドル建 - ブラジルリアルクラスに帰属する純資産価額(未実現の為替差損益を除きます。)の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りその全額に相当するブラジル・リアルの金額で、米ドルに対するブラジル・リアルの先渡しの買いを行います。

特定の取引対象通貨を有する受益証券クラスの投資家は、米ドルと、各取引対象通貨との間における通貨デリバティブ取引から生じる差益を得ることができます(または差損を被る可能性があります)。通常、各通貨デリバティブ取引から生じる差益(差損)は、()通貨デリバティブ取引に関して先物為替予約期間を通じて生じる該当する2種類の通貨の金利差、および()当該2種類の通貨の通貨為替レートの変動差によってもたらされます。

さらに、特定の取引対象通貨を有する受益証券クラスの投資家は、表示通貨に対する当該取引対象通貨の為替変動リスクにさらされます。しかし、()米ドルに対する各取引対象通貨の為替変動リスクおよび()米ドルに対する表示通貨の為替変動リスクが、それぞれ存在する場合には、投資家は、該当する通貨デリバティブ取引によって相殺されない範囲においてのみ、エクスポージャーを有することになります(米ドル建 - 米ドルクラスの場合は除かれます。)

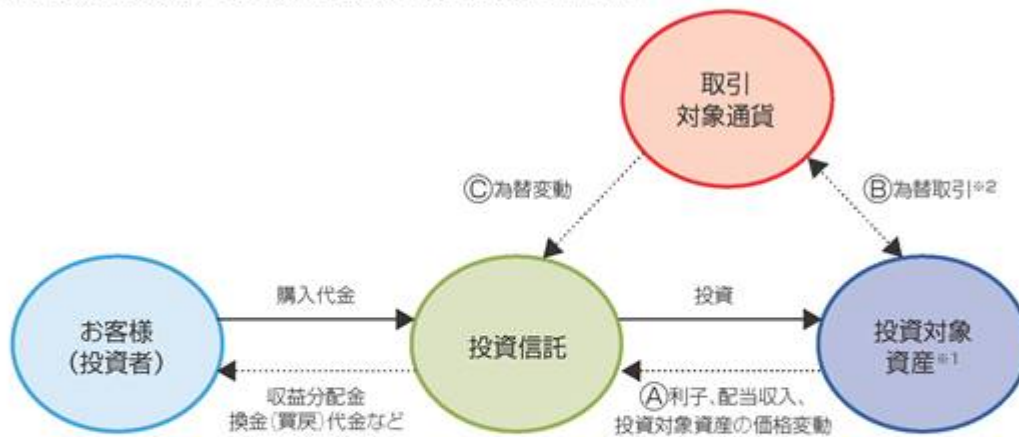
表示通貨によってなされた投資に関して、収益の分配および買戻しにより受益者が最終的に実現することとなるトータル・リターンは、米ドルと当該取引対象通貨(米ドル建・米ドルクラスの場合の米ドルは除かれます。)との間の為替レートの変動により、間接的にプラスまたはマイナスの影響を受けることがあります。また、トータル・リターンは、投資家の当初申込日から買戻日までの表示通貨と米ドルとの間の為替レートの変動により、直接、プラスまたはマイナスの影響を受けます。このエクスポージャーは、米ドルが当ファンドの会計基準通貨である一方で、当ファンドがその受益証券の純資産価額を米ドルまたは豪ドルにより評価するという事情から生じます。豪ドルの価値は、各評価日に関して、米ドルに対する表示通貨の通貨為替レートを利用することにより得られます。

申込みおよび買戻しの金額を、米ドルおよび豪ドルに換金し、または米ドルおよび豪ドルから換金することに関して生じる一切の費用は、当ファンドが負担します。一方で、米ドルに対する特定の取引対象通貨に関して生じる特定の通貨デリバティブ取引費用は、該当する受益証券クラスのみが負担します。

また、通貨選択型ファンドの収益のイメージについては、以下をご参照ください。

通貨選択型の投資信託の一般的なイメージ図

- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などの投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる取引対象通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。



※1 ファンドは、投資対象ファンドを通じて、エマージング債券を実質的な主要投資対象とします。

※2 取引対象通貨が表示通貨以外の場合には、当該取引対象通貨の対表示通貨での為替変動リスクが発生することに留意が必要です。

ファンドの各クラスの収益源(1口当たり純資産価格の変動要因)

- 通貨選択型の投資信託であるファンドの各クラスの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

収益の源泉	A エマージング債券			B 為替取引			C 為替変動														
	エマージング債券への投資による損益(値上がり/値下がり)、利子収入			米ドルと取引対象通貨の短期金利差による為替取引プレミアム/コスト			表示通貨と取引対象通貨による為替差益/差損														
	1口当たり純資産価格の上昇要因						1口当たり純資産価格の下落要因														
ファンド	A エマージング債券			B 為替取引			C 為替変動			ファンド			A エマージング債券			B 為替取引			C 為替変動		
米ドル建(表示通貨)	米ドルクラス			—※1			—※1			米ドル建(表示通貨)			米ドルクラス			—※1			—※1		
	ブラジルレアルクラス			米ドル金利 < ブラジルレアル金利※2			米ドル安/ブラジルレアル高			債券価格の値上がり、利子収入増加			ブラジルレアルクラス			米ドル金利 > ブラジルレアル金利※2			米ドル高/ブラジルレアル安		
豪ドル建(表示通貨)	豪ドルクラス			米ドル金利 < 豪ドル金利			—※3			豪ドル建(表示通貨)			豪ドルクラス			米ドル金利 > 豪ドル金利			—※3		
	ブラジルレアルクラス			米ドル金利 < ブラジルレアル金利※2			豪ドル安/ブラジルレアル高			債券価格の値下がり、利子収入減少			ブラジルレアルクラス			米ドル金利 > ブラジルレアル金利※2			豪ドル高/ブラジルレアル安		

※1 米ドル建-米ドルクラスでは、為替取引は行いません。よって、BおよびCの収益を得たり、または損失が発生することはありません。

※2 ノンデリバラブル・フォワード為替予約取引(NDF)を利用して為替取引を行う場合は、NDF為替予約レートによっては、短期金利差から理論上期待される水準よりBの為替取引プレミアムが減少する場合や為替取引コストが発生する場合があります。

※3 豪ドル建-豪ドルクラスでは、為替取引により、表示通貨(豪ドル)と米ドルとの為替変動リスクを低減することができます。これにより、Cの為替差益/差損は発生しないことが期待されていますが、為替取引の効果が十分に得られない場合があるため、Cの為替差益/差損が発生することがあります。

- 完全な為替取引を行えないことによるリスク: 売買執行時の相場環境等により完全な為替取引を行えない場合があります。この際、完全な為替取引を行った場合と比較して為替取引の効果が十分に得られない場合があり、また為替変動の影響を受ける場合があります。

(2)【投資対象】

当ファンドは、資産の大部分を投資対象ファンドに投資します。投資対象ファンドの概要は以下のとおりです。

ファンド名	ABケイマン・マスター・トラスト・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ
形態 / 商品分類	ケイマン籍 外国投資信託 / オープン・エンド型
償還日	2030年12月31日償還予定 ただし、受益者の利益のため必要と判断された場合には、事前に償還することができます。
運用の基本方針	主に米ドル建ての新興国の国債、政府保証債、政府機関債および社債等の債券(以下「エマージング債券」といいます。)を主要投資対象とし、値上がり益とインカムゲインからなるトータル・リターンの最大化を追求します。
主要な投資対象	<p>主に米ドル建てのエマージング債券を主要投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常、資産総額の80%以上をエマージング債券に投資する見込みです。 ・米ドル以外の通貨建債券への投資割合は、原則として純資産総額の20%以内とします。ただし、原則として米ドル以外の通貨建債券に投資する場合は為替取引(当該米ドル以外の通貨売り、米ドル買い)を行う予定です。 ・社債への投資割合は、純資産総額の35%以内とします。また、投資対象ファンドは、株式等のエクイティ証券に対する投資を行いません。 ただし、投資対象ファンドは、転換社債の行使等により、純資産総額の25%までエクイティ証券を保有することができます。 ・投資対象ファンドの資産は、投資適格の有価証券だけではなく、非投資適格の有価証券に対しても投資が行われます。非投資適格の有価証券に対しては、純資産総額の50%を超えて投資される場合があります。 ・新興国における単一国への投資割合は、純資産総額の30%以内とします。
決算日	毎年9月30日
主要な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・投資対象ファンドの総資産の50%以上を金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」に投資します。ただし、投資対象ファンドの運用開始直後、大量の買戻請求が予想される場合または管理会社がコントロールすることができないその他の状況が予想される場合を除きます。 ・単一発行体が発行する債券への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。ただし、ソブリン債または準ソブリン債に投資する場合を除きます。 ・借入残高総額は、純資産総額の10%を超えないものとします。ただし、合併等の特別事態により一時的に当該10%の制限を超える場合はこの限りではありません。

費用等	<p>管理会社報酬： <管理会社として提供するサービス> 投資対象ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、年間50,000米ドルを上 限額とします。） <投資運用会社として提供するサービス> 投資対象ファンドの純資産価額の年率0.75% その他費用・手数料： その他費用・手数料として、投資対象ファンドの受託会社報酬、管理事務代行 報酬、保管会社報酬および取引手数料等の運営費用を含む、投資対象ファンド に関する手数料・報酬および費用等があります。 以上のその他費用・手数料については、運用状況等により変動するものであ り、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>
管理会社 運用会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー (ケイマン)リミテッド
管理事務代行会社 保管会社 登録・名義書換事務 代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー

当ファンドは、投資対象ファンドに対する投資のほか、以下のとおり運用をすることができます。

投資対象の種類

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資目的および投資方針における制限ならびにサブ・ファン
 ドの投資制限に従い、以下のいずれの種類に投資することができます。

管理会社の単独の裁量により、サブ・ファンドは、効率的な運用および市場リスクのヘッジを目的
 として、または原資産を直接購入することなく一定の市場に対するエクスポージャーを提供するこ
 とを目的として、サブ・ファンドに適用される制限に従い様々なデリバティブ戦略を実施するこ
 とができます。サブ・ファンドが実施できるかかる取引には、スワップ（金利スワップを含みます。）、
 トータル・レート・オブ・リターン・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップ、金融先物
 契約およびそれに対するオプションについての取引を含みます。サブ・ファンドは、組入れ証券につ
 いてのオプション取引も実施することができます。サブ・ファンドは、通貨オプション、先物契約お
 よび先渡為替契約を利用して、基準通貨に悪影響を及ぼす通貨変動に対して、自己の投資対象をヘッ
 ジすることができます。これらのデリバティブ取引の利用には、一定のリスクを含み、かかる手法の
 利用により得ようとしていた目的が達成されるという保証はできません。下記「3 投資リスク（1）
 リスク要因」をご参照ください。

債務証券の種類

確定利付証券

サブ・ファンドが投資する確定利付債は、政府機関、国際機関、会社およびその他機関により発
 行される確定利付証券を含みます。

高利回り債券

高利回り債券またはその他の確定利付証券（投資適格未満を含む「高利回り」債務証券を含みま
 すがこれに限られません。）は、通常、取引所で取引されず、結果としてこれらの証券は、取引所
 市場に比べ透明性が低く、買い値と売り値の差が大きい店頭市場で取引されます。また、当ファン

ドは、その株式が公開取引されていない発行体の債券に投資することがあり、かかる投資に伴うリスクのヘッジが、より困難になる場合があります。

社債

社債は、企業が発行する手形、ディベンチャーおよびその他の負債証書ならびに企業のその他の債務を含みます。

転換証券

転換証券には、規定された交換レートで普通株式に転換できるボンド、ディベンチャー、社債および優先株式が含まれます。転換証券は、転換前においては、同様のまたは類似する発行体の株式関連証券よりも概して高利回りの安定した収益傾向を有するという非転換債務証券と同様の一般的な性質を有しています。転換証券の価格は、通常、転換対象株式の価格の変動に応じて変化しますが、高利回りであるため、転換証券は転換対象の普通株式よりも不安定ではない傾向にあります。債務証券と同様、転換証券の時価は、金利の上昇とともに低下し、金利の低下とともに上昇する傾向にあります。転換証券は、概して、類似する種類の非転換債務証券に比して利息または配当利回りが少ないですが、投資家は、転換対象の普通株式の時価の上昇によって利益を得ることができます。

「ゼロ・クーポン」財務省証券

サブ・ファンドは、「ゼロ・クーポン」国債に投資することができます。「ゼロ・クーポン」国債とは、利札を付さずに発行されるアメリカ合衆国短期国債、満期前の利札を外したアメリカ合衆国中期および長期国債、ならびにかかるストリップ債務およびストリップ・クーポンにおける持分を表象する受領書または証書をいいます。ゼロ・クーポン証券は、その存続期間中、その所持人に対し利息を支払いません。投資家にとってのゼロ・クーポン証券の価値は、満期時の額面金額と、通常は額面金額をかなり下回る取得価格(時に「大幅割引」価格といいます。)との間の差額です。当該証券は、通常、その券面価格または額面価格よりかなり割引いて取引され、経常的に利息の支払いを行っている同等の満期の債務証券に比べ、金利の変動に対応する時価の変動により大きく影響を受けることとなります。他方、満期前に再投資されるべき定期的な利払いは存在しないため、ゼロ・クーポン証券は再投資リスクを除去し、収益率は満期まで固定されます。

現在、利札を付さずに発行される唯一のアメリカ合衆国国債は短期国債です。アメリカ合衆国財務省は、利札を付さない中期国債および長期国債を発行しませんが、「国債の登録元利金の個別取引」(「STRIPS」プログラム)の下で、一部の長期国債に対する予定元利金の支払いは、連邦準備制度における登録制度により個別に維持管理され、個別に取引・所有されることがあります。さらに、ここ数年、多くの銀行および証券会社が、アメリカ合衆国中期国債および長期国債の利札部分から元本部分(以下「元本部分」といいます。)を外して(以下「ストリップ証券」といいます。)、かかる証券(通常、銀行により保管口座または信託口座に保管されています。)の利息を表章する受領書または証書の形態で当該部分を個別に販売しています。

商業用不動産モーゲージ証券(CMBS)

商業用不動産モーゲージ証券(CMBS)は、工業用不動産および倉庫用不動産、オフィスビル、小売スペースおよびショッピング・モール、共同住宅、ホテルおよびモーテル、ならびに介護施設(ナーシング・ホーム)、病院、高齢者居住施設(シニア・リビング・センター)等の多世帯用不動産または商業用不動産により担保されたモーゲージ・ローンに対する権利を表示し、またはこのようなモーゲージ・ローンにより担保された証券です。商業用不動産モーゲージ証券は、公開取引または非公開取引を通じて様々な公開発行体および非公開発行体により様々な仕組みを用いて発行されており、このような仕組みには居住用モーゲージの分野で開発されたもの(優先クラスおよび劣後クラスを特徴とするマルチクラス構造を含みます。)があります。商業用不動産モーゲージ証券には固定金利または変動金利を支払うものがあります。商業用不動産モーゲージ証券を裏付ける商業用不動産モーゲージ・ローンは一定の明らかなリスク特性を有しています。一般に商業用不動産モーゲージ・ローンは条件が標準化されておらず、これにより、その仕組みが複雑になり、居住用モーゲージ・ローンよりも満期までの期間が短い傾向があり、満期までに完全に分割償還されない場合があります。商業用不動産自体もそれぞれが独自の特徴を有する傾向があり、一家族用(一

戸建て)の居住用不動産に比べて評価が難しいといえます。また、商業用不動産、とりわけ工業用不動産および倉庫用不動産は、環境リスクならびに環境法規の遵守の責任および費用を負担します。

商業用不動産モーゲージ証券は、他のすべての確定利付証券と同様、通常、金利の上昇に伴い価値が下落します。また、一般に確定利付証券の価値は金利下落期間に上昇しますが、このような逆相関の関係は、一家族用(一戸建て)不動産モーゲージ証券の場合には金利下落期間中に期限前返済の可能性がありますので、商業用不動産モーゲージ証券の場合ほど顕著ではないかもしれません。商業用不動産モーゲージ証券を格付けするための手続きでは、特に、当該証券の仕組み、担保および保険の質および十分性、ならびに原債権者(オリジネーター)、サービシング会社および信用補完提供者の信用力等が審査の対象となります。

パス・スルー・モーゲージ関連証券

サブ・ファンドが投資できるモーゲージ関連証券は、アメリカ合衆国に居住する住宅購入者に対して住宅ローンの資金を提供しています。これには、貯蓄・貸付機関、抵当銀行および商業銀行等の貸し手によるモーゲージ・ローンのプールにおける持分を表象する証券が含まれます。モーゲージ・ローンのプールは、アメリカ合衆国の様々な政府、政府関連機関および民間団体により投資家(ポートフォリオ等)に販売するため集められます。

モーゲージ関連証券のプールにおける持分は他の形態の従来型債務証券とは異なっています。後者は、通常、満期時または指定された払込請求日に元本の支払いとともに確定額の利息の定期的支払いを提供します。これに対し、モーゲージ関連証券は、利息と元本の両方を毎月支払います。実際、かかる支払いは、住宅ローンの個々の借り手が、当該証券の発行体、サービサー(ローン管理機関)または保証人に手数料を支払った後に行う毎月の利息と元本の支払いの「パス・スルー」となります。裏付けとなる住宅資産の売却、借換えまたは抵当権執行による元本(発生し得る手数料または費用の控除後)の返済により、追加支払いが生じます。政府住宅抵当金庫(以下「GNMA」といいます。)により発行される証券等の一部のモーゲージ関連証券は、「修正パス・スルー」と称します。かかる証券は、抵当権設定者が期日に実際にモーゲージの支払いを行うか否かに関わらず、モーゲージ・プールに基づき支払われるべきすべての利息および元本(一定の手数料の控除後)の支払いを受領する権利をその所持人に付与します。

パス・スルー・モーゲージ関連証券の投資上の特徴は、従来の確定利付証券のそれとは異なります。大きな違いには、上記のとおり、モーゲージ関連証券に基づく利息と元本の支払いが通常より頻繁であること、および裏付けとなるモーゲージ・ローンまたはその他資産の繰上返済によりいつでも元本が期限前償還される可能性があることが含まれます。

モーゲージの期限前償還の発生に影響を及ぼすのは、金利レベル、景気全般、モーゲージの立地および年数ならびにその他の社会状態および人口統計上の状況等の要因です。概して、パス・スルー・モーゲージ関連証券の期限前償還は、モーゲージ金利の低下期間には増加し、モーゲージ金利の上昇期間には減少します。期限前償還額の再投資は最初の投資よりも高金利または低金利で行われ、これがポートフォリオの利回りに影響を及ぼすことがあります。

モーゲージ関連証券についてアメリカ合衆国政府の(即ち、アメリカ合衆国政府の完全な信頼と信用により裏付けられている)主要な保証人はGNMAです。GNMAは住宅都市開発省内の政府の全額所有公社です。GNMAは、アメリカ合衆国政府の完全な信頼と信用をもって、GNMAにより承認された機関(貯蓄・貸付機関、商業銀行および抵当銀行等)が発行した証券で、かつ連邦住宅管理局が保証するまたは退役軍人擁護局が保証するモーゲージのプールにより裏付けられた証券の元利金の適時の支払いを保証する権限を有します。

アメリカ合衆国政府関連の(即ち、アメリカ合衆国政府の完全な信頼と信用により裏付けられていない)保証人には、連邦抵当金庫(以下「FNMA」といいます。)および連邦住宅抵当公社(以下「FHLMC」といいます。)が含まれます。FNMAは、個人株主が全面的に所有する政府後援公社です。FNMAの発行するパス・スルー証券はFNMAにより元利金の適時の支払いについて保証されますが、アメリカ合衆国政府の完全な信頼と信用による裏付けは行われません。FHLMCはアメリカ合衆国政府の下部機構法人です。FHLMCの発行する参加証券は、利息の適時の支払いおよび元本の最終的な(また

は一部について適時の)回収について保証されますが、アメリカ合衆国政府の完全な信頼と信用による裏付けは行われません。

商業銀行、貯蓄・貸付機関、民間モーゲージ保険会社、抵当銀行およびその他の流通市場の発行体もまた、従来の住宅ローンのパス・スルー・プールを創設します。当該発行体は、モーゲージ関連証券の保証人だけでなく、裏付けとなるモーゲージ・ローンのオリジネーターとなる場合もあります。かかる政府以外の発行体が創設するプールは、通常、政府プールおよび政府関連プールより高い金利を提供しますが、これは前者のプールに関する支払いについて直接または間接に政府が保証していないためです。しかしながら、かかるプールの利息および元本の適時の支払いは、通常、個別ローン、財産所有権、プールおよび危険保険等の様々な形態の保険または保証により裏付けられています。保険および保証を発行するのは、政府機関、民間保険会社およびモーゲージ・プール保有者です。かかる保険および保証ならびにその発行者の信用度が、モーゲージ関連証券がサブ・ファンドの投資の品質基準を満たすか否かの決定の際に考慮されます。民間保険会社が保険証券に基づく債務を履行できると保証することはできません。プール設定者のローンの経験および実務についての審査により、管理会社が、当該証券がサブ・ファンドの品質基準を満たすと判断する場合、サブ・ファンドは、保険または保証のないモーゲージ関連証券を購入することができます。かかる証券の市場は益々流動性が高くなってきているものの、一部の民間機関の発行する証券は容易に市場で売買できないことがあります。

担保付モーゲージ債務およびマルチ・クラス・パス・スルー証券

サブ・ファンドが投資できるモーゲージ関連証券にはまた、担保付モーゲージ債務(以下「CMO」といいます。)およびマルチ・クラス・パス・スルー証券が含まれます。CMOは、モーゲージ・バック証券(多くの場合GNMA、FNMAおよびFHLMCを含む政府または政府関連保証人により発行される証券を含みます。)ならびに一定の資金およびその他の担保により保証されている特別目的事業体の発行する債務です。マルチ・クラス・パス・スルー証券は、モーゲージ・ローンまたはその他のモーゲージ関連証券により構成される信託における持分権です。裏付けとなる担保の元利金の支払いにより、CMOに関する元利金の支払資金が得られ、またはマルチ・クラス・パス・スルー証券に関して予定されている分配が実行されます。CMOおよびマルチ・クラス・パス・スルー証券(文脈により別異に解すべき場合を除き、以下「CMO」と総称します。)は、アメリカ合衆国政府の機関もしくは下部機構または民間団体により発行されます。CMOの発行体は、不動産モーゲージ投資コンデュイット(以下「REMIC」といいます。)としての処遇を選択できます。

CMOにおいては、債券または証券のシリーズは、複数のクラスで発行されます。CMOの各クラス(しばしば「トランシェ」と称します。)は、それぞれ特定された表面利率で発行され、所定の満期または最終分配期日が定められています。CMOを裏付ける担保に関する元本の期限前返済により、所定の満期または最終分配期日よりかなり早期にCMOが償還されることがあります。裏付けとなるモーゲージの元利金は、CMOのシリーズの複数クラスの間で、様々な方法で配分されます。普通の構造では、裏付けとなるモーゲージに関する元本の支払い(元本の期限前返済を含みます。)は、定められた順序により、CMOの各シリーズの各クラスに充当され、一定のクラスについては、他の一定のクラスの払込みが完了しない限り、元金の支払いはなされません。

CMOの一または複数のトランシェは、LIBOR(以下で定義されます。)等の指数に対して特定の上乗せを行って定期的に再設定する表面利率となっている場合があります。「変動金利型CMO」と称するこうした金利調整型トランシェは、サブ・ファンドによりARMS(以下で定義されます。)であるとみなされます。変動金利型CMOは、概して、これに関する表面利率に存続期間に対するキャップ(上限)を設けて発行されます。こうしたキャップは、以下で「金利調整型モーゲージ証券」の項で説明される金利調整型モーゲージ証券と同様に、変動金利型CMOが連動する金利指数の上昇に関わりなく、変動金利型CMOの表面利率の引上げを行うことができない最高限度を示しています。

金利調整型モーゲージ証券

サブ・ファンドが投資できる金利調整型モーゲージ証券(以下「ARMS」といいます。)には、()金利調整型モーゲージにより裏付けられ、かつ、GNMA、FNMA、FHLMCにより、および民間組織により発行されたパス・スルー証券、ならびに()変動金利型CMOが含まれます。ARMSの表面利率

は、いくつかのあらかじめ定められた金利指数に対する増加分に対して定期的な間隔で再設定されます。以下の3つの主な分野の指数があります。()米国財務省証券に基づくもの、()資金コストの指数またはモーゲージ・レートの移動平均等の計算された指標から派生するもの、()ロンドン銀行間取引金利(以下「LIBOR」といいます。)、預金証書(以下「CD」といいます。)、プライム・レート等の短期金利に基づくもの。多くの発行体が、指数として、1年もの、3年ものおよび5年もの米国財務省中期国債の利回り、連邦準備銀行の2つの統計発表(毎月G.13(415)および毎週のH.15(519))で報告されている6か月ものの米国財務省短期国債割引率、CD複合プライム・レート、LIBORおよびその他の指数を選択しています。追加的な指数が将来開発される場合もあります。投資のためにある種のARMSが選択される際に、管理会社は、かかるARMSの市場の流動性についても検討します。

サブ・ファンドが投資する可能性のあるARMSを担保する原資産であるところの金利調整型モーゲージは、住宅ローン借主に対するローン金利が()再設定毎または調整間隔毎に、かつ()ローンの存続期間を通じて上下する限度額を制限する上限および下限を有することが多い。住宅ローンの金利調整型モーゲージの中には、金利変更よりも、借主による毎月の元利金支払いの変更を制限することにより定期的な調整を制限するものがあります。これらの支払上限が、負の償還(すなわちモーゲージ・ローンの残高の増加)を引き起こす場合があります。サブ・ファンドが投資する可能性のあるARMSも、固定金利モーゲージにより担保されている場合があります。変動金利型のCMO(上記で定義されます。)として知られるこれらのARMSは、一般的に、表面利率について存続期間を通じての上限を有しています。

サブ・ファンドが投資する可能性のあるARMSには、金利調整型モーゲージおよび変動金利型CMOにより担保されたパス・スルー・モーゲージ関連証券が含まれる場合があります。上記のとおり、金利調整型モーゲージは一般に、上限を有しており、表面利率が定期的な間隔またはローンの存続期間を通じて増減される可能性のある上限額を制限しています。変動金利CMOも、同様の存続期間を通じての上限を有します。金利がARMSについて許容される上限よりも早く上昇する限りにおいて、かかるARMSは、金利調整型モーゲージ・ローンによるよりも、固定金利モーゲージによって担保された証券に近い効果を有するようになります。結果として、上限を超えた金利増加は、ARMSに対し、金利調整型証券よりも、従来型の債務証券に近い効果を生じさせることになり、それにより、かかる上限がない場合よりも大幅に値下がりさせる可能性が高くなると予想されます。上記において特記されているとおり、ARMSの表面利率は、変動する金利に応じて調整され得るため、金利変動によるARMSの価格変動は、従来型の債務証券の場合よりも少なくなります。しかしARMSの金利調整型の特徴は、特に金利の極端な変動期間中は、かかる変動を排除しません。また、多くの調整金利モーゲージは年1回しか再設定を行わないため、ARMSの価格は、実勢金利が、裏付けとなっている金利調整型モーゲージについて支払われる表面利率に直ちに反映されない範囲においては、変動すると予想されます。

ストリップ・モーゲージ関連証券

ストリップ・モーゲージ関連証券(以下「SMRS」といいます。)は、デリバティブ・マルチ・クラス・モーゲージ関連証券です。SMRSは、米国政府およびその機関もしくは下部組織により、または、預金および金融組合、モーゲージ銀行、民間銀行、投資銀行、およびそれらの特別目的子会社を含むモーゲージ・ローンの民間組織もしくは投資家によって発行されます。

SMRSは、通常、GNMA、FNMAまたはFHLMC証書、ホール・ローンまたはプライベート・パス・スルー・モーゲージ関連証券のプール(以下「モーゲージ資産」といいます。)について異なる割合の利子および元本分配を受領する2つのクラスにより構成されています。普通の種類のSMRSは、他方のクラスが金利の大部分および元本の残部を受領する一方で、モーゲージ資産から金利の一部および元本の大部分を受領する1つのクラスを有します。最も極端な場合、1つのクラスは金利の全部を受領し(金利のみまたは「I0」クラスといいます。)、その一方で、他方のクラスは元本全部(元本のみまたは「P0」クラスといいます。)を受領します。

I0クラスの満期時の利回りは、関連する裏付モーゲージ資産についての元本支払い(繰上返済を含みます。)の割合に対して極端に敏感であり、元本の繰上返済の割合が急激であれば、I0クラス

の満期についての利回りに著しく不利な影響を及ぼす場合があります。元本の繰上返済の割合は、金利の一般水準の変動につれて変動します。裏付モーゲージ資産が予想されていた元本繰上返済よりも大規模に生じた場合、サブ・ファンドは、たとえその証券がS&PによりAAAもしくはムーディーズによりAaaまたは別のNRSRO(全米的に認知された統計格付け機関)によりそれと同等に格付けられていたとしても、これらの証券に対する当初投資を完全には取り戻せない可能性があります。これらの仕組みおよび裏付けとなるキャッシュ・フローにより、SMRSは、ストリップでないモーゲージ関連証券よりも変動性が高い場合があります。

アセット・バック証券

サブ・ファンドは、一定の質の高いアセット・バック証券に投資することができます。モーゲージ関連証券を構築するのに利用されている証券化手法は、現在では、広範な資産に対して適用されつつあります。信託の利用を通じて、特別目的法人およびその他のビークル、多様な種類の資産(自動車およびクレジット・カード債権、ホーム・エクイティ・ローン、および機器リースを含みます。)は、上記のモーゲージ・パス・スルーの仕組みに類似するパス・スルーの仕組みまたはCMOの仕組みに類似するペイ・スルーの仕組みにより証券化されています。アセット・バック証券の裏付けとなっている担保は、繰上返済率が管理されまたは制限されている傾向があります。さらに、アセット・バックローンの短期的性質が、繰上返済の水準の変動の影響を軽減しています。また、償却により、アセット・バック証券の平均存続期間が、慣習的に満期の代わりとなっています。

(モーゲージ・ローン、自動車ローンまたはその他の担保に関する)繰上返済の可能性は、アセット・バック証券のキャッシュ・フローを変更するため、実際の最終満期日または平均存続期間をあらかじめ決定することはできません。繰上返済が早まれば、平均存続期間を短縮することになり、繰上返済の速度が遅ければ存続期間は長くなります。しかし、変動の範囲を決定すること、および証券の価格に及ぶ影響を計算することはできません。

仕組証券およびバスケット証券

サブ・ファンドは各種の仕組証券およびバスケット証券に投資することができます。サブ・ファンドが投資する仕組証券は、例えば、特定の固定利付債務の投資上の特徴を再構築する目的のためにのみ設立され運営されている事業体における持分を表しています。かかるタイプの再構築は、法人もしくは信託等の事業体への特定証券の預託またはかかる事業体によるかかる証券の購入、ならびに裏付けとなる証券によりバック・アップされまたはかかる証券の持分を表す一もしくは複数のクラスの仕組証券の当該事業体による発行を含みます。裏付証券のキャッシュ・フローは、多様な満期、支払優先権および金利規定等の異なる投資上の特徴を持つ証券を設定するため、新規発行の仕組証券の間で配分することができ、仕組証券について行われる支払いの限度は、裏付証券のキャッシュ・フローの程度に依拠します。特定のクラスの仕組証券は、別のクラスの証券の支払いを受ける権利に対し劣後するものもあれば劣後しないものもあります。劣後仕組証券は、一般に、非劣後仕組証券より高利回りであり、かつより大きなリスクを伴っています。

サブ・ファンドが投資するバスケット証券は、様々な発行体の固定利付債務のバスケットまたはその他の証券のバスケットを保有するため組織されかつ運営される事業体により構成されることがあります。固定利付債務を含むバスケットは、確定利付証券市場の一部またはその全体の特徴を示すように設計されることがあります。SIMIに記載される投資制限に従い、サブ・ファンドは仕組証券およびバスケット証券に投資することができます。

バリエブル・レート、フローティング・レートおよび逆変動利付証券

確定利付証券は、確定金利、バリエブル・レートまたはフローティング・レートである場合があります。バリエブル・レート付きまたはフローティング・レート付きの証券は、特定の計算式に従って定期的に調整される利率で利息を支払います。「バリエブル」レートは、既定の間隔で(例えば、毎日、毎週、または毎月)調整されますが、他方「フローティング」レートは、特定の基準利率(最優遇貸出金利(プライム・レート)等)が変更された場合にいつでも調整されます。

サブ・ファンドは、基準レートに相当する表面利率の利息および、短期的な金利の上昇が既定レベルまたは「キャップ」を上回る場合には一定期間についての追加利息が支払われる確定利付証券

に投資することができます。かかる追加利払いの額は、一般的に、短期金利指数に特定係数を乗じることに基づとする計算式により算定されます。

レバレッジが付された逆変動利息確定利付証券は、逆変動利付債といわれることがあります。逆変動利付債の金利は、逆変動利付債が指数化される際の基準となる市場金利と逆方向に再設定されています。逆変動利付債は、その利率が金利指数の変動の規模を上回る規模で変動する限度において、レバレッジが機能すると考えられます。逆変動利付債に付随するレバレッジの程度の高さは、時価の変動の大きさに関連しています。このため、金利の上昇期間中には、逆変動利付債の時価は、確定利付証券に比してより急速に値下りする傾向にあります。

インフレ連動証券

サブ・ファンドは、一定種類の政府発行インフレ連動証券(アメリカ合衆国財務省インフレ連動証券(以下「U.S.TIPS」といいます。))および他の国々の政府が発行するインフレ連動証券を含みます。)に投資することができます。U.S.TIPSはアメリカ合衆国財務省が発行する確定利付証券であり、その元本金額はインフレ率(現在、3か月遅れで計算される季節調整のない「都市部消費者物価指数」により表されます。)の変化に基づき毎日調整されます。アメリカ合衆国財務省は、現在、10年満期のU.S.TIPSのみを発行していますが、将来的にその他の満期のU.S.TIPSが発行される可能性があります。U.S.TIPSは、これまで5年、10年または30年の満期で発行されてきました。U.S.TIPSは、インフレ調整後の元本金額の固定比率に相当する利息が半年毎に支払われます。かかる債券の金利は発行時に確定されますが、債券の存続期間を通じ、かかる利息が、インフレの調整により増減する元本金額に対し支払われます。(インフレの調整による)満期時の当初債券元本の償還はデフレ期間でも保証されています。ただし、サブ・ファンドが流通市場において、その元本金額が発行以後の物価上昇による調整で増額されたU.S.TIPSを購入した場合、その後にデフレ期間が発生すればサブ・ファンドは損失を被ることがあります。さらに、債券の時価は保証されず、変動することになります。サブ・ファンドがU.S.TIPSを保有している期間中のインフレが予想を下回った場合、サブ・ファンドはこの種の証券について、従来型債券の場合より少ない収益を得ることがあります。アメリカ合衆国以外の政府のインフレ連動証券は、銘柄の追加または変更が行われることがあり、その仕組みおよび地域市場による追加的または異なる発行およびリスクを伴うことがあります。

信用補完の種類

原資産に係る債務者の支払不履行の影響を軽減するため、GNMA(ジニーメイ)、FNMA(ファニーメイ)およびFHLMC(フレディマック)以外のモーゲージ関連証券は、キャッシュ・フロー補完を規定している場合が多いといえます。このようなキャッシュ・フロー補完は、()流動性の確保および()原資産に係る債務者の最終的不履行から生ずる損失に対する信用の確保の2つの種別に分類されます。流動性の確保とは、資産プール上で期日の到来している支払額の移転(パススルー)が適時に行われるように、支払延滞分(例えば、30日から60日の延滞)を補填する、一般的には資産プールを管理する事業者が行う立替えをいいます。最終的な不履行から生ずる損失に対する信用の確保は、少なくとも資産プール内の資産の一部に関しては、当該資産に係る債務の最終的な支払いの可能性を高めます。このような確保は、発行体もしくはスポンサーが第三者から獲得する保証、保険証券もしくは信用状を通じて、後述のような取引を組み込む様々な手段を通じて、またはこれらの方法の組み合わせにより提供され得ます。

第三者による信用補完により流動性の保護または不履行による損失に対する保護が提供されている証券の格付けは、一般に信用補完提供者の信用力の継続に依拠しています。信用補完提供者の信用力が低下した場合、このような証券の格付けは、たとえ裏付けとなっている資産プールに係る延滞または損失が予想よりも良好なときでも、引下げられる可能性があります。

取引の仕組みから生ずる信用補完の例には、「優先証券-劣後証券」(元本または利息の支払いに関して—または複数のクラスが他のクラスに劣後する形で複数の証券クラスを設け、その結果、原資産に係る不履行が劣後クラスの保有者によって先ず負担されます。)、**「準備勘定」**の創設(現預金または投資対象(原資産に係る支払いの一部を原資とする場合があります。))が将来の損失に対する準備金として保有される場合)および**超過担保**(原資産に係る予定支払額または原資産

の元本金額が、当該証券に対する支払いを行い、サービシング・フィーその他の報酬を支払うために必要であると予想される金額を上回る場合)が含まれます。各証券発行に関して提供される信用補完の程度は、一般に、原資産に伴う信用リスクの水準に関するこれまでの情報に基づいています。考慮されるその他の情報には、人口統計的要因、ローンの引受方法ならびに全般的な市場状況および経済状況が含まれます。予想を上回る延滞または損失は、このような証券への投資のりターンに悪影響を及ぼすことがあります。

その他の投資対象および投資戦略

権利およびワラント

サブ・ファンドは、裏付けとなる持分証券それ自体がサブ・ファンドに組み入れるに適切であると管理会社によりみなされる場合にのみ、権利またはワラントに投資することができます。権利およびワラントの所持人は、特定期間に特定価格で持分証券を購入する権利を付与されます。権利は、通常、ある発行体の既存受益者に対し発行され、国によっては「優先引受権」と称します。権利はワラントと同じですが、ワラントよりもかなりその存続期間が短いといえます。権利およびワラントは、その所持人に対し裏付証券につき配当を受ける権利もしくは議決権を付与せずまたは発行会社の資産における権利を表しているものではないという点において、他の一定種類の投資対象に比べより投機的であるとみなされることがあります。権利またはワラントの価額は必ずしも裏付証券の価額とともに変動しないものの、裏付証券の値下がり、時間の経過もしくは裏付証券の潜在力に関する認識の変化またはこれらの要因の組合せにより権利またはワラントの価額が低下することがあります。裏付証券の時価が行使期間満了日にワラントに記載された行使価格を下回る場合、ワラントは価値を失って消滅します。さらに、権利またはワラントは、行使期間満了日までに行使されない場合には無価値となります。

証券オプション

オプションはその買い手に対し、プレミアムを支払いに基づき、確定日またはそれ以前に既定価格により指定金額の証券を当該オプションの売り手に対し引き渡す権利(プット・オプションの場合)またはかかる売り手から受け取る権利(コール・オプションの場合)を付与します。サブ・ファンドが裏付証券を所有している場合、自らが保有する他の証券の転換もしくは交換により当該裏付証券を取得する絶対的かつ即時の権利を有している場合、または自らが売却したコール・オプションの行使価格以下の行使価格による裏付証券のコール・オプションを保有している場合、サブ・ファンドにより売却されたコール・オプションは「カバー」されていることとなります。サブ・ファンドが、自らが売却したプット・オプションの行使価格以上の行使価格による裏付証券のプット・オプションを保有している場合も、サブ・ファンドが売却したプット・オプションは「カバー」されていることとなります。

サブ・ファンドが裏付証券を所有していないが、サブ・ファンドが所有するまたは取得する権利を有する別の証券の値下がりに対するヘッジを提供しようとする場合には、コール・オプションはクロス・ヘッジを目的としたものとなります。サブ・ファンドは、クロス・ヘッジ取引から受領されるプレミアムがカバード・コール・オプションの売却から受領されるプレミアムを超えるような場合には、カバード・コール・オプションを売却する代わりに、クロス・ヘッジ目的でコール・オプションを売却し、それと同時に、必要とするヘッジも達成することとなります。

証券指数オプション

証券指数のオプションは、証券についてのオプションと類似していますが、証券指数のオプションは、特定の価格で証券を取得しまたは証券を交付する権利というよりは、選択された指数の終値が、オプションの行使価格よりも高い(コールの場合)かまたは低い(プットの場合)場合に、一定額の現金を受領する権利をオプション保有者に付与するという点が異なります。

先物契約および先物契約オプション

先物契約の「売り」とは、契約により要求される証券もしくは外国為替または商品指数を指定された日に指定された価格で引き渡すべき契約上の義務の負担を意味します。先物契約の「買い」とは、契約により要求される証券もしくは外国為替または商品指数を指定された日に指定された価格

で買い取るべき義務の負担を意味します。指数先物契約の購入者は、契約満了日の指数の価値につき指定された整数倍の額(現行価格)と契約が最初に締結された際の価格の間の差額に相当する現金額を受け取るまたは引渡すことに同意します。指数を裏付ける証券の現物引渡しは行われません。先物契約オプションは、行使により先物契約の引渡しを請求するオプションです。サブ・ファンドが売却または購入する先物契約オプションは取引所または店頭市場で取引され、サブ・ファンドの効率的な運用のみを目的に利用されます。

先渡予約

証券の売買の先渡予約は、「発行日」ベースの購入または「後日引渡し」ベースの売買を含むことがあります。先渡予約が、合併、会社更生または債務再編の承認および完了等の後発事由の発生を条件としている場合もあります(すなわち、「発行日」取引)。

先渡予約取引が交渉される場合、予約が行われる時点で価格が確定されますが、証券の引渡しおよび支払いは後日に行われます。通常、決済日は取引から2か月以内とされますが、2か月を超える決済が交渉されることもあります。先渡予約に基づき売買される証券は市場の変動の影響を受けることがあり、利息または配当は購入者に対し決済日まで発生しません。

先渡予約の利用により、サブ・ファンドは予想される金利と価格の変動を防御することができます。例えば、金利が上昇し債券価格が下落している期間には、サブ・ファンドは値下がりによる損失を限定するため先渡予約によりサブ・ファンドの保有する証券を売却することができます。金利が低下し債券価格が上昇している期間には、サブ・ファンドはその保有する証券を売却し、発行日ベースまたは先渡予約ベースで同様のまたは類似する証券を購入することにより、その時点の利回りの上昇から利益を得ることができます。しかしながら、管理会社が金利の動向を誤って予測した場合、当該サブ・ファンドはその時点の時価を下回る価格で当該発行日取引または先渡取引を完了しなければならないおそれがあります。発行日証券および先渡予約は決済日前に売却されることがありますが、サブ・ファンドは、実際に証券の受領または場合により引渡しを行う意向である場合にのみ発行日取引または先渡予約を実行します。サブ・ファンドがその取得前に発行日証券を取得する権利を処分することまたは先渡予約についての引渡しもしくは受領を行う権利を処分することを選択した場合、サブ・ファンドに利益または損失が生じることがあります。「発行日」ベースの証券の購入にサブ・ファンドの資産の相当額が関与する場合、当該サブ・ファンドの純資産額のボラティリティが増大することがあります。先渡予約取引の相手方当事者が不履行に陥った場合、サブ・ファンドは資金を有利な金利で投資する機会または証券を有利な価格で処分する機会を失うおそれがあります。

レポ取引

買い手が証券を購入し、同時に将来の合意済期日(通常は1日または数日後)に当該証券を売り手に売却することに同意した場合、これをレポ取引といいます。売却価格は、買い手の資金が証券に投資される期間の合意済金利を反映して購入価格を上回ります。当該契約により、サブ・ファンドは、長期的性質の投資を求めて「オーバーナイト」の機動性を維持しつつ、サブ・ファンド資産のすべてを活用し続けることができます。売り手が買戻債務を履行しない場合、当該サブ・ファンドは、担保の売却代金が買戻価格を下回る限度で損失を被ることになります。売り手が破産した場合、サブ・ファンドは、自らのための担保の売却が遅れるまたはこれを妨げられることがあります。管理会社は、サブ・ファンドがレポ取引を締結する相手方である売り手の信用度を監視します。

スタンド・バイ・コミットメント

サブ・ファンドがスタンド・バイ・コミットメントを行った場合、発行体の選択によりサブ・ファンドに対して発行および販売される証券を、定められた金額で購入することを、一定期間確約することになります。証券の価格および利払は約定時に確定されます。契約締結時に、サブ・ファンドは、証券が最終的に発行されたかどうかにかかわらず、コミットメント・フィー(通常は、サブ・ファンドが購入を確約した証券の購入総額の約0.5%にあたります。)を支払われます。サブ・ファンドは、残存期間が45日を超えるスタンド・バイ・コミットメントは締結しません。

スタンド・バイ・コミットメントの対象となっている証券が発行される保証はなく、交付日の証券(発行された場合。)価額は、購入価格を上回る場合もあれば下回る場合もあります。コミットメントの裏付けとなっている証券の発行は、発行体の選択によるため、サブ・ファンドは、証券の価額が下落した場合はキャピタル・ロスを被ることになり、発行体がサブ・ファンドに対し証券を発行および販売しないと決定した場合は、コミットメント期間中の証券価額の値上がりによる利益を得ることはできません。

通貨オプション

その他の種類のオプションと同様、通貨オプションの売却は、受領したプレミアム金額を上限とする部分的なヘッジにしかならず、当該サブ・ファンドは、損失を被るような不利な為替レートで通貨を購入または売却しなければならないおそれがあります。通貨オプションの購入は、為替レートの変動に対し有効なヘッジとなるかもしれませんが、サブ・ファンドのポジションに不利なレートの変動の場合は、サブ・ファンドはプレミアムの全額に加えて関連する取引経費を失う場合もあります。

先渡外国為替契約

サブ・ファンドは、基準通貨とその他の通貨の関係の不利な為替変動によるサブ・ファンドに対するリスクを最小限にするために先渡外国為替契約を購入または売却することができます。先渡外国為替契約は、特定の通貨を将来の日付に合意価格で売買する債務であり、個別に交渉され、かつ、個人的に取引されるものです。ノン・デリバラブル・フォワード契約(以下「NDF」といいます。)は、満期時の現金支払いについて規定します。NDFは、通常、当該通貨の実際の決済のための市場が未熟である場合、著しく規制されている場合または高い税金が賦課されている場合に、利用されます。

サブ・ファンドは、例えば、証券の価格を基準通貨に固定するために、外貨建ての証券売買の契約を締結する際に、先渡外国為替契約を締結することができます(以下「取引ヘッジ」といいます。)。サブ・ファンドは、ある特定の通貨によるサブ・ファンドの取引総額に相当する額について、またはサブ・ファンドの未実現損益に対応する額、もしくはサブ・ファンドの申込および買戻しによりサブ・ファンド証券の売買が必要となる場合においてこれを調整するために必要な額(いずれについても、サブ・ファンドの取引総額より高い場合も低い場合もあります。))について、当該国の通貨についての取引ヘッジを締結することができます。サブ・ファンドがその投資対象が表示されている通貨が基準通貨に対して大幅に下落している可能性があると考えた場合、サブ・ファンドは、かかる外貨建ての投資対象の一部または全部の価額に近い当該その他の通貨の金額を売却するための先渡売却契約を締結することができ、またはサブ・ファンドが基準通貨が別の通貨に対して大幅に下落していると考えた場合、サブ・ファンドは、基準通貨による確定した金額について当該その他の通貨を買うための先渡購入契約を締結することができます(以下「ポジション・ヘッジ」といいます。)。サブ・ファンドは一般に、自己のポートフォリオにおいて保有されている証券のうち、ある特定の通貨建てのもしくは当該通貨により値付けされている証券の時価総額(かかる売却を行う時点によります。)に相当する金額について、またはポートフォリオにおける未実現損益に対応する額、もしくはサブ・ファンドの申込および買戻しによりサブ・ファンド証券の売買が必要となる場合においてこれを調整するために必要な額(いずれについても、サブ・ファンドの取引総額より高い場合も低い場合もあります。))について、当該特定の通貨についてポジション・ヘッジをすることができます。ポジション・ヘッジの代わりに、サブ・ファンドは、先渡契約に従い売却される通貨の基準通貨による価額が、かかるサブ・ファンドの組入れ証券が表示されている通貨の基準通貨における価額が下落した場合には常に下落すると当該サブ・ファンドが確信する場合には、基準通貨での確定金額のために、異なる外貨を売却するための先渡契約を締結することができます(以下「クロス・ヘッジ」といいます。)。通貨価格の予測不可能な変動により、かかる先渡外国為替契約がない場合よりも、サブ・ファンドの全般的な運用実績がふるわない場合があります。通貨価額の下落に対するヘッジは、組入れ証券の価格の変動を排除するものでなく、またはかかる証券価格が下落した場合に損失を防ぐものではありません。かかる取引は、ヘッジされている通貨の価額が上がった場合にも利益の機会を妨げます。さらに、サブ・ファンドが、一般的に予

測できない通貨切下げに対してヘッジすることは不可能であり、サブ・ファンドは、自らが予測する通貨切下水準を上回る価格で通貨を売却する契約はできません。

スワップ、キャップ、フロア

サブ・ファンドは、スワップ(金利スワップを含みます。)を締結することができ、金利キャップを売買することができ、フロアを売買することができ、および今までに述べたすべての取引についてのオプションを売買することができます。サブ・ファンドは、これらの取引を、特定の投資対象のリターンもしくはスプレッドもしくはサブ・ファンドの一部を保持するため、またはその他のヘッジ目的のために締結する予定です。サブ・ファンドは、サブ・ファンドが後日購入を予定している証券の価格の上昇に対抗するため、またはサブ・ファンドのデュレーションを管理するためにもこれらの取引を締結します。金利スワップには、サブ・ファンドが別の当事者と、金利を支払いまたは受領するためにそれぞれの約定を交換することを伴います(例えば、変動金利支払いと固定金利支払いの交換等)。金利キャップの購入は、サブ・ファンドに対し、特定の指数があらかじめ定められた金利を超える限りにおいて、金利キャップを売却する当事者から契約上の名目元本に対する利払いを受領する権利を付与することになります。金利フロアの購入は、サブ・ファンドに対し、特定の指数があらかじめ定められた金利を下回る限りにおいて、金利フロアを売却する当事者から契約上の名目元本に対する利払いを受領する権利を付与することになります。金利キャップの売却によりサブ・ファンドは、特定の指数があらかじめ定められた金利を上回る限りにおいて、サブ・ファンドがプレミアムを受領するのと引き換えに、当該キャップを購入する当事者に対し契約上の名目元本に対する利払いをしなければならないことになります。金利フロアの売却によりサブ・ファンドは、特定の指数があらかじめ定められた金利を下回る限りにおいて、金利フロアを購入する当事者に対し契約上の名目額に対する利払いをしなければならないことになります。

サブ・ファンドは、資産をヘッジしているかまたは負債をヘッジしているかにより、資産ベースまたは負債ベースのいずれのスワップ、キャップおよびフロアでも締結でき、通常、純額ベースで(すなわち、サブ・ファンドが受領し又は支払いを行うという二種類の金銭の流れについてネットアウトし、かかる二種類の金銭の流れの純額について)スワップを締結します。各スワップについてのサブ・ファンドの権利に対するサブ・ファンドの債務の超過純額(もしあれば)は、毎日発生します。サブ・ファンドが純額ベース以外でスワップを締結する場合、サブ・ファンドは、当該スワップについてのサブ・ファンド債務の毎日発生した全額において分離口座を維持します。管理会社は、継続的に、スワップ、キャップおよびフロア取引の取引相手方の信用度を監視します。

スワップ(キャップおよびフロアを含みます。)の利用は、通常サブ・ファンドの証券取引に伴うものとは異なる投資手法および投資リスクを伴います。管理会社が時価、金利およびその他の適用される要因の予測を誤った場合、サブ・ファンドの投資運用実績は、これらの投資手法が利用されない場合に比べて減少することになります。さらに、管理会社の予測が正しい場合であっても、スワップ・ポジションが、ヘッジされている資産または負債の価格と不完全にしか関連していないかもしれないというリスクがあります。

通貨スワップ

通貨スワップは、特定の通貨による一連の支払いについての、サブ・ファンドと別の当事者との個別に交渉された交換を行います。通貨スワップは、交換期間の終わりの時点で、多額のある取引対象通貨を他の取引対象通貨と引き換えに引き渡すこととする場合があります。したがって、通貨スワップの元本全額が、当該スワップの他方当事者とその契約上の引渡債務について不履行となるというリスクにさらされます。各通貨スワップについての自己の権利に対するサブ・ファンドの債務の超過純額(もしあれば)は、毎日発生します。かかる取引に対し他方当事者の不履行があれば、サブ・ファンドは、当該取引に関する契約に従い契約上の救済を受けます。

クレジット・デフォルト・スワップ

サブ・ファンドは、慎重な監督に服する機関と、クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)を締結することができます。ヘッジ目的のために利用される場合、サブ・ファンドは、CDS契約の買い手となります。この場合、特定の債務の発行体の「信用事由」の発生時に債務またはその代わりとしての現金決済と額面(またはその他の合意済価額)とを交換するという権利と引換えに、サブ・

ファンドは、CDSの期間中、定期的な一連の支払いを取引相手方に行います。信用事由が発生しなかった場合、サブ・ファンドは何らの利益を得ることなく、CDSから得られた一連の支払いを消費することになります。反対に、サブ・ファンドがCDSの売主の場合、一連の支払いを受領しますが、かかる信用事由発生の際には、債務またはその代わりとしての現金決済と引換えに、参照債務の額面(またはその他の合意済価額)を取引相手方に支払う義務を負います。売主としてのサブ・ファンドは、かかる支払いを回復するには発行体に依存せざるをえないため、発行体の信用リスクにさらされることとなります。サブ・ファンドは、シングル・ネーム、指数、トランシェ、バスケットまたは予約CDS取引に投資できます。

組入れ証券の貸付け

サブ・ファンドは組入れ証券の担保付貸付けを行うことができます。ポートフォリオ証券の貸付リスクは、他の信用供与と同様に、借主が財政的に破綻した場合に、担保上の権利を喪失する可能性があります。さらに、サブ・ファンドは、借主の不履行に基づき行われる担保の売却により、貸付証券を代替するに足る十分な手取金を得られないリスクにさらされます。特定の借主に証券を貸し付けるか否かを決定する際、管理会社は、借主の信用度を含むすべての関連事実および状況を考察します。証券の貸付けが行われている間、借主は、該当するサブ・ファンドに対し、当該証券からの収益を支払います。サブ・ファンドは、現金担保を短期金融商品に投資し、これにより追加収益を受取ることができ、または同等の担保を引き渡した借主から合意した額の収益を受け取ることができます。サブ・ファンドは、議決権、引受権および配当金、利息または分配金を受ける権利等の所有者としての権利を行使するため、貸付証券または同等の証券の登録所有権を取り戻す権利を有することがあります。サブ・ファンドは、貸付けに関連し合理的な範囲の仲介手数料、管理事務報酬およびその他の手数料を支払うことができます。

非流動性証券

サブ・ファンドは、非流動性証券に投資できます。かかる目的上、非流動性証券には、特に、(a) 転売時に法律上もしくは契約上の制限を受け、または容易に利用可能な市場が存在しない(例えば、当該証券の取引が停止されている場合、または非上場証券について、マーケット・メーカーが存在しないもしくは売買呼値がない場合) 私募証券またはその他の証券(多くの通貨スワップおよび通貨スワップを担保するため利用される資産を含みます。)、(b) 店頭オプションおよび店頭オプションを担保するために利用される資産、ならびに(c) 7日以内に終了不能なレポ取引が含まれます。転売時に法律上または契約上の制限を受けるが、容易に利用できる市場がある証券は非流動的であるとはみなされません。管理会社はサブ・ファンドの組入れ証券の流動性を監視します。サブ・ファンドが非流動性証券に投資する場合、サブ・ファンドは当該証券を売却できないことがあり、売却時にその全額を換金できないことがあります。

シンセティック・エクイティ証券

サブ・ファンドは、「ローカル・アクセス・プロダクト」または「パーティシペーション・ノート」もしくは「低行使価格ワラント」と呼ばれるシンセティック・エクイティ証券に投資できます。これらの証券は、通常、銀行またはその他の金融機関により発行され、取引所で取引される場合もあればされない場合もあります。これらの証券は、特定の価格で、発行体からまたは発行体に対し、集団投資スキーム投資信託についての2002年12月20日法第41条(1)に従い裏付証券または指数を代表する証券のバスケットを買取りまたは売却する権利を保有者に付与することのできるものであるか、または裏付証券もしくは裏付指数の価額に関する現金支払いを受領する権利を保有者に付与することのできる一種のデリバティブ証券です。これらの証券はオプションに類似しており、裏付証券または当該証券価額と引換えに保有者が行使できますが、一般に、通常のオプションよりも長期間行使できます。これらの証券には、通常、行使価格があり、発行時に確定されています。

これらの証券は、保有者に対し、発行体から会社の普通株式を購入するかまたは現金支払いを受領する権利を付与します。現金支払いは、あらかじめ定められている公式により計算されます。証券は、通常、発行時の裏付証券の時価よりかなり低い行使価格(例えば1米国セント等)となっています。低い行使価格ワラントの買主は、着手時に裏付普通株式の全額を事実上支払うことになり

ます。ワラントを行使する場合、ワラント保有者が行使の指示を出す時点と、行使に関する関連する普通株式の価格または決済日が決定される日との間に時間的な遅れがある場合があり、その期間中に、裏付証券の価格が著しく変化するおそれがあります。さらに、ワラントの行使または決済の日が、現地の管轄当局が資本規制を課すことまたは他の法域の投資家に関連する法律の変化等の一定の市場混乱事由により影響を受ける場合もあります。これらの事由がワラントの行使日もしくは決済通貨の変更または決済日の延期を招くおそれがあります。場合によっては、市場混乱事由が一定期間続き、ワラントが無価値となりワラント購入価格の全額損失となることもあります。

サブ・ファンドは、管理会社(発行体の信用度を継続的に監視します。)が信用力があるとみなす事業体により発行されたこれらの証券を購入します。これらの証券に対する投資は、証券の発行体が裏付証券またはその代わりとしての現金を引き渡すという義務を履行しないかもしれないというリスクを伴います。これらの証券は当該ワラントの流通市場が限られている可能性があるため、流動性リスクにもさらされる場合があります。

サブ・ファンドは、一定の発行体の、または一定の発行体に関連する長期オプションにも投資できます。長期オプションは発行体(通常は金融機関)により設定されたコール・オプションであり、保有者に対し、発行体から別の発行体の発行済証券を購入する権利を付与します。長期オプションは、1年以上の当初期間を有しますが、一般に、3年から5年の間の期間となっています。長期オプションは、取引相手方の履行を保証する決済会社を通じて決済するものではなく、その代わり、取引所で取引され、取引所の取引規則に従います。

一時的防御ポジション

特別の事情の下で、かつ、限定された期間において、管理会社は、証券市場の状況またはその他の経済的もしくは政治的状況により正当化される期間において、サブ・ファンドの投資方針を変更して、一時的な防御手法を採用することができます。管理会社は、場合に応じてサブ・ファンドの持分証券または長期債務証券のポジションを適宜減らし、他の債務証券のポジションを増やすことができますが、かかる証券にはアメリカ合衆国政府、OECD加盟国の政府機関またはS&PによりAA以上もしくはムーディーズによりAa以上もしくは少なくとも一つのIRS0(国際的に認知された統計格付け機関)により同等であると格付けされているかもしくはかかる格付けがない場合には同等の投資適格品質であると管理会社が判断する欧州、米国もしくは他国籍の企業もしくは国際機関により発行されまたは保証されている短期確定利付証券が含まれることがあります。かかる証券は、サブ・ファンドの基準通貨建ての場合も基準通貨以外の通貨建ての場合もあります。サブ・ファンドはまた、現金および上記の高格付け機関により発行されまたは保証されているもので満期までの期間が120日未満の短期金融商品で構成される流動性資産を付随的に保有することができます。サブ・ファンドはまたいつでも一時的に、再投資の待機資金または受益者に対する分配その他の配分のための準備金として保有する資金を上記の短期金融商品に投資することができます。サブ・ファンドが一時的な防御を目的に投資を行っている間は、サブ・ファンドが投資目的を満たさないことがあります。

将来の投資手法の展開

サブ・ファンドは、現在サブ・ファンドが利用を企図していないかまたは利用できないがいずれ展開される可能性のあるその他の投資手法を、かかる投資手法がサブ・ファンドの投資目的と整合性を有しかつ法律上容認することが可能である限度において、活用することができます。かかる投資手法は、発生した場合には、本書に記載された手法に伴うリスクを上回るリスクを伴うことがあります。

(3) 【運用体制】

ポートフォリオ運用体制全般

管理会社は、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ運用など各戦略に強みを持つ充実した運用体制を擁します。

また、リサーチがこれら様々な運用プロセスの基盤であるとの考えに基づき、200名程度のクオッツおよびファンダメンタル・リサーチ・プロフェッショナルが運用チームと協働しています。この広範囲にわたる深いリサーチと専門性が様々な資産クラス/地域/スタイルの運用を支えています。

株式のリサーチおよびトレーディング

管理会社の株式の運用チームは、100名を超えるポートフォリオ・マネジャーとリサーチ・アナリストで構成されており、ボトムアップのファンダメンタル・リサーチに基づき銘柄選択を行います。日々の銘柄選択は、ポートフォリオ・マネジャーが担当し、アナリストはリサーチに大半の時間を費やします。アナリストは企業の経営陣、納入業者、顧客、競合他社、業界のコンサルタントとのミーティングを頻繁に行い、投資機会を見出します。最終的な銘柄選択は、運用チームの確信度とリサーチで得られた分析に基づいて判断されます。具体的には、アナリストの投資推奨を基にポートフォリオ・マネジャーが意思決定を行い、ポートフォリオ全体のリスク管理面も反映して、最終決定します。ポートフォリオ・マネジャーが売買銘柄、株式数を決定し、グローバル株式トレーディング・デスクのトレーダーがその決定内容の執行に専念します。

債券のリサーチおよびトレーディング

管理会社の債券の運用チームは、100名を超えるポートフォリオ・マネジャーとリサーチ・アナリストを世界各地に置き、主要な債券セクター全てをカバーしています。ポートフォリオ・マネジャーは、地域特化またはセクター別に組織されています。管理会社の債券投資戦略委員会が、全般的なマクロ経済の環境や様々なセクターの相対的な魅力に関する見解をまとめ、運用についての枠組みおよび一貫性のあるインプットとして、各ポートフォリオ運用チームの投資プロセスに用いられます。そして、調査チームが分析・提供する豊富な債券運用および通貨運用に関連するデータをもとに、各ポートフォリオ・マネジャーが常時緊密な意見交換を行い、その結果を各ポートフォリオに戦略的に反映します。最終的な売買の決定は、ポートフォリオ・マネジャーの責任で行われ、売買執行そのものは債券トレーディング・デスクが行います。

(4)【分配方針】

分配方針の概要は以下のとおりです。

原則、毎月15日を分配基準日(15日がファンド営業日ではない場合は翌ファンド営業日)とし、安定した分配を継続して行うことを目指します。

※「安定した分配を継続して行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや1口当たり純資産価格が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、1口当たり純資産価格の水準、運用の状況等によっては安定した分配とならない場合があることにご留意ください。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- ◆分配対象額の範囲は、①受益証券の各クラスに帰属する純収益、および②為替取引により生じる米ドルと取引対象通貨との間の金利差(為替取引プレミアム)としますが、元本から分配金が支払われる場合もあります。
- ◆分配に充てなかった収益については、受益証券の純資産価額に反映されることになります。
- ◆分配は、販売取扱会社を通して投資者に対して、分配基準日(同日を含みます。)から起算して原則として9ファンド営業日目以内に支払われます。

管理会社は、その裁量により、2011年3月以降、毎月分配を宣言することができます。当ファンドが分配可能額を有する範囲において、管理会社は、毎月15日(15日がファンド営業日ではない場合には、その翌ファンド営業日とし、以下「分配基準日」といいます。)に、受益者に対して分配を宣言します。ただし、管理会社は、その独自の判断により、分配を行わないことがあります。分配宣言が行われた場合には、分配は、分配の宣言がなされた分配基準日(同日を含みます。)から起算して登録された受益者に対して4ファンド営業日以内(日本における投資者に対しては、分配基準日から原則として9ファンド営業日以内)またはその後可及的速やかに支払われます。

管理会社は、当ファンドの(1)受益証券の各クラスに帰属する純収益、および(2)通貨の運用によって生じる特定の受益証券クラスのリターン部分(すなわち、米ドルと該当する取引対象通貨との間の金利差(もしあれば))について、すべてまたは実質的にほぼすべての額を、毎月、分配することを宣言し、支払いをすることを予定しています。

また、管理会社は、分配が行われる場合において、かかる分配に関連する受益証券のクラスに帰属する実現利益および未実現利益を分配の原資とするか否か、原資とする場合にはその範囲、ならびに/またはかかる分配に関連する受益証券のクラスに帰属する元本を分配の原資とするか否か、原資とする場合にはその範囲について、それぞれ決定することができます。これらの受益証券に帰属する純収益および純実現利益が分配額を超過する場合には、かかる超過リターンは、受益証券の各純資産価額に反映されることになります。管理会社は、管理会社の単独での裁量により、上記の分配原資による分配が可能である限り、各受益証券クラスに関して毎月安定した分配を継続して行うことを追求する方針です。

また、収益分配金に関する留意事項については、以下をご参照ください。

収益分配金に関する留意事項

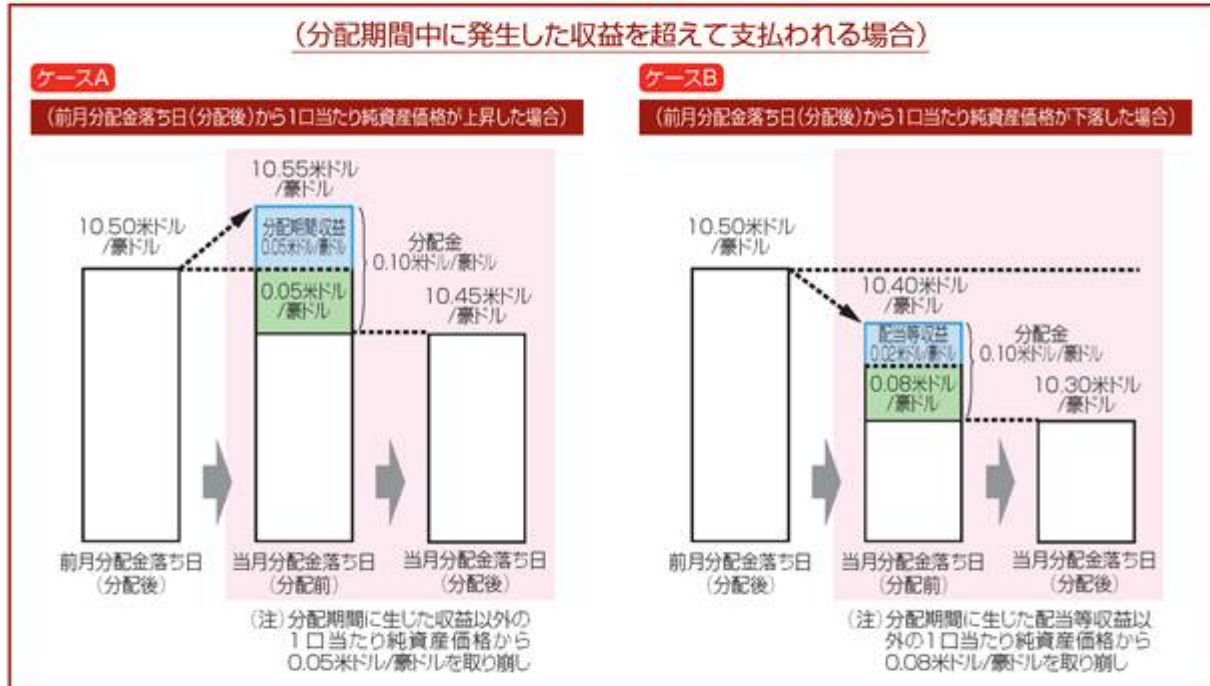
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、分配金落ち日の1口当たり純資産価格は、前月分配金落ち日の1口当たり純資産価格と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

※「分配期間」とは、ある分配金落ち日から翌月の分配金落ち日までの期間をいいます。なお、分配金落ち日とは、分配基準日(原則毎月15日とし、15日がファンド営業日ではない場合は翌ファンド営業日とします。)の翌ファンド営業日をいいます。



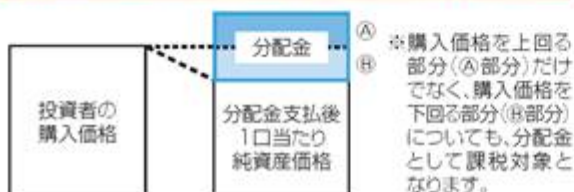
(注) 分配金は、分配方針に基づき支払われます。分配対象の範囲については、2頁をご参照ください。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

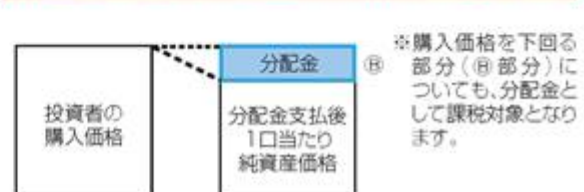
投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がり率が小さかった場合も同様です。この場合においても、元本の一部払戻しに相当する部分は、分配金として課税対象となります。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



（５）【投資制限】

管理会社は、当ファンドの運用直後に、多数の買戻請求が予想される時、または管理会社がコントロールすることができないその他の状況が予想される時を除き、日本の法令・規則の目的を達成するため、当ファンドの総資産の50%以上が金融商品取引法に定義される「有価証券」に投資されるよう、当ファンドが投資信託及び投資法人に関する法律を遵守することを確保するものとします。管理会社は、日本証券業協会規則および金融商品取引法を遵守するために、当ファンドが以下の投資制限を遵守することを確保するものとします。

- 1) 空売りの制限：空売りにより取引がなされる有価証券の時価総額は、当ファンドの純資産価額を超えないものとします。
- 2) 借入れの制限：借入総額が当ファンドの純資産価額の10%を超えることになる借入れは、禁止されています。ただし、合併等の非常事態または緊急事態の場合には、一時的に10%の制限を超過することができます。
- 3) 同一法人の株式の取得制限：当ファンドは、ある会社の株式の取得の結果、当ファンドおよび管理会社が運用する他のすべてのファンドが保有する株式の議決権の総数が、かかる会社の株式の議決権の50%を超える場合には、かかる会社の株式を取得しないものとします。かかる制限については、他の投資ファンドに対する投資について適用がされません。この場合における百分率は、買付基準時点または時価基準によって計算することができます。
- 4) 流動性の低い有価証券に関する投資制限：当ファンドは、価格の透明性を確保する適切な措置が講じられない限り、直ちに換金することができない私募の有価証券、未上場の有価証券または不動産といった非流動性資産に対して自己の純資産価額の10%を超えて投資を行わないものとします。
- 5) 利害関係者との取引の制限：受託会社、管理会社または受益者以外の第三者の利益のための取引といった受益者保護に欠ける、または当ファンドの資産の運用の適正を害する当ファンドのための取引は、禁止されるものとします。
- 6) 信用リスク管理：当ファンドは、日本証券業協会の規則に従い、信用リスク（ファンドが保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生しうる危険をいいます。）を適切に管理する方法としてあらかじめ管理会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行いません。当ファンドは、日本証券業協会の規則（関連するガイドラインを含みます。）にいう「特化型」に分類されます。一の者に対するエクスポージャー（同規則に定める「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」のそれぞれを指します。）は純資産の35%以内とすることとします。

また、当ファンドはケイマン諸島の規制の対象であるため、管理会社は、当ファンドを代理して以下の行為を行うことができません。

- () いずれかの証券の空売りをを行うことにより、当ファンドのために空売りされるすべての証券の総額が、当該空売りの直後にファンドの純資産価額を超えることとなる場合に、当該証券を空売りすること。
- () 金銭の借入れを行うことにより、当ファンドのために実行される借入残高が、当該借入れの直後にファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合に、当該金銭の借入れを行うこと。ただし、以下の場合を除きます。
 - ・ 特別な状況（当ファンドが他のミューチュアル・ファンド、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームとの合併を含みますが、これらに限定されませんが、）において、12か月を超えない期間において、本項で言及される借入制限を超過することができます。
 - ・ 以下に該当する場合、本項で言及される借入制限を超えることができます。

- (A) 当ファンドの目的が、自己の証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産(不動産に対する持分権を含みます。)に投資することである場合。
- (B) 当ファンドの資産の健全な管理運用を確保するためまたは当ファンドへの投資者の利益を保護するために、かかる制限を超える借入れが必要であると管理会社が考える場合。
- () 投資会社ではないいずれか一発行会社の株式を取得することにより、管理会社が管理運用するすべてのミューチュアル・ファンドにより保有される当該会社の議決権付株式の総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることとなる場合に、当該会社の株式を取得すること。
- () 取引所に上場されていない、または即時に現金化することのできない投資証券を取得することにより、当ファンドにより保有される当該投資証券の総額が、当該取得の直後に当ファンドの純資産価額の15%を超えることとなる場合に、当該投資証券を取得すること。ただし、英文目論見書に当該投資証券の評価方法が明確に開示される場合には、管理会社は、一切の投資証券を取得することにつき制限を受けないものとします。
- () 当ファンドの投資者の利益を害するか、または当ファンドの資産の適切な管理運用に反する何らかの取引(管理会社または当ファンドへの投資者以外の第三者に利益を与えることを意図した取引を含みますが、これらに限定されません。)を行うこと。
- () 自己またはいずれかの取締役との取引を、本人として行うこと。

ただし、当ファンドのために管理会社により自己の株式、証券、持分その他の投資証券の全部または一部が取得される会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者が、以下のいずれかに該当する場合、上記のいかなる制限も、当ファンドのために管理会社が、当該会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者の株式、証券、持分その他の投資証券の全部または一部を取得をすることを妨げません。

- () ミューチュアル・ファンド、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合。
- () マスター・ファンドもしくはフィーダー・ファンドの一部を構成するか、または複数の会社もしくは事業体のその他の類似する組織もしくは団体を構成する場合。
- () 当ファンドの投資目的もしくは投資戦略の全部またはその一部を直接的に促進する特別目的事業体である場合。

管理会社は、受益証券が販売される国の法令を遵守するために、随時、受益者に適合するかまたは受益者の利益のために追加の投資制限を課す可能性があります。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

リスク要因

(a) リスク・プロファイル

当ファンドの投資対象である確定利付証券は、発行体である民間企業および公的機関の信用リスクの影響を受け、また確定利付証券の市場価格は、金利変動の影響を受けます。当ファンドは、投資適格および投資適格未満のいずれの確定利付証券も投資対象とすることができます。分配の支払いが行われるという保証はありません。

当ファンドは、有価証券への投資に内在する市場リスク、金利リスク、為替変動リスクおよびその他のリスクの影響を受けます。したがって、投資目的が達成されることおよび投資された元本が確保されることまたは元本額が増加することについては、保証されません。投資の結果は、月次ベース、四半期ベースまたは年間ベースで大幅に異なる可能性があります。当ファンドへ投資することによって、投資プログラムが完全なものとして実行されるわけではありません。

管理会社等の経験豊かな投資顧問によって、慎重にデリバティブ取引が活用されることにより、利益がもたらされることがあります。一方で、デリバティブ取引は、取引相手方の信用リスク、デリバティブ取引戦略の効果的な管理に伴うリスク、特定のデリバティブ取引市場における流動性リスクおよびデリバティブ取引への投資金額以上の損失を被るリスクを含む、伝統的投資が有するリスクとは異なるリスクを伴います。

(b) 主なリスク要因

当ファンドの主なリスク要因は、以下のとおりです。

為替リスク

表示通貨は米ドルまたは豪ドルであるため、円貨により受益証券への投資を行っている投資者が収益の分配および買戻しの際に最終的に実現することとなるトータル・リターンは、円貨と該当する表示通貨との間の為替レートの変動により、プラスまたはマイナスの影響を受けることがあります。

豪ドル建 - 豪ドルクラス

投資対象ファンドを通じて主に米ドル建資産へ投資することによって生じた米ドルのエクスポージャー（米ドル建資産を保有することによって、米ドルの為替変動リスクにさらされている資産の度合いをいいます。）は、当クラスの為替変動リスクを低減するために豪ドルによる為替取引（原則として米ドル売り・豪ドル買い）がなされますが、かかる為替取引の戦略が有効であるとの保証はありません。当該為替取引の戦略によって、豪ドルと米ドルとの金利差相当の為替取引プレミアムまたはコストが生じることとなります。

米ドル建 - ブラジルリアルクラスおよび豪ドル建 - ブラジルリアルクラス

ファンドは、投資対象ファンドを通じて主に米ドル建資産に投資します。各クラスにおいて、当該表示通貨に対し取引対象通貨であるブラジルリアルのエクスポージャーを得る（すなわち、表示通貨に対するブラジルリアルの為替変動リスクを積極的にとる）ために、管理会社は先渡為替予約取引またはノン・デリバラブル・フォワード為替取引（NDF）を行います。投資者は、取引対象通貨の価値が表示通貨に対し上昇した場合にはかかる取引によって利益を得ることがあり、また価値が下落した場合にはかかる取引によって損失を被ることがあります。

また、かかる戦略によって、表示通貨とブラジルリアルとの金利差相当の為替取引プレミアムまたはコストが生じることとなります。NDFの価格は主に需給要因により決まるため、NDF為替取引の市場価格は、実勢金利差とは大幅に乖離することがあります。先渡為替予約契約またはNDFの終了の結果、ファンドによって現実の先渡為替予約契約のレートまたはNDFのレートが実現されることにより、為替取引プレミアムが減少することがあります。

先渡為替予約は、取引対象通貨のエクスポージャーを得る（すなわち、取引対象通貨の為替変動リスクを積極的にとる）ために、該当する受益証券クラスごとに実行されます。NDFは、通常、

通貨を実際に決済するための市場が未成熟である場合、著しく規制されている場合または高い税金が賦課されている場合に、利用されます。

また、管理会社は、ファンドの(1)受益証券の各クラスに帰属する純収益、および(2)通貨の運用によって生じる特定の受益証券クラスのリターン部分(すなわち、米ドルと該当する取引対象通貨との間の短期金利差)について、すべてまたは実質的にほぼすべての額を、毎月、分配することを宣言し、支払いをすることを予定しています。さらに、分配金は、分配原資である元本から支払われることがあります。例えば、特定の通貨(ブラジル・レアル等があります。)の国外において購入されたNDF為替予約の市場価格が実勢金利差とは(場合によっては大きく)異なる場合には、投資元本から分配金が支払われることがあります。かかる場合には、該当する受益証券クラスについて管理会社が決定する毎月の分配を比較的安定的に設定・維持するために、元本から分配を割り当てる場合があります。ある受益証券クラスについて分配金を支払う上で資金調達のために組入れ証券が現金化される場合には、元本から分配が行われないその他の受益証券クラスも、これにより比例的に影響を受けることになります。

信用リスク

ファンドが投資する債券の発行体について、支払債務その他の債務が履行されない場合(債務不履行)、当該発行体の財務状況が悪化する場合、または信用格付けが格下げになる場合があります。このような事由は、ファンドの純資産価額が下落する要因となります。

また、ファンドは、投資適格未満または格付けはされていないものの同等の信用力にとどまる高利回りの高リスク債券に投資することがあります。このような債券は、一般に「ジャンク債」と呼ばれ、高格付けの債券よりも元本および利息の支払いについて重大な損失を被るリスクがあり、また、景気後退期間または金利上昇期間においては、発行体による利息または元本の支払いができなくなる(債務不履行となる)可能性が上昇します。

金利変動リスク

ファンドの受益証券の価格は、その投資対象の価値とともに変動します。債券の投資価値は、一般的な金利水準の変動に応じて変動します。金利低下時は、債券の価格は一般的に上昇しますが、金利の低下が景気後退の前兆とみなされる場合には、ファンドの保有する証券の価格は金利の低下とともに下落することがあります。逆に、金利上昇時は、債券の価格は、一般的に下落します。

新興国市場リスク

新興国市場(エマージング・マーケット)の発行体が発行する証券に対する投資には、発達した市場の発行体が発行する証券に投資することに通常伴うリスクに加え、以下の重大なリスクを伴います。

- () 取引高が少なくまたは取引が生じないことにより、発達した資本市場において同等の発行体が発行する証券に比べて、流動性が失われ、また値動きが大きくなること。
- () 国家政策の不確実性および社会・政治・経済情勢の不安定により、資産収用、没収的課税、高インフレ率または外交関係の悪化等の事態が生じる可能性が増大すること。
- () 為替レートが変動しうること、投資対象に適用される法制度が異なること、および為替管理、保管上の制約その他の法律・規制が存在しまたは今後課せられる可能性があること。
- () 国益に影響を及ぼすものとみなされる発行体または産業に対して課せられる投資上の制限等、ファンドの投資機会の制約につながる国家政策が実行されうること。
- () 民間・外国投資、および私有財産に係る法整備が欠如しているか、または未整備であること。

(c) その他全般的なリスク
カントリー・リスク - 全般

サブ・ファンドは、様々な国および地域に所在する発行体の証券に投資することができます。各国の経済は、国内総生産(GDP)または国民総生産(GNP)の成長、インフレ率、資本金の再投資、資源の自給自足および国際収支ポジション等の点に関し、互いに有利にもまたは不利にも異なることがあります。一般的な発行体は、インサイダー取引規則、市場操作に関する制限、受益者委任状要件および情報の適時開示等の事項につき、様々な水準の規則の適用を受けます。発行体の報告、会計および監査基準は、重要な点について国ごとに著しく異なることがあります。また証券の投資家またはその他の資産への投資家に対し、国ごとに情報の提供が十分になされないことがあります。このような国の経済は、国有化、収用・没収に係る課税、通貨ブロック、政治的変革、政府規制、政治的・社会的不安定さまたは外交上の展開により、悪影響を受けることがあります。またファンドの投資対象資産も悪影響を受けることがあります。収用、国有化またはその他没収の場合には、サブ・ファンドは該当する国への投資全体を失うことがあります。さらに、事業団体、破産および債務超過について定める国々の法律により、サブ・ファンドのような証券保有者に対する保護が限定されることがあります。

原則として一国のみを所在地とする発行体の証券に対し投資するファンドは、分散した地域に投資するサブ・ファンドに比べ、当該国の市場、政治および経済リスクにさらされます。また、複数の国を所在地とする発行体の証券に投資するサブ・ファンドは、一国のリスク負担はより少ないですが、より多くの国々のリスクにさらされます。

サブ・ファンドは、様々な市場で多くの異なるブローカーおよびディーラーとの間で、サブ・ファンドの証券を取引することができます。ブローカーまたはディーラーの倒産の結果として、当該ブローカーまたはディーラーに適用される規制によって当該ブローカーまたはディーラーに預託されているサブ・ファンド資産が全額喪失することがあります。さらに、特定の国々の仲介手数料が他の国々より高かったり、特定の国々の証券市場が他の国々に比べ、流動性が少なく、より不安定であったり、また政府による監督規制が緩和されていたりすることがあります。

また、多くの国々の証券市場は、比較的小規模であり、そのような市場においては、時価総額および取引高の大部分が、少数の産業を代表する限定された数の企業に集中しています。その結果として、当該国の企業の株式に投資しているサブ・ファンドは、相対的に大きな証券市場を有する国々の企業の株式のみに投資しているサブ・ファンドに比べ、より大きな値動きおよび相当の流動性の不足を経験することがあります。かかる小さな市場では、市場に全般的に影響を及ぼす不利益な事由により、また大量の証券を取引する大口投資家により、さらに大きな影響を受けることがあります。証券の決済の遅れや、関連する行政の不安定さにより影響を被る場合もあります。

国によっては、外国人が投資を行う前提として政府の承認を要していたり、外国人による投資を発行体の発行済証券の特定の比率のみに限定していたり、または国民が買付ける場合に提供される企業の証券よりも不利となり得る条件(かかる条件には価格を含みます。)が付されている証券の特定の種類のみに外国人による投資を限定していたりする場合があります。かかる制限または規制は、場合によって、特定の証券に対する投資を制限しまたは妨げることがあり、サブ・ファンドの経費および費用を増加させることがあります。さらに、投資収益、投資元本または証券の売却代金をある国から本国に送金することは、一部の国において規則に基づき規制されており、事前に政府に対して一定の届出を行うことまたは一定の認可を得ることが必要となる場合があります。国によっては、国際収支が悪化した場合には、かかる国が海外からの元金の送金を一時的に制限することがあります。また、投資上のその他の制限の適用による場合に加えて、サブ・ファンドは、送金のために必要な政府の承認が遅れることまたは拒否されることにより、悪影響を受ける可能性があります。局地的な市場に対する投資については、サブ・ファンドは追加費用の負担を伴うことがある特別な手続きを履行することが要求されることがあります。かかる要因は、ある国に対するサブ・ファンドの投資の流動性に影響を及ぼすことがありますので、管理会社は、当該要因がサブ・ファンドの投資に及ぼす影響を監視する予定です。

サブ・ファンドは、新興国市場の発行体の証券への投資を認められることがあります。その結果として、そのようなサブ・ファンドは、発展した市場に所在する発行体の株式のみに投資するサブ・ファンドに比べ、より大きな値動きおよび相当の流動性不足を経験することがあります。新興国市場(エマージング・マーケット)の発行体が発行する証券に対する投資には、先進国市場の発行体が発行する証券に投資することに通常伴うリスクに加え、以下の重大なリスクを伴います。

- () 取引高が少ないことや、取引が生じないことにより、発展した資本市場において同等の発行体が発行する証券に比べて、流動性が失われ、また値動きが大きくなること。
- () 国家政策の不確実性および社会・政治・経済情勢の不安定により、資産収用、没収的課税、高インフレ率または外交関係の悪化等の事態が生じる可能性が増大すること。
- () 為替レートが変動しうること、投資対象に適用される法制度が異なること、および為替管理、保管上の制約その他の法律・規制が存在しまたは今後課せられる可能性があること。
- () 国益に影響を及ぼすものとみなされる発行体または産業に対して課せられる投資上の制限等、サブ・ファンドの投資機会の制約につながる国家政策が実行されうること。
- () 民間・外国投資、および私有財産に係る法整備が欠如しているか、または未整備であること。

新興国市場の発行体への投資に関するその他のリスクには、証券の発行体に関して提供されている公開情報が少ないこと、決済実務が発展した市場におけるものとは異なるため、遅延が生じる可能性があることまたは資産の喪失・盗難からサブ・ファンドを完全には保護することができない可能性があること、会社または産業が国有化される可能性があること、収用または没収に係る課税の可能性のあることおよび外国税制が賦課されることが含まれます。また、新興国市場の証券への投資は、概して、為替換算費用、一部の新興国市場における高額な仲介手数料および外国保管者における証券の保管費用によって費用が増大することがあります。

新興国市場の発行体は、発展した市場の企業が依拠すべきものに相当する会計、監査および財務上の報告基準および要件に依拠しないことがあります。新興国市場を有する国によっては、かかる報告基準が大幅に異なることがあります。その結果として、一部の新興国市場において、従来より発展した市場で用いられる株価収益率等の投資上の測定値は、適用されないことがあります。

すべての新興国市場において一般的に認められる上記のリスクに加え、ロシアに対する投資に関連して特別なリスクが存在します。投資家は、ロシア市場において、証券の決済・保管および資産の登録(登録機関は必ずしも政府の有効な監督に服していないことがあります。)に関連する特別なリスクが生じうることに留意する必要があります。ロシアの証券については、保管会社にもロシアにおける現地代理人にも現物が預託されません。そのため、保管会社および当該ロシアにおける現地代理人においては、従来の意味における現物保管または保管機能を履行していることとみなすことはできません。保管会社の責任は、自己の過失および故意による不履行ならびにかかるロシアにおける現地代理人の過失および故意による懈怠のみに限定され、登録機関が清算、破産、過失および故意による不履行を行ったことにより生じた損失には及びません。かかる損失が生じた場合には、サブ・ファンドは、発行体および/またはその任命された登録機関に対しサブ・ファンドの権利を追求する必要があります。

通貨リスク

サブ・ファンドの裏付けとなる投資対象は、当該サブ・ファンドの表示通貨とは異なる通貨建てとなっていることがあります。このことは、裏付けとなる投資対象の為替変動が当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価額に対し多大な影響を及ぼすことがあることを意味します。サブ・ファンドにおいて特定の通貨建てにより投資がなされることにより、当該通貨の価値がその他の通貨に関連して変動するリスクを負います。通貨価値に影響を及ぼし得る要因には、貿易収支、短期金利水準、異なる通貨建ての類似する資産の相対的価値の相違、長期的な投資および投

資元本の値上がりの機会ならびに政治的動向が含まれます。サブ・ファンドは、基準通貨以外の通貨建て資産の比率については制限されません。

管理会社は、通貨への投資、複数通貨に関する先物契約およびそのオプション、複数の通貨に関する先物為替予約またはこれらの組合せによるリスクを考慮し、かつ当該リスクを低減させるために、ヘッジを行うことができます。管理会社は、当該為替ヘッジ取引を実行する義務を負わず、その単独の裁量において当該行為の実行を選択することができます。ただし、当該為替ヘッジ戦略が有効であるとの保証はありません。さらに、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資目的および投資方針における一定の制限に従い、通貨オプションおよび先渡契約等の通貨関連デリバティブの利用を通して、通貨のロング・ポジションまたはショート・ポジションをとることにより、積極的かつ投機的な投資機会を追求することができます。かかる通貨取引は多大なリスクを伴い、外国為替取引が実行される市場は著しく不安定となる可能性があります。

さらに、サブ・ファンドの受益証券は複数の通貨で募集されるため、受益証券の保有者は、一定の追加的な通貨リスクにさらされます。例えば、当該サブ・ファンドは、ユーロ建て申込みが特定のファンド取引日に受け付けられたが、保管会社が翌ファンド取引日まで、実際のユーロ建て申込額を受領しない場合において、かかるユーロ建て申込みに関しドル/ユーロの為替レートが不利に変動することによるリスクを被ることがあります。また、サブ・ファンドは、ユーロ建ての買戻しを行った後でかつ買戻しを行う受益者に対してユーロ建て買戻額を支払う前における、ユーロに対するドルの値下がりによるリスクを被ることがあります。

さらに、サブ・ファンドが基準通貨以外の通貨でサブ・ファンドの受益証券の純資産価額を評価する場合には、当該評価額は評価時点ごとのその他の表示通貨の直物為替レートに由来します。したがって、かかるその他の表示通貨により受益証券への投資を行っている受益者が買戻しの際に最終的に実現することとなるトータル・リターンは、申込日から買戻日までのかかるその他の表示通貨および基準通貨の間の為替レートの変動により、直接プラスまたはマイナスの影響を受けることがあります。基準通貨およびその他の表示通貨の間の申込額および買戻額の換算に関する一切の費用は、関係するサブ・ファンドが負担し、当該サブ・ファンドの受益証券に帰属します。

販売会社は、場合によって、投資家が受益証券の申込みおよび買戻しのためにサブ・ファンドの表示通貨以外の特定の通貨を利用することを認める、外国為替ファシリティを取決めることがあります。当該取引は、サブ・ファンドとは関係なく、投資家自らのリスクおよび費用負担で実行されます。当該ファシリティを利用する投資家は、申込みに基づく決済時期およびサブ・ファンドへの投資期間中の為替レートの変動に関連する外国為替リスクを負うことがあります。

通貨デリバティブ取引リスク(取引対象通貨受益証券クラスの募集を行うサブ・ファンドにかかるもの)

サブ・ファンドは、各受益証券クラスについての特定の取引対象通貨に関して、先渡為替予約またはノン・デリバラブル・フォワード為替予約等の金融手法・戦略(通貨デリバティブ取引)による取引を実行することができます。サブ・ファンドは、サブ・ファンドの基準通貨に対して関連する取引対象通貨へのエクスポージャーを得るために、特定の受益証券クラスについて通貨デリバティブ取引を締結することができます。サブ・ファンド内の様々な受益証券クラス間において負債が法的には分離がなされないことから、特定の受益証券クラスについての特定の取引対象通貨に関する通貨デリバティブ取引は、一定の状況下において、サブ・ファンドのその他の受益証券クラスの純資産価額に影響を及ぼし得る債務を発生させるというリスクが存在します。かかる場合には、サブ・ファンドのその他の受益証券クラスの資産は、当該受益証券クラスが被る債務を補填するために利用されることがあります。

先物外国為替予約は、特定の通貨を将来の日付に合意価格によって売買する債務であり、個別に交渉され、かつ個人的に取引されるものです。ノン・デリバラブル・フォワード契約(以下「NDF」といいます。)は、満期時の現金支払いについて明確に指定します。NDFは、通常、通貨

を実際に決済するための市場が未成熟である場合、著しく規制されている場合または高い税金が賦課されている場合に、利用されます。

NDFの価格は主に需給要因により決まるため、ノン・デリバブル・フォワード為替予約の市場価格は、実勢金利差とは大幅に乖離することがあります。先物為替予約契約またはNDFの終了の結果、ファンドによって現実の先物為替予約契約のレートまたはNDFのレートが実現されることにより、リターンが減少することがあります。

さらに、配当金は、特定の通貨(例えば、ブラジル・レアル等があります。)の発行国外において購入されたNDF為替予約の市場価格が実勢金利差とは(場合によっては大きく)異なる場合には、分配可能である元本から支払われます。かかる場合には、該当する受益証券クラスについて管理会社が決定する毎月の分配を比較的安定的に設定・維持するためには、分配可能である元本から配当を割り当てる必要があります。組入れ証券が受益証券クラスごとの配当金を支払う上で資金調達のために償却される場合には、分配可能である元本から配当の支払いがないその他の受益証券クラスは、これにより比例して影響を受けます。

流動性リスク

サブ・ファンドは、限られた状況において、先物契約またはそのオプション取引を行うことができ、かかる証券はまた、市場活動が停滞する場合または日々の価格変動が限界に達した場合には、流動性を失った状態となることがあります。多くの先物取引所では、「デイリー・リミット(値幅制限)」と呼ばれる規則により、一日における先物予約の価格の値幅を制限しております。ある一取引日において、デイリー・リミット(値幅制限)を超える価格で取引を実行することはできません。先物予約の価格が制限額まで増減すると、ポジションの獲得または換金を行うことはできません。場合によっては先物価格が連続する数日間にわたってデイリー・リミット(値幅制限)を超えて変動し、取引がほとんど行われなかったことや、または全く行われなかったことがありました。同様の事由の発生により、サブ・ファンドの有する不利なポジションを迅速に清算することができなくなることがあります。その結果として、サブ・ファンドが損失を被り、これに対応して関連する受益証券の純資産価額が値下がりする可能性があります。

一部の店頭取引証券は、流動性が限定されておりますが、2種以上の大手ディーラーからの価格平均に基づいて純資産価額を計算するために、評価されることがあります。かかる価格は、受益証券の償還価格または買付価格に影響を及ぼすことがあります。当該評価は、サブ・ファンドによる売却時点においては実現されることはありません。

投資対象を集中することによるリスク

サブ・ファンドは、他の多くのファンドに比べ少数の企業を投資対象とすることがあるため、単一の投資対象である有価証券の価格変動でさえサブ・ファンドの純資産価額に対し(マイナスまたはプラスを問わず)重大な影響を与えることがあり、これにより、より大きなリスクを負うことがあります。

配分リスク

配分リスクとは、異なる資産クラスに投資を行っている場合において、そのうちのある資産クラスの運用実績が芳しくなければ、このような投資配分により、サブ・ファンドの純資産価額に重大な影響を及ぼすことがあるというリスクです。また、サブ・ファンドの投資対象である資産クラスをリバランスすることにより生じる取引経費は、長期にわたる場合には、相当な額になる可能性があります。

回転率リスク

サブ・ファンドは積極的な運用を行うことがあります。市況に対応する場合には、サブ・ファンドの回転率は100%を超えることがあります。サブ・ファンドの回転率が上昇することにより、サブ・ファンドおよび受益者が負担しなければならない仲介手数料およびその他の費用は増加し

ます。サブ・ファンドが高い回転率を有することにより、また、結果的に多額の短期の純キャピタル・ゲインを実現することがあり、分配される場合には、受益者に対して課税されることがあります。

さらに、サブ・ファンドは、サブ・ファンドを購入することができる特定の国における投資家の存在により、回転率が相対的に上昇することがあります。かかる行為により、当該サブ・ファンドの運用成績および長期的な投資家の利益に対し悪影響を及ぼすことがあります。(特に多額のドルを伴う) 受益証券の過剰な買付けおよび買戻しまたは交換によって生じるボラティリティは、効率的なポートフォリオの運用を損なうことがあります。特に、サブ・ファンドは、受益者に流動性を提供するために資産の一部を現金により保持すべきか予測ができない場合には、長期的な投資戦略を実施することが困難になることがあります。また、受益証券の過剰な買付けおよび買戻しまたは交換により、サブ・ファンドは短期取引活動に対応するため、不利益な程度に多額の現金ポジションを維持しなければならないことがあります。さらに、サブ・ファンドの受益証券の過剰な買付けおよび買戻しまたは交換により、サブ・ファンドが短期取引活動に対応するための現金の調達を行うことを目的に、不適当な時期に組入れ証券を売却しなければならないことがあります。そのほか、受益者が過剰な買付けおよび買戻しまたは交換を行う場合には、サブ・ファンドが負担する費用が増加することがあります。例えば、短期取引活動により投資対象を償却せざるをえないサブ・ファンドは、投資上の利益を得ることなく仲介費用および税金の負担が増加することがあります。同様に、サブ・ファンドは、複数の形態の短期取引活動に伴う資産水準のボラティリティおよび投資上のボラティリティにより、管理事務費用を追加負担することがあります。

運用リスク

サブ・ファンドは、積極的に運用を行う投資ファンドであるため、運用リスクを負うことがあります。管理会社は、サブ・ファンドのために投資判断を行う際に管理会社の投資手法およびリスク分析を活用しますが、管理会社の判断が期待した成果を生むとの保証はありません。デリバティブおよびその他の投資手法を利用することによりサブ・ファンドにとって利益をもたらす可能性がある市況においても、かかる投資手法を利用することができない場合または管理会社がかかる投資手法を利用しない決定を行う場合があります。

小型銘柄に関するリスク

サブ・ファンドは、相対的に小規模の時価総額を有する企業の発行する証券に投資することがあります。かかる小型銘柄の証券は、大規模でありかつ確立された企業の証券に比べ、急激または不安定な市場変動の影響を被る可能性があります。これは、当該証券が一般的に少量で取引されるためであり、また当該企業が大きなビジネス・リスクを負うことによります。さらに、一部の新興市場諸国において、少数の大手投資家の行為によりボラティリティが高められる可能性があります。例えば、かかる市場に投資を行うミューチュアル・ファンドがそのキャッシュ・フローを大幅に増加・減少させることにより、現地の株価に重大な影響を及ぼすことがあり、ひいてはサブ・ファンドの受益証券価格に重大な影響を及ぼすことがあります。

産業リスク/セクター・リスク

サブ・ファンドは、特定の産業またはセクターに投資することがあります。特定の産業もしくはセクターまたは関連業界に対して影響を及ぼす市場要因または経済要因は、サブ・ファンドの投資対象の価値に大きな影響を及ぼすことがあります。

デリバティブ・リスク

サブ・ファンドはデリバティブを利用することができますが、かかるデリバティブは、その価値が、裏付けとなる資産、参照レートまたは指数の価値に依拠または由来する金融取引です。管理会社は、場合によっては、他のリスクを低減する戦略の一環として、デリバティブを利用する

ことがあります。ただし、概して、サブ・ファンドは、収益を得ること、利回りを向上させること、およびポートフォリオを分散させることを目的として、直接投資としてデリバティブを活用することがあります。取引相手方の信用リスク等のその他のリスクに加え、デリバティブは、価格設定および評価が困難となるリスクおよびデリバティブの価値の変動が関連する裏付けとなる資産、レートまたは指数と完全に連動しない場合があるリスクを伴います。

管理会社等の経験豊かな投資顧問によるデリバティブの慎重な活用により、ポートフォリオの効率的な運用が促進され、一定のリスクを軽減し、かつ裏付けとなる資産を直接購入することなく一部市場に対するエクスポージャーを高めることができます。しかしながら、デリバティブは、伝統的な投資が提示するリスクとは異なるリスクを伴うことがあり、一定の場合にはかかるリスクより重大なリスクを伴うことがあります。以下は、投資家がサブ・ファンドに投資する前に了解しておくべき、デリバティブの利用に関する重要なリスク要因および問題点についての一般的な説明になります。

市場リスク - これは、あらゆる投資に付随する一般的なリスクであり、特定の投資対象の価値にサブ・ファンドの利益を害するような変動が生じるリスクです。

運用リスク - デリバティブ商品は、株式および債券投資に必要とされるものとは異なる投資手法およびリスク分析を要する、高度に専門的な証券です。サブ・ファンドによるデリバティブ取引の成否は、管理会社が価格、金利または為替レートの変動を正確に予測する能力に依存しております。価格、金利または為替レートが予想を超えて変動した場合には、サブ・ファンドは取引について予想した利益を達成できないことがあるか、または、損失を実現し、これにより当該戦略を利用しなかった場合よりも悪い状況に陥ることがあります。デリバティブを利用するにあたっては、あらゆる可能性のある市況におけるデリバティブの運用実績を観察することなく、裏付け証券のみならずデリバティブ自体について理解できることが必要となります。特に、デリバティブを利用すること、またその複雑性によって、取引の実行を監視するための適切な管理を継続することが要求され、かつデリバティブによりリスクの評価能力および価格、金利または為替レートの変動の正確な予測能力が、サブ・ファンドにさらに要求されません。

取引相手方リスク - 当該リスクは、デリバティブ契約の支払条件を遵守するために、デリバティブの他の当事者(通常「取引相手方」といいます。)の不履行の結果としてサブ・ファンドが損失を被ることがあるというリスクです。取引所で取引されるデリバティブの信用リスクは、各取引所で取引されるデリバティブの発行体または取引相手方である決済機関がその履行を保証するため、非公開で相対取引がなされるデリバティブの信用リスクとは異なります。かかる保証は、信用リスク全般を低減させる目的で決済機関が運用している日次決済システム(すなわち、マージン要件)により裏付けられています。ただし、トラストは、決済機関のリスクにさらされます。かかるリスクは、非公開で相対取引されるデリバティブ取引のリスクに比べて、著しく大きくなる可能性があります。

流動性リスク - 流動性リスクは、特定の投資対象の売買が困難である場合に存在します。デリバティブ取引が特に規模が大きくなり、または取引市場が(一部の非公開で相対取引されるデリバティブの場合と同様に)流動性を欠く場合には、有利な価格で取引を開始し、またはポジションを清算することが不可能になることがあります。

レバレッジ・リスク - ワラント、オプションおよび多くのデリバティブ(利用されている場合)は、レバレッジの要素を含むため、裏付けとなる資産、レートまたは指数の価値または水準の不利な変動の結果、ワラント、オプションまたはデリバティブ自体に投資された金額を大幅に上回る損失が生じる可能性があります。スワップの場合には、当事者が当初投資を行って

いない場合であっても、損失リスクは、一般に、想定元本の金額と関連性を有します。一部のデリバティブは、当初投資の規模にかかわらず、無制限の損失を被る可能性があります。

その他のリスク - デリバティブの利用におけるその他のリスクには、デリバティブが誤った価格設定または不当な評価を受けるリスク、およびデリバティブがその裏付けとなる資産、レートおよび指数と完全に相関することができないというリスクが含まれます。多くのデリバティブ、特に非公開で相対取引がなされるデリバティブは、複雑であり、しばしば主観的に評価がなされます。不当な評価がなされることにより、取引相手方に対する現金支払要件が高められ、またはサブ・ファンドが価値を毀損する可能性があります。デリバティブは、連動することが予定されている資産、レートまたは指数の価値と、必ずしも完全に相関し、またはこれと連動するものではありません。その結果として、サブ・ファンドによるデリバティブの利用は、必ずしも、サブ・ファンドの投資目的を推進するための有効な手段とはならないことがあり、また、時としてかかる投資目的の推進を妨げるものとなる可能性があります。

店頭デリバティブ取引リスク

上記のデリバティブに関する一般的リスクに加え、店頭デリバティブ市場取引は、以下の特別リスクを伴うことがあります。

規制の欠如、取引相手方の不履行 - 一般に、店頭市場(通貨、先渡し、直物およびオプション契約、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップならびに一定の通貨オプションは、通常、かかる市場で取引されます。)における取引について、組織された取引所で実行される取引に比べ、政府の規則および監督が緩和されています。さらに、一部の組織された取引所で参加者に提供される保護(取引所の決済機関の履行保証等)の多くは、店頭取引については提供されないことがあります。そのため、サブ・ファンドが店頭取引を実行する場合には、その直接の取引相手方が取引上の義務を履行しないリスクおよびサブ・ファンドが損失を被るリスクを負います。サブ・ファンドは、信用力が高いとみなす取引相手方とのみ取引を実行し、一部の取引相手方から信用状または担保を受領することにより当該取引に関連して生じるエクスポージャーを減少させることができます。ただし、サブ・ファンドが取引相手方の信用リスクを減少させるために対応策の実行に努めた場合であっても、取引相手方が不履行に陥らないとの保証、または結果としてサブ・ファンドが損失を被らないとの保証はありません。

流動性、履行請求 - サブ・ファンドが取引を実行する取引相手方は、随時、一部の証券について市場形成または値付けを停止することがあります。かかる場合には、サブ・ファンドは、通貨、クレジット・デフォルト・スワップもしくはトータル・リターン・スワップについて希望する取引を実行できないことがあるか、またはオープン・ポジションについて相殺取引を実行できないことがあります。このことによりサブ・ファンドの運用実績に悪影響を及ぼすことがあります。さらに、取引所で取引される証券とは対照的に、通貨の先渡し、直物およびオプション契約について、管理会社は、サブ・ファンドの債務を同等取引および反対取引を通じて相殺することはできません。このため、サブ・ファンドは、先渡し、直物またはオプション契約を締結する際、契約に基づくその義務の履行を請求されることがあり、またその履行を可能としている必要があります。

取引相手方との取引関係の必要性 - 上記のとおり、店頭市場への参加者は、通常、取引相手方がマージン、担保、信用状またはその他の信用補完を提供しない場合には、十分に信用力が高いと確信する取引相手方とのみ取引を実行します。サブ・ファンドおよび管理会社は、サブ・ファンドが店頭市場およびその他の相対市場(適宜、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップおよびその他のスワップ市場を含みます。)において取引を実

行することができるように複数の取引相手方との業務関係を確立することができるものと考えていますが、サブ・ファンドがこれを実行できるとの保証はありません。かかる業務関係の構築または維持ができないことにより、サブ・ファンドの取引相手方の信用リスクが増大し、サブ・ファンドの運営が制限される可能性があり、またサブ・ファンドが運用業務を停止するまたは当該業務の大部分を先物市場で行わざるを得なくなる可能性があります。さらに、サブ・ファンドが当該業務関係を構築することを希望する取引相手方は、サブ・ファンドに対して信用供与を継続しなければならないとする義務は負わないため、当該相手方がその裁量によりかかる信用供与を削減または終了することを決定する可能性があります。

デリバティブ市場における規制上の不確実性

通常、デリバティブに関する規制環境には、著しい不確実性が存在します。G-20は、2009年に、標準化された店頭デリバティブ契約は、取引所または電子取引プラットフォーム(場合に依じて)で取引され、セントラル・カウンターパーティーを通じて決済されるべきである旨合意しました。G-20は、また、店頭デリバティブ契約が取引情報蓄積機関に報告されるべきであること、かつ、中央清算機関で決済されない契約が高度な資本要件の対象とされるべきであることに合意しました。さらに、G-20は、デリバティブ市場の透明性を向上させること、システミック・リスクを軽減すること、および、市場における不正行為を防ぐことに合意しました。したがって、多くの国は、トラストのデリバティブの使用に影響を与える規制上の義務(記録保持、報告、ポートフォリオの照合、文書作成基準および一定の証拠金要件等)を履行しています。これらの要件により、トラストのデリバティブ取引実行の経費が増額し、トラストがかかる増額した経費を負担する可能性があります。また、新しい規制上の要件により、サブ・ファンドおよび管理会社に対して運営上および技術上の負担が課されます。トラストおよび管理会社が、かかる義務を遵守するための手続きを実行するため、かかるコンプライアンス上の義務により運営上のリスクおよび法的リスクが生じます。一定のスワップ取引は、取引所または電子取引プラットフォームで、および、セントラル・カウンターパーティーを通じて行われる強制取引の対象となっています(または将来において対象となります)。かかる強制取引は、トラストが強制取引の実行地の規制に従うこと、および、かかる実行地の法域に属することを義務付けます。かかる取引地が流動性にとり有益であるか、もしくは、流動性の妨げとなるかは不明であり、または、市場にストレスがかかっている時にかかる取引地においてどのように対応するかは不明です。かかる取引地における取引は、商品を同時に引き渡すことができない可能性があるため、資産およびそのヘッジ間の価格差を増大させることがあり、したがって、ベースリスクを増大させます。また、新しい規制に起因して双務的な取引に課されるより高度な担保要件によって、ポートフォリオの特定のリスクをヘッジするための調整済みデリバティブ商品の取得が比較的高額となる可能性があります。一般的に、新しい規制は、サブ・ファンドがその他従事することが不可能であるか、または、多額の費用がかかるためその実行がもはや経済的でない特定の戦略を提供することもあります。新しい規制の影響は不確実であり、将来において、デリバティブ市場がどのようにかかる新しい規制上の制度または追加の規制に適應するかは不明です。

仕組証券リスク

仕組証券は、伝統的な債務証券に比べ潜在的に不安定で、より大きな市場リスクを伴います。個々の仕組証券の構造によっては、仕組証券の条件によってベンチマークの変動が増大され、当該仕組証券の価値に、より急激かつ重大な影響が及ぶことがあります。仕組証券の価格とベンチマークまたは裏付けとなる資産の価格は、同じ方向または同時に変動しないことがあります。仕組証券は、より仕組みが簡単な証券もしくは証券、または伝統的債務証券より流動性が低くかつ値付けが困難な場合があります。これらの投資対象のリスクは、重大な場合があり、元本の全額がリスクにさらされる可能性があります。

借入リスク

サブ・ファンドは、受益証券の償還を含む一時的な目的のため、非公開で取決めがなされる取引において銀行またはその他の事業体から借入れを行うことができます。借入れにより、サブ・ファンドは、一定の業務について資金調達を実行することが難しい時期に組入れ証券の清算を行うことなく、当該業務行為を行う機会を得ることができます。借入金に対する支払利息およびその他の費用を超えて組入れ証券により投資収益を得ること、または組入れ証券を保持し続けることによって取引費用が削減することにより、借入れが行われない場合に比べ、純収益または受益証券1口当たり純資産価格が増加することがあります。他方、保持されている証券上の収益(もしあれば)が借入金に関する支払利息およびその他の費用をカバーしない場合には、純収益または受益証券1口当たり純資産価格が、借入れが行われない場合に比べ、減少することがあります。

課税リスク

サブ・ファンドは、例えば、一部の組入れ証券に帰属する収益または実現されたキャピタル・ゲインに対して税金が課されることがあります。二重課税を防止する条約が存在している場合があり、この場合には、当該課税による影響が除去されまたはその改善に役立つことがあります。一方で、かかる二重課税を防止する条約が存在しないことがあります。例えば、サブ・ファンドは米国発行体の株式に投資することがあります。米国人の株式についての配当は、通常、30%の米国源泉徴収税の対象となります。米国債務者の一定の債務についての支払利息も同様に、30%の米国源泉徴収税を課されます。サブ・ファンドが投資する米国以外の国の証券(ADR(米国預託証券)、EDR(欧州預託証券)およびGDR(グローバル預託証券))を含みます。)についての配当は、裏付けとなる証券の発行体が居住する国により税金として源泉徴収されることがあります。一般に、かかる税金は、源泉徴収を行った国とサブ・ファンドの居住国との間の所得税に関する租税条約に基づき還付・減税されることはありません。適用される税法およびその解釈について、将来において、受益証券の純資産価額に悪影響を及ぼすような変更または改正が行われなるとの保証はありません。

申込金

受益証券の申込みがファンド取引日に受け付けられた場合には、当該受益証券の申込者がファンド約定日までに受益者名簿に登録されているか否かにかかわらず、当該受益証券は当該ファンド取引日から効力を有するものとして発行されたものとみなされます。したがって、受益証券の申込者により支払われる申込金は、当該ファンド取引日からサブ・ファンドの投資リスクにさらされます。

債務証券リスク

債券リスク - 全般

債券に投資されるサブ・ファンドの純資産価額は、金利および為替レートの変動ならびに発行体の信用度の変化に応じて変動します。サブ・ファンドは、保有している債券についての値下がりキャピタル・ロスの実現に係るリスクを回避することができない場合には、高利回りの債券に投資することがあります。さらに、同等の信用力を有する中等の格付け、低格付けおよび無格付けの債券は、高格付けの債券に比べ、利回りおよび市場価格について広範な変動にさらされることがあります。

債券リスク - 金利変動

サブ・ファンドの受益証券の価格は、その投資対象の価値とともに変動します。債券の投資価値は、一般的な金利水準の変動に応じて変動します。金利下落時は、債券の価格は一般的に上昇しますが、金利の下落が景気後退の前兆とみなされる場合には、サブ・ファンドの保有する証券

の価格は金利とともに下落することがあります。逆に、金利上昇期間時は、債券の価格は、一般的に値上がりします。

債券リスク - 低格付証券および無格付証券

サブ・ファンドは、低格付け(すなわち、投資適格以下)として格付けがなされている、または格付けが付与されていないものの管理会社により同等の信用力にとどまると判断される高利回りの高リスク債務証券に、その資産の全部または一部が投資されることがあります。投資適格以下の債務証券は、一般に「ジャンク債」と呼ばれ、高格付け証券よりも投資元本および利息について重大な損失を被るリスクを有するものとみなされ、また景気後退期間または金利上昇期間において、発行体が利息および投資元本を支払う可能性が低下するため、その発行体の能力に関して特に投機的なものであるとみなされることがあります。低格付け証券は、通常、景気の悪化時期には高格付け証券に比べより大きい市場リスクの影響を受けるものとみなされます。さらに、低格付け証券の市場価格は高格付け証券の市場価格よりも金利水準の変動に反応しにくい傾向がありますが、低格付け証券は、投資適格証券に比べ、実際上または外見上の経済および競合する業界の状況が悪化することについて影響を受けやすいことがあります。低格付け証券の市場は高格付け証券の市場よりも取引量が乏しく取引が活発ではない可能性があり、このことにより低格付け証券の売却価格に悪影響を及ぼすことがあります。一部の低格付け証券について通常の流通市場での取引が存在しない場合には、管理会社は当該証券、さらにはサブ・ファンドの資産を評価する際の困難に遭遇する可能性があります。さらに、低格付け証券に関する低い周知性および投資家によって低評価を受けることにより、それがファンダメンタル分析に基づくか否かにかかわらず、当該低格付け証券の市場価格および流動性を低下させる傾向を生じさせることがあります。低格付け証券に関する取引費用は、投資適格証券を取引する場合よりも高額となり、情報の提供が少ない場合があります。

低格付け証券の債務不履行リスクは高くなるため、管理会社の調査および信用分析は、そのリスクに応じて、サブ・ファンドがかかる証券に対して投資を運用するに際して管理会社のプログラムにおける重要な点となります。サブ・ファンドのための投資を検討する際、管理会社は、その財務状況が将来の債務を履行するのに十分であり、または改善されもしくは将来改善される見込みである高利回り証券を見極めることに努めます。管理会社は、利息または配当率、資産担保率、収益の見通しならびに発行体の経験および運用力等の要因に基づく相対的価値を中心に分析を行います。

無格付け証券の発行体の財務状況または証券自体の条件によって提供される保護により、サブ・ファンドの目的および方針と一致する格付け証券のリスクに匹敵する程度まで、サブ・ファンドに対するリスクを抑えられると管理会社が考える場合には、かかる無格付証券はサブ・ファンドの投資対象として検討されます。

サブ・ファンドの主要目的の達成を追求する際には、金利上昇期間中等の、サブ・ファンドの証券のキャピタル・ロスの減価償却および実現が不可避となる時期が存在します。さらに、中等の格付け証券、低格付け証券および同等の信用力を有する無格付け証券は、一定の市況において、高格付け証券に比べ、利回りおよび市場価格の広範な変動にさらされることがあります。証券の取得後のかかる変動は、当該証券により受領される現金による収益に影響を及ぼしませんが、サブ・ファンドの純資産価額に反映されることがあります。

債券リスク - 期限前償還

特に高金利で発行される多くの確定利付証券は、発行体が期限前償還できることを定めております。発行体は、金利が下落した場合には、かかる権利を行使することがあります。したがって、払込請求または期限前償還がなされることがある証券の保有者は、金利が下落した場合には、その他の債券に比べて、値上がりにより十分な利益を得られないことがあります。さらに、かかるシナリオにおいては、サブ・ファンドはその時点での利回り(ペイオフされた証券により

支払われる利回りを下回ることがあります。)でペイオフ代金を再投資することができます。期限前償還は、プレミアム価格で購入された証券について損失をもたらすことがあります。

信用リスク - 高利回り債務証券

当ファンドは、債券またはその他の確定利付証券(投資適格未満を含む「高利回り」債務証券を含みますがこれに限られません。)に投資することができます。かかる証券は、通常、取引所で取引されず、結果としてこれらの証券は、取引所市場に比べ透明性が低く、買い値と売り値の差が大きい店頭市場で取引されます。また、当ファンドは、その株式が公開取引されていない発行体の債券に投資することがあり、かかる投資に伴うリスクのヘッジがより困難になる場合があります。さらに、クレジット・スプレッドの市場は、非効率かつ非流動的であることが多く、証券評価のための割引スプレッドの正確な算出が困難です。高利回り証券は、発行体による元利金の適時支払いが不可能になるような継続的な不確実性、および、事業、財政または経済状況の悪化リスクにさらされています。高利回り証券は通常、不安定であり、その発行体の他の一定の発行済証券および債務(実質的に当該発行体の全資産をもって担保されている場合があります。)に劣後する場合もしない場合もあります。また、高利回り証券は、財務制限条項または追加負債制限により保護されていないことがあります。

このような低格付けおよび無格付け債務証券の一部は、主に一般的金利水準の変動に反応する高格付け証券にくらべ、その市場価格が個々の企業の動向をより大きく反映し、高格付け証券より経済状況に対する感応度が高い傾向があります。これらの証券の発行企業は、レバレッジ率が高いことが多く、より伝統的な資金調達手段を利用できない場合があります。本格的な不況により、これらの証券市場は大混乱に陥る可能性があり、当該証券の価値に悪影響が及びることがあります。また、かかる不況によって、元利の支払いを行う発行体の能力に悪影響が及び、当該証券の債務不履行率が高まる可能性があります。

信用リスク - ソブリン債務

政府機関の債務に投資することにより、サブ・ファンドは、様々な国の政治、社会および経済の変動の直接的または間接的な結果を被ります。ある国において政変が生じることにより、当該国の政府がその債務の適時返済を実行または準備しようとする積極的姿勢に影響が生じることがあります。特にインフレ率、対外債務の額および国内総生産に反映される国家の経済状態はまた、政府の債務返済能力に影響を及ぼすことがあります。

政府の適時に債務を返済する能力は、発行体の輸出実績を含む国際収支ならびに国際的な信用および投資へのアクセスにより、強く影響を受ける可能性があります。ある国が基準通貨以外の通貨で輸出品の支払いを受ける場合には、当該国の基準通貨建ての債務の返済能力は、悪影響を被る可能性があります。ある国が貿易赤字を増加させる場合には、当該国は、当該国以外の国の政府、国際機関または民間の商業銀行からの継続的貸付け、当該国以外の国の政府からの補助金および当該国以外の国からの投資の流入に依存する必要が生じることがあります。ある国がこうした形態の対外資金調達にアクセスすることは確実ではなく、また対外資金調達の取消しは、当該国の債務の返済能力に悪影響を及ぼすことがあります。さらに、かかる債務の大部分は、世界的な金利動向に基づき定期的に調整がなされる金利が付されているため、債務の返済費用が、世界の金利の変動により影響を受ける可能性があります。

サブ・ファンドは政府機関および国際機関の債務に投資することができますが、かかる機関の流通市場は限定されていること、または確立されていないことがあります。流通市場の流動性が減少することにより、サブ・ファンドの流動性要件を充たすためまたは発行体の信用力の低下等の特別な経済情勢に応じて必要な場合には、特定の証券を処分する際の市場価格およびサブ・ファンドの能力には悪影響が生じることがあります。かかる債務についての流通市場の流動性の減少はまた、サブ・ファンドがその資産を評価するため正確な市場相場を得ることをより困難にすることがあります。多くのソブリン債務の市場相場は、概して、限られた人数のディーラーか

らのみ入手することができますが、かかる相場が必ずしもかかるディーラーの確定買い呼び値または実際の売買価格を表象しているとは限りません。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドが保有する一定のソブリン債務の不履行の場合に法的請求を限定されることがあります。例えば、政府機関が一定の債務不履行を行った場合におけるその救済は、民間債務における場合とは異なり、不履行当事者の裁判籍において追求されなければならない場合があります。そのため、法的請求は著しく減殺されることがあります。ソブリン債務の発行体に適用される破産法、支払猶予法およびその他類似の法律は、民間債務の発行体に適用されるものと大幅に異なることがあります。例えば、ソブリン債務の発行体が債務条件を充足する旨の意思を表明する政治的な状況は、相当重要となります。その上、商業銀行債務の保有者が、商業銀行の貸付契約に基づく債務不履行の場合には、当該国以外の国の政府が発行した証券の保有者と支払いについて争わないと保証することはできません。

さらに、国際機関の債務に対するサブ・ファンドの投資には、加盟国の政府が特定の国際機関に対して必要な資本拠出を行わず、その結果、当該国際機関がサブ・ファンドの保有するその債務についてその債務を履行し得ないという追加リスクを伴うことがあります。

信用リスク - 社債

企業およびその他の事業体が発行する債務に投資することにより、サブ・ファンドは、特定の発行体が当該債務の返済またはその他の義務を履行しないというリスクを負うことがあります。その上、発行体は、その財務状況における不利な変更を経験することがあり、さらに、かかる不利な変更は、IRS0が当該発行体およびその債務に対して付与した信用格付けの格下げ(投資適格以下となる場合があります。)を招く可能性があります。財務状況における不利な変更または信用格付けの格下げは、発行体の債務の価格のボラティリティを上昇させたり、流動性に悪影響を及ぼしたりすることがあり、当該債務の売却をより困難にさせることがあります。

特別考察

追加の税金または賦課金の支払不要

各受益者は、サブ・ファンド、管理会社または管理事務代行会社の行う受益証券に関する支払いに適用される州税・地方税またはその他の類似する公租公課等を含む、各法域または政府・規制当局の課す一切の税金を引き受け、かつ適正な政府・規制当局に対し、これらの責任を負うことがあります。サブ・ファンド、管理会社または管理事務代行会社は、いずれも、これらが行う受益証券に関する支払いからの源泉徴収または控除を要求されるいずれかの公租公課の払戻しのために、受益者に対していかなる追加額も支払うことはありません。サブ・ファンド、管理会社または管理事務代行会社は、いずれも、適用ある源泉徴収税率の引き上げにより支払義務が発生する源泉徴収税の追加額の支払いにつき、責任を負いません。

利益相反

投資予定者は、利害関係者が、サブ・ファンドに関連して利益相反に直面する状況が起こり得ることを認識する必要があります。かかる場合には、各利害関係者は、潜在的な利益相反が発生し得る投資を引き受ける際、他の顧客に対する自己の義務を考慮した上で可能な限りにおいて、受益者の最善の利益となるよう行為する自身の義務を考慮します。利益相反が発生した場合には、各利害関係者は、これを公正に解決すべく努力します。かかる利益相反は以下のものを含みます。

・ 他のファンド

利害関係者は、サブ・ファンドに同様の投資を行うことなく、他の顧客のために投資を行うことができます。管理会社自身が、または共同運用もしくは支配によるかまたは資本もしくは議決権の10%以上を直接もしくは間接的に保有することにより管理会社と関係がある会社が、既に直接または間接的に運用または助言したファンドに投資が行われる場合には、投資運用報酬または顧問報酬の二重の請求を避けまたはかかる請求を有効に排除するための十分な引き当てを行うべき旨の条件においてのみ、当該投資が実行されます。さらに管理会社またはその他の法人は、当該投資の取得または売却に関わる申込手数料または買戻手数料を請求しません。

サブ・ファンドのためおよびサブ・ファンドの他の顧客の勘定で、同時に同一証券への投資を追求することが適切であると管理会社が考える限度において、サブ・ファンドは、その希望する規模の証券の割当てを受けることができないこと、または当該証券についてより高い価格の支払いを行うこともしくはより低い利回りを受けざるを得ないことがあります。割当ては、管理会社が、勘定の規模、売買額および関連するとみなされる他の要因を考慮した上で公平とみなす方法で行われます。

・ **他の顧客に対するサービス**

利害関係者は、サブ・ファンドとの間、または手数料を受領し、保持するサブ・ファンドの投資サブ・ファンドにおける会社との間で、独立当事者間ベースにより、金融、銀行、通貨、助言(企業財務関連の助言を含みます。)またはその他の取引を行うことができます。

・ **ファンドとの売買**

利害関係者は、サブ・ファンドとの間で投資対象の売買を行うことができます。ただし、() 売買の時点で買主もしくは売主が開示されていない場合、または売主および買主が互いに確認されていないその他の状況において、かかる売買は、公式の証券取引所またはその他の組織的市場で実行され、または() 当該売買の要項は、独立当事者間ベースで実行され、かつ当該売買の実行前に管理会社の取締役会により承認されているものとします。

・ **関係ブローカー/ディーラーとの取引**

管理会社は、通常の業務過程において、最善の業務遂行基準に基づき、サブ・ファンドの利益のために取引を実行すべき管理会社の義務に従い、関係ブローカー/ディーラー(サンフォードCバーンスタイン・アンド・カンパニー・エルエルシーおよびサンフォードCバーンスタイン・リミテッドを含みます。)の仲介サービスを利用することができます。

・ **ソフトダラー協定**

現在、管理会社は、債券投資に関するソフトダラー・コミッションを受け取っておらずまたはその協定を締結しておりませんが、管理会社は、持分証券に投資するサブ・ファンドについて、ブローカーとの間でソフトダラー・コミッションを受け取っており、またその協定を締結しており、これに関連し、投資判断プロセスの支援に用いられる一定の商品およびサービスが受領されております。ソフト・コミッションの協定は、サブ・ファンドの利益のための取引の実行が最善の業務遂行基準と一致し、また仲介料率が通常の機関のフルサービス仲介料率を超えないとの前提に基づき締結されております。受領される商品およびサービスには、専門的な業界、会社および消費者の調査、ポートフォリオおよび市場の分析ならびに当該サービスの交付に用いられるコンピュータ・ソフトウェアが含まれます。受領される商品およびサービスの性質として、協定に基づき提供される利益は、サブ・ファンドに対する投資サービスの提供を支援するものでなければならず、またサブ・ファンドの運用実績の向上に貢献し得るものです。なお、かかる商品およびサービスは、旅行、宿泊設備、娯楽もしくは一般管理に関する商品もしくはサービス、一般的な事務所設備もしくは建物、会費、従業員の給与または直接的金銭の支払いを含みません。ソフト・コミッション協定の開示は、サブ・ファンドの定期報告書において行われます。

上記のリスク要因の一覧は、完全なものであったり、または当ファンドへの投資に伴うリスクを網羅的に説明しているものではありません。

(2) リスクに対する管理体制

管理会社は、当ファンドが保有するポジションのリスクおよび当ファンドの総合的なリスク要因の影響力を監視・測定することができるリスク管理方法を採用しております。管理会社内においては、ポートフォリオ運用チームがそれぞれの関連するポートフォリオ内のリスク管理について一次的な責任を有しておりますが、その一方で、管理会社には、広範な内部調査および評価の一環として、ポートフォリオ運用機能からは独立した監視を行う複数のチームが存在します。かかる独立したチームには、以下のものがあります。

コンプライアンス部門	内部に定められているポートフォリオ運用指針およびその他の指針ならびに適用ある法令の遵守の確保を追求します。
リスク管理部門	信用リスクおよび取引相手方リスクを含む運用上およびその他のリスクを監視・評価することを追求します。
内部監査部門	特に、管理会社の社内規程および手続きの遵守を評価します。

ファンドは、ヘッジ目的および/またはヘッジ目的外の目的でデリバティブを利用しています。ファンドのデリバティブについて、UCITS(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)にかかる欧州連合通達に準拠したリスク管理方法を採用しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

現在、受益証券の販売は行われていません。

(2)【買戻し手数料】

買戻し手数料は課されません。

(3)【管理報酬等】

() 管理会社報酬

管理会社は、当ファンドの管理会社として提供するサービスに関して、各月の各ファンド営業日における当ファンドの純資産価額の平均の年率0.01%に相当する手数料につき、当ファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。手数料は、当該月の月末から30暦日以内に毎月米ドルにより後払いされます。

管理会社は、また、投資運用会社として提供するサービスに関して、当ファンドの純資産価額の年率0.19%に相当する投資運用報酬を、当ファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。管理会社はまた、ファンドのために、管理会社が適切に負担した立替払金および立替費用(ポートフォリオの売買に関する直接費用、利子、独立代理人および独立監査人に対する手数料および報酬、税金および政府機関に支払うべき手数料、株券およびその他の受益証券の発行、販売、購入、買戻し費用を含みますがこれに限りません。)を、関連するサブ・ファンドの資産から受領する権利を有します。

管理会社報酬は、ファンド資産の管理運用業務、受益証券の発行業務、ファンドの投資運用業務の対価として支払われます。

() 受託会社報酬

受託会社は、そのサービスに関して、年間10,000米ドルの報酬を受領する権利を有します。受託会社はまた、サブ・ファンドのために、受託会社が負担した臨時受託会社サービスおよび立替費用を各サブ・ファンドの資産から受領する権利を有します。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として支払われます。

() 管理事務代行会社報酬、保管会社報酬および登録・名義書換事務代行会社報酬

当ファンドの管理事務代行会社報酬、保管会社報酬および登録・名義書換事務代行会社報酬は、市場の慣行に従って当ファンドの資産から支払われます。これらの報酬は、資産ベースの報酬と取引手数料の組み合わせであり、それらの総額は、当ファンドの全体の資産規模、投資が行われる場所および投資の取引の出来高により変動します。特定の状況において、これらの報酬は、全体の資産規模が増加するにつれて減少する基準に基づいて計算される、また一時的に権利放棄される、または上限および下限の制限を受けることがあります。

管理事務代行会社報酬、保管会社報酬および登録・名義書換事務代行会社報酬は、ファンド資産の保管業務、ファンドの管理事務代行業務およびファンドの登録・名義書換事務代行業務の対価として支払われます。

() 販売会社報酬

当ファンドの純資産価額の年率0.55%とします。報酬は関連する月末から30暦日以内に四半期ごとに表示通貨により後払いされます。

販売会社報酬は、ファンドの受益証券の販売・買戻しの取扱業務の対価として支払われます。

() 代行協会員報酬

当ファンドの純資産価額の年率0.05%とします。報酬は関連する月末から30暦日以内に四半期ごとに表示通貨により後払いされます。

代行協会員報酬は、受益証券1口当たり純資産価格の公表等ファンドの代行協会員業務の対価として支払われます。

() ABケイマン・マスター・トラスト エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ(投資対象ファンド)に係る費用

当ファンドは資産の大部分を投資対象ファンドに投資することにより、受益者は、以下の投資対象ファンドに係る報酬、費用および手数料等を間接的に負担することになります。

管理会社報酬	<p><管理会社として提供するサービス> 投資対象ファンドの純資産価額の年率0.01% (ただし、年間50,000米ドルを上限額とします。)</p> <p><投資運用会社として提供するサービス> 投資対象ファンドの純資産価額の年率0.75%</p>
その他費用・手数料	<p>その他費用・手数料として、受託会社報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬および取引手数料等の運営費用を含む、投資対象ファンドに関する手数料・報酬および費用等があります。</p> <p>以上のその他費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>

(4) 【その他の手数料等】

() 設立費用

当ファンドにおける当初設立費用は、当ファンドの勘定において計上されており、5年までの期間をかけて償却されました。

() サブ・ファンドに関するその他の費用

当ファンドは、その費用(以下のものを含むがこれらに限定されません。)の全てを負担します。

(a) 当ファンドの資産および収益に課せられうる全ての税金。

(b) 保管会社が支出した合理的な支払い・実費(電話、テレックス、電報および郵便料金を含むがこれらに限定されません。)、ならびに当ファンドの資産の保管が委任される銀行および金融機関の保管手数料。

(c) 当ファンドが所有する証券に関する取引から生じる通常の銀行手数料(これらの費用は取得価額に含まれ、売却価額から差し引かれます。)

(d) 純資産の割合による段階基準に基づき決定され、毎月支払われる、登録・名義書換事務代行会社のあらゆる報酬および実費(ただし、表示金額を下回ることはありません。)

(e) 当ファンドの受益者の利益のために行為する際に発生する、管理会社が支払う法的費用。

(f) 証明書の印刷費用、届出書、目論見書、説明用資料を含む当ファンドに関する文書の作成および/または当ファンドに管轄権を持つ行政当局(現地の証券業協会を含みます。)への届出に関する費用、ならびに当ファンドの受益権の管轄権内での募集や販売のための認証または登録に関する以下のその他の費用。

- ・受益権の実質的所有者を含む当ファンドの受益者のために必要な言語において作成される年次報告書や半期報告書ならびに適用法令または上記当局の規則によって要求されるその他の報告書や文書の作成および配布に関する費用。
- ・会計費用、簿記費用および純資産価額の計算費用。
- ・受益者への公的通知の作成・配布費用
- ・弁護士費用および会計監査費用
- ・受益証券が上場される証券取引所における受益証券の承認・維持に関する費用
- ・上記文書または販売会社や受益権の取扱会社によって営業活動上使用される報告書の複製の印刷費用を含む(管理会社が別途定める場合を除きます。)、受益証券の募集または販売から直接生じるその他の類似の管理事務費用。

(5) 【課税上の取扱い】

以下の記載は、当ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいています。申込者は、受益者への課税が下記とは異なる旨認識しておく必要があります。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益

証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けることが推奨されます。

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

当ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、当ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受ける当ファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。)の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受ける当ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。)または金融機関等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。))。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(6) 日本の個人受益者の場合、当ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

当ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、当ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受ける当ファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われます。日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受ける当ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。)
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。
- (6) 日本の個人受益者の場合、当ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

本書の日付現在では、当ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行の法律においては、当ファンドおよび投資対象ファンドについては、所得税、相続税、譲渡税、売上税またはその他の税は課されず、また当ファンドおよび投資対象ファンドによる分配についても、源泉徴収税またはその他の税は課されません。当ファンドおよび投資対象ファンドは、信託法第74条に基づき免税信託として登録されています。免税信託についてケイマン諸島において租税を課す法律は、現在存在しませんが、一方で免税信託の受託者は、ケイマン諸島財務長官の署名付誓約書を申請する権利があります。この誓約書では、当ファンドおよび投資対象ファンドの設立日から50年間、法律の変更にかかわらず、当ファンドおよび投資対象ファンドについて、インカム・ゲインまたはキャピタル・ゲインに対し将来課されることがありうる租税公課について、課税に服さないことができる旨を定めています。当ファンドの受託会社および投資対象ファンドの受託会社は、それぞれ、これらの誓約書による課税に服さないとの約定を取得していま

す。なお、ケイマン諸島は、当ファンドおよび投資対象ファンドに対する支払いまたは当ファンドおよび投資対象ファンドによる支払いに対して適用される二重課税防止条約をいかなる国との間でも締結していません。

ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国および英国との間で2つの政府間協定に調印しました(以下、米国との間の協定を「US IGA」といい、英国との間の協定を「UK IGA」といいます。)。また、ケイマン諸島は、100カ国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準(以下「CRS」といい、US IGAとUK IGAとあわせて「AEOI」といいます。)を実施するための多国間協定に調印しました。

US IGAおよびUK IGAの効力を生じさせるため、またCRSの効力を生じさせるため、2014年7月4日および2015年10月16日付でそれぞれケイマン諸島規則が発行されました(以下「AEOI規則」と総称します。)。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局(以下「ケイマン諸島税務情報局」といいます。)は、US IGAおよびUK IGAならびにCRSの適用に関する手引書を公表しています。UK IGA、関連規則および手引書の関連条項は段階的に廃止され、CRSに置き換えられることが予想されます。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負います。ただし、かかる金融機関が一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関(関連するAEOI規則に定義されます。)」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではありません。当ファンドは、報告免除に依拠することを企図しないため、AEOI規則の要件を遵守することを意図しています。

AEOI規則により、当ファンドは、特に、() (US IGAに該当する場合のみ) グローバル仲介人識別番号を取得するために米国内国歳入庁(以下「IRS」といいます。)に登録すること、() ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、() CRSに基づく義務を履行する方法を定めた方針および手続きに関する文書を作成し、実行すること、() 「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、() かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告すること、および() CRSコンプライアンス・フォームをケイマン諸島税務情報局に提出することを義務付けられています。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局(すなわち、米国報告対象口座の場合はIRS、英国報告対象口座等の場合は英国歳入関税庁)に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信します。

当ファンドへの投資および/またはこれらへの投資の継続により、投資者は、当ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、当ファンドのAEOI規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとします。投資者が(結果にかかわらず)要求された情報を提供しない場合、当ファンドは、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保します。ケイマン諸島税務情報局が発行したガイダンスに基づき、口座開設から90日以内に自己証明が得られない場合、当ファンドは投資者の口座を閉じなければなりません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2021年1月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%) (注1)
投資信託	ケイマン諸島	20,242,459	99.31
現金・その他の資産 (負債控除後)		139,810	0.69
合計(純資産価額)		20,382,269 (約2,130百万円)	100.00

(注1) 投資比率は、当ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 「(1) 投資状況」および「(2) 投資資産」に記載される情報は、当ファンド全体の資産の状況の数字です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2021年1月末日現在)

順位	銘柄名	国名	種類 (業種)	口数	取得原価(米ドル)(注1)		時価(米ドル)(注1)		投資 比率 (%) (注2)
					単価	金額	単価	金額	
1	AB Cayman Master Trust -Emerging Markets Bond Portfolio	ケイマン諸島	投資信託	1,929,691	9.51	18,355,591	10.49	20,242,459	99.31

(注1) 取得原価(米ドル)および時価(米ドル)は、ファンドが保有する投資対象ファンドの受益証券の取得原価および時価をそれぞれ意味します。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産価額に対する当該投資対象ファンドの資産の時価の比率です。

以下は、当ファンドの投資対象ファンドの投資有価証券の主要銘柄です。

(2021年1月末日現在)

順位	銘柄名	国名(注1)	種類	利率 (%)	償還日 (年/月/日)	額面価額	取得価額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%) (注2)
1	Ukraine Government International Bond	ウクライナ	国債	7.750	2026/09/01	360,000 米ドル	400,641	404,775	2.00
2	Argentine Republic Government International Bond	アルゼンチン	国債	0.125	2035/07/09	1,139,914 米ドル	552,577	389,352	1.92
3	Angolan Government International Bond	アンゴラ	国債	9.125	2049/11/26	400,000 米ドル	367,785	388,125	1.92
4	Republic of South Africa Government International Bond	南アフリカ	国債	5.000	2046/10/12	376,000 米ドル	344,004	340,398	1.68
5	Perusahaan Perseroan Persero PT Perusahaan Listrik Negara	インドネシア	政府機関 債	6.150	2048/05/21	255,000 米ドル	279,865	332,061	1.64
6	Southern Gas Corridor CJSC	アゼルバイ ジャン	政府機関 債	6.875	2026/03/24	267,000 米ドル	279,594	321,616	1.59
7	Jamaica Government International Bond	ジャマイカ	国債	7.875	2045/07/28	215,000 米ドル	218,126	302,008	1.49
8	Russian Foreign Bond - Eurobond	ロシア	国債	5.875	2043/09/16	200,000 米ドル	283,021	281,313	1.39

順位	銘柄名	国名(注1)	種類	利率(%)	償還日(年/月/日)	額面価額	取得価額(米ドル)	時価(米ドル)	投資比率(%) (注2)
9	El Salvador Government International Bond	エルサルバドル	国債	7.125	2050/01/20	300,000 米ドル	244,199	277,500	1.37
10	Qatar Government International Bond	カタール	国債	5.103	2048/04/23	200,000 米ドル	253,375	275,375	1.36
11	Nigeria Government International Bond	ナイジェリア	国債	7.696	2038/02/23	258,000 米ドル	258,000	271,061	1.34
12	Turkey Government International Bond	トルコ	国債	8.000	2034/02/14	230,000 米ドル	261,093	270,322	1.34
13	Russian Foreign Bond - Eurobond	ロシア	国債	5.250	2047/06/23	200,000 米ドル	205,319	268,250	1.33
14	Saudi Government International Bond	サウジアラビア	国債	5.250	2050/01/16	200,000 米ドル	217,208	263,000	1.30
15	Ivory Coast Government International Bond	コートジボワール	国債	6.625	2048/03/22	192,000 ユーロ	236,642	252,734	1.25
16	Paraguay Government International Bond	パラグアイ	国債	5.400	2050/03/30	200,000 米ドル	230,260	248,375	1.23
17	Guatemala Government Bond	グアテマラ	国債	6.125	2050/06/01	200,000 米ドル	199,999	246,875	1.22
18	Empresa de Transmision Electrica SA	パナマ	政府機関債	5.125	2049/05/02	200,000 米ドル	200,000	245,863	1.21
19	KazMunayGas National Co. JSC	カザフスタン	政府機関債	5.375	2030/04/24	200,000 米ドル	200,000	245,625	1.21
20	Indonesia Asahan Aluminium Persero PT	インドネシア	政府機関債	5.450	2030/05/15	200,000 米ドル	195,730	236,065	1.17
21	Grupo Energia Bogota SA ESP	コロンビア	社債	4.875	2030/05/15	200,000 米ドル	198,162	231,500	1.14
22	Oil and Gas Holding Co. BSCC (The)	バーレーン	政府機関債	7.500	2027/10/25	200,000 米ドル	214,996	227,000	1.12
23	Egypt Government International Bond	エジプト	国債	8.875	2050/05/29	200,000 米ドル	200,000	226,000	1.12
24	Tengizchevroil Finance Co. International Ltd.	カザフスタン	社債	4.000	2026/08/15	206,000 米ドル	208,801	225,938	1.12
25	Cemex SAB de CV	メキシコ	社債	7.375	2027/06/05	200,000 米ドル	200,000	225,700	1.12
26	Trinidad Generation UnLtd.	トリニダード・トバゴ	政府機関債	5.250	2027/11/04	214,000 米ドル	211,548	225,436	1.11
27	Embraer Netherlands Finance BV	オランダ	社債	6.950	2028/01/17	200,000 米ドル	199,457	224,994	1.11
28	Inversiones CMPC SA	チリ	社債	4.375	2027/04/04	200,000 米ドル	205,139	224,775	1.11
29	Peruvian Government International Bond	ペルー	国債	2.783	2031/01/23	208,000 米ドル	207,999	224,185	1.11
30	Honduras Government International Bond	ホンジュラス	国債	7.500	2024/03/15	200,000 米ドル	214,788	221,813	1.10

(注1) 国名は、当該債券の発行地です。

(注2) 投資比率は、投資対象ファンドの純資産価額に対する当該銘柄の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。(2021年1月末日現在)

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。(2021年1月末日現在)

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2020年2月末日から2021年1月末日までの各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

(米ドル建 - 米ドルクラス受益証券)

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2011年9月30日)	11,078,434	1,157,474,784	9.82	1,026
第2会計年度末 (2012年9月30日)	30,585,750	3,195,599,160	11.19	1,169
第3会計年度末 (2013年9月30日)	36,165,482	3,778,569,559	10.17	1,063
第4会計年度末 (2014年9月30日)	20,786,262	2,171,748,654	10.42	1,089
第5会計年度末 (2015年9月30日)	10,693,978	1,117,306,821	9.30	972
第6会計年度末 (2016年9月30日)	8,101,366	846,430,720	10.33	1,079
第7会計年度末 (2017年9月30日)	6,954,342	726,589,652	10.33	1,079
第8会計年度末 (2018年9月30日)	7,674,539	801,835,835	9.36	978
第9会計年度末 (2019年9月30日)	5,362,193	560,241,925	9.66	1,009
第10会計年度末 (2020年9月30日)	4,079,182	426,192,935	9.30	972
2020年2月末日	4,835,007	505,161,531	9.68	1,011
3月末日	3,705,392	387,139,356	7.87	822
4月末日	3,853,997	402,665,607	8.18	855
5月末日	3,911,734	408,697,968	8.85	925
6月末日	4,047,108	422,841,844	9.15	956
7月末日	4,217,190	440,612,011	9.54	997
8月末日	4,230,376	441,989,684	9.58	1,001
9月末日	4,079,182	426,192,935	9.30	972
10月末日	3,985,994	416,456,653	9.23	964
11月末日	4,083,478	426,641,781	9.66	1,009
12月末日	4,167,102	435,378,817	9.86	1,030
2021年1月末日	3,947,842	412,470,532	9.69	1,012

(米ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券)

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2011年9月30日)	156,985,462	16,401,841,070	8.59	897
第2会計年度末 (2012年9月30日)	191,371,088	19,994,451,274	8.58	896
第3会計年度末 (2013年9月30日)	133,700,922	13,969,072,331	6.78	708
第4会計年度末 (2014年9月30日)	74,015,971	7,733,188,650	6.46	675
第5会計年度末 (2015年9月30日)	26,994,250	2,820,359,240	3.58	374
第6会計年度末 (2016年9月30日)	28,944,965	3,024,169,943	4.69	490
第7会計年度末 (2017年9月30日)	24,490,490	2,558,766,395	4.66	487
第8会計年度末 (2018年9月30日)	13,401,602	1,400,199,377	3.12	326
第9会計年度末 (2019年9月30日)	11,934,715	1,246,939,023	3.13	327
第10会計年度末 (2020年9月30日)	7,169,796	749,100,286	2.09	218
2020年2月末日	10,655,998	1,113,338,671	2.90	303
3月末日	7,186,095	750,803,206	1.96	205
4月末日	7,052,065	736,799,751	1.94	203
5月末日	7,520,717	785,764,512	2.13	223
6月末日	7,551,856	789,017,915	2.15	225
7月末日	8,112,740	847,619,075	2.33	243
8月末日	7,680,916	802,502,104	2.22	232
9月末日	7,169,796	749,100,286	2.09	218
10月末日	6,920,287	723,031,586	2.02	211
11月末日	7,673,240	801,700,115	2.25	235
12月末日	7,960,244	831,686,293	2.37	248
2021年1月末日	7,348,502	767,771,489	2.21	231

(豪ドル建 - 豪ドルクラス受益証券)

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2011年9月30日)	15,748,870	1,261,169,510	9.85	789
第2会計年度末 (2012年9月30日)	27,705,267	2,218,637,781	11.10	889
第3会計年度末 (2013年9月30日)	14,287,735	1,144,161,819	9.88	791
第4会計年度末 (2014年9月30日)	11,580,788	927,389,503	9.90	793
第5会計年度末 (2015年9月30日)	8,852,767	708,929,581	8.58	687
第6会計年度末 (2016年9月30日)	6,754,267	540,881,701	9.13	731
第7会計年度末 (2017年9月30日)	6,270,203	502,117,856	8.68	695
第8会計年度末 (2018年9月30日)	5,502,287	440,623,143	7.51	601
第9会計年度末 (2019年9月30日)	3,924,373	314,263,790	7.59	608
第10会計年度末 (2020年9月30日)	3,530,554	282,726,764	6.89	552
2020年2月末日	4,079,675	326,700,374	7.53	603
3月末日	3,259,862	261,049,749	5.94	476
4月末日	3,401,221	272,369,778	6.15	492
5月末日	3,662,343	293,280,427	6.63	531
6月末日	3,729,604	298,666,688	6.83	547
7月末日	3,689,006	295,415,600	7.10	569
8月末日	3,698,029	296,138,162	7.12	570
9月末日	3,530,554	282,726,764	6.89	552
10月末日	3,267,438	261,656,435	6.83	547
11月末日	3,315,315	265,490,425	7.14	572
12月末日	3,180,434	254,689,155	7.26	581
2021年1月末日	2,974,721	238,215,658	7.13	571

(豪ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券)

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2011年9月30日)	24,069,361	1,927,474,429	8.81	706
第2会計年度末 (2012年9月30日)	27,450,546	2,198,239,724	8.17	654
第3会計年度末 (2013年9月30日)	15,417,178	1,234,607,614	7.21	577
第4会計年度末 (2014年9月30日)	10,188,803	815,919,344	7.39	592
第5会計年度末 (2015年9月30日)	5,425,785	434,496,863	5.29	424
第6会計年度末 (2016年9月30日)	5,420,293	434,057,063	6.71	537
第7会計年度末 (2017年9月30日)	4,731,215	378,875,697	6.84	548
第8会計年度末 (2018年9月30日)	3,137,809	251,275,745	5.06	405
第9会計年度末 (2019年9月30日)	2,907,848	232,860,468	5.25	420
第10会計年度末 (2020年9月30日)	1,776,289	142,245,223	3.44	275
2020年2月末日	2,701,172	216,309,854	5.11	409
3月末日	1,940,205	155,371,616	3.67	294
4月末日	1,820,327	145,771,786	3.45	276
5月末日	1,960,022	156,958,562	3.72	298
6月末日	1,917,685	153,568,215	3.64	291
7月末日	2,009,831	160,947,266	3.81	305
8月末日	1,854,692	148,523,735	3.53	283
9月末日	1,776,289	142,245,223	3.44	275
10月末日	1,738,141	139,190,331	3.40	272
11月末日	1,860,345	148,976,428	3.64	291
12月末日	1,862,852	149,177,188	3.66	293
2021年1月末日	1,733,663	138,831,733	3.43	275

【分配の推移】

下記会計年度および2020年2月から2021年1月末日までの期間における各月の分配の推移は、以下のとおりです。

(米ドル建 - 米ドルクラス受益証券)

	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第1会計年度 (2011年1月31日～2011年9月30日)	0.280	29
第2会計年度 (2011年10月1日～2012年9月30日)	0.480	50
第3会計年度 (2012年10月1日～2013年9月30日)	0.480	50
第4会計年度 (2013年10月1日～2014年9月30日)	0.480	50
第5会計年度 (2014年10月1日～2015年9月30日)	0.480	50
第6会計年度 (2015年10月1日～2016年9月30日)	0.480	50
第7会計年度 (2016年10月1日～2017年9月30日)	0.480	50
第8会計年度 (2017年10月1日～2018年9月30日)	0.480	50
第9会計年度 (2018年10月1日～2019年9月30日)	0.480	50
第10会計年度 (2019年10月1日～2020年9月30日)	0.480	50
2020年2月	0.040	4
3月	0.040	4
4月	0.040	4
5月	0.040	4
6月	0.040	4
7月	0.040	4
8月	0.040	4
9月	0.040	4
10月	0.040	4
11月	0.040	4
12月	0.040	4
2021年1月	0.040	4

(米ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券)

	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第1会計年度 (2011年1月31日～2011年9月30日)	0.875	91
第2会計年度 (2011年10月1日～2012年9月30日)	1.500	157
第3会計年度 (2012年10月1日～2013年9月30日)	1.080	113
第4会計年度 (2013年10月1日～2014年9月30日)	0.720	75
第5会計年度 (2014年10月1日～2015年9月30日)	0.720	75
第6会計年度 (2015年10月1日～2016年9月30日)	0.720	75
第7会計年度 (2016年10月1日～2017年9月30日)	0.720	75
第8会計年度 (2017年10月1日～2018年9月30日)	0.560	59
第9会計年度 (2018年10月1日～2019年9月30日)	0.240	25
第10会計年度 (2019年10月1日～2020年9月30日)	0.240	25
2020年2月	0.020	2
3月	0.020	2
4月	0.020	2
5月	0.020	2
6月	0.020	2
7月	0.020	2
8月	0.020	2
9月	0.020	2
10月	0.020	2
11月	0.020	2
12月	0.009	1
2021年1月	0.009	1

(豪ドル建 - 豪ドルクラス受益証券)

	1口当たり分配金	
	豪ドル	円
第1会計年度 (2011年1月31日～2011年9月30日)	0.525	42
第2会計年度 (2011年10月1日～2012年9月30日)	0.900	72
第3会計年度 (2012年10月1日～2013年9月30日)	0.900	72
第4会計年度 (2013年10月1日～2014年9月30日)	0.900	72
第5会計年度 (2014年10月1日～2015年9月30日)	0.900	72
第6会計年度 (2015年10月1日～2016年9月30日)	0.900	72
第7会計年度 (2016年10月1日～2017年9月30日)	0.900	72
第8会計年度 (2017年10月1日～2018年9月30日)	0.760	61
第9会計年度 (2018年10月1日～2019年9月30日)	0.480	38
第10会計年度 (2019年10月1日～2020年9月30日)	0.480	38
2020年2月	0.040	3
3月	0.040	3
4月	0.040	3
5月	0.040	3
6月	0.040	3
7月	0.040	3
8月	0.040	3
9月	0.040	3
10月	0.040	3
11月	0.040	3
12月	0.040	3
2021年1月	0.040	3

(豪ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券)

	1口当たり分配金	
	豪ドル	円
第1会計年度 (2011年1月31日～2011年9月30日)	0.875	70
第2会計年度 (2011年10月1日～2012年9月30日)	1.500	120
第3会計年度 (2012年10月1日～2013年9月30日)	1.040	83
第4会計年度 (2013年10月1日～2014年9月30日)	0.720	58
第5会計年度 (2014年10月1日～2015年9月30日)	0.720	58
第6会計年度 (2015年10月1日～2016年9月30日)	0.720	58
第7会計年度 (2016年10月1日～2017年9月30日)	0.720	58
第8会計年度 (2017年10月1日～2018年9月30日)	0.720	58
第9会計年度 (2018年10月1日～2019年9月30日)	0.560	45
第10会計年度 (2019年10月1日～2020年9月30日)	0.240	19
2020年2月	0.020	2
3月	0.020	2
4月	0.020	2
5月	0.020	2
6月	0.020	2
7月	0.020	2
8月	0.020	2
9月	0.020	2
10月	0.020	2
11月	0.020	2
12月	0.020	2
2021年1月	0.020	2

【収益率の推移】

(米ドル建 - 米ドルクラス受益証券)

会計年度	収益率(注)
第1会計年度(2011年1月31日～2011年9月30日)	1.00%
第2会計年度(2011年10月1日～2012年9月30日)	18.84%
第3会計年度(2012年10月1日～2013年9月30日)	-4.83%
第4会計年度(2013年10月1日～2014年9月30日)	7.18%
第5会計年度(2014年10月1日～2015年9月30日)	-6.14%
第6会計年度(2015年10月1日～2016年9月30日)	16.24%
第7会計年度(2016年10月1日～2017年9月30日)	4.65%
第8会計年度(2017年10月1日～2018年9月30日)	-4.74%
第9会計年度(2018年10月1日～2019年9月30日)	8.33%
第10会計年度(2019年10月1日～2020年9月30日)	1.24%

(米ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券)

会計年度	収益率(注)
第1会計年度(2011年1月31日～2011年9月30日)	-5.35%
第2会計年度(2011年10月1日～2012年9月30日)	17.35%
第3会計年度(2012年10月1日～2013年9月30日)	-8.39%
第4会計年度(2013年10月1日～2014年9月30日)	5.90%
第5会計年度(2014年10月1日～2015年9月30日)	-33.44%
第6会計年度(2015年10月1日～2016年9月30日)	51.12%
第7会計年度(2016年10月1日～2017年9月30日)	14.71%
第8会計年度(2017年10月1日～2018年9月30日)	-21.03%
第9会計年度(2018年10月1日～2019年9月30日)	8.01%
第10会計年度(2019年10月1日～2020年9月30日)	-25.56%

(豪ドル建 - 豪ドルクラス受益証券)

会計年度	収益率(注)
第1会計年度(2011年1月31日～2011年9月30日)	3.75%
第2会計年度(2011年10月1日～2012年9月30日)	21.83%
第3会計年度(2012年10月1日～2013年9月30日)	-2.88%
第4会計年度(2013年10月1日～2014年9月30日)	9.31%
第5会計年度(2014年10月1日～2015年9月30日)	-4.24%
第6会計年度(2015年10月1日～2016年9月30日)	16.90%
第7会計年度(2016年10月1日～2017年9月30日)	4.93%
第8会計年度(2017年10月1日～2018年9月30日)	-4.72%
第9会計年度(2018年10月1日～2019年9月30日)	7.46%
第10会計年度(2019年10月1日～2020年9月30日)	-2.90%

(豪ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券)

会計年度	収益率(注)
第1会計年度(2011年1月31日～2011年9月30日)	- 3.15%
第2会計年度(2011年10月1日～2012年9月30日)	9.76%
第3会計年度(2012年10月1日～2013年9月30日)	0.98%
第4会計年度(2013年10月1日～2014年9月30日)	12.48%
第5会計年度(2014年10月1日～2015年9月30日)	- 18.67%
第6会計年度(2015年10月1日～2016年9月30日)	40.45%
第7会計年度(2016年10月1日～2017年9月30日)	12.67%
第8会計年度(2017年10月1日～2018年9月30日)	- 15.50%
第9会計年度(2018年10月1日～2019年9月30日)	14.82%
第10会計年度(2019年10月1日～2020年9月30日)	- 29.90%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(ただし、第1会計年度については、1口当たり当初発行価格(米ドル建 - 米ドルクラス受益証券:

10.00米ドル、米ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券: 10.00米ドル、豪ドル建 - 豪ドルクラス受益証券: 10.00豪ドル、豪ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券: 10.00豪ドル)

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は、以下のとおりです。

(米ドル建 - 米ドルクラス受益証券)

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2011年1月31日～ 2011年9月30日)	1,386,910 (1,386,910)	259,310 (259,310)	1,127,600 (1,127,600)
第2会計年度 (2011年10月1日～ 2012年9月30日)	3,440,380 (3,440,380)	1,834,770 (1,834,770)	2,733,210 (2,733,210)
第3会計年度 (2012年10月1日～ 2013年9月30日)	3,031,770 (3,031,770)	2,209,570 (2,209,570)	3,555,410 (3,555,410)
第4会計年度 (2013年10月1日～ 2014年9月30日)	175,040 (175,040)	1,736,520 (1,736,520)	1,993,930 (1,993,930)
第5会計年度 (2014年10月1日～ 2015年9月30日)	10,120 (10,120)	853,970 (853,970)	1,150,080 (1,150,080)
第6会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月30日)	0 (0)	365,970 (365,970)	784,110 (784,110)
第7会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月30日)	2,000 (2,000)	113,170 (113,170)	672,940 (672,940)
第8会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月30日)	203,000 (203,000)	55,800 (55,800)	820,140 (820,140)
第9会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月30日)	12,920 (12,920)	277,790 (277,790)	555,270 (555,270)
第10会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月30日)	0 (0)	116,600 (116,600)	438,670 (438,670)

(注1) ()内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含みます。

(米ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券)

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2011年1月31日～ 2011年9月30日)	21,485,670 (21,485,670)	3,207,600 (3,207,600)	18,278,070 (18,278,070)
第2会計年度 (2011年10月1日～ 2012年9月30日)	13,018,440 (13,018,440)	8,992,820 (8,992,820)	22,303,690 (22,303,690)
第3会計年度 (2012年10月1日～ 2013年9月30日)	7,620,440 (7,620,440)	10,216,330 (10,216,330)	19,707,800 (19,707,800)
第4会計年度 (2013年10月1日～ 2014年9月30日)	263,060 (263,060)	8,518,250 (8,518,250)	11,452,610 (11,452,610)
第5会計年度 (2014年10月1日～ 2015年9月30日)	83,280 (83,280)	4,003,860 (4,003,860)	7,532,030 (7,532,030)
第6会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月30日)	3,800 (3,800)	1,361,420 (1,361,420)	6,174,410 (6,174,410)
第7会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月30日)	9,300 (9,300)	926,660 (926,660)	5,257,050 (5,257,050)
第8会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月30日)	6,000 (6,000)	972,570 (972,570)	4,290,480 (4,290,480)
第9会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月30日)	600 (600)	476,830 (476,830)	3,814,250 (3,814,250)
第10会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月30日)	3,400 (3,400)	391,580 (391,580)	3,426,070 (3,426,070)

(豪ドル建 - 豪ドルクラス受益証券)

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2011年1月31日～ 2011年9月30日)	1,811,800 (1,811,800)	212,930 (212,930)	1,598,870 (1,598,870)
第2会計年度 (2011年10月1日～ 2012年9月30日)	2,599,210 (2,599,210)	1,702,110 (1,702,110)	2,495,970 (2,495,970)
第3会計年度 (2012年10月1日～ 2013年9月30日)	1,093,420 (1,093,420)	2,143,680 (2,143,680)	1,445,710 (1,445,710)
第4会計年度 (2013年10月1日～ 2014年9月30日)	297,240 (297,240)	573,210 (573,210)	1,169,740 (1,169,740)
第5会計年度 (2014年10月1日～ 2015年9月30日)	82,020 (82,020)	220,320 (220,320)	1,031,440 (1,031,440)
第6会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月30日)	700 (700)	292,480 (292,480)	739,660 (739,660)
第7会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月30日)	28,900 (28,900)	46,550 (46,550)	722,010 (722,010)
第8会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月30日)	104,270 (104,270)	93,200 (93,200)	733,080 (733,080)
第9会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月30日)	43,310 (43,310)	259,010 (259,010)	517,380 (517,380)
第10会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月30日)	66,320 (66,320)	71,650 (71,650)	512,050 (512,050)

(豪ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券)

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2011年1月31日～ 2011年9月30日)	3,316,910 (3,316,910)	584,860 (584,860)	2,732,050 (2,732,050)
第2会計年度 (2011年10月1日～ 2012年9月30日)	2,154,080 (2,154,080)	1,526,210 (1,526,210)	3,359,920 (3,359,920)
第3会計年度 (2012年10月1日～ 2013年9月30日)	983,630 (983,630)	2,206,300 (2,206,300)	2,137,250 (2,137,250)
第4会計年度 (2013年10月1日～ 2014年9月30日)	89,790 (89,790)	852,120 (852,120)	1,374,920 (1,374,920)
第5会計年度 (2014年10月1日～ 2015年9月30日)	15,510 (15,510)	364,950 (364,950)	1,025,480 (1,025,480)
第6会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月30日)	5,300 (5,300)	223,300 (223,300)	807,480 (807,480)
第7会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月30日)	13,200 (13,200)	129,140 (129,140)	691,540 (691,540)
第8会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月30日)	9,100 (9,100)	80,690 (80,690)	619,950 (619,950)
第9会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月30日)	0 (0)	66,170 (66,170)	553,780 (553,780)
第10会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月30日)	0 (0)	37,850 (37,850)	515,930 (515,930)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

受益証券の申込み

現在、受益証券の販売は行われていません。

確認書および券面

受益証券の発行後のファンド営業日に、当該取引の完全な明細を記載した確認書が投資家に送付されます。受益証券は記名式で発行され、管理事務代行会社により保管されている当ファンドの受益者名簿がその所有権の証拠となります。受託会社および管理会社（またはこれを代理する管理事務代行会社）は、受益証券の登録所有者をその完全かつ実質的な所有者として取り扱います。申込時に受益証券の券面が特別に要求されない場合には、当該受益証券は券面を不発行とする方式で発行されます。当ファンドは、券面を不発行とする方式によっても、不当に遅滞することなく買戻しの指示を実行することができるため、券面を不発行とする方式によって受益証券を保持することを投資家に対して勧めております。

マネー・ロンダリング防止規則および制裁

マネー・ロンダリングの防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を導入・維持する義務を負い、かつ、受益証券の申込者に対して自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができます。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充たすときは、マネー・ロンダリング防止手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含みます。）を適切な者に委託することもできます。

受託会社および管理会社（またはこれを代理する管理事務代行会社）は、申込人もしくは譲受人の身元および実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）を確認するために必要な情報を要求する権利を有します。状況が許せば、受託会社、管理会社（またはこれを代理する管理事務代行会社）は、適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、申込時に完全なデュー・ディリジェンスが要求されずに済むこともあります。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合があります。

申込者もしくは譲受人が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合、受託会社および管理会社（またはこれを代理する管理事務代行会社）は、申込みを拒絶すること、または申込みが既に約定している場合は、その持分の停止もしくは買戻しを行うことができ、その場合、受領された申込金を、利息を付さずに送金元の口座に返金することができます。

管理会社、受託会社（またはこれを代理する管理事務代行会社）は、受託会社もしくは管理会社または管理事務代行会社が、かかる受益者に対して買戻代金を支払うことが関連する法域におけるいずれかの者による適用ある法律もしくは規制に対する違反となる可能性があるかと疑うか、適用ある法律もしくは規制を遵守していない可能性があるかと助言されている場合、または受託会社が管理会社もしくは管理事務代行会社による適用される法域におけるかかる法令の遵守を確実にするためにその拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、受益者に対する買戻代金の支払いを拒絶することができます。

CIMAは、随時修正および改訂されるマネー・ロンダリング防止規則への違反、または違反に同意しまたは黙認した、もしくは注意を怠ったことが違反の原因であると証明された当ファンドの受託会社または役員に対して、当ファンドに多額の行政上の罰金を課す裁量権を有します。

かかる行政上の罰金が当ファンドにより支払われる範囲において、当ファンドは、当該罰金および関連手続きの費用を負担します。

ケイマン諸島内の者は、他の者が犯罪行為やマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資金調達および資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識また

は疑惑に関する情報を規制された部門における業務またはその他の取引、職業、ビジネスもしくは雇用の過程において得た場合、その者はかかる認識または疑惑を、() 犯罪行為もしくはマネーロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律に基づいてケイマン諸島の財務報告当局(以下「FRA」という。)に対して、また、() テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法(2018年改訂)に基づいて巡査以上の階級の警察官またはFRAに対して通報する義務を負います。かかる通報は法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされません。

当ファンドは、ケイマン諸島以外の法域におけるマネー・ロンダリング防止規則にも従います。受託会社および管理会社または管理事務代行会社は、受益者または受益者となる予定の者から一切のマネー・ロンダリング防止義務の遵守に必要な追加情報を要求する権利を留保します。申込みを行うことにより、受益者となる予定の者は、ケイマン諸島のみならずその他の法域においても、マネーロンダリングならびにケイマン諸島および他の管轄双方における類似の問題に関する要請に基づき、受託会社もしくは管理会社または管理事務代行会社によってなされる、申込者に関するあらゆる情報の規制当局その他に対する開示に同意します。

投資者は、KY-FID_ABTrust@intertrustgroup.comのアドレスで受託会社に連絡することにより、当ファンドのAMLコンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング責任者およびデュプレティ・マネー・ロンダリング責任者の詳細(連絡先の詳細を含みます。)を入手することができます。

当ファンドは、適用される制裁制度の対象となる事業体、個人、組織および/または投資との間における取引を制限する法律の対象となります。

したがって、ファンドは、各購入申込者および受益者に、自身が、また、自身が知り得る限りまたは自身が信じる限り、自身の実質的所有者/支配者または授権された者(以下「関係者」といいます。)(もしあれば)が() 米国財務省外国資産管理局(以下「OFAC」といいます。))によって維持されるか、または欧州連合(以下「EU」といいます。))および/もしくは英国の規則(後者が命令によりケイマン諸島に適用される場合を含みます。))に基づく、制裁の対象となる法主体または個人のリストに記載されていないこと、() 国際連合、OFAC、EUおよび/または英国により課される制裁が適用される国または領域に事業の拠点を置いておらず、また居住していないこと、ならびに() その他国際連合、OFAC、EUまたは英国により課される制裁(後者が命令によりケイマン諸島に適用される場合を含みます。))の対象(以下総称して「制裁対象」といいます。))でないことを継続的に表明また保証するよう要求されています。

購入申込者または関係者が制裁対象であるか、または制裁対象となった場合、当ファンドは、購入申込者が制裁対象でなくなるまで、または購入申込者との追加の取引および/もしくは当ファンドにおける購入申込者の持分の追加の取引を続けるための認可が適用法に基づき取得されるまで、直ちに、かつ、購入申込者に通知を行うことなく、かかる追加の取引を停止することを要求される場合があります(以下「制裁対象者事由」といいます。))。当ファンド、受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、制裁対象者事由に起因して購入申込者が被った一切の債務、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的または派生的な損失、利益の喪失、収入の喪失、評判の喪失ならびにすべての利息、違約金および法的費用および一切のその他の専門家費用および経費を含みますがこれらに限られません。))につき、一切の責任を負わないものとします。

受託会社またはその取締役、従業員もしくはケイマン諸島に所在する代理人のいずれも、適用される法律に基づき、規制、政府当局または機関による情報要求(例えば、CIMAによって、CIMA自身もしくは認められている海外の規制当局のために、金融庁法に基づく、税務情報当局による、または税務情報庁法(2017年改訂)および関連法令、契約、取決めおよび覚書に基づく要求)に従うことを条件として、情報を提供することを強制されることがあります。そのような法律に基づく機密情報の開示は、守秘義務の違反とはみなされず、また、特定の状況において、受託会社またはその取締役、従業員もしくは代理人のいずれも、当該要求がなされたことを開示することを禁じられる可能性があります。

FATCAならびに受益者の身元確認および一定の支払いに課される源泉徴収

2010年雇用促進法案の一部である外国口座税務コンプライアンス法(「FATCA」)が2010年にアメリカ合衆国にて立法化されました。

一定の米国投資および米国投資と見なされる投資に関する一定の支払い(買付総額の支払いを含みます。)に対して課される30%の米国源泉徴収税を回避するために、トラストおよび/または当ファンドは、原則として、IRSに適宜登録し、一定の直接的および間接的な米国口座保有者(債務保有者および株式保有者を含みます。)を特定することに同意する必要があります。当ファンドの非米国投資家は、原則として、直接的および間接的な米国所有権を特定できる情報を当ファンドに提供する必要があります。当ファンドに提供された当該情報は、すべてIRSと共有されます。米国の1986年内国歳入法(改正済み)第1471条(d)(4)に定められる「外国金融機関」である非米国投資家は、原則として、IRSに適宜登録し、一定の直接的および間接的な米国口座保有者(債務保有者および株式保有者を含みます。)を特定することに同意する必要があります。当ファンドに当該情報を提供できない、またはIRSと当該契約を締結できない非米国投資家は、当ファンドの受益証券に関して、米国投資および米国投資と見なされる投資に帰せられるあらゆる支払いに対し、30%の源泉徴収税が課され、管理会社/投資運用会社は、必要情報を提供せず、源泉徴収をもたらした投資家が当該源泉徴収を経済的に負担することを確保するために、投資家の受益証券または買戻代金に関連していかなる行動も取ることができます。受益者は、これらの規則が引き起こしうる事象について税務専門家に確認すべきです。

(2) 日本における販売

現在、受益証券の販売は行われていません。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

受益証券の買戻方法

受益者は、管理事務代行会社に対して、ファックスまたは郵便により撤回不能である買戻注文を送付することにより、各ファンド取引日に、受益証券の買戻しをすることができます。買戻注文は、ファンドの名称、受益証券クラス、買戻しを行う受益証券の数または償還される受益証券の総価値(受益者が受益証券の購入につき選択した表示通貨によって表示されます。)を、当ファンドに登録される受益者の氏名および口座番号(かかる表示通貨に関するもの)と併せて、明記する必要があります。買戻代金の支払いは、受益者の口座が表示される表示通貨によって行われます。

いずれかの買戻請求の結果として、受益者の口座が、最低当初投資額である100口(または受益者の口座が表示される通貨によっては、別の表示通貨による相当額)を下回る場合には、かかる買戻請求は、当該受益者の全ての口座に適用するものとみなすことができます。

指定されたファンド取引日に関する買戻請求は、当該ファンド取引日の注文受付終了時刻(東京時間午後8時)まで受け付けられます。その時間内に受領・受理された有効な買戻請求は、通常、下記の買戻価格により、当該ファンド取引日付で処理がされます。注文受付終了時刻(東京時間午後8時)後に受領された買戻請求は、翌ファンド営業日において、かかるファンド営業日の評価時点において決定される適用ある純資産価額で処理されます。この場合には、かかる翌ファンド営業日を当該買戻請求に関するファンド取引日とします。指定されたファンド取引日に関して計算される純資産価額に応じて、受益証券の買戻価格が、申込時に当該受益証券につき支払われた価格を上回る場合も下回る場合もあります。

買戻代金(買戻価格から適用ある買戻手数料および/またはその他の適用ある手数料もしくは費用を差し引いた金額)の支払いは、管理事務代行会社またはその代理人により、関連する表示通貨において、通常は該当するファンド取引日の翌日から3ファンド営業日以内に、登録受益者の口座に対して払い込まれます。ただし、()買戻注文が管理事務代行会社により適切な様式で受領されており、また()償還される受益証券の券面(発行されている場合)が、管理事務代行会社により、かかるファンド取引日に関する評価時点前に受領されていることを条件とします。支払いは、受益証券の登録保有者に対してのみ行われることができ、第三者への支払いは認められておりません。最も迅速にサービスを提供するために、小切手による支払いも利用可能ですが、電信送金による支払いが推奨されております。管理事務代行会社が受益者またはその財務アドバイザー(適用ある場合)から郵便により全ての必要な書類原本を受領していない場合には、買戻代金の支払いが遅延する可能性があることにつきご注意ください。電信送金の指示は、投資家の申込契約書の原本に記載される必要があり、当該契約書に記載されない場合には、かかる電信送金の指示は、買戻代金の電信送金が行われる前に、管理事務代行会社により、郵便またはファックス送信で受領(および確認)されなければなりません。電信送金の指示が管理事務代行会社により受領されない場合には、受益者は、小切手により買戻代金を受領します。

管理会社は、各ファンド取引日について、受益証券の買戻しが、通常の場合で、買戻請求を行う受益者に対して同日に速やかに実行されるように、適切な流動性が当ファンドに関して維持されることを確保する努力を払います。ただし、管理会社は、当ファンドが、各ファンド取引日において、同日における発行済受益証券の10%超の買戻請求を受領した場合には、受益証券の買戻しを制限することができます。かかる場合には、当ファンドの受益証券は、比例按分ベースで償還されるすることができます。管理会社またはその代理人による上記権限の行使により実施されなかった買戻請求の一部は、当初請求の全部が充足されるまで、(管理会社が同様の権限を有する)翌ファンド取引日および全てのその後のファンド取引日に関して行われた請求として取り扱われます。かかる制限は、買戻しの申込みを行った受益者に対して通知されます。また、一定の状況において、受託会社は、管理会社と協議の上、受益者の受益証券を償還する権利を停止することができます。この点については、下記「買戻しの制限等」をご参照ください。

買戻しの制限等

受託会社は、管理会社と協議の上、以下の期間の全部または一部において、純資産価額の計算および/もしくは受益証券の買戻しを停止し、かつ/または、買戻代金の支払期間を延期することができます。

- () 当ファンドの投資対象の主要な部分について、上場、マーケット・メイク、取引もしくは取扱いがなされている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖され(慣習上の週末および休日による休業日である場合を除きます。)またはかかるいずれかの取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止がなされている期間、
- () 当ファンドが投資対象を処分することが合理的に実行することができないと管理会社が判断する状況またはかかる処分により受益者に対して重大な損害を及ぼし得る状況が存在する期間、
- () 投資対象の価値もしくは当ファンドの純資産価額の評価に通常用いられる手段に障害が発生したことまたはその他の理由により、投資対象その他の資産の価値もしくは当ファンドの純資産価額を合理的もしくは公正に評価することができないと管理会社が判断する期間、および/または
- () 当ファンドの投資対象の買戻し・換金またはかかる買戻し・換金に伴う資金の移転が、通常の価格または通常の為替レートで実行することができないと管理会社が判断する期間
受益証券の強制買戻し

受益証券が適格投資家以外の者によりもしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有の結果として、当ファンドが登録を要求される、課税されるもしくはいずれかの法域の法律を違反することになるものと受託会社または管理会社が判断する場合、または、管理会社に、かかる受益証券の申込みもしくは買付の資金調達に利用された資金源について適法性を疑う理由が存在する場合には、管理会社は、当該受益証券の保有者に対して、当該受益証券を10日以内に売却し、管理会社に当該売却の証拠の提出を求める書面通知を行うことができ、当該保有者が売却または証拠の提出を行わない場合には、管理会社は、当該受益証券の買戻しおよび消却を実行することができます。

本書に基づき強制的に買い戻された受益証券1口当たりの買戻価格は、受益証券1口当たり純資産価格から適用ある買戻手数料および/またはその他の適用ある手数料もしくは費用(かかる強制買戻日に該当するファンド営業日に決定されます。)を差し引いた金額に相当するものとします。

受益証券の強制買戻しが適用される更なる状況に関する追加の詳細については、信託証書をご参照ください。

(2) 日本における買戻し

日本における買戻し手続においては、「買戻し」または「買戻」の用語につき、その意味を変えることなく、それぞれ「換金(買戻し)」または「換金(買戻)」という用語を用いることがあります。

買戻価格

日本における受益者は、各ファンド取引日に、受益証券の買戻しの申込みを行うことができます。各クラスとも、買戻しの申込み後、管理事務代行会社に申込注文が受け付けられた最初のファンド取引日において決定される各クラスの受益証券1口当たり純資産価格を、買戻価格とします。

買戻代金

日本における受益者には、国内約定日から起算して原則として4国内営業日目に、買戻代金が支払われます。

ここでの「国内約定日」とは、販売取扱会社が買戻注文の成立を確認した日をいいます。通常、申込みの翌国内営業日となります。

買戻代金は、口座約款に従い、円貨または各クラスの表示通貨で支払うものとします。円貨で支払われる場合における各クラスの表示通貨からの換算は、国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。

買戻手数料は課されません。

申込単位

10口単位とします。

申込締切時間

販売会社が定める換金(買戻し)の締切時間までに受領されたものを当日の申込みとします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

買戻制限

管理会社は、各ファンド取引日において、ファンドの発行済受益証券の10%超の買戻請求を受領した場合には、受益証券の買戻しを制限することができます。

また、大量の買戻請求等があった場合には、上記「(1)海外における買戻し 買戻しの制限等」が適用されることがあります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価額の決定

基準通貨およびその他の表示通貨で表示される各受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、管理事務代行会社により、各ファンド営業日の米国東部時間午後4時に決定されます。可能な範囲において、投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債(管理報酬を含みます。)は毎日計上されます。

各受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、常時、当該受益証券クラスに対し適正に配分される当ファンドの資産総額から当該受益証券クラスに対し適正に配分される当ファンドの負債を差し引いた金額を、各ファンド営業日現在の当該クラスの受益証券の発行済総数で除して決定されます。当ファンドの各受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各受益証券クラスに課される報酬が異なる場合には、差異が生じることがあります。

市場相場が容易に入手可能な証券に関しては、当ファンドが保有する証券の市場価格は、以下のよう

- に決定されます。
- (a) 取引所に上場される証券は、その価格が決定されるファンド営業日における取引所終了時の統合テープシステム(CTS)に反映された直近の売り値で評価されます。当該ファンド営業日に取引が行われない場合には、かかる証券は、同日の最終買い気配値および売り気配値の仲値を用いて評価されます。当該ファンド営業日に買い気配値および売り気配値が相場付けされない場合には、かかる証券は、管理会社による適正価格または管理会社により設定された方法に従い誠実に評価されます。
 - (b) 複数の取引所で取引される証券は、当該証券が取引される主要取引所を参照し、上記第(a)項に従って評価されます。
 - (c) 発行市場が店頭であると考えられる取引所において上場されている証券を含む、店頭市場において取引される証券(ただし、ナスダック証券市場(以下「ナスダック」といいます。))で取引される証券を除きます。)は、最新の買い気配値および売り気配値の仲値を用いて評価されます。
 - (d) ナスダックにおいて取引される証券は、ナスダック公式終り値により評価されます。
 - (e) 当ファンドにより購入される上場プット・オプションまたはコール・オプションは、直近の売り値で評価されます。当該日に取引が行われない場合には、かかる証券は、当該日の最終買い気配値により評価されます。
 - (f) オープン先物契約およびこれに係るオプションは、最終決済価格を用いて、またはかかる価格がない場合には、直近の買い気配値を用いて評価されます。評価日に入手可能な気配値がない場合には、直近の入手可能な最終決済価格を用いて評価されます。
 - (g) 満期までの残日数が60日以下の米国国債およびその他の債務証券は、その当初満期が60日以下である場合は償却後原価で、またはその当初満期が60日を超える場合は満期日前の61日目の適正価格を償却することにより評価されます(ただし、どちらの場合においても、管理会社により設定された方法に基づき、かかる方法が適正価格を表すものではないと判断された場合はこの限りではありません。)
 - (h) 確定利付証券は、その価格が当該証券の適正市場価格を反映すると考えられる場合には、当該証券の市場価格を反映した、値付けサービスによって提供される価格を基準に評価されます。値付けサービスによって提供される価格は、企業の規模、類似のグループ内証券取引および特定の証券に関する何らかの進展性を含む多数の要因を考慮しています。管理会社が適切な値付けサービスが存在しないと判断した証券は、買い気配値、またはかかる証券の主要ブローカー・ディーラー間のスプレッドに基づき評価されます。
 - (i) モーゲージ担保証券および資産担保証券は、債券値付けサービスから入手した、当該証券の市場価格を反映した価格、またはその価格がかかる証券の適正市場価格を反映していると考えられる場合には、当該証券のブローカー・ディーラーから入手した、当該証券の適正市場価格を反映した価格により、評価されます。ブローカー・ディーラーによる値付け価格が入

手される場合には、管理会社は、市場イールドまたはスプレッドの変動が、直近に入手した証券に関する買い気配値の日々の調整に利用される方法を設定することができます。

- (j)店頭取引デリバティブおよびその他のデリバティブは、買い気配値またはかかる証券における主要ブローカー・ディーラー間のスプレッドを基準に評価されます。
- (k)その他のすべての証券は、管理会社が設定した方法により決定される容易に入手可能な市場相場に従って評価されます。特別な事態により、かかる評価を実行することが不可能になる場合または不適切になる場合には、管理会社は、当ファンドの資産の適正な評価のため、慎重かつ誠実に他の規則に従うことができます。

当ファンドは、その保有する証券を、市場相場を基準に決定される最新の市場価格で評価し、市場相場が容易に入手できないもしくは信頼できない場合には、管理会社によりもしくは管理会社が一般的に監督することにより設定された方法に従って決定される適正価格によって評価します。当ファンドが適正価格による値付けを使用する場合には、適切と思われる一切の要因を考慮することができます。当ファンドは、特定の証券または市場インデックスの現在の評価に関する展開を元に適正価格を決定します。純資産価額の計算に関して当ファンドによって使用される証券の価格は、同じ証券に関する相場価格または公式価格とは異なることがあります。適正価格の値付けは、主観的判断を伴うものであり、証券に関し決定される適正価格は、その証券の販売における実際の価格と著しく異なる可能性があります。

当ファンドは、関連する証券が取引される取引所が早期にクローズすることや証券取引を停止することというような非常に限定された環境の下でのみ、主に米国の証券取引所において取引される証券に関して、適正価格による値付けの使用を予定しています。特に、当ファンドが米国東部時間午後4時にその証券の評価を行う前に、多くの米国外の市場はクローズするため、当ファンドは、主に米国外の市場で取引される証券に関して、より頻繁に適正価格による値付けを使用する可能性があります。かかる市場が早期にクローズした場合には、広範囲に市場変動が生じるというような重要な出来事が、クローズ中に起こる可能性があります。このことを考慮し、当ファンドは、頻繁に、入手可能な範囲で第三者ヴェンダー・モデリング・ツールに基づく適正価格を使用して、多くの米国外証券を評価することができます。

したがって、前述の証券取引価格の場合において指摘したものと同様に、適正価格による値付けの方法を用いて決定された組入れ証券の価格は、当該証券の販売における実際の価格とは著しく異なる可能性があります。

当ファンドの受益証券1口当たり純資産価格を決定する目的上、基準通貨以外の通貨によって当初表示された資産および負債は、関連する証券取引市場に定期的に参加する主要銀行により相場付けがされるかかる当初表示された通貨の(最新の基準通貨に対する)最新の買い気配値および売り気配値の仲値を用いて、または多くのかかる主要銀行により提供される気配値を勘案した値付けサービスを基準として、基準通貨に換算されます。取引所の閉鎖時にかかる気配値の入手が不可能な場合には、為替レートは、管理会社によって、または管理会社の指示のもとに誠実に決定されます。

特別な事態により、かかる評価を実行することが不可能または不適切になった場合には、管理会社は、当ファンド資産の適正な評価のため、慎重かつ誠実に他の規則に従うことができます。

特定の評価時点に関する純資産価額は、かかるファンド営業日の米国東部時間午後7時頃に入手することができます。発行および買戻しの目的上、純資産価額は、インフォメーション・メモランダムに指定されるその他の通貨に換算されることがあります。

純資産価格の計算の停止

上記「2 買戻し手続等(1) 海外における買戻し 買戻しの制限等」をご参照ください。

(2) 【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の保管者名義で保管され、日本の投資者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の投資者が別途、自己の責任で保管する場合には、この限りではありません。

（３）【信託期間】

（管理会社が受託会社と協議の上、当ファンドを事前に終了させることが受益者の利益のためと判断する場合を除き、）当ファンドは2022年1月31日に終了します。

（４）【計算期間】

当ファンドの会計年度の期間は毎年10月1日から翌年の9月30日までの期間です。

（５）【その他】

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対して10日以上前に書面通知（受益者はかかる書面通知を放棄することができます。）をした上で、受託会社および管理会社が、受益者にとって最善の利益に適うと考えられる方法および程度において、信託証書の規定に改訂、修正、変更または追加を行う権利を有します。受託会社または管理会社が、自己の意見において、改訂、修正、変更または追加（以下「改訂」といいます。）が、（ ）該当時に存在する受益者の利益を著しく害せず、かつ、実質的な範囲において受益者に対する受託会社もしくは管理会社の責任を免除するために作用せず、また当ファンドが支払う経費および料金の額（行われる改訂が準拠する補遺証書に関連して負担する経費、料金、手数料および費用を除きます。）が増額することにならないこと、または（ ）財務要件、法的要件か公的要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）を遵守するために必要であること、もしくは（ ）明白な誤りを是正するために必要であることを書面により証明しない限り、受益者の通常決議を得ることなくかかる修正、変更もしくは追加は行われぬものとします。改訂により、受益者は、その受益証券に関する追加的な支払いを行うことはなく、受益証券に関する責任を負担する義務を課されることはありません。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約の当初の契約期間は、契約日から3年とします。当初の契約期間経過後は、保管契約は、1年毎に自動的に更新されますが、一方の当事者は、相手方当事者に対して75日以上前に書面通知を行うことにより、保管契約を終了させることができます。

上記にかかわらず、一方当事者は、相手方当事者が倒産又は支払不能に陥った場合、または相手方当事者について倒産法その他適用される同様の法令に基づき倒産申立が行われた場合には、相手方当事者に対する30日前の書面通知によって、いつでも保管契約を終了させることができます。

本契約は、各当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができます。

本契約は、ニューヨーク州法に準拠し、同法に従って解釈されます。

管理事務代行契約

管理事務代行契約の当初の契約期間は、契約日から3年とします。当初の契約期間経過後は、管理事務代行契約は、1年毎に自動更新されますが、一方当事者は、相手方当事者に対して75日以上前に書面通知を行うことにより、管理事務代行契約を終了させることができます。

上記にかかわらず、一方当事者は、以下の場合には、いつでも管理事務代行契約を終了させることができます。

- （a）相手方当事者に管理事務代行契約の重大な違反があり、60日以内に解消されなかった場合。
この場合、相手方当事者が契約違反を行っていない当事者からの書面通知を受領した時に契約が終了します。
- （b）相手方当事者が倒産又は支払不能に陥った場合、または相手方当事者について倒産法その他適用される同様の法令に基づき倒産申立が行われた場合。この場合、相手方当事者に対する30日前の書面通知により契約が終了します。

本契約は、各当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができます。

本契約は、マサチューセッツ州法に準拠し、同法に従って解釈されます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、書面による通知をすることにより終了します。

代行協会員契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了します。

受益証券販売・買戻契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として、登録されている必要があります。したがって、販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の投資者は受益証券の登録名義人ではないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができません。これら日本の投資者は、販売取扱会社との間の口座約款に基づき、販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができます。

受益証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の投資者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

() 分配請求権

受益者は、トラストに代わり管理会社の決定した分配金を、持分に応じてトラストに代わり管理会社に請求する権利を有します。

() 買戻請求権

受益者は、上記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等(1) 海外における買戻し」のとおり、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有します。

() 残余財産分配請求権

当ファンドが解散された場合、受益者はトラストに代わり管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

() 議決権

議決権については、下記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要(2) 受益者集会」をご参照ください。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の投資者に対する当ファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社または当ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健
同 廣本 文晴

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しております。ただし、確定した判決の執行手続きは、関連する法域の法令に従い行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、米国における法令および米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c . ファンドの原文の財務書類は米ドル、豪ドルおよび日本円で表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。米ドルおよび豪ドルの日本円への換算には、2021年1月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=104.48円および1豪ドル=80.08円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。したがって、合計数値が一致しない場合があります。

(1) 【2020年9月30日終了年度】

【貸借対照表】

A B ケイマン・トラスト - エマージング・ボンド・ファンド (外貨建)

資産負債計算書

2020年9月30日現在

	米ドル	千円
資産		
A B ケイマン・マスター・トラスト - エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ (以下「投資対象ファンド」という。)への投資 (取得原価: 19,799,323米ドル (2,068,633千円))	20,801,610	2,173,352
ヘッジクラス受益証券の先渡外国為替契約に係る決済未収金	97,951	10,234
投資有価証券売却未収金	23,180	2,422
先渡外国為替契約に係る未実現評価益	108	11
その他の資産	19	2
資産合計	20,922,868	2,186,021
負債		
保管会社に対する債務	100,266	10,476
先渡外国為替契約に係る未実現評価損	199,415	20,835
投資有価証券購入未払金	97,946	10,233
未払専門家報酬	37,893	3,959
未払販売報酬	35,100	3,667
受益証券買戻未払金	23,250	2,429
未払販売管理代行報酬	4,291	448
未払投資運用報酬	3,351	350
未払代行協会員報酬	880	92
未払管理会社報酬	176	18
未払費用およびその他の負債	23,514	2,457
負債合計	526,082	54,965
純資産	20,396,786	2,131,056

クラス	純資産		受益証券残高 (口)	純資産価格	
	(米ドル)	(千円)		(米ドル)	(円)
豪ドル建 - 豪ドル	2,528,814	264,210	512,050	4.94	516
豪ドル建 - ブラジル レアル	1,272,294	132,929	515,930	2.47	258
円建 - 円ヘッジ	5,346,700	558,623	72,752	73.49	7,678
米ドル建 - ブラジル レアル	7,169,796	749,100	3,426,070	2.09	218
米ドル建 - 米ドル	4,079,182	426,193	438,670	9.30	972

クラス	表示通貨の純資産価格		
	(表示通貨)	(円)	
豪ドル建 - 豪ドル	豪ドル	6.89	552
豪ドル建 - ブラジル レアル	豪ドル	3.44	275
円建 - 円ヘッジ	日本円	7,751	7,751
米ドル建 - ブラジル レアル	米ドル	2.09	218
米ドル建 - 米ドル	米ドル	9.30	972

財務書類に対する注記を参照。

【損益計算書】

A B ケイマン・トラスト - エマージング・ボンド・ファンド(外貨建)

損益計算書

2020年9月30日に終了した年度

	米ドル	千円
投資収益		
投資対象ファンドからの配当金収入の分配	1,226,184	128,112
利息	1,039	109
	<u>1,227,223</u>	<u>128,220</u>
費用		
投資運用報酬	44,444	4,644
管理会社報酬	2,339	244
販売報酬	115,117	12,027
販売管理代行報酬	51,444	5,375
管理事務代行報酬	27,500	2,873
名義書換事務代行報酬	25,963	2,713
受託会社報酬	13,416	1,402
専門家報酬	13,067	1,365
代行協会員報酬	11,696	1,222
印刷費用	9,124	953
登録費用	2,342	245
その他の報酬	2,074	217
費用合計	<u>318,526</u>	<u>33,280</u>
投資純利益	<u>908,697</u>	<u>94,941</u>
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現利益 (損失)		
実現純利益(損失)：		
投資対象ファンドへの投資	(768,164)	(80,258)
為替取引	(2,938,739)	(307,039)
未実現評価損益の純変動：		
投資対象ファンドへの投資	(434,307)	(45,376)
外貨建資産および負債	(7,074)	(739)
投資対象ファンドへの投資および為替取引に係る純損失	<u>(4,148,284)</u>	<u>(433,413)</u>
運用による純資産の純減少	<u>(3,239,587)</u>	<u>(338,472)</u>

財務書類に対する注記を参照。

A Bケイマン・トラスト - エマージング・ボンド・ファンド(外貨建)

純資産変動計算書

2020年9月30日に終了した年度

	米ドル	千円
運用による純資産の増加(減少)		
投資純利益	908,697	94,941
投資対象ファンドへの投資および為替取引に係る実現純損失	(3,706,903)	(387,297)
投資対象ファンドへの投資ならびに外貨建資産および負債の未実現評価損益の純変動	(441,381)	(46,115)
運用による純資産の純減少	(3,239,587)	(338,472)
受益者への分配金		
豪ドル建 - 豪ドルクラス	(171,629)	(17,932)
豪ドル建 - ブラジルリアルクラス	(86,345)	(9,021)
円建 - 円ヘッジクラス	(209,862)	(21,926)
米ドル建 - ブラジルリアルクラス	(870,654)	(90,966)
米ドル建 - 米ドルクラス	(230,966)	(24,131)
受益者への分配金合計	(1,569,456)	(163,977)
受益証券取引		
発行	336,670	35,175
買戻	(2,780,714)	(290,529)
受益証券取引合計	(2,444,044)	(255,354)
減少合計	(7,253,087)	(757,803)
純資産		
期首	27,649,873	2,888,859
期末	20,396,786	2,131,056

財務書類に対する注記を参照。

A Bケイマン・トラスト - エマージング・ボンド・ファンド(外貨建)

財務書類に対する注記

2020年9月30日現在

1. 組織

A Bケイマン・トラスト(以下「トラスト」という。)は、ケイマン諸島の信託法(2018年改訂)に基づき、2010年11月1日に設立されたオープン・エンド型の免税アンブレラ・ユニット・トラスト(2011年8月9日付補遺信託証書による修正に基づく)であり、2011年1月31日に運用を開始した。トラストは、シリーズ・トラストとして、現在2つのポートフォリオである、エマージング・ボンド・ファンド(外貨建)およびグローバル・ハイ・インカム・エクイティ・ファンド(外貨建)を運用している。当報告書は、エマージング・ボンド・ファンド(外貨建)(以下「ファンド」という。)のみに関連している。ファンドの登録事務所は、インタートラスト・トラスティーズ(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)気付となる、ケイマン諸島、KY1-9005、グランドケイマン、エルジン・アベニュー190に所在する。

ファンドは、修正、変更、再制定または置換されたケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として登録されており、ケイマン諸島金融庁の規制に従っている。

現在、ファンドは以下の5クラスの受益証券の発行が可能である(注記3)。

- 豪ドル建 - 豪ドルクラス受益証券
- 豪ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券
- 米ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券
- 米ドル建 - 米ドルクラス受益証券
- 円建 - 円ヘッジクラス受益証券

募集されている受益証券の各通貨は、表示通貨(以下「表示通貨」という。)として認知されている。豪ドル建 - 豪ドルクラス受益証券および豪ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券の表示通貨は、豪ドルである。円建 - 円ヘッジクラス受益証券の表示通貨は、日本円である。米ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券および米ドル建 - 米ドルクラス受益証券の表示通貨は、米ドルである。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーは管理会社/投資運用会社(以下「管理会社/投資運用会社」という。)として従事する。

ファンドは、実質的に資産のすべてを、管理会社/投資運用会社の関連ファンドであるA Bケイマン・マスター・トラスト - エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ(以下「投資対象ファンド」という。)に投資する。ファンドは、投資対象ファンドの米ドルクラス受益証券を通じて投資対象ファンドに投資する。ファンドの投資目的は(投資対象ファンドに対する投資を通じて)、主に米ドル建ての新興国市場において異なる通貨で発行される債券に投資することにより、値上がり益およびインカムゲインからなるトータル・リターンを最大化を追求することにある。ファンドが投資目的を達成することまたは投資リターンを得ることは保証されていない。

管理会社/投資運用会社が受託会社と協議の上、ファンドを事前に終了させることが受益者の利益のためと判断する場合を除き、ファンドは2022年1月31日に終了する。

2. 重要な会計方針の要約

作成基準

本財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国G A A P」という。）に準拠して作成され、米ドルで表示される。本ファンドは米国G A A Pに基づく投資会社であり、投資会社に適用される会計および報告指針に従っている。

投資の評価

ファンドは、米ドル建クラスの受益証券1口当たり純資産価格に基づいた公正価値で投資対象ファンドへの投資を計上する。2020年9月30日現在、ファンドは投資対象ファンドの米ドル建クラスの発行済受益権総数を保有していた。

先渡外国為替契約

先渡外国為替契約は、契約締結日における先渡外国為替レートと期末日におけるその先物レートとの差額で評価される。

現金および現金同等物

ファンドは、当初満期日まで90日未満のすべての流動性の高い投資を現金同等物としてみなしている。

外貨

外貨建投資有価証券ならびにその他の資産および負債は、評価日現在の米ドルの金額に換算される。外貨建投資有価証券の売買ならびに収益および費用は、各取引日の米ドルの金額に換算される。

ファンドは、投資に係る外国為替レートの変動による運用結果の部分を、保有証券の市場価格の変動による変動と区分していない。かかる変動は、損益計算書の投資に係る実現純利益（損失）および未実現評価損益の純変動に含まれる。

外貨に係る実現純損益の計上額は、外貨の売り、証券取引に係る取引日と決済日との間の実現為替差損益およびファンドの帳簿に計上された配当金および利息の金額と実際に受領されたまたは支払われた米ドル同等額との差額である。外貨に係る未実現純損益の計上額は、為替レートの変動による投資有価証券および期末日の空売り証券の公正価値の変動以外の資産および負債の公正価値の変動から生じる。

収益認識

証券取引は取引日基準で計上される。受取および支払配当金は配当落日に認識され、受取および支払利息は発生主義で認識される。投資取引に係る実現損益は先入先出法で決定される。投資に係る実現可能と見込まれるディスカウントおよびプレミアムは、実効金利法を用いて各投資の残存期間にわたり償却される。損益計算書に反映される収益および費用には、投資対象ファンドが稼得した収益または発生した費用の金額は含まれていない。投資対象ファンドによる未分配部分の金額は、ファンドの投資対象ファンドへの投資の評価額に含まれている。

収益および費用の配分

ファンドは、計算期間の始めに適用されるクラスまたはシリーズの1口当たり純資産価格に基づき、各クラスおよびシリーズへ収益および費用（販売報酬および販売管理代行報酬は除く）を比例配分する。注記4に記載のとおり、販売報酬および販売管理代行報酬は計算され各シリーズに課される。注記5に記載のとおり、各クラスの指定通貨に対する特定のヘッジクラス受益証券を通じて認識された損益は、各クラスへと配分される。

所得税

米国G A A Pの所得税等の不確実性に関する会計処理の要件に従って、マネジメントは、該当する税務期間のファンドの税務ポジションを分析し、ファンドの財務書類において所得税引当金が不要であるとの結論に達した。

ファンドは、ケイマン諸島政府の現行税法に基づき、税金が課されていないが、投資対象ファンドは投資している国々により課税の対象となる可能性がある。かかる税金は、通常、稼得した収益および/または本国に送金されたキャピタルゲインに基づいている。税金は、稼得した投資純利益、実現純利益および未実現純利益(損失)について課され、未払計上される。

見積りの使用

米国G A A Pに準拠した財務書類の作成では、マネジメントに、財務書類の日付における資産および負債の計上額ならびに偶発資産および負債の開示(該当があれば)、ならびに報告年度における収益および費用の計上額に影響を与える見積りおよび仮定を要求している。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性があり、その差額は重大なものとなりうる。

補償および保証

ファンドは、通常の業務において、補償または保証を含む契約や合意書を締結している。ファンドに対するこれらの条項の実行をもたらす将来の事象が起こるかもしれない。これらの契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは、未だ発生していない将来の事象を含むため不明である。

3. 受益証券取引

受益証券の説明

発行を認められる受益証券の口数に制限はなく、無額面となる。各受益証券は、ファンドの無分割受益権を表しており、その結果、ファンドの終了時に受益者に対して支払われる金額は、当該クラスのすべての受益証券残高で除された関連する受益証券クラスに帰属する純資産価額における受益者の持分と等しくなる。クラスのすべての受益証券は、発行の際、買戻しおよび分配に関して同等の権利を付与する。各受益証券は、1受益証券当たり1議決権を含み、その他の各受益証券と同等の権利および権限を有する。

ファンドは、特定の投資家のクラスの要求に応えるため、または市場慣行や一部の管轄における規制に従うために、異なる報酬体系や発行要件を持つ様々なクラスの受益証券を受益者の同意なしで、現在募集しており、将来においても募集することができる。

管理会社/投資運用会社はその裁量において随時、特定の国または地域に居住または定着している投資家に対する受益証券発行を、一時的に中止したり、無期限に停止したり、または制限したりすることができる。管理会社/投資運用会社は、受益者全体および各ファンドの保護に必要な場合には、特定の投資家による受益証券の取得を禁ずることもできる。

受益証券の当初発行

受益証券は、当初、豪ドル建 - 豪ドルクラス受益証券および豪ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券は1口当たり10豪ドル、米ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券および米ドル建 - 米ドルクラス受益証券は1口当たり10米ドル、ならびに円建 - 円ヘッジクラス受益証券は1口当たり10,000円で募集された。豪ドル建 - 豪ドルクラス受益証券、豪ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券、米ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券および米ドル建 - 米ドルクラス受益証券の最低当初投資額および最低追加投資額は、それぞれ100口および10口である。円建 - 円ヘッジクラス受益証券の最低当初投資額および最低追加投資額は、それぞれ1口である。

受益証券の継続発行

受益証券は、各ファンド取引日において、それぞれの受益証券1口当たり純資産価格(適用される販売手数料が加算される)で表示通貨により購入することができる。ファンド取引日とは、各ファンド営業日(ニューヨークにおける各銀行営業日および日本における各銀行営業日、および/または管理会社/投資運用会社(または管理会社/投資運用会社により指定されたエンティティ)が決定するその他の日、以下「ファンド営業日」という。)をいう。

受益証券の買戻し

受益者は、ファンドの管理事務代行会社に対して、ファックスまたは郵便により取消不能である買戻注文を送付することにより、各ファンド取引日に、受益証券の買戻しをすることができる。

円建 - 円ヘッジクラス受益証券に関しては、受益証券が発行された日から一定期間以内に買戻された受益証券の買戻代金に、条件付後払申込手数料(以下「C D S C」という。)が課されることがある。C D S Cは、買戻される受益証券の現時点での純資産価額に基づき、円貨により計算される。分配金またはキャピタルゲイン分配の再投資により発行される受益証券にはC D S Cは課されない。買戻代金にC D S Cが適用されるか否かを決定するにあたり、C D S Cは、投資家による円建 - 円ヘッジクラス受益証券の買戻請求につき、保有期間がより長い受益証券から買戻すものとみなされることを考慮して、最も低い料率で課されることとなるように計算される。C D S Cは、投資家により買戻代金からアライアンス・バーンスタイン・ホールディングス(ケイマン)リミテッド(以下「販売管理代行会社」という。)に支払われる。2020年9月30日に終了した年度において、円建 - 円ヘッジクラス受益証券が支払ったC D S C手数料はない。

管理会社/投資運用会社は、各ファンド取引日について、受益証券の買戻しが通常の下で買戻請求を行う受益者に対して同日に速やかに実行されるように、適切な流動性が各クラスに関して維持されることを確保するように努めている。ただし、管理会社/投資運用会社は、ファンドが各ファンド取引日において、同日におけるファンドの発行済受益証券の10%超の買戻請求を受領した場合には、受益証券の買戻しを制限することができる。かかる場合には、ファンドの受益証券を比例按分ベースで償還させることができる。管理会社/投資運用会社による当該権限の行使により実施されなかった買戻請求の一部は、当初請求の全部が充足されるまで、(管理会社/投資運用会社が同様の権限を有するのに関連して)翌ファンド取引日およびその後のすべてのファンド取引日に関して行われた請求として取り扱われる。さらに、特定の状態において、受託会社は、管理会社/投資運用会社と協議の上、受益者の受益証券を償還する権利を停止することができる。

分配金

管理会社/投資運用会社は、各月15日(以下「分配基準日」という。)に受益者に対して、毎月分配を宣言する予定である。管理会社/投資運用会社は、ファンドの1)受益証券の各クラスに帰属する投資純利益、および2)通貨の運用に帰属する特定の受益証券クラスのリターン部分について、すべてまたは実質的にすべての額を、毎月分配することを宣言し、支払いすることを予定している。

また管理会社/投資運用会社は、関連する受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益、および/または分配可能な元本から分配対象の範囲とするか否か、する場合にはその範囲について決定することができる。

2020年9月30日に終了した年度における受益証券取引は、以下のとおりである。

	受益証券(口)	金額(米ドル)
	2020年9月30日に 終了した年度	2020年9月30日に 終了した年度
豪ドル建 - 豪ドルクラス		
受益証券販売	66,320	328,135
受益証券買戻	(71,650)	(356,584)
純減少	(5,330)	(28,449)
豪ドル建 - ブラジルリアルクラス		
受益証券買戻	(37,850)	(121,146)
純減少	(37,850)	(121,146)
円建 - 円ヘッジクラス		
受益証券買戻	(4,079)	(293,993)
純減少	(4,079)	(293,993)
米ドル建 - ブラジルリアルクラス		
受益証券販売	3,400	8,535
受益証券買戻	(391,580)	(965,982)
純減少	(388,180)	(957,447)
米ドル建 - 米ドルクラス		
受益証券買戻	(116,600)	(1,043,009)
純減少	(116,600)	(1,043,009)
受益証券取引合計額:		(2,444,044)

管理会社/投資運用会社は、米ドル建 - 米ドルクラス、米ドル建 - ブラジルリアルクラス、豪ドル建 - 豪ドルクラス、および豪ドル建 - ブラジルリアルクラスについては、みずほ証券株式会社を日本における販売会社(当該任務において、以下「販売会社」という。)として任命した。管理会社/投資運用会社は、ごうぎん証券株式会社を豪ドル建 - 豪ドルクラスの販売会社として任命した。管理会社/投資運用会社は、円建 - 円ヘッジクラスについては東海東京証券株式会社を販売会社(当該任務において、以下「円建 - 円ヘッジ販売会社」という。)として任命した。2020年9月30日現在、1投資家がファンドの純資産の95.5%を単独で保有していた。販売会社、円建 - 円ヘッジ販売会社、販売管理代行会社および/またはファンドの重大な保有割合を有する投資家による取引は、他の投資家に影響を与えることがある。

4. 報酬および費用

一方の当事者が他方の当事者を支配することができる場合または財務上もしくは業務上の決定を行う際、他方の当事者に重要な影響力を及ぼすことができる場合、それらの当事者は関連しているとみなされる。

受託会社報酬

受託会社は、ファンドの受益証券の発行入金から支払われる年間10,000米ドルの報酬を受領する権利を有する。受託会社はまた、臨時の受託会社のサービスに対する報酬およびファンドのために受託会社が支払った直接の立替費用をファンドの資産から受領する権利を有する。

2020年9月30日に終了した年度において、ファンドでは13,416米ドルの受託会社報酬が発生したが、2020年9月30日現在の未払残高はなかった。

管理会社/投資運用会社報酬

管理会社/投資運用会社は、ファンドの管理会社として提供するサービス(以下「管理会社報酬」という。)に関して、ファンドの資産から各月の各ファンド営業日におけるファンドの平均純資産価額の年率0.01%に相当する報酬の支払いを受ける権利を有する。

管理会社/投資運用会社は、ファンドの投資運用会社として提供するサービス(以下「投資運用報酬」という。)に関して、ファンドの資産から各月の各ファンド営業日におけるファンドの平均純資産価額の年率0.19%に相当する報酬の支払いを受ける権利を有する。

管理会社/投資運用会社はまた、ファンドの資産からファンドのために管理会社/投資運用会社が支払った立替費用および支出の支払いを受ける権利を有する。

2020年9月30日に終了した年度において、ファンドでは44,444米ドルの投資運用報酬および2,339米ドルの管理会社報酬が発生し、2020年9月30日現在において、うちそれぞれ3,351米ドルおよび176米ドルが未払いであり、それぞれ資産負債計算書の未払投資運用報酬および未払管理会社報酬に計上されている。さらに、ファンドでは投資対象ファンドへの投資を通じて、176,532米ドルの投資運用報酬が発生した。

管理事務代行会社および名義書換事務代行会社報酬

受託会社は、ファンドの管理事務代行会社および名義書換事務代行会社(以下「管理事務代行会社および名義書換事務代行会社」という。)として活動するためにブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーと管理事務代行契約を締結した。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、ファンドに関して提供するファンドの会計・管理事務サービスについて、ファンドの資産から関連する月末から30暦日以内に毎月米ドルにより後払いされる報酬の支払いを受ける権利を有する。ファンドの会計・管理事務サービスに関する報酬は年間15,000米ドルおよびその他取引手数料である。名義書換事務代行サービスに関する報酬は年間10,000米ドルに追加して受益証券のクラスごとに1,000米ドルおよびその他取引手数料が課される。2020年9月30日に終了した年度において、ファンドでは27,500米ドルの管理事務代行報酬および25,963米ドルの名義書換事務代行報酬が発生し、2020年9月30日現在において、うちそれぞれ6,875米ドルおよび6,361米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払費用およびその他の負債に計上されている。

さらに、ファンドでは投資対象ファンドへの投資を通じて、68,725米ドルの管理事務代行報酬および18,742米ドルの名義書換事務代行報酬がそれぞれ発生した。

代行協会員報酬

管理会社 / 投資運用会社は、アライアンス・バーンスタイン株式会社を日本における代行協会員として任命した。代行協会員は、ファンドの代行協会員として提供するサービス(以下「代行協会員報酬」という。)に関して、ファンドの資産から各月の各ファンド営業日におけるファンドの平均純資産価額の年率0.05%に相当する報酬の支払いを受ける権利を有する。

2020年9月30日に終了した年度において、ファンドでは11,696米ドルの代行協会員報酬が発生し、2020年9月30日現在において、うち880米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払代行協会員報酬に計上されている。

販売会社報酬

販売会社は、ファンドの販売会社として提供するサービス(以下「販売報酬」という。)に関して、ファンドの資産から各月の各ファンド営業日における豪ドル建 - 豪ドルクラス、豪ドル建 - ブラジルリアルクラス、米ドル建 - ブラジルリアルクラスおよび米ドル建 - 米ドルクラスの平均純資産価額の年率0.55%、ならびに円建 - 円ヘッジクラスの平均純資産価額の年率0.30%に相当する報酬の支払いを受ける権利を有する。その他の販売会社が将来的に任命される可能性がある。

2020年9月30日に終了した年度において、ファンドでは115,117米ドルの販売報酬が発生し、2020年9月30日現在において、うち35,100米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払販売報酬に計上されている。

販売管理代行報酬

販売管理代行会社は、ファンドの販売管理代行会社として提供するサービス(以下「販売管理代行報酬」という。)に関して、各月の各ファンド営業日における円建 - 円ヘッジクラスの平均純資産価額の年率0.95%に相当する報酬を、ファンドの資産から支払いを受ける権利を有する。

2020年9月30日に終了した年度において、ファンドでは51,444米ドルの販売管理代行報酬が発生し、2020年9月30日現在において、うち4,291米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払販売管理代行報酬に計上されている。

5. デリバティブ金融商品

ファンドは、収益を稼得しリターンを向上させること、当該ポートフォリオおよび受益証券クラスのリスク・プロファイルをヘッジまたは調整すること、より伝統的な直接投資を代用すること、または他のアクセス不能な市場に対するエクスポージャーを得ることを目的として、デリバティブを活用している。

ファンドは、オフバランスシート・リスクを表す可能性があるデリバティブ契約を締結している。オフバランスシート・リスクは、特定の投資に係る最大の潜在的損失が、資産負債計算書に反映されたかかかる投資の評価より大きい場合に存在する。

一部のデリバティブ契約は、ファンドの純資産が規定水準まで下落した、または、ファンドが当該契約におけるその他信用リスクに関する制限条項の充足に違反した場合に、店頭取引デリバティブの取引相手方に担保の要求や期限前にデリバティブ契約を終了することを認めており、これにより当該取引相手に対する純債務の前倒しでの支払いを発生させる。

ファンドが活用する主要なデリバティブ取引の種類および手法は以下のとおりである。

先渡外国為替契約

2020年9月30日に終了した年度において、ファンドは、米ドルに対する各受益証券クラスの指定通貨のエクスポージャーをヘッジするために、以下のとおり先渡外国為替契約を締結した。

- ・豪ドル建 - 豪ドルクラス：豪ドル建 - 豪ドルクラスに帰属する純資産価額（未実現の為替差損益は除く。）の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当する豪ドルの金額で、米ドルに対する豪ドルの先渡外国為替契約の買いを行う。
- ・豪ドル建 - ブラジルリアルクラス：豪ドル建 - ブラジルリアルクラスに帰属する純資産価額（未実現の為替差損益は除く。）の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当するブラジルリアルの金額で、米ドルに対するブラジルリアルの先渡外国為替契約の買いを行う。
- ・円建 - 円ヘッジクラス：円建 - 円ヘッジクラスに帰属する純資産価額の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当する日本円の金額で、米ドルに対する日本円の先渡外国為替契約の買いを行う。
- ・米ドル建 - ブラジルリアルクラス：米ドル建 - ブラジルリアルクラスに帰属する純資産価額（未実現の為替差損益は除く。）の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当するブラジルリアルの金額で、米ドルに対するブラジルリアルの先渡外国為替契約の買いを行う。
- ・米ドル建 - 米ドルクラス：先渡外国為替契約は行わない。

先渡外国為替契約は、外貨を将来の日付に合意価格で売買する義務である。

未決済の先渡外国為替契約の評価額の変動は、資産負債計算書の先渡外国為替契約に係る未実現評価損益ならびに損益計算書の外貨建資産および負債に係る未実現評価損益の純変動として計上される。当初契約と契約終了時の差額から生じる損益は、損益計算書の為替取引に係る実現純損益に含まれる。

リスクは、取引相手方が契約条件を満たすことができない可能性や、米ドルに対する外貨の評価額の予想しない動きから生じることがある。額面または契約金額は、米ドル建で特定の通貨契約においてファンドが有するエクスポージャーの合計を反映している。

2020年9月30日現在、ファンドの未決済の先渡外国為替契約は以下のとおりである。

先渡外国為替契約

	純資産比率 (%)	未実現評価益 / (損) (米ドル)
複数の評価益契約	0.00*	108
複数の評価損契約	(0.98)	(199,415)
先渡外国為替契約合計	(0.98)	(199,307)

* 純資産の0.005%未満である。

ファンドは通常、特に、店頭取引の取引相手に対する信用リスクを軽減する目的で、店頭デリバティブ契約の取引相手と国際スワップ・デリバティブ協会のマスター・アグリーメント（以下「ISDAマスター・アグリーメント」という。）を締結している。ISDAマスター・アグリーメントには、一般的な債務、表明、担保ならびに債務不履行または終了事由に関する規定が含まれている。ISDAマスター・アグリーメントに基づき、ファンドは通常、債務不履行または終了事由が生じた場合に、店頭取引の取引相手との間で特定のデリバティブ金融商品の債務および/または債権を、保有する担保および/または差し入れた担保と相殺して、純額で一括清算（クローズアウト・ネットティング）することができる。店頭取引の取引相手による債務不履行が生じた場合、ファンドの純負債を上回る市場価値を有する不履行当事者が保有する担保の回収が遅れる、もしくは拒否される可能性がある。

ファンドのISDAマスター・アグリーメントには、ファンドの純資産が一定の水準以下に下落した場合（純資産に係る偶発特性）に店頭デリバティブ取引を早期終了する規定が含まれていることがある。これらの水準を割り込んだ場合、ファンドの店頭取引の取引相手は、かかる取引を終了し、ファンドに対して、その終了した取引に関連する清算額の支払いまたは受領を要求する権利を有する。期末日現在に保有する店頭デリバティブがある場合、追加の詳細については、下表の店頭取引の取引相手別のネットティング契約を参照のこと。

2020年9月30日に終了した年度において、デリバティブの種類別に分類したファンドのデリバティブ残高は以下のとおりである。

デリバティブ資産

デリバティブ負債

デリバティブの種類	資産負債計算書上の 勘定科目	公正価値 (米ドル)	資産負債計算書上の 勘定科目	公正価値 (米ドル)
外国為替契約	先渡外国為替契約に 係る未実現評価益	108	先渡外国為替契約に 係る未実現評価損	199,415
合計		108		199,415

デリバティブの種類	損益計算書上のデリバ ティブに係る利益(損 失)の勘定科目	デリバティブに係る 実現利益(損失) (米ドル)	未実現評価益(損) における変動 (米ドル)
外国為替契約	為替取引に係る実現純利 益(損失)、外貨建資産お よび負債の未実現評価損 益の純変動	(2,938,631)	(7,058)
合計		(2,938,631)	(7,058)

財務報告目的上、ファンドは、ネットティング契約の対象であるデリバティブ資産とデリバティブ負債を資産負債計算書上で相殺していない。

期末日現在に保有するすべての店頭デリバティブは、ネットティング契約の対象であった。以下の表は、ISDAマスター・アグリーメント(以下「MA」という。)に基づいて相殺可能な金額を控除し、さらにファンドが受領した/差し入れた関連する担保を控除した、2020年9月30日現在のファンドの店頭取引の取引相手別のデリバティブ資産および負債を表示している。上場デリバティブと中央清算スワップは、ネットティング契約の対象ではなく、かかる取引は表から除外されている。

取引相手	MAの対象であるデリバティブ資産 (米ドル)	相殺可能なデリバティブ (米ドル)	純額 (米ドル)	受領した担保 (米ドル)*	デリバティブ資産純額 (米ドル)
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー	108	(108)	0	0	0
合計	108	(108)	0	0	0

取引相手	MAの対象であるデリバティブ負債 (米ドル)	相殺可能なデリバティブ (米ドル)	純額 (米ドル)	差し入れた担保 (米ドル)*	デリバティブ負債純額 (米ドル)
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー	85,721	(108)	85,613	0	85,613
シティバンク、エヌ・エイ	113,694	0	113,694	0	113,694
合計	199,415	(108)	199,307	0	199,307

* 受領した/差し入れた実際の担保は、超過担保により報告額を上回ることがある。

6. 公正価値の測定

公正価値の測定に関する米国G A A Pに準拠して、公正価値は、ファンドが測定日における市場参加者間での秩序ある取引における資産の売却に伴って受け取る価格または負債を移転するために支払う価格と定義されている。米国G A A Pは、資産または負債の評価に対するインプットの透明性に基づき、公正価値の測定および公正価値の測定に関する3つのレベルの階層に関する枠組みを確立している。インプットは観察可能または観察不能である場合があり、概して、市場参加者が資産または負債の価格設定に利用するであろう仮定を指す。

観察可能なインプットは、市場参加者がファンドから独立した情報源から入手した市場データに基づいて資産または負債の価格設定に利用する仮定を反映する。観察不能なインプットは、市場参加者が状況に照らして入手できる最善の情報に基づいて、資産または負債の価格設定に利用する仮定についてファンド独自の仮定を反映する。各投資は、評価全体に対する重要性を勘案したインプットの観察可能性に基づき、レベル分類されている。

3つの階層のインプットは以下に要約されている。

- ・レベル1 - 同一の投資に対する活発な市場での相場価格。
- ・レベル2 - その他の観察可能で重要なインプット(類似の投資に対する相場価格、金利、期限前償還率、信用リスク等を含む)。
- ・レベル3 - 観察不能で重要なインプット(投資の公正価値を決定する際のファンド独自の仮定を含む)。

ファンドは投資対象ファンドの公正価値を決定するために実務上の手段として純資産価額を利用する。管理会社/投資運用会社は、公正価値の反映がなされていないと考えられる場合、報告される純資産価額を調整する権利を有する。投資対象ファンドの投資評価の固有の不確実性により、見積りの価値は当該投資対象ファンド向けの市場が存在していたならば利用されたであろう価値とは大きく異なる可能性があり、またその差額は重要であるかもしれない。

下表は、2020年9月30日現在におけるファンドの投資評価額を公正価値の階層レベル別に要約したものである。

投資有価証券	レベル1	レベル2	レベル3	合計 (米ドル)
その他の金融商品*：				
資産				
先渡外国為替契約	0	108	0	108
負債				
先渡外国為替契約	0	(199,415)	0	(199,415)
合計	0	(199,307)	0	(199,307)
純資産価額による投資				20,801,610
投資合計				20,602,303

* その他の金融商品は、先物、先渡およびスワップなどのデリバティブ商品であり、当該商品に係る未実現評価損益で評価されている。その他の金融商品には、市場価格で評価される、プレミアムの前払いを伴うスワップ、オプション、スワプションが含まれる場合がある。

ファンドの投資対象ファンドへの投資は純資産の5%を超えており、ファンドは日次基準で投資対象ファンドから買戻すことができる。2020年9月30日現在、投資対象ファンドには買戻しについての制限はない。また、ファンドは投資対象ファンドへの投資を通じて保有している銘柄でファンドの純資産の5%を超えているものはなかった。投資対象ファンドの投資目的は、主に米ドル建ての新興国市場において発行される債券に投資することにより、値上がり益およびインカムゲインからなるトータル・リターンを最大化を追求することにある。

7. 財務ハイライト

財務ハイライトは、2020年9月30日に終了した年度におけるファンドの財務パフォーマンスを表している。

1口当たりの運用パフォーマンスおよび比率は、それぞれ2020年9月30日に終了した年度における平均受益証券総数および平均純資産に基づき計算される。

受益者のパフォーマンスは、受益証券取引のタイミングや各受益証券クラスの指定通貨に固有の通貨の運用に基づき変化する可能性がある。トータル・リターンは、期中における受益証券1口当たり純資産価格(分配金の再投資を含む)の変動に基づき計算される。投資リターン合計は、表示通貨の純資産価格に基づいている。

平均純資産に対する運用費用の比率には、投資対象ファンドのいかなる費用も含まれていない。

豪ドル建 - 豪ドルクラス

2020年9月30日に終了した年度

期首純資産価格(米ドル)	5.12
投資運用による収益	
投資純利益	0.19
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純損失	(0.05)
運用による純資産価格の純増加	0.14
控除：分配金	
受益者への分配金	(0.32)
期末純資産価格(米ドル)	4.94
トータル・リターン	
表示通貨の純資産価格に基づく投資リターン合計	(2.81)% *
割合/補足データ	
期末純資産(千米ドル)	2,529
平均純資産に占める割合：	
費用	1.20%
投資純利益	4.05%

* 報告通貨に基づくトータル・リターンは3.30%である。

豪ドル建 - ブラジルリアルクラス

2020年9月30日に終了した年度

期首純資産価格(米ドル)	3.54
投資運用による収益	
投資純利益	0.12
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純損失	(1.03)
運用による純資産価格の純減少	(0.91)
控除：分配金	
受益者への分配金	(0.16)
期末純資産価格(米ドル)	2.47
トータル・リターン	
表示通貨の純資産価格に基づく投資リターン合計	(30.65)% *
割合/補足データ	
期末純資産(千米ドル)	1,272
平均純資産に占める割合：	
費用	1.20%
投資純利益	4.09%

* 報告通貨に基づくトータル・リターンは(26.15)%である。

円建 -
円ヘッジクラス

	2020年9月30日に終了した年度
期首純資産価格(米ドル)	74.73
投資運用による収益	
投資純利益	2.39
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純損失	(0.85)
運用による純資産価格の純増加	1.54
控除：分配金	
受益者への分配金	(2.78)
期末純資産価格(米ドル)	73.49
トータル・リターン	
表示通貨の純資産価格に基づく投資リターン合計	(0.26)% *
割合/補足データ	
期末純資産(千米ドル)	5,347
平均純資産に占める割合：	
費用	1.90%
投資純利益	3.33%

* 報告通貨に基づくトータル・リターンは2.25%である。

米ドル建 -
ブラジルリアルクラス

	2020年9月30日に終了した年度
期首純資産価格(米ドル)	3.13
投資運用による収益	
投資純利益	0.11
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純損失	(0.91)
運用による純資産価格の純減少	(0.80)
控除：分配金	
受益者への分配金	(0.24)
期末純資産価格(米ドル)	2.09
トータル・リターン	
純資産価格に基づく投資リターン合計	(26.41)%
割合/補足データ	
期末純資産(千米ドル)	7,170
平均純資産に占める割合：	
費用	1.20%
投資純利益	4.06%

米ドル建 -
米ドルクラス

	2020年9月30日に終了した年度
期首純資産価格（米ドル）	9.66
投資運用による収益	
投資純利益	0.37
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純損失	(0.25)
運用による純資産価格の純増加	0.12
控除：分配金	
受益者への分配金	(0.48)
期末純資産価格（米ドル）	9.30
トータル・リターン	
純資産価格に基づく投資リターン合計	1.42%
割合 / 補足データ	
期末純資産（千米ドル）	4,079
平均純資産に占める割合：	
費用	1.20%
投資純利益	4.01%

8. ファンドの投資上のリスク

為替リスク

投資対象ファンドの裏付けとなる投資は、ファンドの表示通貨とは異なる1つの、または複数の通貨建てとなっていることがある。このことは、裏付けとなる投資の為替変動が、ファンドの受益証券の純資産価額に対し多大な影響を及ぼすことがあることを意味する。投資対象ファンドにおいて特定の通貨建てにより投資がなされることにより、当該通貨の価値が1つの、または複数の他の通貨に関連して変動するリスクを負う。通貨価値に影響を及ぼし得る要因には、貿易収支、短期金利水準、異なる通貨建ての類似する資産の相対的価値の相違、長期的な投資および投資元本の値上がりの機会ならびに政治的動向が含まれる。投資対象ファンドは、米ドル以外の通貨建て資産の比率については制限されない。

カントリー・リスク - 新興国市場

投資対象ファンドは、新興国市場の発行体が発行する証券に投資する。その結果、ポートフォリオは、先進国市場を所在地とする発行体の持分証券のみに投資するポートフォリオより、値動きが大きく、著しく流動性が低くなる可能性がある。新興国市場の発行体が発行する証券に対する投資には、先進国市場の発行体が発行する証券に投資することに通常伴うリスクに加え、以下の重大なリスクが伴う。（ ）取引高が少なくまたは取引が生じないことにより、先進国資本市場において同等の発行体が発行する証券に比べて、流動性が失われ、また値動きが大きくなること。（ ）国家政策の不確実性および社会・政治・経済情勢の不安定により、資産収用、没収的課税、高インフレ率または外交関係の悪化等の事態が生じる可能性が増大すること。（ ）為替レートが変動しうること、投資対象に適用される法制度が異なること、および為替管理、保管上の制約その他の法律・規制が存在しまたは今後課せられる可能性があること。（ ）国益に影響を及ぼすものとみなされる発行体または産業に対して課せられる投資上の制限等、投資対象ファンドの投資機会の制約につながる国家政策が実行されうること。（ ）民間・外国投資、および私有財産に係る法整備が欠如しているか、または未整備であること。

新興国市場の発行体への投資に関するその他のリスクには、証券の発行体に関して提供されている公開情報が少ないこと、決済実務が発展した市場におけるものとは異なるため、遅延が生じる可能性があること、または資産の損失・盗難から投資対象ファンドを完全には保護することができない可能性があること、会社または産業が国有化される可能性があること、収用または没収的課税の可能性のあること、および外国税が賦課されることが含まれる。また新興国市場の証券への投資は、概して、為替換算費用、一部の新

興国市場における高額な仲介手数料および外国保管者における証券の保管費用によって費用が増大することがある。新興国市場の発行体は、発展した市場の企業が依拠すべきものに相当する会計、監査および財務上の報告基準および要件に依拠しないことがある。新興国市場を有する国によっては、かかる報告基準が大幅に異なることがある。その結果として、一部の新興国市場において、従来より発展した市場で用いられる株価収益率等の投資上の測定値は、適用しないことがある。

金利リスク

ファンドの受益証券の価値は、その投資対象の価値とともに変動する。ファンドの確定利付証券に対する投資価値は、一般的な金利水準の変動に応じて変動する。金利低下時は確定利付証券の価値は一般的に上昇するが、金利の低下が景気後退の前兆とみなされる場合には、ファンドの保有する証券の価値は金利の低下とともに下落することがある。逆に、金利上昇時は確定利付証券の価値は一般的に下落する。満期およびデュレーションが長い確定利付証券は、満期およびデュレーションが短い証券に比べて金利の変動の影響を大きく受ける。

デリバティブ・リスク

ファンドはデリバティブを活用することができる。デリバティブは、その価値が裏付けとなる資産、基準金利または指数の値により決まる、またはそこから生じる金融契約である。管理会社/投資運用会社は、場合によっては、他のリスクを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用することがある。ただし、概して、ファンドまたは投資対象ファンドは、収益を得ること、通貨エクスポージャーをヘッジすること、利回りを向上させることおよびポートフォリオの分散を図ることを目的として、直接投資としてデリバティブを活用することがある。取引相手方の信用リスク等のその他のリスクに加え、デリバティブは、価格設定や評価が困難であるリスクおよびデリバティブの価値の変動が関連する裏付けとなる資産、レートまたは指数と完全に連動しない可能性があるリスクを伴う。

クラス間債務に係るリスク

ファンドは、特定の受益証券クラスについて、ファンドの基準通貨に対して関連する表示通貨へのエクスポージャーを軽減するために、先渡外国為替契約等の通貨デリバティブ取引を行うことができる。ファンドは、通常、先渡外国為替契約が締結される特定の受益証券クラスに償還請求を限定することに同意した取引相手との間でのみ先渡外国為替契約を締結するが、ファンド内の様々な受益証券クラス間において負債が法的には分離されないことから、特定の受益証券クラスについての特定の指定通貨に関する通貨デリバティブ取引は、一定の状況下において、ファンドのその他の受益証券クラスの純資産価値に影響を及ぼし得る債務を発生させるというリスクが存在する。かかる場合には、ファンドのその他の受益証券クラスの資産は、当該受益証券クラスが被る債務を補填するために利用されることがある。

市場リスク

市場リスクは、金利および為替レートの動きだけでなく投資ポジションの価格の変動などの市場の変化により、投資ポジションの価値が変化する可能性である。市場リスクは、裏付けとなる金融商品が取引される市場の変動性および流動性により直接影響を受ける。投資対象ファンドは、エクスポージャーの分散、持ち高における制限の設定、関連する証券またはデリバティブ金融商品のヘッジなどを通じて、様々な方法で市場リスクを管理するよう努めている。市場リスクの管理能力は、投資ポジションおよびかかる投資ポジションをヘッジするために利用された商品との間の流動性、関連価格、変動性および相関関係の変化により制約される可能性がある。

2019年暮れから始まり2020年も継続している、COVID-19として知られる疾病を発症させる新種のコロナウィルスの流行は、全世界的な流行に拡大した。このコロナウィルスのまん延から生じた混乱の高まり、および長期にわたりかつ深刻な世界経済への悪影響の可能性は、市場全体にわたるボラティリティの急激な上昇および大規模な質への逃避をもたらしている。ファンドのマネジメントは、変化しつつある状況およびそのファンドの財政状態への影響を継続的に監視する。

信用リスク

信用リスクは、取引相手方が契約義務を履行できなくなる、または担保価値が適切でなくなるリスクである。ファンドおよび投資対象ファンドは、取引相手方の信用エクスポージャーや信用価値をモニタリングすることにより、信用リスクを最小限に抑えるよう努めている。

オフバランスシート・リスク

ファンドおよび投資対象ファンドは、オフバランスシート・リスクを示す可能性のある投資取引の契約を締結することができる。オフバランスシート・リスクは、特定の投資に係る最大の潜在的損失が、資産負債計算書に反映されたかかる投資の評価より大きい場合に存在する。オフバランスシート・リスクは、一般的にデリバティブ金融商品の活用から発生する。

9. 最近公表された会計基準

2017年3月、財務会計基準審議会は会計基準アップデートA S U 2017-08号「債権 - 返金不要な手数料およびその他のコスト(サブトピック310-20)、購入した償還可能負債性証券のプレミアム部分の償却」を公表し、特定のプレミアムの付いた価額で計上されている購入した償還可能負債証券についての償却期間を変更して、償却期間を最も早い償還可能日までの期間に短縮した。A S U 2017-08号は、ディスカウント付価額で計上されている負債証券の会計処理の変更は要求しておらず、ディスカウントは引き続き、満期までの期間にわたって償却される。A S U 2017-08号は、2019年12月15日より後に開始される事業年度およびその期中会計期間より発効する。現時点では、マネジメントはこれらの変更が財務書類に与える影響を検討している。

10. 後発事象

マネジメントは、財務書類の発行準備が整った日である2020年12月17日までのファンドの財務書類における後発事象の存在の可能性を評価した。

2020年10月1日から2020年12月17日までの間、受益証券買戻に関して645,962米ドルを支払い、総額333,924米ドルの分配金を支払った。

【投資有価証券明細表等】

ファンドは、資産の大部分を投資対象ファンドに投資しています。「資産負債計算書」をご参照ください。

[次へ](#)

STATEMENT OF ASSETS & LIABILITIES**September 30, 2020****Assets**

Investments in AB Cayman Master Trust-Emerging Markets Bond Portfolio ("Master Fund") (cost \$19,799,323)	\$	20,801,610
Receivable for closed forward foreign currency contracts for share class hedging		97,951
Receivable for investment securities sold		23,180
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts		108
Other assets		19
Total assets		20,922,868

Liabilities

Due to Custodian		100,266
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts		199,415
Payable for investment securities purchased		97,946
Professional fees payable		37,893
Distribution fee payable		35,100
Payable for units redeemed		23,250
Distribution servicing agent fee payable		4,291
Investment management fee payable		3,351
Agent Company fee payable		880
Management fee payable		176
Accrued expenses and other liabilities		23,514
Total liabilities		526,082
Net Assets	\$	20,396,786

Class	Net Assets	Units Outstanding	Net Asset Value	Net Asset Value In Offered Currency
AU/AU	\$ 2,528,814	512,050	\$ 4.94	AUD 6.89
AU/BR	\$ 1,272,294	515,930	\$ 2.47	AUD 3.44
JPY-H	\$ 5,346,700	72,752	\$ 73.49	JPY 7,751
US/BR	\$ 7,169,796	3,426,070	\$ 2.09	\$ 2.09
US/US	\$ 4,079,182	438,670	\$ 9.30	\$ 9.30

See notes to financial statements

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

STATEMENT OF OPERATIONS
Year Ended September 30, 2020

Investment Income			
Dividend income distributions from Master Fund	\$	1,226,184	
Interest		1,039	\$ 1,227,223
Expenses			
Investment management fee		44,444	
Management fee		2,339	
Distribution fee		115,117	
Distribution servicing agent fee		51,444	
Administrative fee		27,500	
Transfer agency fee		25,963	
Trustee fee		13,416	
Professional fees		13,067	
Agent Company fee		11,696	
Printing fee		9,124	
Registration fee		2,342	
Miscellaneous fee		2,074	
Total expenses			318,526
Net investment income			908,697
Realized and Unrealized Gain (Loss) on Investment and Foreign Currency Transactions			
Net realized gain (loss) on:			
Investment in Master Fund			(768,164)
Foreign currency transactions			(2,938,739)
Net change in unrealized appreciation/depreciation on:			
Investments in Master Fund			(434,307)
Foreign currency denominated assets and liabilities			(7,074)
Net loss on investment in Master Fund and foreign currency transactions			(4,148,284)
Net Decrease in Net Assets from Operations	\$		(3,239,587)

See notes to financial statements

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS

	Year ended September 30, 2020
Increase (Decrease) in Net Assets from Operations	
Net investment income	\$ 908,697
Net realized loss on investment in Master Fund and foreign currency transactions.	(3,706,903)
Net change in unrealized appreciation/depreciation on investment in Master Fund and foreign currency denominated assets and liabilities.	(441,381)
Net decrease in net assets from operations	(3,239,587)
Distributions to Unitholders	
Class AU/AU	(171,629)
Class AU/BR	(86,345)
Class JPY-H	(209,862)
Class US/BR	(870,654)
Class US/US	(230,966)
Total Distributions to Unitholders.	(1,569,456)
Unit Transactions	
Subscriptions	336,670
Redemptions	(2,780,714)
Total Unit Transactions.	(2,444,044)
Total decrease	(7,253,087)
Net Assets	
Beginning of year	27,649,873
End of year	\$ 20,396,786

See notes to financial statements

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

September 30, 2020

1. Organization

AB Cayman Trust (the "Trust") is an open-ended exempted umbrella unit trust established on November 1, 2010 and amended with a supplemental trust deed filed on August 9, 2011 under the Trust laws (2018 Revision) of the Cayman Islands and commenced operations on January 31, 2011. The Trust operates as a series trust currently comprised of two portfolios: Emerging Bond Fund (Non JPY Currency) and Global High Income Equity Fund (Non JPY Currency). This report relates only to Emerging Bond Fund (Non JPY Currency) (the "Sub-Fund"). The registered office of the Sub-Fund is c/o Intertrust Trustees (Cayman) Limited (the "Trustee") 190 Elgin Avenue Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands.

The Sub-Fund is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law, as amended, modified, re-enacted or replaced of the Cayman Islands and accordingly is regulated by the Cayman Islands Monetary Authority.

Currently the Sub-Fund has available for issue five classes of Units (Note 3), Class AU/AU Units designated to Australian Dollar (AUD), Class AU/BR Units designated to Brazilian Real (BRL), Class US/BR Units designated to BRL, Class US/US Units designated to United States (U.S.) Dollars (\$), and Class JPY-H Units designated to Japanese Yen (JPY). Each currency in which the Units are offered is known as the offered currency ("Offered Currency"). The Offered Currency for Class AU/AU and AU/BR is AUD. The Offered Currency for Class JPY-H is JPY. The Offered Currency for Class US/BR and US/US is U.S. \$.

AllianceBernstein L.P. serves as Manager/Investment manager (the "Manager/Investment Manager").

The Sub-Fund invests substantially all of its assets in AB Cayman Master Trust-Emerging Markets Bond Portfolio (the "Master Fund"), a fund affiliated with the Manager/Investment Manager. The Sub-Fund invests in the Master Fund through the Class US Units of the Master Fund. The Sub-Fund's investment objective (through its investment in the Master Fund), is to seek to maximize total return from price appreciation and income by primarily investing in U.S. \$ denominated emerging market debt issues in different currencies. There can be no assurance that the Sub-Fund will achieve its investment objective or generate investment returns.

The Sub-Fund will terminate on January 31, 2022, unless the Manager/Investment Manager determines in consultation with the Trustee that it is in the best interest of Unitholders to terminate the Sub-Fund prior to such date.

2. Summary of Significant Accounting Policies

Basis of Preparation

These financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP") and are expressed in U.S. \$. The Sub-Fund is an investment company under U.S. GAAP and follows the accounting and reporting guidance applicable to investment companies.

Valuation of Investment

The Sub-Fund records its investment in the Master Fund at fair value based on the net asset value per share of Class US. At September 30, 2020, the Sub-Fund owned all of the issued Units outstanding of Class US of the Master Fund.

Forward Foreign Currency Contracts

Forward foreign currency contracts are valued at the difference between the forward foreign exchange rates at the dates of entry into the contracts and the forward rates at the reporting date.

Cash and Cash Equivalents

The Sub-Fund considers all highly liquid investments, with original maturities of less than ninety days, as cash equivalents.

Foreign Currency

Investment securities and other assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into U.S. \$ amounts at the date of valuation. Purchases and sales of investment securities and income and expense items denominated in foreign currencies are translated into U.S. \$ amounts on the respective dates of such transactions.

The Sub-Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realized gain (loss) and net change in unrealized appreciation/depreciation on investments in the statement of operations.

Reported net realized gains or losses on foreign currencies arise from sales of foreign currencies, currency gains or losses realized between the trade and settlement dates on securities transactions, and the difference between the amounts of dividends and interest

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

recorded on the Sub-Fund's books and the U.S. \$ equivalent of the amounts actually received or paid. Reported net unrealized foreign exchange gains and losses arise from changes in the fair values of assets and liabilities, other than investments in securities, and securities sold, not yet purchased at year-end, resulting from changes in exchange rates.

Revenue Recognition

Securities transactions are recorded on a trade-date basis. Dividend income and expense are recognized on the ex-dividend date and interest income and expense are recognized on an accrual basis. Realized gains and losses on investment transactions are determined by the first in, first out method. Discounts which are expected to be realized and premiums on investments are amortized over the remaining life of the respective investments using the effective interest method. The income and expense reflected in the statement of operations do not include those income and expense amounts earned or incurred by the Master Fund. Such amounts, to the extent they have not been distributed by the Master Fund, are included in the value of the Sub-Fund's investment in the Master Fund.

Allocation of Income and Expenses

The Sub-Fund allocates income and expenses (excluding Distribution Fees and Distribution Servicing Agent Fees) to each class and series pro rata based on the net asset value per share of the applicable class or series at the beginning of the calculation period. Distribution Fees and Distribution Servicing Agent Fees are calculated and charged to each series as described in Note 4. Profit and loss recognized through share class hedging specific to the designated currency of each class as described in Note 5 is allocated to each class.

Income Taxes

In accordance with U.S. GAAP requirements regarding accounting for uncertainties in income taxes, management has analyzed the Sub-Fund's tax positions taken for the open tax period and has concluded that no provision for income tax is required in the Sub-Fund's financial statements.

The Sub-Fund is not subject to tax under current Cayman Islands tax laws but the Master Fund may be subject to taxes imposed by countries in which it invests. Such taxes are generally based on income and/or capital gains earned or repatriated. Taxes are accrued and applied to net investment income, net realized gains and net unrealized gain (loss) as such income and/or gains are earned.

Use of Estimates

The preparation of financial statements in conformity with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and the disclosure of contingent assets and liabilities, if any, at the date of the financial statements, and the reported amounts of revenues and expenses recorded during the reporting year. Actual results could differ from those estimates and such differences could be material.

Indemnification and Warranties

In the ordinary course of its business, the Sub-Fund has entered into contracts or agreements that contain indemnifications or warranties. Future events could occur that lead to the execution of these provisions against the Sub-Fund. The maximum exposure to the Sub-Fund under these provisions is unknown as this would involve future claims that have not yet occurred.

3. Unit Transactions

Description of Units

The number of Units authorized to be issued is unlimited and shall be without par value. Each Unit represents an undivided beneficial interest in the Sub-Fund with the result that the amount payable to a Unitholder upon termination of the Sub-Fund will equal its share of the net asset value attributable to the relevant Class of Units divided by all Units of the Class then outstanding. All Units of a Class convey, upon issue, the same rights as to repurchase and distributions. Each of the Units has equal rights and privileges with each other Unit, including the right to one vote per Unit.

The Sub-Fund currently offers, and in the future may offer, without consent of the Unitholders, various Classes of Units with differing fee structures and subscription requirements to meet the needs of certain classes of investors or to conform to market practice or requirements in certain jurisdictions.

The Manager/Investment Manager may, at any time at its discretion, temporarily discontinue, cease indefinitely or limit the issue of Units to investors resident or established in certain countries or territories. The Manager/Investment Manager may also prohibit certain investors from acquiring Units if necessary, for the protection of the Unitholders as a whole and each Sub-Fund.

Initial Subscription of Units

Units were initially offered at AUD 10 per Class AU/AU Unit and Class AU/BR Unit, U.S. \$10 per Class US/BR Unit and Class US/US Unit, and JPY 10,000 per class JPY-H Unit. The minimum initial investment is 100 units and the minimum subsequent

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

investment is 10 units for Class AU/AU, Class AU/BR, Class US/BR, and Class US/US. The minimum initial investment is 1 unit and the minimum subsequent investment is 1 unit for Class JPY-H.

Subsequent Subscriptions of Units

Units will be available for purchase in the Offered Currencies at their respective net asset values per Unit (plus any applicable sales charge) on any Dealing Day. Dealing Day is each business day (each bank business day in New York and each bank business day in Japan and/or any other day which the Manager/Investment Manager (or an entity designated by the Manager/Investment Manager) determines, "Business Day").

Repurchase of Units

Unitholders may redeem their Units on any Dealing Day by transmitting an irrevocable repurchase order by facsimile or mail to the administrator of the Sub-Fund.

With respect to units of Class JPY-H, the proceeds of repurchased Units within a certain number of years of the date such Units were issued, may be assessed a contingent deferred sales charge (a "CDSC"). The CDSC will be calculated in JPY based on the current net asset value of the Units being repurchased. No CDSC will be assessed on Units derived from reinvestment of dividends or capital gains distributions. In determining whether a CDSC is applicable to the proceeds of a repurchase, the calculation may be determined in the manner that results in the lowest possible rate being charged, while taking into account that a request by an investor to repurchase Class JPY-H Units will be deemed to have been given for the Units which have been held for the longest period by such investor. The CDSC is paid to AllianceBernstein Holdings (Cayman) Ltd. (the "Distribution Servicing Agent") by the investor from their redemption proceeds. For the year ended September 30, 2020, no CDSC fees were paid by Class JPY-H.

The Manager/Investment Manager will endeavor to ensure, for any Dealing Day, that an appropriate level of liquidity is maintained in respect of each class so that repurchase of Units may, under normal circumstances, be made promptly on such date to Unitholders requesting repurchase. However, the Manager/Investment Manager may limit the repurchase of Units in the event the relevant Sub-Fund receives, as of any Dealing Day, requests to redeem more than 10% of the Units of the Sub-Fund outstanding as of such date, in which case Units of the Sub-Fund may be redeemed on a pro rata basis. Any part of a repurchase request to which effect is not given by reason of the exercise of this power by or on behalf of the Manager/Investment Manager will be treated as if a request has been made in respect of the next Dealing Day and all following Dealing Days (in relation to which the Manager/Investment Manager has the same power) until the original request has been satisfied in full. In addition, under certain circumstances, the Trustee, in consultation with the Manager/Investment Manager, may suspend the right of Unitholders to redeem Units.

Distributions

The Manager/Investment Manager intends to declare a monthly distribution to Unitholders as of the 15th of each month (the "Record Date"). The Manager/Investment Manager intends to declare and pay monthly distributions equal to all or substantially all of the Sub-Fund's 1) net investment income attributable to each Class of Units and 2) portion of return for a particular Unit Class attributable to currency management.

The Manager/Investment Manager also may determine if and to what extent distributions paid include realized and unrealized gains and/or are paid out of available capital, attributable to the relevant Class of Units.

Unit transactions for the year ended September 30, 2020 were as follows:

	Units		Amount	
	Year Ended September 30, 2020	Year Ended September 30, 2020	Year Ended September 30, 2020	Year Ended September 30, 2020
Class AU/AU				
Units sold	66,320		\$	328,135
Units redeemed	(71,650)			(356,584)
Net decrease	(5,330)		\$	(28,449)
Class AU/BR				
Units redeemed	(37,850)		\$	(121,146)
Net decrease	(37,850)		\$	(121,146)
Class JPY-H				
Units redeemed	(4,079)		\$	(293,993)
Net decrease	(4,079)		\$	(293,993)

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

	Units		Amount	
	Year Ended September 30, 2020	Year Ended September 30, 2020	Year Ended September 30, 2020	Year Ended September 30, 2020
Class US/BR				
Units sold	3,400		\$	8,535
Units redeemed	(391,580)			(965,982)
Net decrease	(388,180)		\$	(957,447)
Class US/US				
Units redeemed	(116,600)		\$	(1,043,009)
Net decrease	(116,600)		\$	(1,043,009)
Total amount of Unit transactions:			\$	(2,444,044)

The Manager/Investment Manager has appointed Mizuho Securities Co., Ltd. as distributor (in this capacity, the "Distributor") in Japan for Class US/US, Class US/BR, Class AU/AU, and Class AU/BR. The Manager/Investment Manager has appointed Gogin Securities Co., Ltd. as distributor for Class AU/AU. The Manager/Investment Manager has appointed Tokai Tokyo Securities, Ltd. as distributor (in this capacity, the "JPY-H Distributor") for Class JPY-H. As of September 30, 2020, there was one investor that individually owned 95.5% of the Sub-Fund's net assets. Transactions by the Distributor, JPY-H Distributor, the Distribution Servicing Agent and/or investors holding a significant ownership percentage at the Sub-Fund can impact other investors.

4. Fees and Expenses

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

Trustee Fees

The Trustee shall be entitled to receive a fee of U.S. \$10,000 per annum payable out of the proceeds of subscription for the Units of the Sub-Fund. The Trustee shall also be entitled to receive out of the assets of the Sub-Fund, a fee for extraordinary Trustee services and any direct out-of-pocket expenses incurred by the Trustee on behalf of the Sub-Fund.

For the year ended September 30, 2020, the Sub-Fund incurred U.S. \$13,416 of Trustee Fees expense, none of which was payable at September 30, 2020.

Manager/Investment Manager Fee

The Manager/Investment Manager is entitled to be paid out of the assets of the Sub-Fund for its services as Manager ("Management Fee") of the Sub-Fund a fee equal 0.01% per annum of the average of the net asset value of the Sub-Fund as of each Business Day in each month.

The Manager/Investment Manager is entitled to be paid out of the assets of the Sub-Fund for its services as Investment Manager ("Investment Management Fee") of the Sub-Fund a fee of 0.19% per annum of the average of the net asset value of the Sub-Fund as of each Business Day in each month.

The Manager/Investment Manager shall also be entitled to be reimbursed out of the assets of the Sub-Fund for any out-of-pocket expenses and disbursements incurred by the Manager/Investment Manager on behalf of the Sub-Fund.

For the year ended September 30, 2020, the Sub-Fund incurred U.S. \$44,444 and U.S. \$2,339 of Investment Management Fee and Management Fee expense, respectively, of which U.S. \$3,351 and U.S. \$176 were payable at September 30, 2020 and are included within investment management fee payable and management fee payable in the statement of assets and liabilities, respectively. Additionally, the Sub-Fund incurred Investment Management Fees of U.S. \$176,532 through its investment in the Master Fund.

Administrator and Transfer Agent Fees

The Trustee entered into an administration agreement with Brown Brothers Harriman & Co. to act as administrator and transfer agent of the Sub-Fund (the "Administrator and Transfer Agent"). For its fund accounting administration services in respect of the Sub-Fund, the Administrator and Transfer Agent is entitled to be paid out of the assets of the Sub-Fund, a fee payable in U.S. \$ monthly in arrears within 30 calendar days of the end of the relevant month. The fee for the fund accounting administration services is U.S. \$15,000 per annum and other transactional charges. The fee for transfer agency services is U.S. \$10,000 per annum plus U.S. \$1,000 per Unit class and any other transactional charges. For the year ended September 30, 2020, the Sub-Fund incurred U.S. \$27,500 of administrative fees and U.S. \$25,963 of transfer agency fees, of which U.S. \$6,875 and U.S. \$6,361, respectively, were payable at September 30, 2020 and are included within accrued expenses and other liabilities in the statement of assets and liabilities.

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

Additionally, the Sub-Fund incurred administration and transfer agency fees of U.S. \$68,725 and U.S. \$18,742, respectively, through its investment in the Master Fund.

Agent Company Fee

The Manager/Investment Manager has appointed AllianceBernstein Japan Ltd. as the Agent Company in Japan. The Agent Company is entitled to be paid out of the assets of the Sub-Fund for its services as Agent Company ("Agent Company Fee") of the Sub-Fund a fee of 0.05% per annum of the average of the net asset value of the Sub-Fund as of each Business Day in each month.

For the year ended September 30, 2020, the Sub-Fund incurred U.S. \$11,696 of Agent Company Fees, of which U.S. \$880 was payable at September 30, 2020 and is included within agent company fee payable in the statement of assets and liabilities.

Distributor Fee

The Distributor is entitled to be paid out of the assets of the Sub-Fund for its services as Distributor ("Distribution Fee") of the Sub-Fund a fee of 0.55% per annum of the average of the net asset value of Class AU/AU, Class AU/BR, Class US/BR and Class US/US, and 0.30% per annum of the average of the net asset value of Class JPY-H as of each Business Day in each month. Other Distributors may be appointed in the future.

For the year ended September 30, 2020, the Sub-Fund incurred U.S. \$115,117 of Distribution Fees, of which U.S. \$35,100 was payable at September 30, 2020 and is included within distribution fee payable in the statement of assets and liabilities.

Distribution Servicing Agent Fee

The Distribution Servicing Agent is entitled to be paid out of the assets of the Sub-Fund for its services as Distribution Servicing Agent ("Distribution Servicing Agent Fee") of the Sub-Fund a fee of 0.95% per annum of the average of the net asset value of Class JPY-H as of each Business Day in each month.

For the year ended September 30, 2020, the Sub-Fund incurred U.S. \$51,444 of Distribution Servicing Agent Fees, of which U.S. \$4,291 was payable at September 30, 2020 and is included within distribution servicing agent fee payable in the statement of assets and liabilities.

5. Derivative Financial Instruments

The Sub-Fund uses derivatives to earn income and enhance returns, to hedge or adjust the risk profile of its portfolio and its Unit Classes, to replace more traditional direct investments, or to obtain exposure to otherwise inaccessible markets.

The Sub-Fund enters into derivatives which may represent off-balance sheet risk. Off-balance sheet risk exists when the maximum potential loss on a particular investment is greater than the value of such investment as reflected in the statement of assets and liabilities.

Certain derivative agreements allow counterparties to over-the-counter derivatives to require collateral or terminate derivative contracts prior to maturity in the event the Sub-Fund's net assets decline by a stated percentage or the Sub-Fund fails to meet other credit-risk contingent terms in the agreement, which would cause an accelerated payment of any net liability owed to the counterparty.

The principal types of derivatives utilized by the Sub-Fund as well as the methods in which they may be used are:

Forward Foreign Currency Contracts

During the year ended September 30, 2020, the Sub-Fund entered into forward foreign currency contracts to hedge exposure to the designated currency of each respective Unit Class versus the U.S. \$ as detailed below:

- Class AU/AU: Buying AUD forward foreign currency contracts against the U.S. \$, in the AUD amount equal to the extent possible to approximately 100% of the U.S. \$ exposure of the net asset value (excluding unrealized currency gain or loss) attributable to Class AU/AU.
- Class AU/BR: Buying BRL forward foreign currency contracts against the U.S. \$, in the BRL amount equal to the extent possible to approximately 100% of the U.S. \$ exposure of the net asset value (excluding unrealized currency gain or loss) attributable to Class AU/BR.
- Class JPY-H: Buying JPY forward foreign currency contracts against the U.S. \$, in the JPY amount equal to the extent possible to approximately 100% of the U.S. \$ exposure of the net asset value attributable to Class JPY-H.
- Class US/BR: Buying BRL forward foreign currency contracts against the U.S. \$, in the BRL amount equal to the extent possible to approximately 100% of the U.S. \$ exposure of the net asset value (excluding unrealized currency gain or loss) attributable to Class US/BR.
- Class US/US: No forward foreign currency contracts.

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

A forward foreign currency contract is a commitment to purchase or sell a foreign currency at a future date at a negotiated forward rate.

Fluctuations in the value of open forward foreign currency contracts are recorded as unrealized appreciation or depreciation of forward foreign currency contracts in the statement of assets and liabilities and as net change in unrealized appreciation/depreciation of foreign currency denominated assets and liabilities in the statement of operations. The gain or loss arising from the difference between the original contract and the closing of such contract would be included in net realized gain or loss on foreign currency transactions in the statement of operations.

Risks may arise from the potential inability of a counterparty to meet the terms of a contract and from unanticipated movements in the value of a foreign currency relative to the U.S. \$. The face or contract amount, in U.S. \$, reflects the total exposure the Sub-Fund has in that particular currency contract.

At September 30, 2020, the Sub-Fund had the following open forward foreign currency contracts:

Forward Foreign Currency Contracts

	% of Net Assets		Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
Various Appreciated Contracts	0.00*	%	\$ 108
Various Depreciated Contracts	(0.98)	%	\$ (199,415)
Total Forward Foreign Currency Contracts	(0.98)	%	\$ (199,307)

* Amount represents less than 0.005 % of net assets.

The Sub-Fund typically enters into International Swaps and Derivatives Association, Inc. Master Agreements ("ISDA Master Agreement") with its over-the-counter ("OTC") derivative contract counterparties in order to, among other things, reduce its credit risk to OTC counterparties. ISDA Master Agreements include provisions for general obligations, representations, collateral and events of default or termination. Under an ISDA Master Agreement, the Sub-Fund typically may offset with the OTC counterparty certain derivative financial instrument's payables and/or receivables with collateral held and/or posted and create one single net payment (close-out netting) in the event of default or termination. In the event of a default by an OTC counterparty, the return of collateral with market value in excess of the Sub-Fund's net liability, held by the defaulting party, may be delayed or denied.

The Sub-Fund's ISDA Master Agreements may contain provisions for early termination of OTC derivative transactions in the event the net assets of the Sub-Fund decline below specific levels ("net asset contingent features"). If these levels are triggered, the Sub-Fund's OTC counterparty has the right to terminate such transaction and require the Sub-Fund to pay or receive a settlement amount in connection with the terminated transaction. If OTC derivatives were held at period end, please refer to netting arrangements by the OTC counterparty table below for additional details.

During the year ended September 30, 2020, the Sub-Fund had the following derivatives grouped by derivative type:

Derivative Type	Asset Derivatives		Liability Derivatives	
	Statement of Assets and Liabilities Location	Fair Value	Statement of Assets and Liabilities Location	Fair Value
Foreign exchange contracts.	Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	\$ 108	Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts	\$ 199,415
Total		\$ 108		\$ 199,415

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

Derivative Type	Location of Gain or (Loss) on Derivatives Within Statement of Operations	Realized Gain or (Loss) on Derivatives	Change in Unrealized Appreciation or (Depreciation)
Foreign exchange contracts	Net realized gain (loss) on foreign currency transactions; Net change in unrealized appreciation/depreciation on foreign currency denominated assets and liabilities	\$ (2,938,631)	\$ (7,058)
Total		\$ (2,938,631)	\$ (7,058)

For financial reporting purposes, the Sub-Fund does not offset derivative assets and derivative liabilities that are subject to netting arrangements in the statement of assets and liabilities.

All OTC derivatives held at year end were subject to netting arrangements. The following table presents the Sub-Fund's derivative assets and liabilities by OTC counterparty net of amounts available for offset under ISDA Master Agreements ("MA") and net of the related collateral received/pledged by the Sub-Fund as of September 30, 2020. Exchange-traded derivatives and centrally cleared swaps are not subject to netting arrangements and as such are excluded from the table.

Counterparty	Derivative Assets Subject to a MA	Derivatives Available for Offset	Net Amounts	Collateral Received*	Net Amount of Derivative Assets
Brown Brothers Harriman & Co...	\$ 108	\$ (108)	\$ -0-	\$ -0-	\$ -0-
Total	\$ 108	\$ (108)	\$ -0-	\$ -0-	\$ -0-

Counterparty	Derivative Liabilities Subject to a MA	Derivatives Available for Offset	Net Amounts	Collateral Pledged*	Net Amount of Derivative Liabilities
Brown Brothers Harriman & Co...	\$ 85,721	\$ (108)	\$ 85,613	\$ -0-	\$ 85,613
Citibank, NA	\$ 113,694	\$ -0-	\$ 113,694	\$ -0-	\$ 113,694
Total	\$ 199,415	\$ (108)	\$ 199,307	\$ -0-	\$ 199,307

* The actual collateral received/pledged may be more than the amount reported due to overcollateralization.

6. Fair Value Measurements

In accordance with U.S. GAAP regarding fair value measurements, fair value is defined as the price that the Sub-Fund would receive to sell an asset or pay to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. U.S. GAAP establishes a framework for measuring fair value, and a three-level hierarchy for fair value measurements based upon the transparency of inputs to the valuation of an asset or liability. Inputs may be observable or unobservable and refer broadly to the assumptions that market participants would use in pricing the asset or liability.

Observable inputs reflect the assumptions market participants would use in pricing the asset or liability based on market data obtained from sources independent of the Sub-Fund. Unobservable inputs reflect the Sub-Fund's own assumptions about the assumptions that market participants would use in pricing the asset or liability based on the best information available in the circumstances. Each investment is assigned a level based upon the observability of the inputs which are significant to the overall valuation.

The three-tier hierarchy of inputs is summarized below:

- Level 1 – quoted prices in active markets for identical investments
- Level 2 – other significant observable inputs (including quoted prices for similar investments, interest rates, prepayment speeds, credit risk, etc.)
- Level 3 – significant unobservable inputs (including the Sub-Fund's own assumptions in determining the fair value of investments)

The Sub-Fund uses the net asset value as a practical expedient to determine the fair value of the Master Fund. The Manager/Investment Manager reserves the right to adjust the reported net asset value if it is deemed to be not reflective of fair value. Because of the inherent uncertainty of valuation of investments in the Master Fund their estimated values may differ significantly from the values that would have been used had a ready market for the Master Fund existed, and the difference could be material.

The following table summarizes the valuation of the Sub-Fund's investments following the fair value hierarchy levels as of September 30, 2020:

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

Investments in Securities	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Other Financial Instruments*:				
Assets				
Forward Foreign Currency Contracts	\$ -0-	\$ 108	\$ -0-	\$ 108
Liabilities				
Forward Foreign Currency Contracts	-0-	(199,415)	-0-	(199,415)
Total	\$ -0-	\$ (199,307)	\$ -0-	\$ (199,307)
Investments at NAV				20,801,610
Total Investments				\$ 20,602,303

* Other financial instruments are derivative instruments, such as futures, forwards and swaps, which are valued at the unrealized appreciation/depreciation on the instrument. Other financial instruments may also include swaps with upfront premiums, options written and swaptions written which are valued at market value.

The Sub-Fund's investment in the Master Fund exceeds 5% of net assets and the Sub-Fund is able to redeem from the Master Fund on a daily basis. As of September 30, 2020, the Master Fund has no redemption restrictions. In addition, the Sub-Fund through its investment in the Master Fund did not hold any investment that exceeded 5% of the Sub-Fund's net assets. The Master Fund's investment objective is to seek to maximize total return from price appreciation and income by primarily investing in U.S. \$ denominated emerging market debt issues.

7. Financial Highlights

The financial highlights represent the Sub-Fund's financial performance for the year ended September 30, 2020.

The per share operating performance and ratios are computed based upon the average units outstanding and average net assets, respectively, for the year ended September 30, 2020.

Unitholder's performance may vary based on timing of Unit transactions and currency management specific to the designated currency of each respective Unit Class. Total return is computed based on the change in the net asset value per unit during the year, including reinvestments of distributions. Total investment return is based on net asset value of offered currency.

Ratio of operating expenses to average net assets does not include any expense of the Master Fund.

	Class AU/AU Year Ended September 30, 2020
Net asset value, beginning of year	\$5.12
Income From Investment Operations	
Net investment income	0.19
Net realized and unrealized loss on investment and foreign currency transactions	(0.05)
Net increase in net asset value from operations	0.14
Less: Distributions	
Distributions to Unitholders	(0.32)
Net asset value, end of year	\$4.94
Total Return	
Total investment return based on net asset value in Offered Currency	(2.81)%*
Ratios/Supplemental Data	
Net assets, end of year (000's omitted)	\$2,529
Ratio to average net assets of:	
Expenses	1.20%
Net investment income	4.05%

* Total return based on reporting currency is 3.30%

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

	Class AU/BR
	Year Ended
	September 30,
	2020
Net asset value, beginning of year	\$3.54
Income From Investment Operations	
Net investment income	0.12
Net realized and unrealized loss on investment and foreign currency transactions	(1.03)
Net decrease in net asset value from operations	(0.91)
Less: Distributions	
Distributions to Unitholders	(0.16)
Net asset value, end of year	\$2.47
Total Return	
Total investment return based on net asset value in Offered Currency	(30.65)%*
Ratios/Supplemental Data	
Net assets, end of year (000's omitted)	\$1,272
Ratio to average net assets of:	
Expenses	1.20%
Net investment income	4.09%

* Total return based on reporting currency is (26.15)%

	Class JPY-H
	Year Ended
	September 30,
	2020
Net asset value, beginning of year	\$74.73
Income From Investment Operations	
Net investment income	2.39
Net realized and unrealized loss on investment and foreign currency transactions	(0.85)
Net increase in net asset value from operations	1.54
Less: Distributions	
Distributions to Unitholders	(2.78)
Net asset value, end of year	\$73.49
Total Return	
Total investment return based on net asset value in Offered Currency	(0.26)%*
Ratios/Supplemental Data	
Net assets, end of year (000's omitted)	\$5,347
Ratio to average net assets of:	
Expenses	1.90%
Net investment income	3.33%

* Total return based on reporting currency is 2.25%

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

	Class US/BR
	Year Ended September 30, 2020
Net asset value, beginning of year	\$3.13
Income From Investment Operations	
Net investment income	0.11
Net realized and unrealized loss on investment and foreign currency transactions	(0.91)
Net decrease in net asset value from operations	(0.80)
Less: Distributions	
Distributions to Unitholders	(0.24)
Net asset value, end of year ..	\$2.09
Total Return	
Total investment return based on net asset value	(26.41)%
Ratios/Supplemental Data	
Net assets, end of year (000's omitted)	\$7,170
Ratio to average net assets of:	
Expenses	1.20%
Net investment income	4.06%

	Class US/US
	Year Ended September 30, 2020
Net asset value, beginning of year	\$9.66
Income From Investment Operations	
Net investment income	0.37
Net realized and unrealized loss on investment and foreign currency transactions	(0.25)
Net increase in net asset value from operations	0.12
Less: Distributions	
Distributions to Unitholders	(0.48)
Net asset value, end of year ..	\$9.30
Total Return	
Total investment return based on net asset value	1.42%
Ratios/Supplemental Data	
Net assets, end of year (000's omitted)	\$4,079
Ratio to average net assets of:	
Expenses	1.20%
Net investment income	4.01%

8. Risks Involved in Investing in the Sub-Fund

Currency Risk

Underlying investments of the Master Fund may be denominated in one or more currencies different than that in which the Sub-Fund is denominated. This means currency movements in such underlying investments may significantly affect the net asset value in respect of the Sub-Fund's Units. Investments by the Master Fund that are denominated in a particular currency are subject to the risk that the value of such currency will change in relation to one or more other currencies. Among the factors that may affect currency values are trade balances, the level of short-term interest rates, differences in relative values of similar assets in different currencies, long-term

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

opportunities for investment and capital appreciation and political developments. The Master Fund is not limited in the percentage of its assets that may be denominated in currencies other than the U.S. \$.

Country Risks—Emerging Markets

The Master Fund invests in securities of emerging market issuers. A portfolio consequently may experience greater price volatility and significantly lower liquidity than the portfolio invested solely in equity securities of issuers located in more developed markets. Investments in securities of emerging market issuers entail significant risks in addition to those customarily associated with investing in securities of issuers in more developed markets, such as (i) low or non-existent trading volume, resulting in a lack of liquidity and increased volatility in prices for such securities, as compared to securities of comparable issuers in more developed capital markets, (ii) uncertain national policies and social, political and economic instability, increasing the potential for expropriation of assets, confiscatory taxation, high rates of inflation or unfavorable diplomatic developments, (iii) possible fluctuations in exchange rates, differing legal systems and the existence or possible imposition of exchange controls, custodial restrictions or other laws or restrictions applicable to such investments, (iv) national policies which may limit the Master Fund's investment opportunities such as restrictions on investment in issuers or industries deemed sensitive to national interests, and (v) the lack or relatively early development of legal structures governing private and foreign investments and private property.

Other risks relating to investments in emerging market issuers include: the availability of less public information on issuers of securities; settlement practices that differ from those in more developed markets and may result in delays or may not fully protect the Master Fund against loss or theft of assets; the possibility of nationalization of a company or industry and expropriation or confiscatory taxation; and the imposition of foreign taxes. Investments in emerging markets securities will also result in generally higher expenses due to: the costs of currency exchange; higher brokerage commissions in certain emerging markets; and the expense of maintaining securities with foreign custodians. Issuers in emerging markets may not be subject to accounting, auditing and financial reporting standards and requirements comparable to those to which companies in developed markets are subject. In certain emerging market countries, reporting standards vary widely. As a result, traditional investment measurements used in developed markets, such as price/earnings ratios, may not be applicable in certain emerging markets.

Interest Rate Risk

The value of the Sub-Fund's Units will fluctuate with the value of its investments. The value of the Sub-Fund's investments in fixed-income securities will change as the general level of interest rates fluctuate. During periods of falling interest rates, the values of fixed-income securities generally rise, although if falling interest rates are viewed as a precursor to a recession, the values of a Sub-Fund's securities may fall along with interest rates. Conversely, during periods of rising interest rates, the values of fixed-income securities generally decline. Changes in interest rates have a greater effect on fixed-income securities with longer maturities and durations than those with shorter maturities and durations.

Derivatives Risk

The Sub-Fund may use derivatives, which are financial contracts whose value depends on, or are derived from, the value of an underlying asset, reference rate, or index. The Manager/Investment Manager will sometimes use derivatives as part of a strategy designed to reduce other risks. Generally, however, the Sub-Fund or Master Fund may use derivatives as direct investments to earn income, hedge currency exposure, enhance yield and broaden portfolio diversification. In addition to other risks such as the credit risk of the counterparty, derivatives involve the risk of difficulties in pricing and valuation and the risk that changes in the value of the derivative may not correlate perfectly with relevant underlying assets, rates, or indices.

Cross-Class Liability Risk

The Sub-Fund may enter into currency derivative transactions including forward foreign currency contracts in respect of a particular Unit Class in order to reduce exposure to the relevant Offered Currency versus the base currency of the Sub-Fund. Although the Sub-Fund will typically enter into forward foreign currency contracts with only those counterparties that agree to limit their recourse to the particular Unit Class on behalf of which such forward foreign currency contract was entered, given that there is no legal segregation of liabilities between the various Unit Classes within the Sub-Fund, there is a risk that, under certain circumstances, currency derivative transactions in relation to a particular Designated Currency in respect of a particular Unit Class could result in liabilities which might affect the net asset value of the other Unit Classes of the Sub-Fund, in which case assets of the other Unit Classes of the Sub-Fund may be used to cover the liabilities incurred by the Unit Class.

Market Risk

Market risk is the potential for changes in the value of investment positions due to market changes, including interest and currency rate movements as well as fluctuations in the prices of investment positions. Market risk is directly impacted by the volatility and liquidity of the markets in which the underlying financial instruments are traded. The Master Fund attempts to manage market risk in various ways, including through diversifying exposures, placing limitations on position sizes and hedging in related securities or derivative financial instruments. The ability to manage market risk may be constrained by changes in liquidity conditions, relative prices, volatilities and correlations between investment positions and the instruments used to hedge such investment positions.

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

Beginning late in 2019 and continuing into 2020, the outbreak of a novel coronavirus, which causes the disease known as COVID-19, expanded into a global pandemic. Growing turmoil from the spread of this coronavirus, and the potential for an enduring and significant adverse impact on global economies, have driven a sharp increase in volatility across markets and a strong flight to quality. The Sub-Fund's management will continue to monitor the evolving situation and its impact on the financial position of the Sub-Fund.

Credit Risk

Credit risk is the risk that counterparties may fail to fulfill their obligations or that the collateral value becomes inadequate. The Sub-Fund and Master Fund attempt to minimize their credit risk by monitoring the credit exposure with, and the credit worthiness of, counterparties.

Off Balance Sheet Risk

The Sub-Fund and Master Fund may enter into investment transactions which may present off-balance sheet risk. Off-balance sheet risk exists when the maximum potential loss on a particular investment is greater than the value of such investment, as reflected in the statement of assets and liabilities. Off-balance sheet risk generally arises from the use of derivative financial instruments.

9. Recent Accounting Pronouncements

In March 2017, the Financial Accounting Standards Board issued an Accounting Standards Update, ASU 2017-08, Receivables-Nonrefundable Fees and Other Costs (Subtopic 310-20), Premium Amortization on Purchased Callable Debt Securities which amends the amortization period for certain purchased callable debt securities held at a premium, shortening such period to the earliest call date. ASU 2017-08 does not require any accounting change for debt securities held at a discount; the discount continues to be amortized to maturity. ASU 2017-08 is effective for fiscal years, and interim periods within those fiscal years, beginning after December 15, 2019. At this time, management is evaluating the implications of these changes on the financial statements.

10. Subsequent Events

Management has evaluated the possibility of subsequent events existing in the Sub-Fund's financial statements up to December 17, 2020, the date the financial statements were available to be issued.

From October 1, 2020 to December 17, 2020, the Sub-Fund paid U.S. \$645,962 of Unit redemptions and paid distributions totaling U.S. \$333,924.

(2) 【2019年9月30日終了年度】

【貸借対照表】

A B ケイマン・トラスト - エマージング・ボンド・ファンド (外貨建)

資産負債計算書

2019年9月30日現在

	米ドル	千円
資産		
A B ケイマン・マスター・トラスト - エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ (以下「投資対象ファンド」という。)への投資 (取得原価: 26,465,315米ドル (2,765,096千円))	27,901,909	2,915,191
ヘッジクラス受益証券の先渡外国為替契約に係る決済未収金	75,247	7,862
投資有価証券売却未収金	72,687	7,594
先渡外国為替契約に係る未実現評価益	1,037	108
その他の資産	19	2
資産合計	28,050,899	2,930,758
負債		
先渡外国為替契約に係る未実現評価損	193,286	20,195
受益証券買戻未払金	72,894	7,616
未払専門家報酬	54,780	5,723
未払販売報酬	45,587	4,763
未払販売管理代行報酬	4,251	444
未払投資運用報酬	4,103	429
保管会社に対する債務	2,673	279
未払代行協会員報酬	1,080	113
未払管理会社報酬	216	23
為替取引未払金	17	2
未払費用およびその他の負債	22,139	2,313
負債合計	401,026	41,899
純資産	27,649,873	2,888,859

クラス	純資産		受益証券残高 (口)	純資産価格	
	(米ドル)	(千円)		(米ドル)	(円)
豪ドル建 - 豪ドル	2,648,721	276,738	517,380	5.12	535
豪ドル建 - ブラジル リアル	1,962,627	205,055	553,780	3.54	370
円建 - 円ヘッジ	5,741,617	599,884	76,831	74.73	7,808
米ドル建 - ブラジル リアル	11,934,715	1,246,939	3,814,250	3.13	327
米ドル建 - 米ドル	5,362,193	560,242	555,270	9.66	1,009

クラス	表示通貨の純資産価格		
	(表示通貨)	(円)	
豪ドル建 - 豪ドル	豪ドル	7.59	608
豪ドル建 - ブラジル リアル	豪ドル	5.25	420
円建 - 円ヘッジ	日本円	8,080	8,080
米ドル建 - ブラジル リアル	米ドル	3.13	327
米ドル建 - 米ドル	米ドル	9.66	1,009

財務書類に対する注記を参照。

【損益計算書】

A B ケイマン・トラスト - エマージング・ボンド・ファンド(外貨建)

損益計算書

2019年9月30日に終了した年度

	米ドル	千円
投資収益		
投資対象ファンドからの配当金収入の分配	1,628,246	170,119
	1,628,246	170,119
費用		
投資運用報酬	59,236	6,189
管理会社報酬	3,118	326
販売報酬	157,067	16,410
販売管理代行報酬	54,735	5,719
専門家報酬	40,567	4,238
管理事務代行報酬	27,500	2,873
名義書換事務代行報酬	26,736	2,793
代行協会員報酬	15,589	1,629
印刷費用	9,124	953
受託会社報酬	5,857	612
登録費用	2,342	245
保管会社報酬	6	1
その他の報酬	7,947	830
費用合計	409,824	42,818
投資純利益	1,218,422	127,301
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現利益(損失)		
実現純利益(損失):		
投資対象ファンドへの投資	213,257	22,281
為替取引	278,537	29,102
未実現評価損益の純変動:		
投資対象ファンドへの投資	1,119,220	116,936
外貨建資産および負債	(426,363)	(44,546)
投資対象ファンドへの投資および為替取引に係る純利益	1,184,651	123,772
運用による純資産の純増加	2,403,073	251,073

財務書類に対する注記を参照。

A Bケイマン・トラスト - エマージング・ボンド・ファンド(外貨建)

純資産変動計算書

2019年9月30日に終了した年度

	米ドル	千円
運用による純資産の増加		
投資純利益	1,218,422	127,301
投資対象ファンドへの投資および為替取引に係る実現純利益	491,794	51,383
投資対象ファンドへの投資ならびに外貨建資産および負債の未実現評価損益の純変動	692,857	72,390
運用による純資産の純増加	2,403,073	251,073
受益者への分配金		
豪ドル建 - 豪ドルクラス	(233,856)	(24,433)
豪ドル建 - ブラジルリアルクラス	(241,685)	(25,251)
円建 - 円ヘッジクラス	(216,003)	(22,568)
米ドル建 - ブラジルリアルクラス	(958,922)	(100,188)
米ドル建 - 米ドルクラス	(327,271)	(34,193)
受益者への分配金合計	(1,977,737)	(206,634)
受益証券取引		
発行	347,555	36,313
買戻	(6,184,104)	(646,115)
受益証券取引合計	(5,836,549)	(609,803)
減少合計	(5,411,213)	(565,364)
純資産		
期首	33,061,086	3,454,222
期末	27,649,873	2,888,859

財務書類に対する注記を参照。

A Bケイマン・トラスト - エマージング・ボンド・ファンド(外貨建)

財務書類に対する注記

2019年9月30日現在

1. 組織

A Bケイマン・トラスト(以下「トラスト」という。)は、ケイマン諸島の信託法(2018年改訂)に基づき、2010年11月1日に設立されたオープン・エンド型の免税アンブレラ・ユニット・トラスト(2011年8月9日付補遺信託証書による修正に基づく)であり、2011年1月31日に運用を開始した。トラストは、シリーズ・トラストとして、現在2つのポートフォリオである、エマージング・ボンド・ファンド(外貨建)およびグローバル・ハイ・インカム・エクイティ・ファンド(外貨建)を運用している。当報告書は、エマージング・ボンド・ファンド(外貨建)(以下「ファンド」という。)のみに関連している。ファンドの登録事務所は、インタートラスト・トラスティーズ(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)気付となる、ケイマン諸島、KY1-9005、グランドケイマン、エルジン・アベニュー190に所在する。

ファンドは、修正、変更、再制定または置換されたケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として登録されており、ケイマン諸島金融庁の規制に従っている。

現在、ファンドは以下の5クラスの受益証券の発行が可能である(注記3)。

- 豪ドル建 - 豪ドルクラス受益証券
- 豪ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券
- 米ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券
- 米ドル建 - 米ドルクラス受益証券
- 円建 - 円ヘッジクラス受益証券

募集されている受益証券の各通貨は、表示通貨(以下「表示通貨」という。)として認知されている。豪ドル建 - 豪ドルクラス受益証券および豪ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券の表示通貨は、豪ドルである。円建 - 円ヘッジクラス受益証券の表示通貨は、日本円である。米ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券および米ドル建 - 米ドルクラス受益証券の表示通貨は、米ドルである。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーは管理会社/投資運用会社(以下「管理会社/投資運用会社」という。)として従事する。

ファンドは、実質的に資産のすべてを、投資運用会社の関連ファンドであるA Bケイマン・マスター・トラスト - エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ(以下「投資対象ファンド」という。)に投資する。ファンドは、投資対象ファンドの米ドルクラス受益証券を通じて投資対象ファンドに投資する。ファンドの投資目的は(投資対象ファンドに対する投資を通じて)、主に米ドル建ての新興国市場において異なる通貨で発行される債券に投資することにより、値上がり益およびインカムゲインからなるトータル・リターンの最大化を追求することにある。ファンドが投資目的を達成することまたは投資リターンを得ることは保証されていない。

管理会社/投資運用会社が受託会社と協議の上、ファンドを事前に終了させることが受益者の利益のためと判断する場合を除き、ファンドは2022年1月31日に終了する。

2. 重要な会計方針の要約

作成基準

本財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国G A A P」という。）に準拠して作成され、米ドルで表示される。本ファンドは米国G A A Pに基づく投資会社であり、投資会社に適用される会計および報告指針に従っている。

投資の評価

ファンドは、米ドル建クラスの受益証券1口当たり純資産価格に基づいた公正価値で投資対象ファンドへの投資を計上する。2019年9月30日現在、ファンドは投資対象ファンドの米ドル建クラスの発行済受益権総数を保有していた。

先渡外国為替契約

先渡外国為替契約は、契約締結日における先渡外国為替レートと期末日におけるその先物レートとの差額で評価される。

現金および現金同等物

ファンドは、当初満期日まで90日未満のすべての流動性の高い投資を現金同等物としてみなしている。

外貨

外貨建投資有価証券ならびにその他の資産および負債は、評価日現在の米ドルの金額に換算される。外貨建投資有価証券の売買ならびに収益および費用は、各取引日の米ドルの金額に換算される。

ファンドは、投資に係る外国為替レートの変動による運用結果の部分を、保有証券の市場価格の変動による変動と区分していない。かかる変動は、損益計算書の投資に係る実現純利益（損失）および未実現評価損益の純変動に含まれる。

外貨に係る実現純損益の計上額は、外貨の売り、証券取引に係る取引日と決済日との間の実現為替差損益およびファンドの帳簿に計上された配当金および利息の金額と実際に受領されたまたは支払われた米ドル同等額との差額である。外貨に係る未実現純損益の計上額は、為替レートの変動による投資有価証券および期末日の空売り証券の公正価値の変動以外の資産および負債の公正価値の変動から生じる。

収益認識

証券取引は取引日基準で計上される。受取および支払配当金は配当落日に認識され、受取および支払利息は発生主義で認識される。投資取引に係る実現損益は先入先出法で決定される。投資に係る実現可能と見込まれるディスカウントおよびプレミアムは、実効金利法を用いて各投資の残存期間にわたり償却される。損益計算書に反映される収益および費用には、投資対象ファンドが稼得した収益または発生した費用の金額は含まれていない。投資対象ファンドによる未分配部分の金額は、ファンドの投資対象ファンドへの投資の評価額に含まれている。

収益および費用の配分

ファンドは、計算期間の始めに適用されるクラスまたはシリーズの1口当たり純資産価格に基づき、各クラスおよびシリーズへ収益および費用（販売報酬および販売管理代行報酬は除く）を比例配分する。注記4に記載のとおり、販売報酬および販売管理代行報酬は計算され各シリーズに課される。注記5に記載のとおり、各クラスの指定通貨に対する特定のヘッジクラス受益証券を通じて認識された損益は、各クラスへと配分される。

所得税

米国G A A Pの所得税等の不確実性に関する会計処理の要件に従って、マネジメントは、該当する税務期間のファンドの税務ポジションを分析し、ファンドの財務書類において所得税引当金が不要であるとの結論に達した。

ファンドは、ケイマン諸島政府の現行税法に基づき、税金が課されていないが、投資している国々により課税の対象となる可能性がある。かかる税金は、通常、稼得した収益および/または本国に送金されたキャピタルゲインに基づいている。税金は、稼得した投資純利益、実現純利益および未実現純利益(損失)について課され、未払計上される。

見積りの使用

米国G A A Pに準拠した財務書類の作成では、マネジメントに、財務書類の日付における資産および負債の計上額ならびに偶発資産および負債の開示(該当があれば)、ならびに報告年度における収益および費用の計上額に影響を与える見積りおよび仮定を要求している。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性があり、その差額は重大なものとなりうる。

補償および保証

ファンドは、通常の業務において、補償または保証を含む契約や合意書を締結している。ファンドに対するこれらの条項の実行をもたらす将来の事象が起こるかもしれない。これらの契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは、未だ発生していない将来の事象を含むため不明である。

3. 受益証券取引

受益証券の説明

発行を認められる受益証券の口数に制限はなく、無額面となる。各受益証券は、ファンドの無分割受益権を表しており、その結果、ファンドの終了時に受益者に対して支払われる金額は、当該クラスのすべての受益証券残高で除された関連する受益証券クラスに帰属する純資産価額における受益者の持分と等しくなる。クラスのすべての受益証券は、発行の際、買戻しおよび分配に関して同等の権利を付与する。各受益証券は、1受益証券当たり1議決権を含み、その他の各受益証券と同等の権利および権限を有する。

ファンドは、特定の投資家のクラスの要求に応えるため、または市場慣行や一部の管轄における規制に従うために、異なる報酬体系や発行要件を持つ様々なクラスの受益証券を受益者の同意なしで、現在募集しており、将来においても募集することができる。

管理会社/投資運用会社はその裁量において随時、特定の国または地域に居住または定着している投資家に対する受益証券発行を、一時的に中止したり、無期限に停止したり、または制限したりすることができる。管理会社/投資運用会社は、受益者全体および各ファンドの保護に必要な場合には、特定の投資家による受益証券の取得を禁ずることもできる。

受益証券の当初発行

受益証券は、当初、豪ドル建 - 豪ドルクラス受益証券および豪ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券は1口当たり10豪ドル、米ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券および米ドル建 - 米ドルクラス受益証券は1口当たり10米ドル、ならびに円建 - 円ヘッジクラス受益証券は1口当たり10,000円で募集された。豪ドル建 - 豪ドルクラス受益証券、豪ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券、米ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券および米ドル建 - 米ドルクラス受益証券の最低当初投資額および最低追加投資額は、それぞれ100口および10口である。円建 - 円ヘッジクラス受益証券の最低当初投資額および最低追加投資額は、それぞれ1口である。

受益証券の継続発行

受益証券は、各ファンド取引日において、それぞれの受益証券1口当たり純資産価格(適用される販売手数料が加算される)で表示通貨により購入することができる。ファンド取引日とは、各ファンド営業日(ニューヨークにおける各銀行営業日および日本における各銀行営業日、および/または管理会社/投資運用会社(または管理会社/投資運用会社により指定されたエンティティ)が決定するその他の日、以下「ファンド営業日」という。)をいう。

受益証券の買戻し

受益者は、ファンドの管理事務代行会社に対して、ファックスまたは郵便により取消不能である買戻注文を送付することにより、各ファンド取引日に、受益証券の買戻しをすることができる。

円建 - 円ヘッジクラス受益証券に関しては、受益証券が発行された日から一定期間以内に買戻された受益証券の買戻代金に、条件付後払申込手数料(以下「C D S C」という。)が課されることがある。C D S Cは、買戻される受益証券の現時点での純資産価額に基づき、円貨により計算される。分配金またはキャピタルゲイン分配の再投資により発行される受益証券にはC D S Cは課されない。買戻代金にC D S Cが適用されるか否かを決定するにあたり、C D S Cは、投資家による円建 - 円ヘッジクラス受益証券の買戻請求につき、保有期間がより長い受益証券から買戻すものとみなされることを考慮して、最も低い料率で課されることとなるように計算される。C D S Cは、投資家により買戻代金からアライアンス・バーンスタイン・ホールディングス(ケイマン)リミテッド(以下「販売管理代行会社」という。)に支払われる。2019年9月30日に終了した年度において、円建 - 円ヘッジクラス受益証券が支払ったC D S C手数料はない。

管理会社/投資運用会社は、各ファンド取引日について、受益証券の買戻しが通常の下で買戻請求を行う受益者に対して同日に速やかに実行されるように、適切な流動性が各クラスに関して維持されることを確保するように努めている。ただし、管理会社/投資運用会社は、ファンドが各ファンド取引日において、同日におけるファンドの発行済受益証券の10%超の買戻請求を受領した場合には、受益証券の買戻しを制限することができる。かかる場合には、ファンドの受益証券を比例按分ベースで償還させることができる。管理会社/投資運用会社による当該権限の行使により実施されなかった買戻請求の一部は、当初請求の全部が充足されるまで、(管理会社/投資運用会社が同様の権限を有するのに関連して)翌ファンド取引日およびその後のすべてのファンド取引日に関して行われた請求として取り扱われる。さらに、特定の状態において、受託会社は、管理会社/投資運用会社と協議の上、受益者の受益証券を償還する権利を停止することができる。

分配金

管理会社/投資運用会社は、各月15日(以下「分配基準日」という。)に受益者に対して、毎月分配を宣言する予定である。管理会社/投資運用会社は、ファンドの1)受益証券の各クラスに帰属する投資純利益、および2)通貨の運用に帰属する特定の受益証券クラスのリターン部分について、すべてまたは実質的にすべての額を、毎月分配することを宣言し、支払いすることを予定している。

また管理会社/投資運用会社は、関連する受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益、および/または分配可能な元本から分配対象の範囲とするか否か、する場合にはその範囲について決定することができる。

2019年9月30日に終了した年度における受益証券取引は、以下のとおりである。

	受益証券(口)	金額(米ドル)
	2019年9月30日に 終了した年度	2019年9月30日に 終了した年度
豪ドル建 - 豪ドルクラス		
受益証券販売	43,310	230,066
受益証券買戻	(259,010)	(1,404,812)
純減少	(215,700)	(1,174,746)
豪ドル建 - ブラジルリアルクラス		
受益証券買戻	(66,170)	(246,586)
純減少	(66,170)	(246,586)
円建 - 円ヘッジクラス		
受益証券買戻	(4,510)	(333,961)
純減少	(4,510)	(333,961)
米ドル建 - ブラジルリアルクラス		
受益証券販売	600	1,986
受益証券買戻	(476,830)	(1,567,553)
純減少	(476,230)	(1,565,567)
米ドル建 - 米ドルクラス		
受益証券販売	12,920	115,503
受益証券買戻	(277,790)	(2,631,192)
純減少	(264,870)	(2,515,689)
受益証券取引合計額:		(5,836,549)

管理会社/投資運用会社は、米ドル建 - 米ドルクラス、米ドル建 - ブラジルリアルクラス、豪ドル建 - 豪ドルクラス、および豪ドル建 - ブラジルリアルクラスについては、みずほ証券株式会社を日本における販売会社(当該任務において、以下「販売会社」という。)として任命した。管理会社/投資運用会社は、ごうぎん証券株式会社を豪ドル建 - 豪ドルクラスの販売会社として任命した。管理会社/投資運用会社は、円建 - 円ヘッジクラスについては東海東京証券株式会社を販売会社(当該任務において、以下「円建 - 円ヘッジ販売会社」という。)として任命した。2019年9月30日現在、1投資家がファンドの純資産の96.5%を単独で保有していた。販売会社、円建 - 円ヘッジ販売会社、販売管理代行会社および/またはファンドの重大な保有割合を有する投資家による取引は、他の投資家に影響を与えることがある。

4. 報酬および費用

一方の当事者が他方の当事者を支配することができる場合または財務上もしくは業務上の決定を行う際、他方の当事者に重要な影響力を及ぼすことができる場合、それらの当事者は関連しているとみなされる。

受託会社報酬

受託会社は、ファンドの受益証券の発行入金から支払われる年間10,000米ドルの報酬を受領する権利を有する。受託会社はまた、臨時の受託会社のサービスに対する報酬およびファンドのために受託会社が支払った直接の立替費用をファンドの資産から受領する権利を有する。

2019年9月30日に終了した年度において、ファンドでは5,857米ドルの受託会社報酬が発生したが、2019年9月30日現在の未払残高はなかった。

管理会社 / 投資運用会社報酬

管理会社 / 投資運用会社は、ファンドの管理会社として提供するサービス(以下「管理会社報酬」という。)に関して、ファンドの資産から各月の各ファンド営業日におけるファンドの平均純資産価額の年率0.01%に相当する報酬の支払いを受ける権利を有する。

管理会社 / 投資運用会社は、ファンドの投資運用会社として提供するサービス(以下「投資運用報酬」という。)に関して、ファンドの資産から各月の各ファンド営業日におけるファンドの平均純資産価額の年率0.19%に相当する報酬の支払いを受ける権利を有する。

管理会社 / 投資運用会社はまた、ファンドの資産からファンドのために管理会社 / 投資運用会社が支払った立替費用および支出の支払いを受ける権利を有する。

2019年9月30日に終了した年度において、ファンドでは59,236米ドルの投資運用報酬および3,118米ドルの管理会社報酬が発生し、2019年9月30日現在において、うちそれぞれ4,103米ドルおよび216米ドルが未払いであり、それぞれ資産負債計算書の未払投資運用報酬および未払管理会社報酬に計上されている。さらに、ファンドでは投資対象ファンドへの投資を通じて、235,000米ドルの投資運用報酬が発生した。

管理事務代行会社および名義書換事務代行会社報酬

受託会社は、ファンドの管理事務代行会社および名義書換事務代行会社(以下「管理事務代行会社および名義書換事務代行会社」という。)として活動するためにブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーと管理事務代行契約を締結した。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、ファンドに関して提供するファンドの会計・管理事務サービスについて、ファンドの資産から関連する月末から30暦日以内に毎月米ドルにより後払いされる報酬の支払いを受ける権利を有する。ファンドの会計・管理事務サービスに関する報酬は年間15,000米ドルおよびその他取引手数料である。名義書換事務代行サービスに関する報酬は年間10,000米ドルに追加して受益証券のクラスごとに1,000米ドルおよびその他取引手数料が課される。2019年9月30日に終了した年度において、ファンドでは27,500米ドルの管理事務代行報酬および26,736米ドルの名義書換事務代行報酬が発生し、2019年9月30日現在において、うちそれぞれ9,167米ドルおよび9,167米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払費用およびその他の負債に計上されている。

さらに、ファンドでは投資対象ファンドへの投資を通じて、68,744米ドルの管理事務代行報酬および17,506米ドルの名義書換事務代行報酬がそれぞれ発生した。

代行協会員報酬

管理会社 / 投資運用会社は、アライアンス・バーンスタイン株式会社を日本における代行協会員として任命した。代行協会員は、ファンドの代行協会員として提供するサービス(以下「代行協会員報酬」という。)に関して、ファンドの資産から各月の各ファンド営業日におけるファンドの平均純資産価額の年率0.05%に相当する報酬の支払いを受ける権利を有する。

2019年9月30日に終了した年度において、ファンドでは15,589米ドルの代行協会員報酬が発生し、2019年9月30日現在において、うち1,080米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払代行協会員報酬に計上されている。

販売会社報酬

販売会社は、ファンドの販売会社として提供するサービス(以下「販売報酬」という。)に関して、ファンドの資産から各月の各ファンド営業日における豪ドル建 - 豪ドルクラス、豪ドル建 - ブラジルリアルクラス、米ドル建 - ブラジルリアルクラスおよび米ドル建 - 米ドルクラスの平均純資産価額の年率0.55%、ならびに円建 - 円ヘッジクラスの平均純資産価額の年率0.30%に相当する報酬の支払いを受ける権利を有する。その他の販売会社が将来的に任命される可能性がある。

2019年9月30日に終了した年度において、ファンドでは157,067米ドルの販売報酬が発生し、2019年9月30日現在において、うち45,587米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払販売報酬に計上されている。

販売管理代行報酬

販売管理代行会社は、ファンドの販売管理代行会社として提供するサービス(以下「販売管理代行報酬」という。)に関して、各月の各ファンド営業日における円建 - 円ヘッジクラスの平均純資産価額の年率0.95%に相当する報酬を、ファンドの資産から支払いを受ける権利を有する。

2019年9月30日に終了した年度において、ファンドでは54,735米ドルの販売管理代行報酬が発生し、2019年9月30日現在において、うち4,251米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払販売管理代行報酬に計上されている。

5. デリバティブ金融商品

ファンドは、収益を稼得しリターンを向上させること、当該ポートフォリオおよび受益証券クラスのリスク・プロファイルをヘッジまたは調整すること、より伝統的な直接投資を代用すること、または他のアクセス不能な市場に対するエクスポージャーを得ることを目的として、デリバティブを活用している。

ファンドは、オフバランスシート・リスクを表す可能性があるデリバティブ契約を締結している。オフバランスシート・リスクは、特定の投資に係る最大の潜在的損失が、資産負債計算書に反映されたかかかる投資の評価より大きい場合に存在する。

一部のデリバティブ契約は、ファンドの純資産が規定水準まで下落した、または、ファンドが当該契約におけるその他信用リスクに関する制限条項の充足に違反した場合に、店頭取引デリバティブの取引相手方に担保の要求や期限前にデリバティブ契約を終了することを認めており、これにより当該取引相手に対する純債務の前倒しでの支払いを発生させる。

ファンドが活用する主要なデリバティブ取引の種類および手法は以下のとおりである。

先渡外国為替契約

2019年9月30日に終了した年度において、ファンドは、米ドルに対する各受益証券クラスの指定通貨のエクスポージャーをヘッジするために、以下のとおり先渡外国為替契約を締結した。

- ・豪ドル建 - 豪ドルクラス：豪ドル建 - 豪ドルクラスに帰属する純資産価額(未実現の為替差損益は除く。)の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当する豪ドルの金額で、米ドルに対する豪ドルの先渡外国為替契約の買いを行う。
- ・豪ドル建 - ブラジルリアルクラス：豪ドル建 - ブラジルリアルクラスに帰属する純資産価額(未実現の為替差損益は除く。)の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当するブラジルリアルの金額で、米ドルに対するブラジルリアルの先渡外国為替契約の買いを行う。
- ・円建 - 円ヘッジクラス：円建 - 円ヘッジクラスに帰属する純資産価額の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当する日本円の金額で、米ドルに対する日本円の先渡外国為替契約の買いを行う。
- ・米ドル建 - ブラジルリアルクラス：米ドル建 - ブラジルリアルクラスに帰属する純資産価額(未実現の為替差損益は除く。)の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当するブラジルリアルの金額で、米ドルに対するブラジルリアルの先渡外国為替契約の買いを行う。
- ・米ドル建 - 米ドルクラス：先渡外国為替契約は行わない。

先渡外国為替契約は、外貨を将来の日付に合意価格で売買する義務である。

未決済の先渡外国為替契約の評価額の変動は、資産負債計算書の先渡外国為替契約に係る未実現評価損益ならびに損益計算書の外貨建資産および負債に係る未実現評価損の純変動として計上される。当初契約と契約終了時の差額から生じる損益は、損益計算書の為替取引に係る実現純損益に含まれる。

リスクは、取引相手方が契約条件を満たすことができない可能性や、米ドルに対する外貨の評価額の予想しない動きから生じることがある。額面または契約金額は、米ドル建て特定の通貨契約においてファンドが有するエクスポージャーの合計を反映している。

2019年9月30日現在、ファンドの未決済の先渡外国為替契約は以下のとおりである。

先渡外国為替契約

	純資産比率 (%)	未実現評価益/(損) (米ドル)
複数の評価益契約	0.00*	1,037
複数の評価損契約	(0.70)	(193,286)
先渡外国為替契約合計	(0.70)	(192,249)

* 純資産の0.005%未満である。

ファンドは通常、特に、店頭取引の取引相手に対する信用リスクを軽減する目的で、店頭デリバティブ契約の取引相手と国際スワップ・デリバティブ協会のマスター・アグリーメント(以下「ISDAマスター・アグリーメント」という。)を締結している。ISDAマスター・アグリーメントには、一般的な債務、表明、担保ならびに債務不履行または終了事由に関する規定が含まれている。ISDAマスター・アグリーメントに基づき、ファンドは通常、債務不履行または終了事由が生じた場合に、店頭取引の取引相手との間で特定のデリバティブ金融商品の債務および/または債権を、保有する担保および/または差し入れた担保と相殺して、純額で一括清算(クローズアウト・ネットリング)することができる。店頭取引の取引相手による債務不履行が生じた場合、ファンドの純負債を上回る市場価値を有する不履行当事者が保有する担保の回収が遅れる、もしくは拒否される可能性がある。

ファンドのISDAマスター・アグリーメントには、ファンドの純資産が一定の水準以下に下落した場合(純資産に係る偶発特性)に店頭デリバティブ取引を早期終了する規定が含まれていることがある。これらの水準を割り込んだ場合、ファンドの店頭取引の取引相手は、かかる取引を終了し、ファンドに対して、その終了した取引に関連する清算額の支払いまたは受領を要求する権利を有する。期末日現在に保有する店頭デリバティブがある場合、追加の詳細については、下表の店頭取引の取引相手別のネットリング契約を参照のこと。

2019年9月30日に終了した年度において、デリバティブの種類別に分類したファンドのデリバティブ残高は以下のとおりである。

デリバティブの種類	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	資産負債計算書上の 勘定科目	公正価値 (米ドル)	資産負債計算書上の 勘定科目	公正価値 (米ドル)
外国為替契約	先渡外国為替契約に係る未実現評価益	1,037	先渡外国為替契約に係る未実現評価損	193,286
合計		1,037		193,286

デリバティブの種類	損益計算書上のデリバティブに係る利益(損失)の勘定科目	デリバティブに係る 実現利益(損失) (米ドル)	未実現評価益(損) における変動 (米ドル)
外国為替契約	為替取引に係る実現純利益(損失)、外貨建資産および負債の未実現評価損益の純変動	278,961	(426,381)
合計		278,961	(426,381)

財務報告目的上、ファンドは、ネットティング契約の対象であるデリバティブ資産とデリバティブ負債を資産負債計算書上で相殺していない。

期末日現在に保有するすべての店頭デリバティブは、ネットティング契約の対象であった。以下の表は、ISDAマスター・アグリーメント(以下「MA」という。)に基づいて相殺可能な金額を控除し、さらにファンドが受領した/差し入れた関連する担保を控除した、2019年9月30日現在のファンドの店頭取引の取引相手別のデリバティブ資産および負債を表示している。上場デリバティブと中央清算スワップは、ネットティング契約の対象ではなく、かかる取引は表から除外されている。

取引相手	MAの対象であるデリバティブ資産 (米ドル)	相殺可能なデリバティブ (米ドル)	純額 (米ドル)	受領した担保 (米ドル)*	デリバティブ資産純額 (米ドル)
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー	806	(806)	0	0	0
シティバンク、エヌ・エイ	231	(231)	0	0	0
合計	1,037	(1,037)	0	0	0

取引相手	MAの対象であるデリバティブ負債 (米ドル)	相殺可能なデリバティブ (米ドル)	純額 (米ドル)	差し入れた担保 (米ドル)*	デリバティブ負債純額 (米ドル)
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー	120,029	(806)	119,223	0	119,223
シティバンク、エヌ・エイ	73,257	(231)	73,026	0	73,026
合計	193,286	(1,037)	192,249	0	192,249

* 受領した/差し入れた実際の担保は、超過担保により報告額を上回ることがある。

6. 公正価値の測定

公正価値の測定に関する米国G A A Pに準拠して、公正価値は、ファンドが測定日における市場参加者間での秩序ある取引における資産の売却に伴って受け取る価格または負債を移転するために支払う価格と定義されている。米国G A A Pは、資産または負債の評価に対するインプットの透明性にに基づき、公正価値の測定および公正価値の測定に関する3つのレベルの階層に関する枠組みを確立している。インプットは観察可能または観察不能である場合があり、概して、市場参加者が資産または負債の価格設定に利用するであろう仮定を指す。

観察可能なインプットは、市場参加者がファンドから独立した情報源から入手した市場データに基づいて資産または負債の価格設定に利用する仮定を反映する。観察不能なインプットは、市場参加者が状況に照らして入手できる最善の情報に基づいて、資産または負債の価格設定に利用する仮定についてファンド独自の仮定を反映する。各投資は、評価全体に対する重要性を勘案したインプットの観察可能性に基づき、レベル分類されている。

3つの階層のインプットは以下に要約されている。

- ・レベル1 - 同一の投資に対する活発な市場での相場価格。
- ・レベル2 - その他の観察可能で重要なインプット(類似の投資に対する相場価格、金利、期限前償還率、信用リスク等を含む)。
- ・レベル3 - 観察不能で重要なインプット(投資の公正価値を決定する際のファンド独自の仮定を含む)。

ファンドは投資対象ファンドの公正価値を決定するために実務上の手段として純資産価額を利用する。管理会社/投資運用会社は、公正価値の反映がなされていないと考えられる場合、報告される純資産価額を調整する権利を有する。投資対象ファンドの投資評価の固有の不確実性により、見積りの価値は当該投資対象ファンド向けの市場が存在していたならば利用されたであろう価値とは大きく異なる可能性があり、またその差額は重要であるかもしれない。

下表は、2019年9月30日現在におけるファンドの投資評価額を公正価値の階層レベル別に要約したものである。

投資有価証券	レベル1	レベル2	レベル3	合計 (米ドル)
その他の金融商品*：				
資産				
先渡外国為替契約	0	1,037	0	1,037
負債				
先渡外国為替契約	0	(193,286)	0	(193,286)
合計	0	(192,249)	0	(192,249)
純資産価額による投資**				27,901,909
投資合計				27,709,660

* その他の金融商品は、先物、先渡およびスワップなどのデリバティブ商品であり、当該商品に係る未実現評価損益で評価されている。その他の金融商品には、市場価格で評価される、プレミアムの前払いを伴うスワップ、オプション、スワプションが含まれる場合がある。

** 2015年5月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート(ASU)第2015-07号「1株当たり純資産価値(またはそれに準ずるもの)を測定する特定の企業への投資に関する開示」をASC第820号の修正として公表した。このASUにおける修正は、ファンドが投資対象ファンドへの投資について測定しているように、1株当たり純資産価値(またはそれに準ずるもの)による実務上の簡便法を用いて投資の公正価値を測定することを選択する報告企業に適用される。このASUにおける修正は、1株当たり純資産価値による実務上の簡便法を用いて公正価値が測定されるすべての投資について、上記の公正価値の階層の中で区分する要件を廃止した。したがって、公正価値27,901,909米ドルの投資対象ファンドへの投資は、上記の公正価値の階層の中で区分されていない。

ファンドの投資対象ファンドへの投資は純資産の5%を超えており、ファンドは日次基準で投資対象ファンドから買戻すことができる。2019年9月30日現在、投資対象ファンドには買戻しについての制限はない。また、ファンドは投資対象ファンドへの投資を通じて、ファンドの純資産の5%を超えた1銘柄の短期投資を保有していた。投資対象ファンドの投資目的は、主に米ドル建ての新興国市場において発行される債券に投資することにより、値上がり益およびインカムゲインからなるトータル・リターンを最大化を追求することにある。

7. 財務ハイライト

財務ハイライトは、2019年9月30日に終了した年度におけるファンドの財務パフォーマンスを表している。

1口当たりの運用パフォーマンスおよび比率は、それぞれ2019年9月30日に終了した年度における平均受益証券総数および平均純資産に基づき計算される。

受益者のパフォーマンスは、受益証券取引のタイミングや各受益証券クラスの指定通貨に固有の通貨の運用に基づき変化する可能性がある。トータル・リターンは、期中における受益証券1口当たり純資産価格(分配金の再投資を含む)の変動に基づき計算される。投資リターン合計は、表示通貨の純資産価格に基づいている。

平均純資産に対する運用費用の比率には、投資対象ファンドのいかなる費用も含まれていない。

	豪ドル建 - 豪ドルクラス
	2019年9月30日に終了した年度
期首純資産価格(米ドル)	5.43

投資運用による収益		
投資純利益	0.21	
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純損失	(0.18)	
運用による純資産価格の純増加	0.03	
控除：分配金		
受益者への分配金	(0.34)	
期末純資産価格(米ドル)	5.12	
トータル・リターン		
表示通貨の純資産価格に基づく投資リターン合計	7.74%	*
割合/補足データ		
期末純資産(千米ドル)	2,649	
平均純資産に占める割合：		
費用	1.19%	
投資純利益	4.04%	

* 報告通貨に基づくトータル・リターンは0.52%である。

豪ドル建 - ブラジルリアルクラス

2019年9月30日に終了した年度

期首純資産価格(米ドル)	3.66	
投資運用による収益		
投資純利益	0.15	
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純利益	0.13	
運用による純資産価格の純増加	0.28	
控除：分配金		
受益者への分配金	(0.40)	
期末純資産価格(米ドル)	3.54	
トータル・リターン		
表示通貨の純資産価格に基づく投資リターン合計	15.30%	*
割合/補足データ		
期末純資産(千米ドル)	1,963	
平均純資産に占める割合：		
費用	1.18%	
投資純利益	4.04%	

* 報告通貨に基づくトータル・リターンは7.49%である。

円建 -
円ヘッジクラス

2019年9月30日に終了した年度

期首純資産価格（米ドル）	70.56
投資運用による収益	
投資純利益	2.46
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純利益	4.43
運用による純資産価格の純増加	6.89
控除：分配金	
受益者への分配金	(2.72)
期末純資産価格（米ドル）	74.73
トータル・リターン	
表示通貨の純資産価格に基づく投資リターン合計	4.64% *
割合 / 補足データ	
期末純資産（千米ドル）	5,742
平均純資産に占める割合：	
費用	1.88%
投資純利益	3.38%

* 報告通貨に基づくトータル・リターンは9.96%である。

米ドル建 -
ブラジルリアルクラス

2019年9月30日に終了した年度

期首純資産価格（米ドル）	3.12
投資運用による収益	
投資純利益	0.13
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純利益	0.12
運用による純資産価格の純増加	0.25
控除：分配金	
受益者への分配金	(0.24)
期末純資産価格（米ドル）	3.13
トータル・リターン	
純資産価格に基づく投資リターン合計	7.88%
割合 / 補足データ	
期末純資産（千米ドル）	11,935
平均純資産に占める割合：	
費用	1.18%
投資純利益	4.04%

	米ドル建 - 米ドルクラス
	2019年9月30日に終了した年度
期首純資産価格（米ドル）	9.36
投資運用による収益	
投資純利益	0.38
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純利益	0.40
運用による純資産価格の純増加	0.78
控除：分配金	
受益者への分配金	(0.48)
期末純資産価格（米ドル）	9.66
トータル・リターン	
純資産価格に基づく投資リターン合計	8.58%
割合 / 補足データ	
期末純資産（千米ドル）	5,362
平均純資産に占める割合：	
費用	1.19%
投資純利益	3.99%

8. ファンドの投資上のリスク

為替リスク

投資対象ファンドの裏付けとなる投資は、ファンドの表示通貨とは異なる1つの、または複数の通貨建てとなっていることがある。このことは、裏付けとなる投資の為替変動が、ファンドの受益証券の純資産価額に対し多大な影響を及ぼすことがあることを意味する。投資対象ファンドにおいて特定の通貨建てにより投資がなされることにより、当該通貨の価値が1つの、または複数の他の通貨に関連して変動するリスクを負う。通貨価値に影響を及ぼし得る要因には、貿易収支、短期金利水準、異なる通貨建ての類似する資産の相対的価値の相違、長期的な投資および投資元本の値上がりの機会ならびに政治的動向が含まれる。投資対象ファンドは、米ドル以外の通貨建て資産の比率については制限されない。

カントリー・リスク - 新興国市場

投資対象ファンドは、新興国市場の発行体が発行する証券に投資する。その結果、ポートフォリオは、先進国市場を所在地とする発行体の持分証券のみに投資するポートフォリオより、値動きが大きく、著しく流動性が低くなる可能性がある。新興国市場の発行体が発行する証券に対する投資には、先進国市場の発行体が発行する証券に投資することに通常伴うリスクに加え、以下の重大なリスクが伴う。() 取引高が少なくまたは取引が生じないことにより、先進国資本市場において同等の発行体が発行する証券に比べて、流動性が失われ、また値動きが大きくなること。() 国家政策の不確実性および社会・政治・経済情勢の不安定により、資産収用、没収的課税、高インフレ率または外交関係の悪化等の事態が生じる可能性が増大すること。() 為替レートが変動しうること、投資対象に適用される法制度が異なること、および為替管理、保管上の制約その他の法律・規制が存在しまたは今後課せられる可能性があること。() 国益に影響を及ぼすものとみなされる発行体または産業に対して課せられる投資上の制限等、投資対象ファンドの投資機会の制約につながる国家政策が実行されうること。() 民間・外国投資、および私有財産に係る法整備が欠如しているか、または未整備であること。

新興国市場の発行体への投資に関するその他のリスクには、証券の発行体に関して提供されている公開情報が少ないこと、決済実務が発展した市場におけるものとは異なるため、遅延が生じる可能性があること、または資産の損失・盗難から投資対象ファンドを完全には保護することができない可能性があること、会社または産業が国有化される可能性があること、収用または没収的課税の可能性のあること、および

外国税が賦課されることが含まれる。また新興国市場の証券への投資は、概して、為替換算費用、一部の新興国市場における高額な仲介手数料および外国保管者における証券の保管費用によって費用が増大することがある。新興国市場の発行体は、発展した市場の企業が依拠すべきものに相当する会計、監査および財務上の報告基準および要件に依拠しないことがある。新興国市場を有する国によっては、かかる報告基準が大幅に異なることがある。その結果として、一部の新興国市場において、従来より発展した市場で用いられる株価収益率等の投資上の測定値は、適用しないことがある。

金利リスク

ファンドの受益証券の価値は、その投資対象の価値とともに変動する。ファンドの確定利付証券に対する投資価値は、一般的な金利水準の変動に応じて変動する。金利低下時は確定利付証券の価値は一般的に上昇するが、金利の低下が景気後退の前兆とみなされる場合には、ファンドの保有する証券の価値は金利の低下とともに下落することがある。逆に、金利上昇時は確定利付証券の価値は一般的に下落する。満期およびデュレーションが長い確定利付証券は、満期およびデュレーションが短い証券に比べて金利の変動の影響を大きく受ける。

デリバティブ・リスク

ファンドはデリバティブを活用することができる。デリバティブは、その価値が裏付けとなる資産、基準金利または指数の値により決まる、またはそこから生じる金融契約である。管理会社/投資運用会社は、場合によっては、他のリスクを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用することがある。ただし、概して、ファンドまたは投資対象ファンドは、収益を得ること、通貨エクスポージャーをヘッジすること、利回りを向上させることおよびポートフォリオの分散を図ることを目的として、直接投資としてデリバティブを活用することがある。取引相手方の信用リスク等のその他のリスクに加え、デリバティブは、価格設定や評価が困難であるリスクおよびデリバティブの価値の変動が関連する裏付けとなる資産、レートまたは指数と完全に連動しない可能性があるリスクを伴う。

クラス間債務に係るリスク

ファンドは、特定の受益証券クラスについて、ファンドの基準通貨に対して関連する表示通貨へのエクスポージャーを軽減するために、先渡為替予約等の通貨デリバティブ取引を行うことができる。ファンドは、通常、先渡為替予約が締結される特定の受益証券クラスに償還請求を限定することに同意した取引相手との間でのみ先渡為替予約を締結するが、ファンド内の様々な受益証券クラス間において負債が法的には分離されないことから、特定の受益証券クラスについての特定の指定通貨に関する通貨デリバティブ取引は、一定の状況下において、ファンドのその他の受益証券クラスの純資産価額に影響を及ぼし得る債務を発生させるというリスクが存在する。かかる場合には、ファンドのその他の受益証券クラスの資産は、当該受益証券クラスが被る債務を補填するために利用されることがある。

市場リスク

市場リスクは、金利および為替レートの動きだけでなく投資ポジションの価格の変動などの市場の変化により、投資ポジションの価値が変化する可能性である。市場リスクは、裏付けとなる金融商品が取引される市場の変動性および流動性により直接影響を受ける。投資対象ファンドは、エクスポージャーの分散、持ち高における制限の設定、関連する証券またはデリバティブ金融商品のヘッジなどを通じて、様々な方法で市場リスクを管理するよう努めている。市場リスクの管理能力は、投資ポジションおよびかかる投資ポジションをヘッジするために利用された商品との間の流動性、関連価格、変動性および相関関係の変化により制約される可能性がある。

信用リスク

信用リスクは、取引相手方が契約義務を履行できなくなる、または担保価値が適切でなくなるリスクである。ファンドおよび投資対象ファンドは、取引相手方の信用エクスポージャーや信用価値をモニタリングすることにより、信用リスクを最小限に抑えるよう努めている。

オフバランスシート・リスク

ファンドおよび投資対象ファンドは、オフバランスシート・リスクを示す可能性のある投資取引の契約を締結することができる。オフバランスシート・リスクは、特定の投資に係る最大の潜在的損失が、資産負債計算書に反映されたかかる投資の評価より大きい場合に存在する。オフバランスシート・リスクは、一般的にデリバティブ金融商品の活用から発生する。

9. 最近公表された会計基準

2017年3月、財務会計基準審議会は会計基準アップデートA S U 2017-08号「債権 - 返金不要な手数料およびその他のコスト(サブトピック310-20)、購入した償還可能負債性証券のプレミアム部分の償却」を公表し、特定のプレミアムの付いた価額で計上されている購入した償還可能負債証券についての償却期間を変更して、償却期間を最も早い償還可能日までの期間に短縮した。A S U 2017-08号は、ディスカウント付価額で計上されている負債証券の会計処理の変更は要求しておらず、ディスカウントは引き続き、満期までの期間にわたって償却される。A S U 2017-08号は、2019年12月15日より後に開始される事業年度およびその期中会計期間より発効する。現時点では、マネジメントはこれらの変更が財務書類に与える影響を検討している。

2018年8月、財務会計基準審議会は会計基準アップデートA S U 2018-13号「公正価値測定(トピック820) 開示フレームワーク - 公正価値測定に関する開示規定の改訂」を公表し、トピック820の開示の一部を廃止および修正した。このA S U 2018-13(以下「A S U」という。)における修正は、現行米国G A A Pの下で経常的または非経常的な公正価値測定について開示が義務付けられているすべての事業体に適用される。このA S Uにおける修正は、すべての事業体について、2019年12月15日より後に開始される事業年度およびその期中会計期間より発効する。マネジメントはこの修正の影響を検討し、このA S Uの早期適用を選択した。このA S Uの適用は、ファンドの財務書類の開示および表示に重大な影響を与えなかった。

10. 後発事象

マネジメントは、財務書類の発行準備が整った日である2020年1月6日までのファンドの財務書類における後発事象の存在の可能性を評価した。

2019年10月1日から2020年1月6日までの間、ファンドは受益証券発行に関して107,286米ドルを受領し、受益証券買戻に関して1,112,175米ドルを支払い、総額407,069米ドルの分配金を支払った。

[次へ](#)

STATEMENT OF ASSETS & LIABILITIES

September 30, 2019

Assets

Investments in AB Cayman Master Trust-Emerging Markets Bond Portfolio ("Master Fund") (cost \$26,465,315)	\$	27,901,909
Receivable for closed forward foreign currency contracts for share class hedging		75,247
Receivable for investment securities sold		72,687
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts		1,037
Other assets		19
Total assets		<u>28,050,899</u>

Liabilities

Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts		193,286
Payable for units redeemed		72,894
Professional fees payable		54,780
Distribution fee payable		45,587
Distribution servicing agent fee payable		4,251
Investment management fee payable		4,103
Due to Custodian		2,673
Agent Company fee payable		1,080
Management fee payable		216
Payable for foreign currency transactions		17
Accrued expenses and other liabilities		22,139
Total liabilities		<u>401,026</u>
Net Assets	\$	<u>27,649,873</u>

Class	Net Assets	Units Outstanding	Net Asset Value	Net Asset Value In Offered Currency
AU/AU	\$ 2,648,721	517,380	\$ 5.12	AUD 7.59
AU/BR	\$ 1,962,627	553,780	\$ 3.54	AUD 5.25
JPY-H	\$ 5,741,617	76,831	\$ 74.73	JPY 8,080
US/BR	\$ 11,934,715	3,814,250	\$ 3.13	\$ 3.13
US/US	\$ 5,362,193	555,270	\$ 9.66	\$ 9.66

See notes to financial statements

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

STATEMENT OF OPERATIONS
Year Ended September 30, 2019

Investment Income		
Dividend income distributions from Master Fund	\$ 1,628,246	\$ 1,628,246
Expenses		
Investment management fee	59,236	
Management fee	3,118	
Distribution fee	157,067	
Distribution servicing agent fee	54,735	
Professional fees	40,567	
Administrative fee	27,500	
Transfer agency fee	26,736	
Agent Company fee	15,589	
Printing fee	9,124	
Trustee fee	5,857	
Registration fee	2,342	
Custodian fee	6	
Miscellaneous fee	7,947	
Total expenses		409,824
Net investment income		1,218,422
Realized and Unrealized Gain (Loss) on Investment and Foreign Currency Transactions		
Net realized gain (loss) on:		
Investment in Master Fund		213,257
Foreign currency transactions		278,537
Net change in unrealized appreciation/depreciation on:		
Investments in Master Fund		1,119,220
Foreign currency denominated assets and liabilities		(426,363)
Net gain on investment in Master Fund and foreign currency transactions		1,184,651
Net Increase in Net Assets from Operations	\$	2,403,073

See notes to financial statements

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS

	Year ended September 30, 2019
Increase in Net Assets from Operations	
Net investment income	\$ 1,218,422
Net realized gain on investment in Master Fund and foreign currency transactions	491,794
Net change in unrealized appreciation/depreciation on investment in Master Fund and foreign currency denominated assets and liabilities	692,857
Net increase in net assets from operations	2,403,073
Distributions to Unitholders	
Class AU/AU	(233,856)
Class AU/BR	(241,685)
Class JPY-H	(216,003)
Class US/BR	(958,922)
Class US/US	(327,271)
Total Distributions to Unitholders	(1,977,737)
Unit Transactions	
Subscriptions	347,555
Redemptions	(6,184,104)
Total Unit Transactions	(5,836,549)
Total decrease	(5,411,213)
Net Assets	
Beginning of year	33,061,086
End of year	\$ 27,649,873

See notes to financial statements

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

September 30, 2019

1. Organization

AB Cayman Trust (the "Trust") is an open-ended exempted umbrella unit trust established on November 1, 2010 and amended with a supplemental trust deed filed on August 9, 2011 under the Trust laws (2018 Revision) of the Cayman Islands and commenced operations on January 31, 2011. The Trust operates as a series trust currently comprised of two portfolios: Emerging Bond Fund (Non JPY Currency) and Global High Income Equity Fund (Non JPY Currency). This report relates only to Emerging Bond Fund (Non JPY Currency) (the "Sub-Fund"). The registered office of the Sub-Fund is c/o Intertrust Trustees (Cayman) Limited (the "Trustee") 190 Elgin Avenue Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands.

The Sub-Fund is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law, as amended, modified, re-enacted or replaced of the Cayman Islands and accordingly is regulated by the Cayman Islands Monetary Authority.

Currently the Sub-Fund has available for issue five classes of Units (Note 3), Class AU/AU Units designated to Australian Dollar (AUD), Class AU/BR Units designated to Brazilian Real (BRL), Class US/BR Units designated to BRL, Class US/US Units designated to United States (U.S.) Dollars (\$), and Class JPY-H Units designated to Japanese Yen (JPY). Each currency in which the Units are offered is known as the offered currency ("Offered Currency"). The Offered Currency for Class AU/AU and AU/BR is AUD. The Offered Currency for Class JPY-H is JPY. The Offered Currency for Class US/BR and US/US is U.S. \$.

AllianceBernstein L.P. serves as Manager/Investment manager (the "Manager/Investment Manager").

The Sub-Fund invests substantially all of its assets in AB Cayman Master Trust-Emerging Markets Bond Portfolio (the "Master Fund"), a fund affiliated with the Investment Manager. The Sub-Fund invests in the Master Fund through the Class US Units of the Master Fund. The Sub-Fund's investment objective (through its investment in the Master Fund), is to seek to maximize total return from price appreciation and income by primarily investing in U.S. \$ denominated emerging market debt issues in different currencies. There can be no assurance that the Sub-Fund will achieve its investment objective or generate investment returns.

The Sub-Fund will terminate on January 31, 2022, unless the Manager/Investment Manager determines in consultation with the Trustee that it is in the best interest of Unitholders to terminate the Sub-Fund prior to such date.

2. Summary of Significant Accounting Policies

Basis of Preparation

These financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP") and are expressed in U.S. \$. The Sub-Fund is an investment company under U.S. GAAP and follows the accounting and reporting guidance applicable to investment companies.

Valuation of Investment

The Sub-Fund records its investment in the Master Fund at fair value based on the net asset value per share of Class US. At September 30, 2019, the Sub-Fund owned all of the issued Units outstanding of Class US of the Master Fund.

Forward Foreign Currency Contracts

Forward foreign currency contracts are valued at the difference between the forward foreign exchange rates at the dates of entry into the contracts and the forward rates at the reporting date.

Cash and Cash Equivalents

The Sub-Fund considers all highly liquid investments, with original maturities of less than ninety days, as cash equivalents.

Foreign Currency

Investment securities and other assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into U.S. \$ amounts at the date of valuation. Purchases and sales of investment securities and income and expense items denominated in foreign currencies are translated into U.S. \$ amounts on the respective dates of such transactions.

The Sub-Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realized gain (loss) and net change in unrealized appreciation/depreciation on investments in the statement of operations.

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

Reported net realized gains or losses on foreign currencies arise from sales of foreign currencies, currency gains or losses realized between the trade and settlement dates on securities transactions, and the difference between the amounts of dividends and interest recorded on the Sub-Fund's books and the U.S. \$ equivalent of the amounts actually received or paid. Reported net unrealized foreign exchange gains and losses arise from changes in the fair values of assets and liabilities, other than investments in securities, and securities sold, not yet purchased at year-end, resulting from changes in exchange rates.

Revenue Recognition

Securities transactions are recorded on a trade-date basis. Dividend income and expense are recognized on the ex-dividend date and interest income and expense are recognized on an accrual basis. Realized gains and losses on investment transactions are determined by the first in, first out method. Discounts which are expected to be realized and premiums on investments are amortized over the remaining life of the respective investments using the effective interest method. The income and expense reflected in the statement of operations do not include those income and expense amounts earned or incurred by the Master Fund. Such amounts, to the extent they have not been distributed by the Master Fund, are included in the value of the Sub-Fund's investment in the Master Fund.

Allocation of Income and Expenses

The Sub-Fund allocates income and expenses (excluding Distribution Fees and Distribution Servicing Agent Fees) to each class and series pro rata based on the net asset value per share of the applicable class or series at the beginning of the calculation period. Distribution Fees and Distribution Servicing Agent Fees are calculated and charged to each series as described in Note 4. Profit and loss recognized through share class hedging specific to the designated currency of each class as described in Note 5 is allocated to each class.

Income Taxes

In accordance with U.S. GAAP requirements regarding accounting for uncertainties in income taxes, management has analyzed the Sub-Fund's tax positions taken for the open tax period and has concluded that no provision for income tax is required in the Sub-Fund's financial statements.

The Sub-Fund is not subject to tax under current Cayman Islands tax laws but the Sub-Fund may be subject to taxes imposed by countries in which it invests. Such taxes are generally based on income and/or capital gains earned or repatriated. Taxes are accrued and applied to net investment income, net realized gains and net unrealized gain (loss) as such income and/or gains are earned.

Use of Estimates

The preparation of financial statements in conformity with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and the disclosure of contingent assets and liabilities, if any, at the date of the financial statements, and the reported amounts of revenues and expenses recorded during the reporting year. Actual results could differ from those estimates and such differences could be material.

Indemnification and Warranties

In the ordinary course of its business, the Sub-Fund has entered into contracts or agreements that contain indemnifications or warranties. Future events could occur that lead to the execution of these provisions against the Sub-Fund. The maximum exposure to the Sub-Fund under these provisions is unknown as this would involve future claims that have not yet occurred.

3. Unit Transactions

Description of Units

The number of Units authorized to be issued is unlimited and shall be without par value. Each Unit represents an undivided beneficial interest in the Sub-Fund with the result that the amount payable to a Unitholder upon termination of the Sub-Fund will equal its share of the net asset value attributable to the relevant Class of Units divided by all Units of the Class then outstanding. All Units of a Class convey, upon issue, the same rights as to repurchase and distributions. Each of the Units has equal rights and privileges with each other Unit, including the right to one vote per Unit.

The Sub-Fund currently offers, and in the future may offer, without consent of the Unitholders, various Classes of Units with differing fee structures and subscription requirements to meet the needs of certain classes of investors or to conform to market practice or requirements in certain jurisdictions.

The Manager/Investment Manager may, at any time at its discretion, temporarily discontinue, cease indefinitely or limit the issue of Units to investors resident or established in certain countries or territories. The Manager/Investment Manager may also prohibit certain investors from acquiring Units if necessary for the protection of the Unitholders as a whole and each Sub-Fund.

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

Initial Subscription of Units

Units were initially offered at AUD 10 per Class AU/AU Unit and Class AU/BR Unit, U.S. \$10 per Class US/BR Unit and Class US/US Unit, and JPY 10,000 per class JPY-H Unit. The minimum initial investment is 100 units and the minimum subsequent investment is 10 units for Class AU/AU, Class AU/BR, Class US/BR, and Class US/US. The minimum initial investment is 1 unit and the minimum subsequent investment is 1 unit for Class JPY-H.

Subsequent Subscriptions of Units

Units will be available for purchase in the Offered Currencies at their respective net asset values per Unit (plus any applicable sales charge) on any Dealing Day. Dealing Day is each business day (each bank business day in New York and each bank business day in Japan and/or any other day which the Manager/Investment Manager (or an entity designated by the Manager/Investment Manager) determines, "Business Day").

Repurchase of Units

Unitholders may redeem their Units on any Dealing Day by transmitting an irrevocable repurchase order by facsimile or mail to the administrator of the Sub-Fund.

With respect to units of Class JPY-H, the proceeds of repurchased Units within a certain number of years of the date such Units were issued, may be assessed a contingent deferred sales charge (a "CDSC"). The CDSC will be calculated in JPY based on the current net asset value of the Units being repurchased. No CDSC will be assessed on Units derived from reinvestment of dividends or capital gains distributions. In determining whether a CDSC is applicable to the proceeds of a repurchase, the calculation may be determined in the manner that results in the lowest possible rate being charged, while taking into account that a request by an investor to repurchase Class JPY-H Units will be deemed to have been given for the Units which have been held for the longest period by such investor. The CDSC is paid to AllianceBernstein Holdings (Cayman) Ltd. (the "Distribution Servicing Agent") by the investor from their redemption proceeds. For the year ended September 30, 2019, no CDSC fees were paid by Class JPY-H.

The Manager/Investment Manager will endeavor to ensure, for any Dealing Day, that an appropriate level of liquidity is maintained in respect of each class so that repurchase of Units may, under normal circumstances, be made promptly on such date to Unitholders requesting repurchase. However, the Manager/Investment Manager may limit the repurchase of Units in the event the relevant Sub-Fund receives, as of any Dealing Day, requests to redeem more than 10% of the Units of the Sub-Fund outstanding as of such date, in which case Units of the Sub-Fund may be redeemed on a pro rata basis. Any part of a repurchase request to which effect is not given by reason of the exercise of this power by or on behalf of the Manager/Investment Manager will be treated as if a request has been made in respect of the next Dealing Day and all following Dealing Days (in relation to which the Manager/Investment Manager has the same power) until the original request has been satisfied in full. In addition, under certain circumstances, the Trustee, in consultation with the Manager/Investment Manager, may suspend the right of Unitholders to redeem Units.

Distributions

The Manager/Investment Manager intends to declare a monthly distribution to Unitholders as of the 15th of each month (the "Record Date"). The Manager/Investment Manager intends to declare and pay monthly distributions equal to all or substantially all of the Sub-Fund's 1) net investment income attributable to each Class of Units and 2) portion of return for a particular Unit Class attributable to currency management.

The Manager/Investment Manager also may determine if and to what extent distributions paid include realized and unrealized gains and/or are paid out of available capital, attributable to the relevant Class of Units.

Unit transactions for the year ended September 30, 2019 were as follows:

	Units		Amount	
	Year Ended September 30, 2019	Year Ended September 30, 2019	Year Ended September 30, 2019	Year Ended September 30, 2019
Class AU/AU				
Units sold	43,310		\$	230,066
Units redeemed	(259,010)			(1,404,812)
Net decrease	(215,700)		\$	(1,174,746)
Class AU/BR				
Units redeemed	(66,170)		\$	(246,586)
Net decrease	(66,170)		\$	(246,586)
Class JPY-H				
Units redeemed	(4,510)		\$	(333,961)
Net decrease	(4,510)		\$	(333,961)

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

	Units		Amount	
	Year Ended		Year Ended	
	September 30, 2019	September 30, 2019	September 30, 2019	September 30, 2019
Class US/BR				
Units sold	600		\$	1,986
Units redeemed	(476,830)			(1,567,553)
Net decrease	(476,230)		\$	(1,565,567)
Class US/US				
Units sold	12,920		\$	115,503
Units redeemed	(277,790)			(2,631,192)
Net decrease	(264,870)		\$	(2,515,689)
Total amount of Unit transactions:			\$	(5,836,549)

The Manager/Investment Manager has appointed Mizuho Securities Co., Ltd. as distributor (in this capacity, the "Distributor") in Japan for Class US/US, Class US/BR, Class AU/AU, and Class AU/BR. The Manager/Investment Manager has appointed Gogin Securities Co., Ltd. as distributor for Class AU/AU. The Manager/Investment Manager has appointed Tokai Tokyo Securities, Ltd. as distributor (in this capacity, the "JPY-H Distributor") for Class JPY-H. As of September 30, 2019, there was one investor that individually owned 96.5% of the Sub-Fund's net assets. Transactions by the Distributor, JPY-H Distributor, the Distribution Servicing Agent and/or investors holding a significant ownership percentage at the Sub-Fund can impact other investors.

4. Fees and Expenses

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

Trustee Fees

The Trustee shall be entitled to receive a fee of U.S. \$10,000 per annum payable out of the proceeds of subscription for the Units of the Sub-Fund. The Trustee shall also be entitled to receive out of the assets of the Sub-Fund, a fee for extraordinary Trustee services and any direct out-of-pocket expenses incurred by the Trustee on behalf of the Sub-Fund.

For the year ended September 30, 2019, the Sub-Fund incurred U.S. \$5,857 of Trustee Fees expense, none of which was payable at September 30, 2019.

Manager/Investment Manager Fee

The Manager/Investment Manager is entitled to be paid out of the assets of the Sub-Fund for its services as Manager ("Management Fee") of the Sub-Fund a fee equal 0.01% per annum of the average of the net asset value of the Sub-Fund as of each Business Day in each month.

The Manager/Investment Manager is entitled to be paid out of the assets of the Sub-Fund for its services as Investment Manager ("Investment Management Fee") of the Sub-Fund a fee of 0.19% per annum of the average of the net asset value of the Sub-Fund as of each Business Day in each month.

The Manager/Investment Manager shall also be entitled to be reimbursed out of the assets of the Sub-Fund for any out-of-pocket expenses and disbursements incurred by the Manager/Investment Manager on behalf of the Sub-Fund.

For the year ended September 30, 2019, the Sub-Fund incurred U.S. \$59,236 and U.S. \$3,118 of Investment Management Fee and Management Fee expense, respectively, of which U.S. \$4,103 and U.S. \$216 were payable at September 30, 2019 and are included within investment management fee payable and management fee payable in the statement of assets and liabilities, respectively. Additionally, the Sub-Fund incurred Investment Management Fees of U.S. \$235,000 through its investment in the Master Fund.

Administrator and Transfer Agent Fees

The Trustee entered into an administration agreement with Brown Brothers Harriman & Co. to act as administrator and transfer agent of the Sub-Fund (the "Administrator and Transfer Agent"). For its fund accounting administration services in respect of the Sub-Fund, the Administrator and Transfer Agent is entitled to be paid out of the assets of the Sub-Fund, a fee payable in U.S. \$ monthly in arrears within 30 calendar days of the end of the relevant month. The fee for the fund accounting administration services is U.S. \$15,000 per annum and other transactional charges. The fee for transfer agency services is U.S. \$10,000 per annum plus U.S. \$1,000 per Unit class and any other transactional charges. For the year ended September 30, 2019, the Sub-Fund incurred U.S. \$27,500 of administrative fees and U.S. \$26,736 of transfer agency fees, of which U.S. \$9,167 and U.S. \$9,167, respectively, were payable at September 30, 2019 and are included within accrued expenses and other liabilities in the statement of assets and liabilities.

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

Additionally, the Sub-Fund incurred administration and transfer agency fees of U.S. \$68,744 and U.S. \$17,506, respectively, through its investment in the Master Fund.

Agent Company Fee

The Manager/Investment Manager has appointed AllianceBernstein Japan Ltd. as the Agent Company in Japan. The Agent Company is entitled to be paid out of the assets of the Sub-Fund for its services as Agent Company ("Agent Company Fee") of the Sub-Fund a fee of 0.05% per annum of the average of the net asset value of the Sub-Fund as of each Business Day in each month.

For the year ended September 30, 2019, the Sub-Fund incurred U.S. \$15,589 of Agent Company Fees, of which U.S. \$1,080 was payable at September 30, 2019 and is included within agent company fee payable in the statement of assets and liabilities.

Distributor Fee

The Distributor is entitled to be paid out of the assets of the Sub-Fund for its services as Distributor ("Distribution Fee") of the Sub-Fund a fee of 0.55% per annum of the average of the net asset value of Class AU/AU, Class AU/BR, Class US/BR and Class US/US, and 0.30% per annum of the average of the net asset value of Class JPY-H as of each Business Day in each month. Other Distributors may be appointed in the future.

For the year ended September 30, 2019, the Sub-Fund incurred U.S. \$157,067 of Distribution Fees, of which U.S. \$45,587 was payable at September 30, 2019 and is included within distribution fee payable in the statement of assets and liabilities.

Distribution Servicing Agent Fee

The Distribution Servicing Agent is entitled to be paid out of the assets of the Sub-Fund for its services as Distribution Servicing Agent ("Distribution Servicing Agent Fee") of the Sub-Fund a fee of 0.95% per annum of the average of the net asset value of Class JPY-H as of each Business Day in each month.

For the year ended September 30, 2019, the Sub-Fund incurred U.S. \$54,735 of Distribution Servicing Agent Fees, of which U.S. \$4,251 was payable at September 30, 2019 and is included within distribution servicing agent fee payable in the statement of assets and liabilities.

5. Derivative Financial Instruments

The Sub-Fund uses derivatives to earn income and enhance returns, to hedge or adjust the risk profile of its portfolio and its Unit Classes, to replace more traditional direct investments, or to obtain exposure to otherwise inaccessible markets.

The Sub-Fund enters into derivatives which may represent off-balance sheet risk. Off-balance sheet risk exists when the maximum potential loss on a particular investment is greater than the value of such investment as reflected in the statement of assets and liabilities.

Certain derivative agreements allow counterparties to over-the-counter derivatives to require collateral or terminate derivative contracts prior to maturity in the event the Sub-Fund's net assets decline by a stated percentage or the Sub-Fund fails to meet other credit-risk contingent terms in the agreement, which would cause an accelerated payment of any net liability owed to the counterparty.

The principal types of derivatives utilized by the Sub-Fund as well as the methods in which they may be used are:

Forward Foreign Currency Contracts

During the year ended September 30, 2019, the Sub-Fund entered into forward foreign currency contracts to hedge exposure to the designated currency of each respective Unit Class versus the U.S. \$ as detailed below:

- Class AU/AU: Buying AUD forward foreign currency contracts against the U.S. \$, in the AUD amount equal to the extent possible to approximately 100% of the U.S. \$ exposure of the net asset value (excluding unrealized currency gain or loss) attributable to Class AU/AU.
- Class AU/BR: Buying BRL forward foreign currency contracts against the U.S. \$, in the BRL amount equal to the extent possible to approximately 100% of the U.S. \$ exposure of the net asset value (excluding unrealized currency gain or loss) attributable to Class AU/BR.
- Class JPY-H: Buying JPY forward foreign currency contracts against the U.S. \$, in the JPY amount equal to the extent possible to approximately 100% of the U.S. \$ exposure of the net asset value attributable to Class JPY-H.

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

- Class US/BR: Buying BRL forward foreign currency contracts against the U.S. \$, in the BRL amount equal to the extent possible to approximately 100% of the U.S. \$ exposure of the net asset value (excluding unrealized currency gain or loss) attributable to Class US/BR.
- Class US/US: No forward foreign currency contracts.

A forward foreign currency contract is a commitment to purchase or sell a foreign currency at a future date at a negotiated forward rate.

Fluctuations in the value of open forward foreign currency contracts are recorded as unrealized appreciation or depreciation of forward foreign currency contracts in the statement of assets and liabilities and as net change in unrealized depreciation of foreign currency denominated assets and liabilities in the statement of operations. The gain or loss arising from the difference between the original contract and the closing of such contract would be included in net realized gain or loss on foreign currency transactions in the statement of operations.

Risks may arise from the potential inability of a counterparty to meet the terms of a contract and from unanticipated movements in the value of a foreign currency relative to the U.S. \$. The face or contract amount, in U.S. \$, reflects the total exposure the Sub-Fund has in that particular currency contract.

At September 30, 2019, the Sub-Fund had the following open forward foreign currency contracts:

Forward Foreign Currency Contracts

	% of Net Assets		Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
Various Appreciated Contracts	0.00*	%	\$ 1,037
Various Depreciated Contracts	(0.70)	%	\$ (193,286)
Total Forward Foreign Currency Contracts	(0.70)	%	\$ (192,249)

* Amount represents less than 0.005 % of net assets.

The Sub-Fund typically enters into International Swaps and Derivatives Association, Inc. Master Agreements ("ISDA Master Agreement") with its OTC derivative contract counterparties in order to, among other things, reduce its credit risk to OTC counterparties. ISDA Master Agreements include provisions for general obligations, representations, collateral and events of default or termination. Under an ISDA Master Agreement, the Sub-Fund typically may offset with the OTC counterparty certain derivative financial instrument's payables and/or receivables with collateral held and/or posted and create one single net payment (close-out netting) in the event of default or termination. In the event of a default by an OTC counterparty, the return of collateral with market value in excess of the Sub-Fund's net liability, held by the defaulting party, may be delayed or denied.

The Sub-Fund's ISDA Master Agreements may contain provisions for early termination of OTC derivative transactions in the event the net assets of the Sub-Fund decline below specific levels ("net asset contingent features"). If these levels are triggered, the Sub-Fund's OTC counterparty has the right to terminate such transaction and require the Sub-Fund to pay or receive a settlement amount in connection with the terminated transaction. If OTC derivatives were held at period end, please refer to netting arrangements by the OTC counterparty table below for additional details.

During the year ended September 30, 2019, the Sub-Fund had the following derivatives grouped by derivative type:

Derivative Type	Asset Derivatives		Liability Derivatives	
	Statement of Assets and Liabilities Location	Fair Value	Statement of Assets and Liabilities Location	Fair Value
Foreign exchange contracts	Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	\$ 1,037	Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts	\$ 193,286
Total		\$ 1,037		\$ 193,286

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

Derivative Type	Location of Gain or (Loss) on Derivatives Within Statement of Operations	Realized Gain or (Loss) on Derivatives	Change in Unrealized Appreciation or (Depreciation)
Foreign exchange contracts	Net realized gain (loss) on foreign currency transactions; Net change in unrealized appreciation/depreciation on foreign currency denominated assets and liabilities	\$ 278,961	\$ (426,381)
Total		\$ 278,961	\$ (426,381)

For financial reporting purposes, the Sub-Fund does not offset derivative assets and derivative liabilities that are subject to netting arrangements in the statement of assets and liabilities.

All OTC derivatives held at year end were subject to netting arrangements. The following table presents the Sub-Fund's derivative assets and liabilities by OTC counterparty net of amounts available for offset under ISDA Master Agreements ("MA") and net of the related collateral received/pledged by the Sub-Fund as of September 30, 2019. Exchange-traded derivatives and centrally cleared swaps are not subject to netting arrangements and as such are excluded from the table.

Counterparty	Derivative Assets Subject to a MA	Derivatives Available for Offset	Net Amounts	Collateral Received*	Net Amount of Derivative Assets
Brown Brothers Harriman & Co.	\$ 806	\$ (806)	\$ -0-	\$ -0-	\$ -0-
Citibank, NA	231	(231)	-0-	-0-	-0-
Total	\$ 1,037	\$ (1,037)	\$ -0-	\$ -0-	\$ -0-

Counterparty	Derivative Liabilities Subject to a MA	Derivatives Available for Offset	Net Amounts	Collateral Pledged*	Net Amount of Derivative Liabilities
Brown Brothers Harriman & Co.	\$ 120,029	\$ (806)	\$ 119,223	\$ -0-	\$ 119,223
Citibank, NA	73,257	(231)	73,026	-0-	73,026
Total	\$ 193,286	\$ (1,037)	\$ 192,249	\$ -0-	\$ 192,249

* The actual collateral received/pledged may be more than the amount reported due to overcollateralization.

6. Fair Value Measurements

In accordance with U.S. GAAP regarding fair value measurements, fair value is defined as the price that the Sub-Fund would receive to sell an asset or pay to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. U.S. GAAP establishes a framework for measuring fair value, and a three-level hierarchy for fair value measurements based upon the transparency of inputs to the valuation of an asset or liability. Inputs may be observable or unobservable and refer broadly to the assumptions that market participants would use in pricing the asset or liability.

Observable inputs reflect the assumptions market participants would use in pricing the asset or liability based on market data obtained from sources independent of the Sub-Fund. Unobservable inputs reflect the Sub-Fund's own assumptions about the assumptions that market participants would use in pricing the asset or liability based on the best information available in the circumstances. Each investment is assigned a level based upon the observability of the inputs which are significant to the overall valuation.

The three-tier hierarchy of inputs is summarized below:

- Level 1 – quoted prices in active markets for identical investments
- Level 2 – other significant observable inputs (including quoted prices for similar investments, interest rates, prepayment speeds, credit risk, etc.)
- Level 3 – significant unobservable inputs (including the Sub-Fund's own assumptions in determining the fair value of investments)

The Sub-Fund uses the net asset value as a practical expedient to determine the fair value of the Master Fund. The Manager/Investment Manager reserves the right to adjust the reported net asset value if it is deemed to be not reflective of fair value. Because of the inherent uncertainty of valuation of investments in the Master Fund their estimated values may differ significantly from the values that would have been used had a ready market for the Master Fund existed, and the difference could be material.

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

The following table summarizes the valuation of the Sub-Fund's investments following the fair value hierarchy levels as of September 30, 2019:

Investments in Securities	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Other Financial Instruments*:				
Assets				
Forward Foreign Currency Contracts	\$ -0-	\$ 1,037	\$ -0-	\$ 1,037
Liabilities				
Forward Foreign Currency Contracts	-0-	(193,286)	-0-	(193,286)
Total	\$ -0-	\$ (192,249)	\$ -0-	\$ (192,249)
Investments at NAV**				27,901,909
Total Investments				\$ 27,709,660

* Other financial instruments are derivative instruments, such as futures, forwards and swaps, which are valued at the unrealized appreciation/depreciation on the instrument. Other financial instruments may also include swaps with upfront premiums, options written and swaptions written which are valued at market value.

** In May 2015, the Financial Accounting Standards Board issued Accounting Standards Update (ASU) 2015-07, Disclosures for Investments in Certain Entities That Calculate Net Asset Value per Share (or its equivalent), as an amendment to ASC 820. The amendments in this ASU apply to reporting entities that elect to measure the fair value of an investment using the net asset value per share (or its equivalent) practical expedient, as the Sub-Fund does for its investment in the Master Fund. The amendments in this ASU remove the requirement to categorize within the fair value hierarchy, as described above, all investments for which fair value is measured using the net asset value per share practical expedient. Accordingly, the investment in the Master Fund with a fair value of \$27,901,909 has not been categorized in the fair value hierarchy above.

The Sub-Fund's investment in the Master Fund exceeds 5% of net assets and the Sub-Fund is able to redeem from the Master Fund on a daily basis. As of September 30, 2019, the Master Fund has no redemption restrictions. In addition, the Sub-Fund through its investment in the Master Fund held one short-term investment that exceeded 5% of the Sub-Fund's net assets. The Master Fund's investment objective is to seek to maximize total return from price appreciation and income by primarily investing in U.S. \$ denominated emerging market debt issues.

7. Financial Highlights

The financial highlights represent the Sub-Fund's financial performance for the year ended September 30, 2019.

The per share operating performance and ratios are computed based upon the average units outstanding and average net assets, respectively, for the year ended September 30, 2019.

Unitholder's performance may vary based on timing of Unit transactions and currency management specific to the designated currency of each respective Unit Class. Total return is computed based on the change in the net asset value per unit during the year, including reinvestments of distributions. Total investment return is based on net asset value of offered currency.

Ratio of operating expenses to average net assets does not include any expense of the Master Fund.

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

	Class AU/AU
	Year Ended
	September 30,
	2019
Net asset value, beginning of year	\$5.43
Income From Investment Operations	
Net investment income	0.21
Net realized and unrealized loss on investment and foreign currency transactions	(0.18)
Net increase in net asset value from operations	0.03
Less: Distributions	
Distributions to Unitholders	(0.34)
Net asset value, end of year	\$5.12
Total Return	
Total investment return based on net asset value in Offered Currency	7.74%*
Ratios/Supplemental Data	
Net assets, end of year (000's omitted).	\$2,649
Ratio to average net assets of:	
Expenses	1.19%
Net investment income	4.04%

* Total return based on reporting currency is 0.52%

	Class AU/BR
	Year Ended
	September 30,
	2019
Net asset value, beginning of year	\$3.66
Income From Investment Operations	
Net investment income	0.15
Net realized and unrealized gain on investment and foreign currency transactions	0.13
Net increase in net asset value from operations	0.28
Less: Distributions	
Distributions to Unitholders	(0.40)
Net asset value, end of year	\$3.54
Total Return	
Total investment return based on net asset value in Offered Currency	15.30%*
Ratios/Supplemental Data	
Net assets, end of year (000's omitted).	\$1,963
Ratio to average net assets of:	
Expenses	1.18%
Net investment income	4.04%

* Total return based on reporting currency is 7.49%

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

	Class JPY-H
	Year Ended
	September 30,
	2019
Net asset value, beginning of year	\$70.56
Income From Investment Operations	
Net investment income	2.46
Net realized and unrealized gain on investment and foreign currency transactions	4.43
Net increase in net asset value from operations	6.89
Less: Distributions	
Distributions to Unitholders	(2.72)
Net asset value, end of year	\$74.73
Total Return	
Total investment return based on net asset value in Offered Currency	4.64%*
Ratios/Supplemental Data	
Net assets, end of year (000's omitted)	\$5,742
Ratio to average net assets of:	
Expenses	1.88%
Net investment income	3.38%

* Total return based on reporting currency is 9.96%

	Class US/BR
	Year Ended
	September 30,
	2019
Net asset value, beginning of year	\$3.12
Income From Investment Operations	
Net investment income	0.13
Net realized and unrealized gain on investment and foreign currency transactions	0.12
Net increase in net asset value from operations	0.25
Less: Distributions	
Distributions to Unitholders	(0.24)
Net asset value, end of year	\$3.13
Total Return	
Total investment return based on net asset value	7.88%
Ratios/Supplemental Data	
Net assets, end of year (000's omitted)	\$11,935
Ratio to average net assets of:	
Expenses	1.18%
Net investment income	4.04%

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

	Class USJUS
	Year Ended
	September 30,
	2019
Net asset value, beginning of year	\$9.36
Income From Investment Operations	
Net investment income	0.38
Net realized and unrealized gain on investment and foreign currency transactions	0.40
Net increase in net asset value from operations	0.78
Less: Distributions	
Distributions to Unitholders ..	(0.48)
Net asset value, end of year ..	<u>\$9.66</u>
Total Return	
Total investment return based on net asset value	8.58%
Ratios/Supplemental Data	
Net assets, end of year (000's omitted)	\$5,362
Ratio to average net assets of:	
Expenses	1.19%
Net investment income	3.99%

8. Risks Involved in Investing in the Sub-Fund

Currency Risk

Underlying investments of the Master Fund may be denominated in one or more currencies different than that in which the Sub-Fund is denominated. This means currency movements in such underlying investments may significantly affect the net asset value in respect of the Sub-Fund's Units. Investments by the Master Fund that are denominated in a particular currency are subject to the risk that the value of such currency will change in relation to one or more other currencies. Among the factors that may affect currency values are trade balances, the level of short-term interest rates, differences in relative values of similar assets in different currencies, long-term opportunities for investment and capital appreciation and political developments. The Master Fund is not limited in the percentage of its assets that may be denominated in currencies other than the U.S. \$.

Country Risks—Emerging Markets

The Master Fund invests in securities of emerging market issuers. A portfolio consequently may experience greater price volatility and significantly lower liquidity than the portfolio invested solely in equity securities of issuers located in more developed markets. Investments in securities of emerging market issuers entail significant risks in addition to those customarily associated with investing in securities of issuers in more developed markets, such as (i) low or non-existent trading volume, resulting in a lack of liquidity and increased volatility in prices for such securities, as compared to securities of comparable issuers in more developed capital markets, (ii) uncertain national policies and social, political and economic instability, increasing the potential for expropriation of assets, confiscatory taxation, high rates of inflation or unfavorable diplomatic developments, (iii) possible fluctuations in exchange rates, differing legal systems and the existence or possible imposition of exchange controls, custodial restrictions or other laws or restrictions applicable to such investments, (iv) national policies which may limit the Master Fund's investment opportunities such as restrictions on investment in issuers or industries deemed sensitive to national interests, and (v) the lack or relatively early development of legal structures governing private and foreign investments and private property.

Other risks relating to investments in emerging market issuers include: the availability of less public information on issuers of securities; settlement practices that differ from those in more developed markets and may result in delays or may not fully protect the Master Fund against loss or theft of assets; the possibility of nationalization of a company or industry and expropriation or confiscatory taxation; and the imposition of foreign taxes. Investments in emerging markets securities will also result in generally higher expenses due to: the costs of currency exchange; higher brokerage commissions in certain emerging markets; and the expense of maintaining securities with foreign custodians. Issuers in emerging markets may not be subject to accounting, auditing and financial reporting standards and requirements comparable to those to which companies in developed markets are subject. In certain emerging market countries, reporting standards vary widely. As a result, traditional investment measurements used in developed markets, such as price/earnings ratios, may not be applicable in certain emerging markets.

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

Interest Rate Risk

The value of the Sub-Fund's Units will fluctuate with the value of its investments. The value of the Sub-Fund's investments in fixed-income securities will change as the general level of interest rates fluctuate. During periods of falling interest rates, the values of fixed-income securities generally rise, although if falling interest rates are viewed as a precursor to a recession, the values of a Sub-Fund's securities may fall along with interest rates. Conversely, during periods of rising interest rates, the values of fixed-income securities generally decline. Changes in interest rates have a greater effect on fixed-income securities with longer maturities and durations than those with shorter maturities and durations.

Derivatives Risk

The Sub-Fund may use derivatives, which are financial contracts whose value depends on, or are derived from, the value of an underlying asset, reference rate, or index. The Manager/Investment Manager will sometimes use derivatives as part of a strategy designed to reduce other risks. Generally, however, the Sub-Fund or Master Fund may use derivatives as direct investments to earn income, hedge currency exposure, enhance yield and broaden portfolio diversification. In addition to other risks such as the credit risk of the counterparty, derivatives involve the risk of difficulties in pricing and valuation and the risk that changes in the value of the derivative may not correlate perfectly with relevant underlying assets, rates, or indices.

Cross-Class Liability Risk

The Sub-Fund may enter into currency derivative transactions including forward currency exchange contracts in respect of a particular Unit Class in order to reduce exposure to the relevant Offered Currency versus the base currency of the Sub-Fund. Although the Sub-Fund will typically enter into forward currency exchange contracts with only those counterparties that agree to limit their recourse to the particular Unit Class on behalf of which such forward currency exchange contract was entered, given that there is no legal segregation of liabilities between the various Unit Classes within the Sub-Fund, there is a risk that, under certain circumstances, currency derivative transactions in relation to a particular Designated Currency in respect of a particular Unit Class could result in liabilities which might affect the net asset value of the other Unit Classes of the Sub-Fund, in which case assets of the other Unit Classes of the Sub-Fund may be used to cover the liabilities incurred by the Unit Class.

Market Risk

Market risk is the potential for changes in the value of investment positions due to market changes, including interest and currency rate movements as well as fluctuations in the prices of investment positions. Market risk is directly impacted by the volatility and liquidity of the markets in which the underlying financial instruments are traded. The Master Fund attempts to manage market risk in various ways, including through diversifying exposures, placing limitations on position sizes and hedging in related securities or derivative financial instruments. The ability to manage market risk may be constrained by changes in liquidity conditions, relative prices, volatilities and correlations between investment positions and the instruments used to hedge such investment positions.

Credit Risk

Credit risk is the risk that counterparties may fail to fulfill their obligations or that the collateral value becomes inadequate. The Sub-Fund and Master Fund attempts to minimize their credit risk by monitoring the credit exposure with, and the credit worthiness of, counterparties.

Off Balance Sheet Risk

The Sub-Fund and Master Fund may enter into investment transactions which may present off-balance sheet risk. Off-balance sheet risk exists when the maximum potential loss on a particular investment is greater than the value of such investment, as reflected in the statement of assets and liabilities. Off-balance sheet risk generally arises from the use of derivative financial instruments.

9. Recent Accounting Pronouncements

In March 2017, the Financial Accounting Standards Board issued an Accounting Standards Update, ASU 2017-08, Receivables—Nonrefundable Fees and Other Costs (Subtopic 310-20), Premium Amortization on Purchased Callable Debt Securities which amends the amortization period for certain purchased callable debt securities held at a premium, shortening such period to the earliest call date. ASU 2017-08 does not require any accounting change for debt securities held at a discount; the discount continues to be amortized to maturity. ASU 2017-08 is effective for fiscal years, and interim periods within those fiscal years, beginning after December 15, 2019. At this time, management is evaluating the implications of these changes on the financial statements.

In August 2018, the Financial Accounting Standards Board issued an Accounting Standards Update, ASU 2018-13, Fair Value Measurement (Topic 820), Disclosure Framework—Changes to the Disclosure Requirements for Fair Value Measurement which removes and modifies disclosures to Topic 820. The amendments in this ASU 2018-13 (“ASU”) apply to all entities that are required, under existing U.S. GAAP, to make disclosures about recurring or nonrecurring fair value measurements. The amendments in this ASU are effective for all entities for fiscal years, and interim periods within those fiscal years, beginning after December 15, 2019. Management has evaluated the impact of the amendments and elected to early adopt the ASU. The adoption of this ASU did not have a material impact on the disclosure and presentation of the financial statements of the Sub-Fund.

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

10. Subsequent Events

Management has evaluated the possibility of subsequent events existing in the Sub-Fund's financial statements up to January 6, 2020, the date the financial statements were available to be issued.

From October 1, 2019 to January 6, 2020, the Sub-Fund received U.S. \$107,286 of Unit subscriptions, paid U.S. \$1,112,175 of Unit redemptions and paid distributions totaling U.S. \$407,069.

AB CAYMAN TRUST-EMERGING BOND FUND (NON JPY CURRENCY)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2021年1月末日現在)

		米ドル (、を除く)	円 (を除く)
資産総額		20,645,901	2,157,083,736
負債総額		263,633	27,544,376
純資産価額(-)		20,382,269	2,129,539,465
発行済口数	米ドル建 - 米ドルクラス受益証券	407,400口	
	米ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券	3,324,850口	
	豪ドル建 - 豪ドルクラス受益証券	417,380口	
	豪ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券	506,120口	
1口当たり純資産価格	米ドル建 - 米ドルクラス受益証券	9.69米ドル	1,012
	米ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券	2.21米ドル	231
	豪ドル建 - 豪ドルクラス受益証券	7.13豪ドル	571
	豪ドル建 - ブラジルリアルクラス受益証券	3.43豪ドル	275

(注) 上記「資産総額」、「負債総額」および「純資産価額(-)」に記載される数字は、当ファンド全体の数字です。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

当ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー

取扱場所 アメリカ合衆国 02110 マサチューセッツ州 ボストン市ポスト・オフィス・スクエア
50

日本の投資者については、受益証券の保管を販売取扱会社に委託している場合には、販売取扱会社を通じて販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行いません。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、以下の場合において、トラスト、サブ・ファンドまたは該当するサブ・ファンドのクラスの受益者集会を開催することができます。

- (a) 信託証書に定める規定によって要求される場合
- (b) 管理会社または受託会社から書面により請求された場合
- (c) (受益者全員の集会の場合は) 合計して当該時点におけるトラストの発行済受益証券の10分の1以上の保有者として登録されている受益者から書面で請求された場合
- (d) (サブ・ファンドの受益者集会の場合は) 合計して当該時点における当該サブ・ファンドの発行済受益証券の10分の1以上の保有者として登録されている受益者から書面で請求された場合
- (e) (受益証券のクラスの受益者集会の場合は) 合計して当該時点におけるかかるクラスの発行済受益証券の10分の1以上の保有者として登録されている受益者から書面で請求された場合

受益者集会で議決に付された事項は、書面による投票によって採決されるものとし、サブ・ファンド決議または受益者決議の必要過半数によって承認された場合、受益者集会の決議とみなされるものとします。ここで、「サブ・ファンド決議」とは、サブ・ファンドに関して、(a) 関連するサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の過半数を保有し、かかる決議に関して議決権を有する者が書面により行う決議、または(b) かかる集会の受益者基準日に当該サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の過半数を保有し、集会に本人もしくはその代理人が出席し、かつ議決権および投票権を有する者が当該サブ・ファンドの受益者集会で可決する決議(決議の可決に関しては信託証書に定める規定が準用されるものとします。)をいいます。「受益者決議」とは、(a) すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の過半数を保有する者が書面により同意する決議(各受益者は全サブ・ファンドの純資産価額に対して、当該受益者により保有される全サブ・ファンドの受益証券の純資産価額が占める比率に応じて比例按分して計算される議決権を得るものとします。)、または(b) (信託証書に定める規定に従って招集され、開催された) 定時受益者集会において、かかる集会に関する受益者基準日にすべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の過半数を保有し、本人もしくは代理人により出席する保有者によって可決される決議をいいます。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

受益者は、その保有する受益証券を、書面による証書により譲渡することができます。ただし、譲受人は、第一に、当該時点で有効でありまたはその他受託会社もしくは管理会社(もしくはその代理人)が要求する関連法域もしくは適用法域の法律規定、政府その他の要件もしくは規制を遵守するため、または受託会社、管理会社、販売会社もしくは管理事務代行会社の方針を遵守するために、管理会社(またはその代理人)により要求される情報を提供するものとし、また、管理会社は、第一に、かかる譲渡に対するその事前の書面による同意を付与するものとします。さらに、譲受人は、受託会社および/または管理会社、販売会社または管理事務代行会社に対して、() 受益証券の譲渡が関連する適格投資

家に対するものであること、ならびに()受託会社および/または管理会社(またはその代理人)がその裁量により要求するその他の事項について、書面により表明することが必要となります。

各譲渡証書は、譲渡人および譲受人またはその代理人により署名されるものとします。譲渡人は、かかる譲渡が登録され、かつ譲受人の氏名が関係する受益者名簿に受益者として記入される時点まで、引き続き受益者であり、また譲渡の対象となる受益証券につき権利を有するとみなされます。譲渡は、譲渡証書の原本および上記の情報が管理会社(またはその代理人)により受領されるまで登録はされません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2020年12月末日現在、管理会社の出資者に帰属するパートナー資本 (Partners' capital attributable to AllianceBernstein Unitholders) の額は、約41.12億米ドル (約4,296億円)、総資本 (Total capital) は約41.12億米ドル (約4,296億円) です。

なお、管理会社は、リミテッド・パートナーシップであり、「資本金」という項目はありません。管理会社の発行済出資口数は、270,509,658口です。

管理会社の出資者に帰属するパートナー資本の最近5年間における増減は、以下のとおりです。

2020年12月末日	41.12億米ドル (約4,296億円)
2019年12月末日	40.17億米ドル (約4,197億円)
2018年12月末日	39.15億米ドル (約4,090億円)
2017年12月末日	40.62億米ドル (約4,244億円)
2016年12月末日	40.32億米ドル (約4,213億円)

(2) 会社の機構

ホールディングおよび管理会社 (以下、本項において総称して「アライアンス・バーンスタイン」といいます。) の活動は、そのジェネラル・パートナーであるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーションにより運用・管理されております。アライアンス・バーンスタイン・コーポレーションの取締役会は、アライアンス・バーンスタインの各会社の取締役会としての役割を果たします。

取締役会は、定期的に四半期ごとの会議 (通常、毎年2月、5月、7月または8月、および11月です。) を開催し、状況によっては全員一致の書面による同意により特別会が開かれます。取締役会には、常任の委員会として、執行委員会、監査委員会、ガバナンス委員会、報酬委員会、および特別委員会があります。詳細については、以下のとおりです。

執行委員会

執行委員会は、取締役会が開られない場合または取締役全員が集まることができない場合に、取締役会の一切の権能および権限 (ただし、制限があります。) を行使します。

ガバナンス委員会

ガバナンス委員会は、以下のとおり取締役会を補助します。() 取締役会の構成員となる適格性を有する個人を特定し、かつ評価すること、() 取締役会およびその委員会の構成を決定すること、() 取締役会の効率性を評価するプロセスを開発し、監視すること、() 管理会社のコーポレート・ガバナンス・ガイドラインを開発し、実施すること、ならびに() アライアンス・バーンスタインのジェネラル・パートナー等およびアライアンス・バーンスタインの共同責任に係る事項に関して管理会社の方針およびプログラムの見直しを行うこと。

監査委員会

監査委員会の主な目的は、以下のとおりです。

- () 取締役会が、(1) アライアンス・バーンスタインの財務諸表の完全性、(2) 法令要件および規制要件の遵守ならびに事業の執行方法についてアライアンス・バーンスタインの履行状況およびシステム、(3) 外部の登録公認会計事務所の適格性および独立性、ならびに(4) アライアンス・バーンスタインの内部監査機能の履行状況について、その監督の補助を行うこと。
- () アライアンス・バーンスタインの外部の登録公認会計事務所の任命、契約維持、報酬、評価および解任を監督すること。

このような機能を一致させるべく、監査委員会は、すべての段階において、アライアンス・バーンスタインの方針、手続きおよび履行について、継続的な改善を奨励し、遵守の促進をしています。これらの事項について、監査委員会は、外部の登録公認会計事務所、上級経営陣、内部監査部門、および取締役会の間におけるオープンな連絡手段を提供します。

報酬委員会

報酬委員会は、以下を含む、報酬その他報酬に関連する事項について総合的な監督を行います。

() 現金による賞与の決定、() 管理会社およびその子会社の従業員のためのインセンティブ・プランまたはその他の報酬取決め(適格または非適格を問いません。)に基づく貢献度および報賞を決定すること、ならびにかかるプラン・取決めその他の福利厚生手当のプラン・取決めを修正し、もしくは終了させること、または新規のインセンティブ報酬プラン(株式に基づくプランを含みます。)を採用することを取締役に推奨すること、() 管理会社のCEOの報酬に関連して、共同目標および共同目的の見直しを行い、かつ承認をし、当該目標および目的に照らしてCEOの成果を評価し、かかる評価に基づきCEOの報酬水準を決定し、かつ承認をすること(管理会社のCEOは、自己の報酬についての議決には関与しません。)、ならびに() CD&A(報酬に関する討議および分析)を見直し、アライアンス・バーンスタインのForm 10-K(年次報告書)に記載することを取締役に推奨すること。2007年12月に報酬委員会は、アライアンス・バーンスタインの非適格のプランの管理義務を、アライアンス・バーンスタインのシニア・オフィサー6人で構成される非適格プランのための総括委員会に委託しました。

特別委員会

特別委員会は、取締役会および/または経営陣から付託されるいかなる事項(利益相反ならびに管理会社、ホールディングおよびAXAの関係に関する事項を含みますがそれらに限られません。)についても指示および監督する権限を有します。なお、特別委員会のメンバーは、通常の会議報酬に加えて、特別委員会に関する業務について追加報酬を受け取りません。

管理会社による当ファンドの運用体制およびリスクの管理体制については、それぞれ前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針(3) 運用体制」および「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク(2) リスクに対する管理体制」をご参照ください。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、世界有数の投資運用会社で、2020年12月末日現在、総額約6,859億米ドル（約72兆円）の資産を運用しています。管理会社ならびにその子会社および関係会社は、米国にその本部を置き、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、フランス、ドイツ、香港、日本、韓国、ルクセンブルグ、メキシコ、シンガポール、スイス、台湾など、世界26の国・地域、51都市に運用・調査拠点を有します。管理会社はデラウェア州のリミテッド・パートナーシップです。

2020年12月末日現在、管理会社が運用している資産は、下記のとおりです。

種類	運用資産額
債券	約3,220億米ドル
株式	約2,820億米ドル
その他	約820億米ドル

2020年12月末日現在、管理会社が運用している投資信託および投資法人の中には、個々の投資者向けに公募以外で販売され、一般公衆に向けての開示の対象となっていないものが含まれており、また、資産規模が小さいものも含まれています。したがって、下記のとおり、運用する投資信託および投資法人のうち、主要なものを記載します。

（2020年12月末日現在）

	ファンド名	設立（設定）日 （設立（設定）地）	基本的性格	純資産額 （百万米ドル）	1口当たり純資産 価格 （米ドル）
1	アメリカン・インカム・ポートフォリオ	1993年7月1日 （ルクセンブルグ）	元本の保全を図りつつ、高水準のインカム・ゲインの獲得を目的として、確定利付証券に分散投資します。	28,256	8.30**
2	グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ	1997年9月22日 （ルクセンブルグ）	高水準のインカム・ゲインと総合的な投資リターンの獲得を目的として、主に米国および新興市場国を含む世界各国の発行体の高利回り債券に分散投資します。	21,425	3.81**
3	ラージ・キャップ・グロース・ファンド	1992年9月28日 （アメリカ合衆国メリーランド州）	ファンドは、長期的な値上り益を投資目的としています。ファンドは、主に、様々な市場セクターにおいて成長可能性によりファンド・アドバイザーから選ばれた企業の国内持分証券に投資します。また、大型かつ歴史の長い企業への投資を重視します。ファンドは、通常の場合において、純資産の少なくとも80%を大型銘柄の普通株式に投資します。	15,656	82.74*

	ファンド名	設立(設定)日 (設立(設定)地)	基本的性格	純資産額 (百万米ドル)	1口当たり純資産 価格 (米ドル)
4	グローバル・ボ ンド・ファンド	1992年3月27日 (アメリカ合衆国 メリーランド州)	ポートフォリオは、主に 様々な通貨建ての投資適格 債券に投資することによ り、高い総投資収益を生み 出すことを目指します。通 常の市況において、ポート フォリオは、総資産の70% 以上を、ポートフォリオの 通貨建ての証券またはポ ートフォリオの通貨にヘッジ された証券に投資します。	4,783	8.69*
5	ハイ・インカ ム・ファンド	1994年2月25日 (アメリカ合衆国 メリーランド州)	ファンドは、元本の値上が り益と配当からのトータ ル・リターンの最大化を 目指します。政府、企業、新 興市場および高利回りの商 品からの収益機会を追求し ます。先進市場国および新 興市場国の幅広い種類の確 定利付証券に柔軟に投資し ます。	3,276	8.04*

* クラスADについてのみ記載しています。

** クラスATについてのみ記載しています。

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の最近2事業年度の日本文の財務書類は、米国における法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース・エル・エル・ピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものが当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類はドル（米ドル）で表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2021年1月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=104.48円）で換算されています。なお、百万円未満の金額は四捨五入されています。
- d. 本「3 管理会社の経理状況」において、「当社」および「当社の」という言葉は、アライアンス・パースタイン・ホールディング・エル・ピー（以下、本「3 管理会社の経理状況」において「ホールディング」といいます。）ならびにアライアンス・パースタイン・エル・ピーおよびその子会社（以下、本「3 管理会社の経理状況」において「AB」といいます。）、またはそれらの役員および従業員を指します。同様に、「会社」という言葉は、ホールディングとABの両社を指します。文脈上、ホールディングとABの区別が必要となる場合は、どちらについての説明であるかを明示しています。相互参照についてはイタリック体で表示しています。

(1)【貸借対照表】

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよびその子会社
連結財政状態計算書

12月31日

	2019年		2018年	
	(千ドル、1口当たりの金額を除く)	(百万円、1口当たりの金額を除く)	(千ドル、1口当たりの金額を除く)	(百万円、1口当たりの金額を除く)
資産の部				
現金および現金同等物	679,738	71,019	640,206	66,889
公正価値で評価される分別現金および分別有価証券 (取得原価: 1,090,443千ドルおよび1,169,461千ドル)	1,094,866	114,392	1,169,554	122,195
受取勘定(正味):				
ブローカーおよびディーラー	97,966	10,235	197,048	20,588
仲介業務顧客	1,536,674	160,552	1,718,629	179,562
ABファンド報酬	261,588	27,331	217,470	22,721
その他の報酬	148,744	15,541	127,462	13,317
投資:				
長期インセンティブ報酬関連	50,902	5,318	52,429	5,478
その他	215,892	22,556	661,915	69,157
当社がスポンサーである連結対象投資ファンドの資産:				
現金および現金同等物	11,433	1,195	13,118	1,371
投資	581,004	60,703	351,696	36,745
その他の資産	19,810	2,070	22,840	2,386
器具、備品およびリース資産改良費(正味)	145,251	15,176	155,519	16,249
のれん	3,076,926	321,477	3,066,700	320,409
無形資産(正味)	55,366	5,785	79,424	8,298
繰延販売手数料(正味)	36,296	3,792	17,148	1,792
使用権資産	362,693	37,894	-	-
その他の資産	330,943	34,577	297,940	31,129
資産合計	8,706,092	909,612	8,789,098	918,285
負債、償還可能非支配持分および資本				
負債:				
支払勘定:				
ブローカーおよびディーラー	201,778	21,082	290,960	30,400
売却済未購入有価証券	30,157	3,151	8,623	901
仲介業務顧客	2,531,946	264,538	3,095,458	323,413
ABミューチュアル・ファンド	71,142	7,433	74,599	7,794
未払金および未払費用	192,110	20,072	412,313	43,078
リース負債	468,451	48,944	-	-
当社がスポンサーである連結対象投資ファンドの負債:	31,017	3,241	22,610	2,362
未払報酬および給付	276,829	28,923	273,250	28,549
借入債務:				
EQH信用枠	560,000	58,509	-	-
その他	-	-	546,267	57,074
負債合計	4,363,430	455,891	4,724,080	493,572
契約債務および偶発債務(注記14を参照)				
償還可能非支配持分	325,561	34,015	148,809	15,548
資本:				
ジェネラル・パートナー	41,225	4,307	40,240	4,204
リミテッド・パートナー: 発行済社外流通出資口 270,380,314口および268,850,276口	4,174,201	436,121	4,075,306	425,788
関係会社に対する受取勘定	(9,011)	(941)	(11,430)	(1,194)
長期インセンティブ報酬制度のために保有している				
ABホールディング出資口	(76,310)	(7,973)	(77,990)	(8,148)
その他の包括損失累計額	(113,004)	(11,807)	(110,866)	(11,583)
AB出資者に帰属するパートナー資本	4,017,101	419,707	3,915,260	409,066
連結された事業体に対する償還不能非支配持分	-	-	949	99
資本合計	4,017,101	419,707	3,916,209	409,166
負債、償還可能非支配持分および資本の合計	8,706,092	909,612	8,789,098	918,285

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

(2)【損益計算書】

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよびその子会社
連結損益計算書

	12月31日終了事業年度					
	2019年		2018年		2017年	
	(千ドル、 1口当たりの 金額を除く)	(百万円、 1口当たりの 金額を除く)	(千ドル、 1口当たりの 金額を除く)	(百万円、 1口当たりの 金額を除く)	(千ドル、 1口当たりの 金額を除く)	(百万円、 1口当たりの 金額を除く)
収益：						
投資顧問報酬および投資サービス報酬	2,472,044	258,279	2,362,211	246,804	2,201,305	229,992
バーンスタイン・リサーチ・サービス	407,911	42,619	439,432	45,912	449,919	47,008
販売収益	455,043	47,543	418,562	43,731	412,063	43,052
受取配当金および受取利息	104,421	10,910	98,226	10,263	71,162	7,435
投資利益(損失)	38,659	4,039	2,653	277	92,102	9,623
その他の収益	97,559	10,193	98,676	10,310	97,135	10,149
収益合計	3,575,637	373,583	3,419,760	357,297	3,323,686	347,259
控除：支払利息	57,205	5,977	52,399	5,475	25,165	2,629
純収益	3,518,432	367,606	3,367,361	351,822	3,298,521	344,629
費用：						
従業員報酬および給付	1,442,783	150,742	1,378,811	144,058	1,313,469	137,231
販売促進およびサービス：						
販売関連の支払い	487,965	50,983	427,186	44,632	411,467	42,990
繰延販売手数料償却費	15,029	1,570	21,343	2,230	31,886	3,331
取引執行費、マーケティング費、 旅費・交際費、その他	219,860	22,971	222,630	23,260	213,275	22,283
一般管理費：						
一般管理費	484,750	50,647	448,996	46,911	481,488	50,306
不動産費用	3,324	347	7,160	748	36,669	3,831
条件付支払契約	(510)	(53)	(2,219)	(232)	267	28
借入利息	13,035	1,362	10,359	1,082	8,194	856
無形資産償却費	28,759	3,005	27,781	2,903	27,896	2,915
費用合計	2,694,995	281,573	2,542,047	265,593	2,524,611	263,771
営業利益	823,437	86,033	825,314	86,229	773,910	80,858
所得税	41,754	4,362	45,816	4,787	53,110	5,549
当期純利益	781,683	81,670	779,498	81,442	720,800	75,309
非支配持分に帰属する連結された事業体の 当期純利益	29,641	3,097	21,910	2,289	58,397	6,101
AB出資者に帰属する当期純利益	752,042	78,573	757,588	79,153	662,403	69,208
AB出資口1口当たり当期純利益：						
基本的	2.78	290	2.79	291	2.46	257
希薄化後	2.78	290	2.78	290	2.45	256

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよびその子会社
連結包括利益計算書

	12月31日終了事業年度					
	2019年		2018年		2017年	
	(千ドル)	(百万円)	(千ドル)	(百万円)	(千ドル)	(百万円)
当期純利益	781,683	81,670	779,498	81,442	720,800	75,309
その他の包括(損失)利益:						
為替換算調整額、組替・税引前	5,986	625	(19,337)	(2,020)	28,123	2,938
控除: 清算時に当期純利益に含められた 損失の組替調整	-	-	(100)	(10)	-	-
為替換算調整額、税引前	5,986	625	(19,237)	(2,010)	28,123	2,938
所得税費用	(383)	(40)	620	65	-	-
為替換算調整額、税引後	5,603	585	(18,617)	(1,945)	28,123	2,938
投資に係る未実現利益:						
当期発生未実現利益	-	-	-	-	6	1
所得税ベネフィット	-	-	-	-	3	0
投資に係る未実現利益、税引後	-	-	-	-	9	1
従業員給付関連項目の変動額:						
過去勤務費用の償却額	24	3	24	3	24	3
数理計算上の(損失)利益認識額	(7,891)	(824)	1,586	166	(3,190)	(333)
従業員給付関連項目の変動額	(7,867)	(822)	1,610	168	(3,166)	(331)
所得税ベネフィット(費用)	274	29	(139)	(15)	(27)	(3)
従業員給付関連項目、税引後	(7,593)	(793)	1,471	154	(3,193)	(334)
その他	-	-	374	39	-	-
その他の包括(損失)利益	(1,990)	(208)	(16,772)	(1,752)	24,939	2,606
控除: 非支配持分に帰属する連結された 事業体の包括利益	29,788	3,112	21,864	2,284	59,379	6,204
AB出資者に帰属する包括利益	749,905	78,350	740,862	77,405	686,360	71,711

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよびその子会社
連結パートナー資本変動計算書

	12月31日終了事業年度					
	2019年		2018年		2017年	
	(千ドル)	(百万円)	(千ドル)	(百万円)	(千ドル)	(百万円)
ジェネラル・パートナー資本						
期首残高	40,240	4,204	41,221	4,307	41,100	4,294
当期純利益	7,521	786	7,576	792	6,624	692
ジェネラル・パートナーへの分配金	(7,042)	(736)	(8,608)	(899)	(6,449)	(674)
長期インセンティブ報酬制度の変動	149	16	(39)	(4)	211	22
AB出資口の発行(消却)(正味)	357	37	(256)	(27)	(266)	(28)
収益認識基準ASC 606の適用による影響	-	-	349	36	-	-
その他	-	-	(3)	(0)	1	0
期末残高	41,225	4,307	40,240	4,204	41,221	4,307
リミテッド・パートナー資本						
期首残高	4,075,306	425,788	4,168,841	435,561	4,154,810	434,095
当期純利益	744,521	77,788	750,012	78,361	655,779	68,516
出資者への分配金	(696,470)	(72,767)	(849,585)	(88,765)	(637,690)	(66,626)
長期インセンティブ報酬制度の変動	14,741	1,540	(3,880)	(405)	20,859	2,179
AB出資口の発行(消却)(正味)	35,259	3,684	(25,486)	(2,663)	(27,339)	(2,856)
収益認識基準ASC 606の適用による影響	-	-	34,601	3,615	-	-
その他	844	88	803	84	2,422	253
期末残高	4,174,201	436,121	4,075,306	425,788	4,168,841	435,561
関係会社に対する受取勘定						
期首残高	(11,430)	(1,194)	(11,494)	(1,201)	(12,830)	(1,340)
ジェネラル・パートナー出資金	-	-	19	2	344	36
報酬制度未払金	-	-	352	37	156	16
長期インセンティブ報酬費用	1,125	118	-	-	-	-
ABホールディングからの出資金	1,294	135	(307)	(32)	836	87
期末残高	(9,011)	(941)	(11,430)	(1,194)	(11,494)	(1,201)
長期インセンティブ報酬制度のために 保有しているABホールディング出資口						
期首残高	(77,990)	(8,148)	(42,688)	(4,460)	(32,967)	(3,444)
長期報酬制度に充当するための ABホールディング出資口の購入(正味)	(171,930)	(17,963)	(267,427)	(27,941)	(219,627)	(22,947)
AB出資口の(発行)消却(正味)	(35,736)	(3,734)	25,589	2,674	26,603	2,779
長期インセンティブ報酬費用	207,057	21,633	187,514	19,591	185,234	19,353
ラビ・トラストに保有される ABホールディング出資口の再評価	(4,403)	(460)	19,022	1,987	(1,931)	(202)
その他	6,692	699	-	-	-	-
期末残高	(76,310)	(7,973)	(77,990)	(8,148)	(42,688)	(4,460)
その他の包括利益(損失)累計額						
期首残高	(110,866)	(11,583)	(94,140)	(9,836)	(118,096)	(12,339)
為替換算調整額、税引後	5,455	570	(18,571)	(1,940)	27,140	2,836
従業員給付関連項目の変動額、税引後	(7,593)	(793)	1,471	154	(3,193)	(334)
投資に係る未実現利益、税引後	-	-	-	-	9	1
その他	-	-	374	39	-	-
期末残高	(113,004)	(11,807)	(110,866)	(11,583)	(94,140)	(9,836)
AB出資者に帰属するパートナー資本合計	4,017,101	419,707	3,915,260	409,066	4,061,740	424,371
連結された事業体に対する償還不能非支配持分						
期首残高	949	99	1,564	163	36,172	3,779
当期純利益	91	10	69	7	9,632	1,006
為替換算調整額	147	15	(46)	(5)	983	103
非支配持分の購入	(1,187)	(124)	-	-	(2,006)	(210)
当社の連結されたベンチャーキャピタル・ ファンド活動の非支配持分(への)分配	-	-	(638)	(67)	(43,217)	(4,515)
期末残高	-	-	949	99	1,564	163
資本合計	4,017,101	419,707	3,916,209	409,166	4,063,304	424,534

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよびその子会社
連結キャッシュ・フロー計算書

	12月31日終了事業年度					
	2019年		2018年		2017年	
	(千ドル)	(百万円)	(千ドル)	(百万円)	(千ドル)	(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー:						
当期純利益	781,683	81,670	779,498	81,442	720,800	75,309
当期純利益を営業活動からの現金純額に 一致させるための調整:						
繰延販売手数料償却費	15,029	1,570	21,343	2,230	31,886	3,331
非現金長期インセンティブ報酬費用	208,182	21,751	187,514	19,591	185,234	19,353
減価償却費およびその他の償却費	166,542	17,400	70,000	7,314	66,999	7,000
投資に係る未実現利益(損失)	(13,431)	(1,403)	23,164	2,420	3,554	371
当社がスポンサーである連結対象投資ファンドの 投資に係る未実現(利益)	(36,150)	(3,777)	(14,217)	(1,485)	(36,340)	(3,797)
その他(正味)	10,281	1,074	(6,446)	(673)	13,189	1,378
資産および負債の変動:						
分別有価証券の減少(増加)	74,688	7,803	(353,204)	(36,903)	129,747	13,556
受取勘定の減少(増加)	223,137	23,313	(207,000)	(21,627)	67,539	7,056
投資の減少(増加)	460,347	48,097	(294,383)	(30,757)	293	31
当社がスポンサーである連結対象投資ファンドの 投資の(増加)減少	(193,158)	(20,181)	908,804	94,952	(639,067)	(66,770)
繰延販売手数料の(増加)減少	(34,177)	(3,571)	(8,365)	(874)	1,878	196
使用権資産の(増加)	(11,141)	(1,164)	-	-	-	-
その他の資産の(増加)	(23,140)	(2,418)	(152,726)	(15,957)	(2,255)	(236)
当社がスポンサーである連結対象投資ファンドの その他資産および負債の増加(減少)(正味)	11,437	1,195	(662,934)	(69,263)	417,674	43,639
支払勘定の(減少)増加	(641,369)	(67,010)	1,024,317	107,021	(338,523)	(35,369)
リース負債の(減少)増加	(107,276)	(11,208)	-	-	-	-
未払金および未払費用の(減少)増加	(56,518)	(5,905)	(11,225)	(1,173)	10,657	1,113
未払報酬および未払給付の(減少)増加	(7,486)	(782)	4,341	454	12,187	1,273
営業活動からの現金純額	827,480	86,455	1,308,481	136,710	645,452	67,437
投資活動によるキャッシュ・フロー:						
投資の購入	-	-	-	-	(12)	(1)
投資の売却による受取金	-	-	-	-	11	1
器具、備品およびリース資産改良費の購入	(28,303)	(2,957)	(32,789)	(3,426)	(39,417)	(4,118)
器具、備品およびリース資産改良費の売却による 受取金	-	-	-	-	75	8
事業買収(取得した現金控除後)	5,255	549	-	-	-	-
投資活動において使用された現金純額	(23,048)	(2,408)	(32,789)	(3,426)	(39,343)	(4,111)
財務活動によるキャッシュ・フロー:						
コマーシャル・ペーパーの(償還)発行(正味)	(532,895)	(55,677)	24,546	2,565	(28,553)	(2,983)
EQH信用枠による手取金	560,000	58,509	-	-	-	-
銀行借入(の返済)による手取金	(25,000)	(2,612)	(50,000)	(5,224)	75,000	7,836
当座借越の(減少)増加	(59,924)	(6,261)	3,273	342	63,393	6,623
ジェネラル・パートナーおよび出資者への分配	(703,512)	(73,503)	(858,193)	(89,664)	(644,139)	(67,300)
連結された事業体の非支配持分(への)出資	-	-	(638)	(67)	(43,217)	(4,515)
当社がスポンサーである連結対象投資ファンドの 非支配持分の購入(償還)(正味)	150,091	15,682	(472,143)	(49,330)	163,164	17,047
関係会社による(への)出資金	269	28	(1,421)	(148)	366	38
条件付支払契約/受益証券の購入に基づく支払い 報酬として付与されるABホールディング出資口 購入オプションの行使から得た受取金を用いた ABホールディングによる追加投資	11,511	1,203	16,589	1,733	20,110	2,101
長期インセンティブ報酬制度による報奨に充当する ためのABホールディング出資口の購入(正味)	(171,930)	(17,963)	(267,427)	(27,941)	(219,627)	(22,947)
その他	(1,580)	(165)	(2,151)	(225)	(2,836)	(296)
財務活動において使用された現金純額	(774,961)	(80,968)	(1,608,658)	(168,073)	(623,931)	(65,188)
現金および現金同等物に対する為替レート変動の 影響	8,376	875	(12,158)	(1,270)	21,760	2,273
現金および現金同等物の純増加額(減少額)	37,847	3,954	(345,124)	(36,059)	3,938	411
現金および現金同等物、期首残高	653,324	68,259	998,448	104,318	994,510	103,906
現金および現金同等物、期末残高	691,171	72,214	653,324	68,259	998,448	104,318

現金支払額：						
利息支払額	66,002	6,896	60,286	6,299	30,975	3,236
所得税支払額	52,444	5,479	41,946	4,383	67,421	7,044

非現金投資活動：							
取得資産の公正価値							
(取得した現金1,180万ドルを除く)	28,966	3,026	-	-	-	-	-
引受負債の公正価値	16,837	1,759	-	-	-	-	-
非現金財務活動：							
条件付支払契約に基づく支払勘定計上額	17,384	1,816	-	-	-	-	-

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよびその子会社
連結財務書類に対する注記

「当社」および「当社の」という言葉は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよびその子会社(以下「AB」といいます。)、またはそれらの役員および従業員を指します。同様に、「会社」という言葉は、ABを指します。相互参照についてはイタリック体で表示しています。

1. 事業の説明および組織

当社は、広範囲に及ぶ世界中の顧客に、リサーチ、多様な投資運用および関連サービスを提供しています。当社の主なサービスは以下の通りです。

インスティテューショナル・サービス - 官民の年金基金、財団および寄付基金、保険会社、世界各国の中央銀行および政府、ならびにエクイタブル・ホールディングス・インク(以下「EQH」といいます。)およびそれぞれの子会社などの関係会社を含む機関投資家の顧客に、投資一任口座(separately-managed account)、サブ・アドバイザー関係、仕組み商品、集団投資信託、ミューチュアル・ファンド、ヘッジファンド、およびその他の投資手段を用いてサービスを提供します。

リテール・サービス - リテール顧客に、ABまたは関係会社がスポンサーであるリテール・ミューチュアル・ファンド、第三者がスポンサーであるミューチュアル・ファンドとのサブ・アドバイザー関係、世界各地の金融仲介機関がスポンサーである投資一任口座プログラム、およびその他の投資手段を主に用いてサービスを提供します。

プライベート・ウェルス・マネジメント・サービス - 富裕層の個人および家族、信託および遺産、慈善団体、パートナーシップ、個人企業および同族会社、ならびにその他事業体を含む個人顧客に、投資一任口座、ヘッジファンド、ミューチュアル・ファンド、およびその他の投資手段を用いてサービスを提供します。

バーンスタイン・リサーチ・サービス - 年金基金、ヘッジファンド、およびミューチュアル・ファンドの運用機関など、株式および上場オプションにおける高品質のファンダメンタル・リサーチ、定量データ・サービス、仲介関連サービスを求める機関投資家にサービスを提供します。

当社はまた、当社がスポンサーであるミューチュアル・ファンドに対し、販売、株主サービス、名義書換代行サービス、および管理サービスを提供しています。

当社の高品質かつ徹底的なリサーチは当社の事業の根幹です。当社のリサーチ分野には、経済、株式、確定利付証券、定量データのファンダメンタル・リサーチが含まれています。その他、スペシャリストがマルチアセット戦略、ウェルス・マネジメント業務、オルタナティブ投資に力を注いでいます。

当社は、以下に関する専門知識を基に多岐にわたる投資サービスを提供しています。

時価総額レンジ、コンセントレーション・レンジおよび投資戦略をまたぐグローバル・ポートフォリオや地域別ポートフォリオを構築するアクティブ運用型株式戦略(バリュー株式、グロース株式、コア株式を含みます。)

従来の非制約的なアクティブ運用型確定利付証券戦略(課税と非課税双方の戦略を含みます。)

パッシブ運用(インデックス戦略およびエンハンスド・インデックス戦略を含みます。)

オルタナティブ投資(ヘッジファンド、ファンド・オブ・ファンズ、直接貸付およびプライベート・エクイティを含みます。)

マルチアセット型のソリューションおよびサービス(ダイナミック・アセット・アロケーション・ファンド、カスタマイズされた目標期日設定型ファンド、および目標リスク設定型ファンドを含みます。)

当社のサービスは、時価総額帯(例:大型株、中型株、および小型株)、期間(例:長期、中期、および短期債務証券)、ならびに地域(例:米国、国際的、グローバル、エマージング・マーケット、地域、および現地)など、世界主要市場における様々な投資規律にわたります。

2018年第2四半期に、AXA S.A. (以下「AXA」といいます。)は新規株式公開(以下「IPO」といいます。)を通じてEQHにおける少数持分の売却を完了しました。その時点以来、AXAは追加的な募集を行い、売却を進めました。ごく最近では2019年第4四半期に売却が行われています。その結果、2019年12月31日現在でAXAが所有するEQHの株式は、発行済普通株式の10%未満となりました。

2019年12月31日現在、EQHは、アライアンス・バーンスタイン・ホールディング・エル・ピーに対するリミテッド・パートナーシップ持分の受益所有権(以下「ABホールディング出資口」といいます。)の割当を表す、発行済社外流通出資口の約4.1%を所有しています。アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション(EQHの間接的完全所有子会社、以下「ジェネラル・パートナー」といいます。)は、アライアンス・バーンスタイン・ホールディング・エル・ピー(以下「ABホールディング」といいます。)およびAB両社のジェネラル・パートナーです。アライアンス・バーンスタイン・コーポレーションは、ABホールディングのジェネラル・パートナーシップ出資口を100,000口所有しており、ABのジェネラル・パートナーシップ持分を1%所有しています。

2019年12月31日現在、社外流通リミテッド・パートナーシップ出資口および1%のジェネラル・パートナー持分を含むABの所有構造は、以下の通りでした。

EQHおよびその子会社	63.3 %
ABホールディング	36.0
関係会社以外の出資者	0.7
	100.0 %

ABホールディングおよびABのジェネラル・パートナーシップ持分ならびにリミテッド・パートナーシップ持分の両方を含めると、EQHおよびその子会社は、2019年12月31日現在、ABの経済的持分の約64.8%を所有していました。

2. 重要な会計方針の概要

表示の基礎

当連結財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則(以下「米国GAAP」といいます。)に基づいて作成しています。当連結財務書類の作成において、経営陣は、連結財務書類日における資産および負債の報告金額ならびに偶発資産および偶発負債の開示、ならびに報告期間における収益および費用の報告額に影響を及ぼす一定の見積りおよび仮定を行う必要があります。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性があります。

連結の原則

当連結財務書類には、ABならびにその過半数所有子会社および/または支配子会社、ならびにABが財務上の支配的持分を有する変動持分事業体(以下「VIE」といいます。)および議決権持分事業体(以下「VOE」といいます。)が含まれます。連結財政状態計算書における非支配持分には、当社がスポンサーである連結対象投資ファンドの一部で、当社が直接的に持分を所有していない部分が含まれます。連結された事業体間における全ての重要な連結会社間取引および残高は消去しています。

最近適用された会計基準

2016年2月、財務会計基準審議会(以下「FASB」といいます。)ASU 2016-02「リース」を発行しました。この基準は、ASU 2016-02の一部の規定を明確にするために発行されたその後のASUと共に、会計基準編纂書842(以下「ASC 842」といいます。)と称されています。この基準は、リース賃借人が大半のリースをその貸借対照表に計上し、これらのリースの取決めに関する主要な情報も開示することを求めています。ファイナンス・リースとオペレーティング・リースとの間で区別するための分類基準は、従来のリース会計指針に基づいてキャピタル・リースとオペレーティング・リースとの間で区別するための分類基準と概ね一致します。当社はこの新会計基準を修正遡及法を使用して2019年1月1日付で適用しました。この方法の下では、過去の比較対象期間は修正されません。

当社はこの基準の適用時に、ASC 842によって提供されているいくつかの実務上の簡便法を適用しました。これらには、既存のリースについてのリース分類、当初直接費用および、契約がリースであるかそれともリースを含んでいるかの判定に関連して、引き続き従来の米国GAAPの下で行われた判断に基づいて会計処理することが含まれます。当社はまた、(従来の米国GAAPの下での以前の仮定ではなく、この基準の適用日時点での知識および見込みを使用した)リース期間の決定および(当社の最新の情報を使用した)移行期間における使用権資産の減損評価に際して、事後的判断を使用する実務上の簡便法を使用しました。

この基準の適用の結果、2019年1月1日現在で、オペレーティング使用権資産およびリース負債が、それぞれ4億3,870万ドルおよび5億7,450万ドル計上され、ファイナンス使用権資産およびリース負債がそれぞれ240万ドル計上されました。2019年1月1日現在で認識された使用権資産は、繰延賃料5,000万ドルおよび以前に認識された減損に関連する負債8,580万ドルの控除後です。詳細な開示については、注記13「リース」を参照してください。

2018年2月、FASBはASU 2018-02「特定の税効果のその他の包括利益累計額からの組替」を発行しました。この基準は、企業がその他の包括利益累計額(以下「AOCI」といいます。)に属する項目に対する2017年減税・雇用法(以下「2017年税法」といいます。)の不均衡な所得税効果を利益剰余金に組み替えることを許可しています。FASBは、これらの金額を「取り残された税効果」と呼んでいます。このASUは、特定の新たな開示も求めており、その一部はすべての企業に適用されます。当社は、この基準を2019年1月1日付で適用しました。当基準の適用による、当社の財政状態および経営成績への影響はありません。

2019年において未採用の会計基準

2016年6月、FASBはASU 2016-13「金融商品 - 信用損失(トピック326)」を発行しました。この新たな指針は、金融商品の信用損失の会計に関するものです。この新たな指針は、特定の種類の金融商品の信用損失の見積りのために予想損失に基づくアプローチを導入します。売却可能債務証券に係る減損モデルも修正しており、購入した金融資産のうち、そのオリジネーション以降に信用毀損が発生したのものに関する簡素化された会計モデルを規定しています。この新たな指針は、2019年12月15日より後に開始される事業年度に関して発行される財務書類について効力を有し、早期適用が認められます。この新たな指針は、当社の財政状態および経営成績に重要な影響を及ぼしません。

2017年1月、FASBはASU 2017-04「のれん減損テストの簡素化」を発行しました。本指針は仮定に基づく買付価額の割当を求めるのれん減損テストのステップ2を廃止するものです。指針の改訂により、のれんの減損は報告単位の帳簿価額が公正価値を上回っている場合における超過額となりますが、のれんの帳簿価額を超えることはありません。この改定後の指針は、2019年12月15日より後に開始される事業年度に関して発行される財務書類について効力を有し、非遡及的に適用されます。改訂された指針は、当社の財政状態および経営成績に重要な影響を及ぼしません。

2018年8月、FASBはASU 2018-13「公正価値測定(トピック820):開示の枠組み - 公正価値測定に関する開示要件の変更」を発行しました。この改訂は、特定の開示を削除、修正または追加することによって、公正価値測定に係る開示要件を修正しています。この改訂指針は2019年12月15日より後に始まる事業年度(および同年度の期中期間)からすべての企業に適用されます。企業は、削除または修正された開示要件を早期適用すること、および、適用開始日まで追加的な開示要件の適用を遅らせることを許容されます。削除および修正された開示は遡及的に適用され、新たな開示は将来に向かって適用されます。改訂された指針は、当社の財政状態および経営成績に重要な影響を及ぼしません。

2018年8月、FASBはASU 2018-14「報酬 - 退職給付 - 確定給付制度 - 全般(トピック715-20)」を発行しました。この改訂は、確定給付年金またはその他の退職後給付制度を提供する雇用主に係る開示要件を修正しています。この改訂された指針は、2020年12月15日より後に開始される事業年度に関して発行される財務書類について効力を有し、早期適用が認められます。改訂された指針は、当社の財政状態および経営成績に重要な影響を及ぼしません。

2018年8月、FASBはASU 2018-15「無形資産 - 暖簾およびその他 - 内部利用のソフトウェア(サブトピック350-40):サービス契約であるクラウド・コンピューティング契約で発生した導入コストの顧客における会計処理」を発行しました。この改訂は、サービス契約であるホスティング契約で発生した導入コストの資産計上の要件を、内部利用のソフトウェアの開発または取得で発生した導入コストの資産計上について米国GAAPで現在存在する要件に合わせています。導入コストは、そのプロジェクトの段階に従って、資産計上または発生時に費用計上されます。プロジェクトの予備的段階および導入後段階でのすべてのコストは発生時に費用計上される一方で、アプリケーション開発段階の一定のコストは資産計上されます。この改訂された指針は、2019年12月15日より後に開始される事業年度に関して発行される財務書類について効力を有し、早期適用が認められます。改訂された指針は非遡及的に適用され、当社の財政状態および経営成績に重要な影響を及ぼしません。

2019年12月、FASBはASU 2019-12「法人所得税(トピック740):法人所得税の会計処理の簡素化」を発行しました。この改訂は、トピック740における一般原則に対する特定の例外を廃止することによって、法人所得税の会計

処理を簡素化しています。この改訂はまた、既存の指針を明確化および改訂することによって、トピック740の他の分野について米国GAAPの適用の一貫性を向上させ、簡素化しています。この改訂された指針は、2020年12月15日より後に開始される事業年度に関して発行される財務書類について効力を有し、早期適用が認められます。現在、経営陣は、この基準の適用が連結財務書類に及ぼす影響を評価しています。

収益認識

投資顧問報酬および投資サービス報酬

ABは、顧客の資産を運用し、投資家に投資リターンをもたらすことを目指すことによって、資産運用サービスを提供しています。ABと顧客との間のそれぞれの投資運用契約は、顧客の資産が運用されるそれぞれの日について、顧客がそれぞれの日のサービスからの利益を享受することができるものとして、独立して特定することができる明瞭な履行義務を創出します。ASC 606に従って、実質的に同一であり、かつ、顧客への移転の同一のパターンを有する一連の別々の財・サービスは、単一の履行義務として扱われます。したがって、当社は、当社の投資および投資顧問サービスが、時間を通じて履行され、投資家の運用資産(以下「AUM」といいます。)の価額に基づいて稼働される変動対価に対する当社の権利を生じさせるものであると判断しました。

当社は、確立された市場ベースの評価法や公正価値評価法(観察不能な市場の場合)を使ってAUMを計算します。市場ベースの評価法には、活発に取引が行われている上場株式、オプションおよび先物については、取引所における最終の売却/決済価格、確定利付証券、資産担保証券またはモーゲージ担保証券については、認められた価格決定機関が評価した買呼値、クレジット・デフォルト・スワップについては、認められた価格決定機関およびブローカーから得た仲値、ならびにその他のデリバティブ商品については、価格決定機関およびブローカーから得た買呼値またはスプレッドが含まれます。公正価値評価法には、割引キャッシュ・フロー・モデルまたは当社評価委員会が検証および承認したその他の手法が含まれます(評価委員会について、詳しくは次の文節を参照してください)。公正価値評価法は、プライベート・エクイティまたは流動性の低い有価証券の場合等、市場ベースの評価法を使ってAUMを評価できない場合にのみ使います。

シニア・オフィサーおよび従業員から構成される評価委員会には、顧客およびABのポートフォリオで保有している全ての投資の価格決定および評価を監督する責任があります。評価委員会は、これらのポートフォリオで保有している投資の価格決定および評価に適用される原則および方針を説明した価格決定方針書を採用しました。当社は評価委員会直属の価格決定グループも設けており、同グループには全ての投資の価格決定の過程を監督する責任があります。

投資顧問報酬および投資サービス基本報酬は、一般にAUMに対する一定の割合として計算し、収益に計上します。取引価格の全ての構成要素(すなわち、基本報酬の計算値)が月末時点で変動ではなくなり、対価の額が決定されます。報酬は取戻しの対象とならず、計上された収益の重大な取消しが発生する可能性は最小です。

ヘッジファンドまたはその他のオルタナティブ投資に関連する契約を含む一部の投資顧問契約上の資産運用履行義務の取引価格は、基本投資顧問報酬に加えて運用成績に基づく報酬(成功報酬を含みます。)について規定しています。運用成績に基づく報酬は、一定期間における、絶対値での投資の成績に対する一定の割合または定められたベンチマークを上回った投資の成績に対する一定の割合として計算します。運用成績に基づく報酬は変動対価の一形式であり、そのため、認識された累積収益の重大な取消しが発生しない可能性が高くなるまで、取引価格から除外されます。当社は、それぞれの報告日の時点で、もしあれば運用成績に基づく報酬に関連する収益を認識することができる範囲を決定するために、変動対価をめぐる(以下に議論する)制約要因を評価します。

取引価格に含まれる変動対価の金額に影響を与える制約要因は、変動対価に適用される契約上の取戻条項、対価が不確定である期間の長さ、可能性のある対価額の数値および範囲、ファンドの時価の著しい変動の可能性、当該報酬を稼得するため求められる契約上の閾値をファンドの価値が超える水準、ならびに、評価される金額の重要性を含みます。

バーンスタイン・リサーチ・サービス

バーンスタイン・リサーチ・サービスの収益は、主に、機関投資家顧客への取引執行サービスおよび株式リサーチ・サービスの提供に関して受領した手数料によって構成されます。取引執行サービスの仲介業務手数料および関連する費用は、履行義務が履行された取引日のベースで計上されます。通常の場合は、取引価格は、それぞれの取引の時点で、取引される株式の数または取引される対価の額に基づいて合意されます。リサーチの収益は、取引価格が定量化され、回収可能性が保証され、かつ、当該収益の重大な取消しの可能性が低くなった時点で認識されます。

販売収益

当社の子会社のうち2社が、会社がスポンサーであるミューチュアル・ファンドの販売会社および/または募集代理人として行為しており、これらのファンドの一部から、それぞれが負担した販売費の部分的補償として販売サービス報酬を受領します。変動対価は、当社が履行義務を履行した時点で、顧客との間の契約取決めおよび販売される具体的な商品に応じて、以下に議論する異なった方法により決定することができます。

大半の米国オープンエンド型ファンドは、ファンドがファンドの資産からその受益証券の販売および売出しに関する販売報酬およびサービス報酬(以下「**ルール12b-1報酬**」といいます。)を支払うことを許可する投資会社法のルール12b-1に基づくプランを採用済みです。米国オープンエンド型ファンドは、当社との間でそのような契約を締結しており、当社は、当社の米国オープンエンド型ファンドを販売する金融仲介機関に販売手数料を支払うものとする売出しおよび販売の契約を締結しています。いずれの当事者も、(通常は30日前に)通知することによってこれらの契約を解除することができ、これらの契約は特定の金額のファンドの受益証券を販売する義務を金融仲介機関に課しません。

当社は、ファンドの純資産価額(以下「NAV」といいます。)に対する一定の割合に基づいて毎月12b-1報酬を計上しています。月末には、NAVを算出することが可能となるので、取引の変動対価は制約を受けないものになり、対価の金額が決定されます。顧客は他のサービスとは独立してこれらのサービスの利益を享受することができるので、これらのサービスは他の資産運用サービスとは別個の異なるものです。当社は、毎月費用が発生する時点で、副販売会社に支払われる対応する12b-1報酬の未払処理を行います。当社はこれらの取引で本人としての資格で行うので、これらの収益および費用は総額ベースで計上されます。

当社は、限定的な場合に後取販売手数料方式のファンド受益証券を提供し、投資が一定の期間内に解約される場合には投資家に後払販売手数料(以下「**CDSC**」といいます。)を請求します。これらの契約の変動対価は、投資家による解約の時点および換金収入に依存します。こうした制約要因のために、当社は、投資家が投資を解約するまで取引価格からCDSC報酬を除外しています。解約後、これらの契約上の取決めに関連して受領した現金対価が、未償却の繰延販売手数料の減額として計上されます。

当社の大半の米国外ファンドの運用会社である当社のルクセンブルグ子会社は、ファンドの平均日次純資産額に基づく年率で毎日発生し、月次で支払われる運用報酬を得ています。一部の受益証券のクラスについては、株主サービスおよびその他の管理費を賄うために販売会社、その他の金融仲介機関およびサービス提供者に支払われる構成要素も、運用報酬が含む場合があります(オール・イン報酬とも呼ばれます。)。当社は、資産運用が販売とは異なると判断したので、投資および投資顧問の報酬の一部を、単独の販売価格に基づいてサービスの構成要素に関連する販売収益に配分しています。

その他の収益

顧客との間の契約による収益は、主に、株主サービス報酬、ならびにミューチュアル・ファンドの払戻およびその他の仲介業務収益によって構成されるその他の収益の一部も含みます。

当社は、会社がスポンサーであるミューチュアル・ファンドに提供される名義書換代理、管理および記録管理のサービスを含む株主サービスを提供しています。これらのサービスの対価は、ファンドのNAVに対する一定の割合またはサービスを受ける受益証券保有者の口座数に基づく固定報酬に基づきます。収益は、NAVまたは受益証券保有者の口座数の決定に係る制約要因が解決する月末に計上されます。

契約外の収益

受取配当金および受取利息は、稼得時に未収計上します。連結損益計算書の投資損益は、売買および公正価値で表示されるプライベート・エクイティ投資の未実現損益、当社のリミテッド・パートナーシップ・ヘッジファンド投資の持分法投資損益、ならびに、売却した投資の実現損益を含みます。

契約資産および負債

当社は、当初の期間が1年以下である契約について、実務上の簡便法を用いています。そのため、当社は、貨幣の時間価値を考慮せずに、契約獲得の増分費用を負担した時点で未払処理します。2019年12月31日現在、契約資産および契約負債の残高は重要とは考えられず、したがって、追加的開示は必要とされません。

当社がスポンサーである投資ファンドの連結

連結のために評価された法人(当社がスポンサーである投資ファンド)について、当社はまず、当社が受け取る報酬および当社が保有する持分が当該事業体における変動持分として適格であるかを、評価対象の事業体に対する意思決定者またはサービス提供者として当社に支払われた報酬の評価を含めて判定します。当社が受け取る報酬は、(i) 当該報酬が提供したサービスに対する対価であり、こうしたサービスを提供するために要求される努力水準に整合している場合、(ii) サービスの取決めに、独立企業間で取り決められる類似したサービスの取決め中で、慣例上表れる条項、条件または金額のみが含まれる場合、かつ(iii) 直接的および当社の関連者を通じて間接的に保有する当該事業体における当社の他の経済上の持分ならびに共通支配下にある関連者が保有する経済的持分により、当該事業体の重要性のない金額を超える損失を吸収することも、当該事業体の重要性のない金額を超える利益を享受することもない場合には、変動持分ではありません。

当社が変動持分を保有する事業体について、当社は、当該事業体のリスクにさらされている持分投資が不十分か、投資家には当該事業体に対する所有割合に比例した意思決定権が欠如しているか、および投資家は当該事業体の見込損失を吸収する義務または当該事業体の見込利益を享受する権利が欠如しているかを検討することで、当該事業体がVIEであるかを判定するための分析を実施します。

VIEは主たる受益者によって連結されなければならない、主たる受益者は、一般的にVIEにおける支配財務持分を有する当事者として定義されます。当社は、(i) VIEの経済実績に最も重要な影響を及ぼす当該VIEの活動を指図する権限、および(ii) VIEにとって潜在的に重要なものとなりえる損失または利益について、当該VIEの損失を負担する義務または当該VIEから利益を享受する権利、の両方を持つ場合に、VIEの支配財務持分を有するとみなされます。上記の(ii) を評価するに当たり、意思決定者またはサービス提供者としての当社に支払われる報酬は、報酬額が要求される努力水準に見合っており、かつサービスの取決めが、独立企業間で取り決められる類似したサービスの取決め中で慣例上示される条項、条件または金額のみを含む場合、除外されます。主たる受益者の評価は、通常、全ての事実および状況に基づき定性的に行われることに加えて、適宜定量的に行われます。

VIEではないと判定された事業体に対して当社が変動持分を有する場合、当該事業体はVOEモデルの下で連結の必要性を評価されます。リミテッド・パートナーシップおよび類似事業体については、当社が議決権付リミテッド・パートナーシップ持分を通じて当該事業体の解任権の過半数を有し、リミテッド・パートナーが実質的な参加権(または当社が当該事業体を支配していないことを示すその他の権利)を保有していない場合、当社はVOEに対する支配財務持分を有するとみなされ、当該事業体を連結することが求められます。リミテッド・パートナーシップ以外の事業体については、当社はVOEの議決権の過半数を所有している場合に、当該VOEの支配財務持分を有しているとみなされます。

保有している変動持分の決定、事業体がVIEかVOEかの判定、および当社がかかる事業体の支配財務持分を有しているかの判定に関して実施される分析には、判断を行うことが必要となります。この分析は、環境の変化または新たな事業体の組成につれて、継続的に更新されます。

現金および現金同等物

現金および現金同等物には、手許現金、要求払預金、マネー・マーケット・アカウント、翌日物コマーシャル・ペーパー、当初満期が3ヶ月以内である流動性の高い投資が含まれます。これら商品は短期であるという性質により、計上額は公正価値とほぼ等しいと判断しています（また、公正価値階層のレベル1証券であると考えています）。

未収報酬（正味）

未収報酬は引当金を控除した額で表示しています。投資顧問報酬および投資サービス報酬に関連する貸倒引当金は、受取勘定の年齢分析、過去の傾向に基づく回収可能性の評価、および他の定性的・定量的要因により決定します。定性的・定量的要因には、当社と顧客の関係、顧客の財務の健全性（または支払能力）、現在の経済状況、および口座が使用されているか閉鎖されているか、が含まれます。未収報酬にとって、貸倒引当金の金額は重要な値ではありません。

仲介業務取引

顧客の証券取引は決済日ベースで計上し、関連手数料収益および費用は取引日ベースで計上します。顧客に対する受取勘定および支払勘定には、現金取引および信用取引に関するものが含まれます。顧客が所有する証券を受取勘定に対する担保として保有しており、これらの担保は連結財務書類には反映されていません。当社は、契約または慣例により、この担保を売却するまたは再担保として差し入れることが可能であり、何度もそれを実行しています。2019年12月31日現在、再担保として差し入れている有価証券はありません。自己証券売買および関連費用は取引日ベースで計上します。

当社の子会社であるブローカー・ディーラーの借入有価証券および貸付有価証券は、取引に関連して差し入れたまたは受け入れた現金担保の額で計上し、連結財政状態計算書のブローカーおよびディーラーに対する受取勘定および支払勘定に含まれています。借入有価証券取引では、当社が貸付人に現金担保を預ける必要があります。貸付有価証券に関しては、当社は借入人から現金担保を受け入れます。2019年および2018年12月31日現在の連結財政状態計算書に計上されている借入有価証券および貸付有価証券の金額に関しては、注記8を参照してください。当初に差し入れたまたは受け入れた担保は、借入有価証券または貸付有価証券の公正価値とほぼ等しいか、またはそれを上回ります。当社は、借入有価証券および貸付有価証券の公正価値を毎日モニタリングし、必要に応じて追加の担保を求める、または、超過担保を返還します。2019年および2018年12月31日現在、差し入れた担保に関して必要な引当金はありません。収益または費用は取引期間にわたって認識します。

2019年および2018年12月31日現在、当社は、取引を円滑に進めるため、それぞれ2億400万ドルおよび1億9,690万ドルの現金を清算機関に預け入れており、これらを連結財政状態計算書においてその他の資産として報告しています。2019年12月31日現在、当社は米国短期国債を担保として差し入れていません。2018年12月31日現在、当社は総額3億9,240万ドルの米国短期国債を保有しており、当社の連結財政状態計算書上でその他投資に計上されています。これらの清算機関は、契約または慣例により、この担保を売却するまたは再担保として差し入れることができます。

器具、備品およびリース資産改良費（正味）

器具、備品およびリース資産改良費は、減価償却および償却累計額を控除した取得原価で計上します。減価償却費は、器具については8年、備品およびソフトウェアについては3～6年の見積耐用年数にわたり定額法で認識します。リース資産改良費は、見積耐用年数または関連リース期間のいずれか短い方にわたり定額法で償却を行います。

のれん

ABIは2000年に、投資リサーチおよび投資運用を手掛けるSCBインク（旧サンフォードCバーンスタイン・インク、以下「バーンスタイン」といいます。）を取得しました。バーンスタイン取得はパーチェス法を用いて会計処理を行い、取得原価は、取得資産および引受負債の見積公正価値に基づいて配分しました。購入価格が、識別可能な取得資産の公正価値を超過する額は、引受負債控除後で約30億ドルにのぼり、のれんとして認識しました。

2019年12月31日現在、連結財政状態計算書上に計上されているのれん31億ドルには、バーンスタイン取得の結果として発生した28億ドルと、様々なより小規模の取得に関連した2億7,600万ドルが含まれています。当社では、ABの報告セグメントおよび報告単位は1つのみであると判断しました。

当社は、毎年9月30日現在で当社ののれんの減損テストを行います。2019年9月30日現在、減損テストは、のれんが減損していないことを示しました。のれんの帳簿価額はまた、AUM、収益、利益、またはABホールディングの出資口価格の大幅な低下といった減損の可能性を示唆するような事実や状況が発生した場合にもレビューされます。2019年第4四半期に、減損の可能性を示唆する事実や状況は発生していません。

無形資産(正味)

無形資産は主に、取得時の見積公正価値に基づいて取得したバーンスタインの投資運用契約に割り当てられた取得原価から償却累計額を控除した金額で構成されます。無形資産は公正価値で認識し、一般に6~20年という見積耐用年数にわたって定額法で償却します。

2019年12月31日現在、連結財政状態計算書において、無形資産は償却累計額控除後で5,540万ドル計上されていますが、その内訳は、償却対象で耐用年数を確定できる無形資産が4,190万ドル(このうち、1,550万ドルはバーンスタイン取得関連)、および、その他の取得に関連し、償却対象ではなく耐用年数を確定できない無形資産が1,350万ドルです。2018年12月31日現在、連結財政状態計算書において、無形資産は償却累計額控除後で7,940万ドル計上されていますが、その内訳は、償却対象で耐用年数を確定できる無形資産が6,590万ドル(内、3,620万ドルはバーンスタイン取得関連)、およびその他の取得に関連し、償却対象ではなく耐用年数を確定できない無形資産が1,350万ドルです。2019年12月31日現在、耐用年数を確定できる無形資産の帳簿価額総額は4億6,890万ドル、2018年12月31日現在は4億7,510万ドルでした。また、償却累計額は2019年12月31日現在4億2,700万ドル、2018年12月31日現在は4億920万ドルでした。償却費は、2019年が2,880万ドル、2018年が2,780万ドル、2017年が2,790万ドルでした。2020年の年間見積償却費は約2,100万ドルで、2年目が約500万ドル、3年目から5年目が各約400万ドルです。

当社は、事象または状況の変化が帳簿価額を回収できない可能性を示唆する際に、耐用年数を確定できない無形資産の減損について定期的にレビューしています。帳簿価額が公正価値を上回る場合、追加の減損テストを実施し、減損損失がある場合はその額を測定します。2019年第4四半期に、当社は2016年のラミウス・オルタナティブ・ソリューションズ・エル・エル・シー買収に関連して310万ドルの減損損失を計上しました。取得した投資運用契約が2019年に失われたことにより、耐用年数を確定できる無形資産の帳簿価額が当該契約の公正価値を超過しました。当社は当該契約の公正価値を割引キャッシュ・フロー・モデルを使用して算定しました。この減損損失は、連結損益計算書上で一般管理費に計上されました。

繰延販売手数料(正味)

当社は、会社がスポンサーであるオープンエンド型ミューチュアル・ファンドの受益証券の販売に関連して、前取販売手数料なしに販売されたファンド受益証券(以下「後取販売手数料方式のファンド受益証券」といいます。)については、金融仲介機関に手数料を支払っています。これらの手数料は、繰延販売手数料として資産計上し、米国ファンド受益証券については5年半、米国外ファンド受益証券については4年を超えない、繰延販売手数料が概して回収される期間にわたり償却します。当社は、これらの繰延販売手数料を、ファンド受益証券の解約時に上記ファンドから受領した販売サービス手数料および上記ファンドの受益証券保有者から受領したCDSCから回収します。CDSCの現金回収額は、受領時に未償却繰延販売手数料の減額という形で計上します。2009年1月31日より、当社の米国ミューチュアル・ファンドは新規投資家に後取販売手数料方式のファンド受益証券を提供していません。

当社は、事象または状況の変化が帳簿価額を回収できない可能性を示唆すると、繰延販売手数料資産の減損について定期的にレビューしています。こうした要因が資産価値の減損を示唆している場合、当社は当該資産が残存期間にわたって発生させると見込まれる割引前キャッシュ・フローと資産の帳簿価額を比較します。繰延販売手数料資産の全額を回収することは不可能と判定した場合、当該資産は減損しているとみなされ、資産の計上額が見積公正価値を超過する金額で損失が計上されます。2019年および2018年のいずれも、減損損失は計上されていません。

リース

当社は、取引開始時に当該取引がリースかどうかを判定します。当社の連結財政状態計算書上では、使用权(以下「ROU」といいます。)資産およびリース負債にオペレーティング・リースとファイナンス・リースの両方が含まれています。

ROU資産は、リース期間にわたって原資産を使用する当社の権利を表し、リース負債は、リースから発生するリース料を支払う当社の義務を表します。ROU資産およびリース負債は、リース期間にわたっての支払リース料の現在価値に基づいて、リース開始時に認識されます。当社は、支払リース料の現在価値の算定において、リース開始時点で入手可能な情報に基づいて、当社の追加借入利率を使用します。当社のリース期間には、リースを延長または解約するオプションを含む場合があります。リースを延長または解約するこれらのオプションはリースごとに評価され、ROU資産およびリース負債は、オプションが行使されることが合理的に確実となった際に調整されます。

ROU資産およびリース負債の測定値を計算する際に、当社はリースに伴う固定支払を使用し、営業費用、固定資産税および従業員駐車場のようなその他の変動する契約上の債務は含めません。こうしたコストは、期間コストとして会計処理され、発生時に費用計上されます。

また、当社はASC 842-10-15-1に記載されているソフトウェア・ライセンス契約のような無形資産は除外します。これらの取決めは、引き続きASC 350「無形資産 - のれんおよびその他」の指針に従います。

偶発損失

全ての重要な訴訟事項について、当社は不利な結果が出る可能性を検討します。不利な結果が出る可能性が高いと当社が判断し、かつ、損失額を合理的に見積もることができる場合、当該訴訟の予測結果に関する見積損失額を計上します。不利な結果の発生が合理的に見込まれ、かつ、すでに引当済である金額を上回って生じうる損失があり、その損失額または損失額の範囲を見積もることができる場合、当社は、生じうる損失額または損失額の範囲の見積りとともにその事実を開示します。しかしながら、訴訟には不確実性が内在するため、特に原告が求める損害賠償額が多額であるか、もしくは確定していない場合には、結果を予測すること、または生じうる損失額やその範囲を見積めることは、多くの場合で容易ではありません。訴訟が初期段階にある場合、または訴訟が非常に複雑であるか、もしくは広範囲に及ぶ場合も同様です。これらの場合、当社は、結果の予測または生じうる損失額もしくは損失額の範囲の見積りが不可能であることを開示します。

条件付支払契約

当社は、企業結合に伴い、定期的に条件付支払契約を締結しています。これらの契約で当社は、所定の業績目標が達成されている限り、追加の対価を売り手に支払うことに同意します。企業結合が完了した時点で、当社は、これらの潜在的な将来債務の公正価値を見積り、連結財政状態計算書に負債として計上します。その後、測定期間にわたって、かかる債務の評価額を予想支払額の水準まで引き上げます。後日予想支払額が変更された場合は、その変更が行われた会計期間に債務が修正された結果として損益が発生します。予想支払額の変更およびその水準への債務評価額引き上げに起因する損益はともに、連結損益計算書の条件付支払契約に反映されます。

ミューチュアル・ファンドの引受活動

当社の子会社の引受活動に関連して行われる、会社がスポンサーであるミューチュアル・ファンドの受益証券の売買(関連手数料収入を含む)は、取引日に計上します。会社がスポンサーであるミューチュアル・ファンドの受益証券の販売に関するブローカーおよびディーラーに対する受取勘定は、通常、ファンド受益証券の購入に関する、会社がスポンサーであるミューチュアル・ファンドへの関連債務の決済に伴い、取引日から3営業日以内に実現します。販売計画ならびにその他の販売促進およびサービスに関する支払いは、発生時に費用として認識します。

長期インセンティブ報酬制度

当社は、非積立型非適格長期インセンティブ報酬制度を複数運営しています。この制度下で、通常第4四半期に従業員および当社またはその関係会社のいずれにも雇用されていないジェネラル・パートナー取締役会のメンバー(以下「**適格取締役**」といいます。)に年次の報奨を授与します。

2019年、2018年および2017年12月に授与された報奨では、報奨を制限付きABホールディング出資口と繰延現金給付に配分することを従業員参加者に認めました。通常、参加者(一部の上級経営幹部を除きます。)は、その報奨の50%までを繰延現金給付に配分することができますが、報奨ごとに総額250,000ドルが上限とされています。100,000ドル以下の報奨を受け取った米国外の従業員(駐在員を除きます。)は、それぞれ報奨の100%までを繰延現金給付に配分することができました。参加者は、2019年、2018年および2017年12月の報酬委員会の前に報奨の配分を選択し、同日に委員会がそれぞれ報奨を授与しました。これらの報奨に関して付与されたABホールディング出資口数は、付与日のABホールディング出資口終値に基づいていました。2019年、2018年および2017年の報奨は、次の通りです。

当社はABホールディング出資口を公開市場から買い付けるか、またはABホールディングから新規発行のABホールディング出資口を購入して、参加者に授与し、連結されたラビ・トラストで保管しています。権利が確定したABホールディング出資口および権利が未確定のABホールディング出資口に係る四半期ごとの分配金は、長期繰延が選択されているか否かにかかわらず、その期に参加者に支払っています。繰延現金給付に対する利息は当社の月間加重平均資金コストに基づいて、毎月末払計上しています。

当社は、株式報酬の付与に関連する報酬費用を公正価値法を用いて財務書類に計上しています。制限付きABホールディング出資口報奨の公正価値は付与日におけるABホールディング出資口の終値で、オプションの公正価値はブラック・ショールズ・オプション評価モデルを用いて決定します。公正価値法において、報酬費用は報奨の見積公正価値に基づいて付与日に測定し、要求された勤務期間にわたって認識します。年度末長期インセンティブ報酬に関しては、退職したかまたは理由なしに解雇された従業員の場合、競業および従業員と顧客の勧誘に関する制限を含め、適用される報奨契約で規定されている特定の合意事項および制限条項の遵守、ならびに現行リスク管理方針の不遵守の場合の返還を条件に、その報奨は維持されます。勤務要件が存在しないため、当社はこれらの報奨について付与日に全額を費用計上します。別途の雇用契約または協定で規定されている株式交換、雇用契約時の繰延報酬報奨、または類似した繰延報酬報奨の大部分には、所要勤務期間も盛り込まれています。報奨契約に従業員の勤務要件が盛り込まれているか否かに関係なく、ABホールディング出資口は、従業員が長期繰延を選択しない限り、通常4年にわたって従業員に比例的に支給されます。

制限付きABホールディング出資口の付与は、適格取締役に対して行うことができます。一般に、これらの制限付きABホールディング出資口は4年間にわたり按分して付与されます。これらの制限付きABホールディング出資口は、失権することはありません(適格取締役が、該当する報奨契約で用語が定義されている「理由」により解任された場合は除きます)。勤務要件が存在しないため、当社はこれらの報奨について付与日に全額を費用計上します。

当社は、公開市場においてABホールディング出資口を買い付けるか、または新規発行ABホールディング出資口をABホールディングから購入するかのいずれかの手段によって、制限付きABホールディング出資口の報奨に充当し、その後これらは支給されるまでまたは消却されるまで、連結されたラビ・トラストで保管されます。修正後のABリミテッド・パートナーシップ契約(以下「**ABパートナーシップ契約**」といいます。)に従い、ABがABホールディングから新規発行されたABホールディング出資口を購入する場合、ABホールディングは、ABから受領した受取金を、新規発行されたAB出資口を同じ口数分購入する目的で使うことが要求されます。したがって、ABホールディングのABに対する所有持分の割合は増加します。連結されたラビ・トラストに保有されるABホールディング出資口は、トラスト名義の会社資産であり、ABの一般債権者から保護されません。

2019年および2018年において、当社はABホールディング出資口600万口および930万口を、それぞれ1億7,260万ドルおよび2億6,800万ドルで買い付けました(取引日ベース)。これらの金額は、ABホールディング出資口290万口および650万口を、それぞれ8,270万ドルおよび1億8,320万ドルで公開市場で買付けたことを反映したもので、残額は、長期インセンティブ報酬の支給時に従業員が税金の源泉徴収に関する法定要件を満たすよう、従業員からABホールディング出資口を買い取りました。連結キャッシュ・フロー計算書に計上されているABホールディング出資口の購入は、分配金再投資を選択した一環として従業員が買い付けたABホールディング出資口を控除した後の値です。

四半期ごとに、改正後の1934年証券取引所法(以下「証券取引所法」といいます。)のルール10b5-1および10b-18に基づき、ABホールディング出資口を買い戻す計画の実施を検討しています。この種の計画では、企業は、自ら課した取引禁止期間または重要な非公開情報の保持により自社株の買戻しが認められない可能性がある時期でも、買戻しが許されています。当社が選定する各ブローカーは、制度で規定された条件および制約に従って当社に代わりABホールディング出資口を買い戻す権限が与えられます。買戻しは、米証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)が発表した規則の適用を受けることに加え、制度で規定されている特定の価格、出来高および時期の制約を受けます。2019年第4四半期に採択された制度は、2020年2月11日の営業時間終了をもって有効期限が切れます。ただし将来、別途制度を採用し、当社のインセンティブ報酬制度の下で予測される債務に充当するため、およびその他の企業目的のために、公開市場でABホールディング出資口を買い付ける可能性があります。

2019年には、従業員および適格取締役に770万口の制限付きABホールディング出資口の報奨を付与しました(12月に2019年度末の報奨として従業員に付与された540万口も含まれています)。2018年には、従業員および適格取締役に870万口の制限付きABホールディング出資口の報奨を付与しました(12月に2018年度末の報奨として従業員に付与された620万口も含まれています)。当社は、これらの報奨に充当するために、各期間に買い戻したABホールディング出資口および新規に発行したABホールディング出資口を使用しました。

2019年および2018年、ABホールディングは、ABホールディング出資口購入オプション行使時に、それぞれ50万口と90万口のABホールディング出資口を発行しました。ABホールディングは、行使価格として報奨の受給者から受け取った現金それぞれ1,150万ドルと1,660万ドルを、新たに発行された同じ口数のAB出資口を購入するために充当しました。

為替換算および外貨建て取引

国外子会社の資産および負債は、貸借対照表日の実勢為替レートを用いて機能通貨から米ドル(以下「US\$」)と換算し、関連収益および費用は、各期間の実勢平均為替レートを用いてUS\$に換算します。国外事業の資産および負債をUS\$に換算する際に発生する正味為替差損益は、連結包括利益計算書のその他の包括利益の独立項目として計上します。2019年、2018年および2017年の外貨建て取引に係る純損失は、それぞれ200万ドル、10万ドルおよび290万ドルで、連結損益計算書の一般管理費に計上されます。

分配金

ABは、ABパートナーシップ契約で定義されているところの使用可能なキャッシュ・フローの全てを、出資者およびジェネラル・パートナーに分配する義務があります。使用可能なキャッシュ・フローは、ABの営業活動から得たキャッシュ・フローから、事業で使用するためABが留保すべきだとジェネラル・パートナーが自己裁量で決定した金額を控除した額、またはABの営業活動から得たキャッシュ・フローに、既に留保しているキャッシュ・フローから取り崩すべきだとジェネラル・パートナーが自己裁量で決定した金額を加算した額です。

これまで、使用可能なキャッシュ・フローは、通常、当該四半期の調整後・希薄化後1口当たり当期純利益に、四半期末現在のジェネラル・パートナーシップ持分数とリミテッド・パートナーシップ持分数の合計を乗じた値としていました。経営陣は、今後の使用可能なキャッシュ・フローは、調整後・希薄化後1口当たり当期純利益に基づく値になると考えていますが、使用可能なキャッシュ・フローの計算において、調整後当期純利益に対して1つ以上の調整を行うべきではない、と経営陣が取締役会の同意を得て決定した場合は、この限りではありません。

2020年2月12日、ジェネラル・パートナーは、AB出資口1口当たり0.93ドルの分配金を宣言しました。これは、2019年12月31日に終了した3ヶ月間における使用可能キャッシュ・フローの分配です。ジェネラル・パートナーは、1%のジェネラル・パートナーシップ持分により、各分配金の1%を受け取る権利を有します。当該分配金は、2020年2月24日現在の登録出資者に、2020年3月5日に支払われます。

2019年、2018年および2017年にジェネラル・パートナーおよび出資者に支払われた1口当たりの分配金合計額は、それぞれ2.60ドル、3.16ドルおよび2.39ドルでした。

包括利益

当社は、連結包括利益計算書において包括利益の変動を全て報告しています。包括利益には、当期純利益、(2017年については)売却可能に分類される投資に係る未実現損益、為替換算調整額、数理計算上の利益(損失)、ならびに過去勤務費用が含まれます。利益が米国外に永久的に投資されるとみなされた国外子会社に係る為替換算調整額については、繰延税金を認識しませんでした。

3. 収益認識

2019年、2018年および2017年12月31日終了事業年度の収益の構成は以下の通りです。

	12月31日終了事業年度		
	2019年	2018年	2017年
	(千ドル)		
顧客との間の契約が適用されるもの：			
投資顧問報酬および投資サービス報酬			
基本報酬	2,372,429	2,244,068	2,106,525
運用成績に基づく報酬	99,615	118,143	94,780
バーンスタイン・リサーチ・サービス	407,911	439,432	449,919
販売収益			
オール・イン運用報酬	291,999	254,477	245,367
12b-1報酬	80,268	87,166	94,972
その他	82,776	76,919	71,724
その他の収益			
株主サービス報酬	77,394	75,974	75,024
その他	17,924	19,211	17,838
	3,430,316	3,315,390	3,156,149
顧客との間の契約が適用されないもの：			
受取配当金および受取利息、支払利息控除後	47,216	45,827	45,997
投資利益(損失)	38,659	2,653	92,102
その他の収益	2,241	3,491	4,273
	88,116	51,971	142,372
純収益合計	3,518,432	3,367,361	3,298,521

4. 1口当たり当期純利益

基本的1口当たり当期純利益は、当期純利益から1%のジェネラル・パートナーシップ持分を控除し、残りの99%を各年度における基本的加重平均リミテッド・パートナーシップ出資口数で除して計算します。希薄化後1口当たり当期純利益は、当期純利益から1%のジェネラル・パートナーシップ持分を控除し、残りの99%を各年度における希薄化後加重平均リミテッド・パートナーシップ出資口数の合計で除して計算します。

	12月31日終了事業年度		
	2019年	2018年	2017年
	(千ドル、1口当たりの金額を除く)		
AB出資者に帰属する当期純利益	752,042	757,588	662,403
加重平均社外流通出資口数 - 基本的報酬として付与されたABホールディング出資口	268,075	269,236	266,955
購入オプションの希薄化効果	44	251	430
加重平均社外流通出資口数 - 希薄化後	268,119	269,487	267,385
AB出資口1口当たり当期純利益 - 基本的	2.78	2.79	2.46
AB出資口1口当たり当期純利益 - 希薄化後	2.78	2.78	2.45

当社は2019年、2018年および2017年において、それぞれ29,056個、49,784個および1,970,741個のオプションについては、逆希薄化効果があることを理由に、希薄化後1口当たり当期純利益の計算から除外しています。

5. 連邦規制およびその他の要件に基づいて分別される現金および有価証券

2019年および2018年12月31日現在、証券取引所法のルール15c3-3に基づき、それぞれ11億ドルおよび12億ドルの米国短期国債が、当社仲介業務顧客専用の特別準備銀行保管口座に分別されています。

6. 投資

投資の内訳は以下の通りです。

	12月31日	
	2019年	2018年
	(千ドル)	
米国短期国債	-	392,424
持分証券：		
長期インセンティブ報酬関連	36,665	38,883
シードキャピタル	70,464	105,951
その他	73,202	73,409
上場オプション	6,931	2,568
リミテッド・パートナーシップ・ヘッジファンドへの投資：		
長期インセンティブ報酬関連	14,237	13,546
シードキャピタル	33,124	67,153
定期預金	18,281	8,783
その他	13,890	11,627
投資合計	266,794	714,344

長期インセンティブ報酬債務に関連する投資合計は、2019年および2018年12月31日現在、それぞれ5,090万ドルおよび5,240万ドルで、会社がスポンサーであるミューチュアル・ファンドおよびヘッジファンドから構成されます。2009年より前に付与された長期インセンティブ報酬に関しては、通常、制度参加者が名目上選択した当社がスポンサーであるミューチュアル・ファンドおよびヘッジファンドへ投資し、連結されたラビ・トラストまたは個別の保管口座で保管しました（現在も引き続き保管しています）。ラビ・トラストや保管口座で保管することにより、参加者に対して当社が負う債務を決済するべく、これらの投資を当社の他の資産と分別して保管することができます。ただしラビ・トラストおよび保管口座で保有している投資は、ABの一般債権者から保護されません。

当社が投資しているヘッジファンドに組み入れられている投資には、持分証券、確定利付証券（各種政府機関および非政府機関の資産担保証券も含まれます。）、通貨、コモディティおよびデリバティブ（各種スワップおよび先渡契約も含まれます。）のロングおよびショートポジションが含まれます。これらの投資は、取引相場価格で評価するか、または、取引相場価格が入手できない場合には、基礎となるファンドの価格決定方針および手続に基づいて公正価値で評価します。

当社は、当社顧客向けの新商品およびサービスの開発を支援するために、当社の投資チームにシードキャピタルを配分します。当社の売買目的のシードキャピタル投資の一部は、主として投資一任口座のポートフォリオ、米国ミューチュアル・ファンド、ルクセンブルグのファンド、日本の投資信託、もしくはデラウェアの事業信託という形式の持分商品もしくは確定利付商品です。当社は、プライベート・エクイティ・ファンドへの投資にもシードキャピタルを配分する場合があります。当社のシードキャピタル投資に関し、上記の金額は当社がVIEの主たる受益者ではないか、またはVOEにおける支配財務持分を保有していないファンドを反映しています。当社が連結したシードキャピタル投資に関する説明については、注記15「当社がスポンサーである連結対象投資ファンド」を参照してください。2019年および2018年12月31日現在、当社のシードキャピタル投資は、それぞれ3億5,810万ドルおよび3億9,160万ドルでした。当社がスポンサーである非連結対象投資ファンドへのシードキャピタル投資は、それらが活発な取引所に上場されていないが、純資産価額が公表されているファンドに匹敵する純資産価額を有し、償還に関する制限をもたない場合には、公表された純資産価額又は非公表の純資産価額を用いて評価されます。

加えて、当社は、企業株式のロングポジションおよび当社のオプション部門を通じて取引される上場オプションのロングポジションも有しています。

2019年および2018年12月31日現在、保有していたASC 321-10により定義されている持分証券に係る未実現売買益(損失)は、次の通りです。

	12月31日終了事業年度	
	2019年	2018年
	(千ドル)	
期中に認識された純利益(損失)	31,890	(21,797)
控除: 期中に売却された持分証券について期中に認識された純利益	18,138	1,515
保有する持分証券について期中に認識された未実現利益(損失)	13,752	(23,312)

7. デリバティブ商品

当社がスポンサーである連結対象投資ファンドによって保有されているデリバティブ商品の開示に関しては、注記15「当社がスポンサーである連結対象投資ファンド」を参照してください。

当社は、特定のシードキャピタル投資を経済的にヘッジするために、様々な先物取引、先渡取引、オプション取引およびスワップ取引を契約しています。また、特定の貸借対照表エクスポージャーを当社が経済的にヘッジするのに役立つ為替予約も行っています。それに加えて、当社のオプション部門は、上場株式オプションのロングポジションとショートポジションを売買しています。ASC 815-10「デリバティブおよびヘッジ」により正式なヘッジ関係として指定されるデリバティブは、一切保有していません。

ヘッジ手段として指定されていないデリバティブ商品(後述の当社オプション部門の取引活動に関連したデリバティブ商品を除きます。)に係る2019年および2018年12月31日現在の想定元本、公正価値、および投資利益(損失)で認識された損益は、次の通りです。

	想定元本	デリバティブ 資産	デリバティブ 負債	利益 (損失)
	(千ドル)			
2019年12月31日				
上場先物	171,112	939	871	(10,840)
為替予約	60,809	8,545	8,633	738
金利スワップ	92,756	1,746	2,254	(616)
クレジット・デフォルト・スワップ	168,303	2,151	5,611	(6,413)
トータル・リターン・スワップ	91,201	110	1,764	(21,164)
オプション・スワップ	354	-	126	(126)
デリバティブ合計	584,535	13,491	19,259	(38,421)
2018年12月31日				
上場先物	218,657	1,594	2,534	3,515
為替予約	87,019	7,647	7,582	379
金利スワップ	112,658	1,649	1,959	(125)
クレジット・デフォルト・スワップ	94,657	2,888	2,685	335
トータル・リターン・スワップ	99,038	3,301	62	8,246
デリバティブ合計	612,029	17,079	14,822	12,350

2019年および2018年12月31日現在、デリバティブ資産および負債は、当社の連結財政状態計算書のブローカーおよびディーラーに対する受取勘定および支払勘定の両方に含まれています。デリバティブ商品に係る損益は連結損益計算書上、投資利益(損失)に計上します。

当社は、デリバティブ金融商品の取引相手による債務不履行の際に、信用関連損失を被る可能性があります。当社は、信用レビューおよび承認プロセスを通じて、カウンターパーティー・エクスポージャーを最小限に抑えています。さらに、当社は、現金の形態での担保の差し入れおよび担保の受け入れの両方が要求される店頭デリバティブ取引の相手と、様々な担保契約を締結しています。2019年および2018年12月31日現在、当社が保有しいずれ取引相手に返還する現金担保は、それぞれ30万ドルおよび480万ドルでした。この現金返還義務は、当社の連結財政状態計算書のブローカーおよびディーラーに対する支払勘定に計上されています。

デリバティブ市場において取引量の測定として最もよく使用されるのは想定元本ですが、信用リスクの測定には使用されません。通常、当社のデリバティブ契約の現在の信用リスクは、ネットिंग契約および受入担保が存在していることを考慮した、報告日現在のデリバティブ契約のプラスの見積公正価値(正味)に限定されます。ブラ

スの公正価値のデリバティブ(デリバティブ資産)は、契約終了時に取引相手が当社に支払義務を負うため、信用リスクが存在していることを意味します。その一方で、マイナスの公正価値のデリバティブ(デリバティブ負債)は、契約終了時に当社が取引相手に現金を支払う義務を負うことを意味します。通常、単一の取引相手との間で1件を超えるデリバティブ取引がある場合、当該取引相手とのデリバティブ取引に関して合計による純額決済を規定したマスター・ネットリング契約が存在します。

店頭デリバティブ取引に関する当社の標準契約書(以下「ISDAマスターアグリーメント」といいます。)の中には、各取引相手の信用格付けに関する信用リスク関連の条件付の規定が含まれているものがあります。ISDAマスターアグリーメントの中には、取引相手の信用格付け、または一部の契約では当社のAUMが一定の限度を下回った場合、デフォルト事由、または取引相手にとってISDAマスターアグリーメントの解除が認められる解除事由のいずれかを引き起こすことがあります。担保が規定されている全ての契約においては、取引相手の信用格付けに応じて、負債ポジション(正味)に対して様々なレベルの担保設定が適用されます。2019年および2018年12月31日現在、ブローカーの口座に受け渡した現金担保は、それぞれ430万ドルおよび450万ドルでした。この現金担保は、当社の連結財政状態計算書の現金および現金同等物に計上されています。

2019年および2018年12月31日現在、当社は、それぞれ690万ドルおよび260万ドルの上場株式オプションのロングポジションを保有していました。それらは、連結財政状態計算書のその他の投資に算入されています。それに加えて、2019年および2018年12月31日現在、それぞれ1,230万ドルおよび380万ドルの上場株式オプションのショートポジションも保有していました。こちらは、連結財政状態計算書の売却済未購入有価証券に算入されています。当社のオプション部門は、株式デリバティブ戦略、および個別株式銘柄、上場ファンド、指数の上場オプション執行サービスを顧客に提供しています。主に仲介業務ベースながら、オプション部門は、顧客取引を円滑に進めるための資金をコミットすることがあります。オプション部門は、相殺する株式ポジションを構築して、このような業務関連のリスクをヘッジしています。2019年および2018年12月31日終了事業年度に関して、株式オプション取引でそれぞれ2,220万ドルおよび790万ドルの損失を認識しました。これらの損失は、連結損益計算書の投資利益(損失)で認識されています。

8. 資産と負債の相殺

当社がスポンサーである連結対象投資ファンドの資産および負債の相殺についての開示に関しては、注記15「当社がスポンサーである連結対象投資ファンド」を参照してください。

2019年および2018年12月31日現在の資産の相殺は、次の通りです。

	認識された資産 産総額	財政状態 計算書で 相殺された 総額	財政状態 計算書に 表示された 資産純額	金融商品	現金担保受入 額	純額
(千ドル)						
2019年12月31日						
借入有価証券	38,993	-	38,993	(38,993)	-	-
デリバティブ	13,491	-	13,491	-	(251)	13,240
上場オプション (ロングポジション)	6,931	-	6,931	-	-	6,931
2018年12月31日						
借入有価証券	64,856	-	64,856	(64,217)	-	639
デリバティブ	17,079	-	17,079	-	(4,831)	12,248
上場オプション (ロングポジション)	2,568	-	2,568	-	-	2,568

2019年および2018年12月31日現在の負債の相殺は、次の通りです。

	認識された負債総額	財政状態計算書で相殺された総額	財政状態計算書に表示された負債純額	金融商品	現金担保差入額	純額
(千ドル)						
2019年12月31日						
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ	19,259	-	19,259	-	(4,276)	14,983
上場オプション (ショートポジション)	12,348	-	12,348	-	-	12,348
2018年12月31日						
貸付有価証券	59,526	-	59,526	(59,526)	-	-
デリバティブ	14,822	-	14,822	-	(4,458)	10,364
上場オプション (ショートポジション)	3,782	-	3,782	-	-	3,782

デリバティブ商品に係り差し入れているか受け入れているかを問わず、現金担保は重大な値とみなされていないため、取引相手別に開示していません。

9. 公正価値

当社がスポンサーである連結対象投資ファンドの公正価値の開示に関しては、注記15「当社がスポンサーである連結対象投資ファンド」を参照してください。

公正価値は、測定日時点で市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格(すなわち「出口価格」と定義されます。公正価値階層の3つの広義のレベルは以下の通りです。

レベル1 - 報告日における、同一の資産または負債に関して入手可能な、活発な市場での相場価格。

レベル2 - 報告日における、活発ではない市場での相場価格または直接的・間接的に観察可能なその他の価格決定インプット。

レベル3 - 公正価値測定にとって重要でありかつ報告日において観察可能でない価格または評価手法。これらの金融商品には双方向市場がなく、経営陣による公正価値の最善の見積りを用いて測定します。公正価値を決定する際のインプットは、経営陣による重要な判断または見積りを必要とします。

経常的に公正価値で測定される資産および負債

2019年および2018年12月31日現在、価格決定における観察可能性のレベル別に示した金融商品評価額の内訳は、次の通りです(単位:千ドル)。

	NAV					合計
	レベル1	レベル2	レベル3	簡便法 ⁽¹⁾	その他	
2019年12月31日:	(千ドル)					
マネー・マーケット・ファンド	126,401	-	-	-	-	126,401
分別有価証券(米国短期国債)	-	1,094,866	-	-	-	1,094,866
デリバティブ	939	12,552	-	-	-	13,491
投資						
持分証券	170,946	8,952	119	314	-	180,331
上場オプション (ロングポジション)	6,931	-	-	-	-	6,931
リミテッド・パートナーシップ・ ヘッジファンド ⁽²⁾	-	-	-	-	47,361	47,361
定期預金 ⁽³⁾	-	-	-	-	18,281	18,281
その他の投資	5,883	-	-	-	8,007	13,890
投資合計	183,760	8,952	119	314	73,649	266,794
公正価値で測定される資産合計	311,100	1,116,370	119	314	73,649	1,501,552
売却済未購入有価証券						
企業株式(ショートポジション)	17,809	-	-	-	-	17,809
上場オプション (ショートポジション)	12,348	-	-	-	-	12,348
デリバティブ	871	18,388	-	-	-	19,259
条件付支払契約	-	-	22,911	-	-	22,911
公正価値で測定される負債合計	31,028	18,388	22,911	-	-	72,327

	NAV					合計
	レベル1	レベル2	レベル3	簡便法 ⁽¹⁾	その他	
2018年12月31日:						
マネー・マーケット・ファンド	102,888	-	-	-	-	102,888
分別有価証券(米国短期国債)	-	1,169,554	-	-	-	1,169,554
デリバティブ	1,594	15,485	-	-	-	17,079
投資						
米国短期国債	-	392,424	-	-	-	392,424
持分証券	209,414	8,372	142	315	-	218,243
上場オプション (ロングポジション)	2,568	-	-	-	-	2,568
リミテッド・パートナーシップ・ ヘッジファンド ⁽²⁾	-	-	-	-	80,699	80,699
定期預金 ⁽³⁾	-	-	-	-	8,783	8,783
その他の投資	4,269	-	-	-	7,358	11,627
投資合計	216,251	400,796	142	315	96,840	714,344
公正価値で測定される資産合計	320,733	1,585,835	142	315	96,840	2,003,865
売却済未購入有価証券						
企業株式(ショートポジション)	4,841	-	-	-	-	4,841
上場オプション (ショートポジション)	3,782	-	-	-	-	3,782
デリバティブ	2,534	12,288	-	-	-	14,822
条件付支払契約	-	-	7,336	-	-	7,336
公正価値で測定される負債合計	11,157	12,288	7,336	-	-	30,781

- (1) 実務上の簡便法としてNAV(またはその同等物)を使用して公正価値で測定されている投資。
(2) GAAPに従って公正価値で測定されていない持分法による被投資会社への投資。
(3) GAAPに従って公正価値で測定されず、償却原価で評価された投資。

その他の投資は、(i) 直ちに利用することができる公正価値がない1件のソフトウェア発行企業への投資(2019年12月31日現在、100万ドル)、(ii) 直ちに利用することができる公正価値がない1件のスタートアップ企業への投資(2019年および2018年12月31日現在、それぞれ90万ドル)、(iii) GAAPに従って公正価値で測定されない1件の持分法投資対象への投資(2019年および2018年12月31日現在、それぞれ290万ドルおよび340万ドル)、ならびに(iv) GAAPに従って公正価値で測定されないブローカー・ディーラー取引所会員権(2019年および2018年12月31日現在、それぞれ320万ドルおよび310万ドル)を含みます。

以下は、公正価値で測定される商品について用いる公正価値評価手法および評価階層に従ったこれら商品の一般的な分類の説明です。

マネー・マーケット・ファンド: 当社は、活発な市場での相場価格に基づいて評価が行われる各種マネー・マーケット・ファンドに余剰現金を投資しています。これらは、評価階層のレベル1に分類されます。

米国債: 当社は米国債を保有しており、これらは証券取引所法のルール15c3-3で定められている通り、主に特別準備銀行保管口座に分別されています。これらの証券は、流通市場での相場利回りに基づいて評価が行われ、評価階層のレベル2に分類されます。

持分証券: 当社の持分証券は、会社がスポンサーでNAVがあるミューチュアル・ファンド、ならびに主に活発な市場での相場価格がある持分証券および確定利付証券のミューチュアル・ファンドから成る各種の投資一任ポートフォリオから構成されます。これらの投資は、評価階層のレベル1に分類されます。さらに、一部の証券は、認められた価格決定機関からの観察可能なインプットに基づき評価されますが、これらは評価階層のレベル2に含まれます。

デリバティブ: 当社は、評価階層のレベル1に含まれる、取引相手との上場先物契約を締結しています。さらに、当社は、一般に認められた価格決定機関から入手した観察可能なインプットに基づいて評価され、評価階層のレベル2に含まれる、取引相手との為替予約、金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、オプション・スワップおよびトータル・リターン・スワップを締結しています。

オプション: 当社は、評価階層のレベル1に含まれる上場オプションを保有しています。

売却済未購入有価証券：売却済未購入有価証券は主に株式および上場オプションのショートポジションを反映したもので、評価階層のレベル1に分類されます。

条件付支払契約：条件付支払契約は、さまざまな取得に関連する条件付支払債務に関するものです。報告日ごとに、観察可能でない市場データのインプットを用いたAUMおよび収益の確率加重予想に基づいて支払われる見込みの条件付対価の公正価値を見積ります。これらは、評価階層のレベル3に含まれます。

2019年12月31日終了事業年度に、320万ドルの有価証券がレベル2からレベル1に振り替えられました。2018年12月31日終了事業年度にレベル2からレベル1に振り替えられた有価証券はありません。2019年および2018年12月31日終了事業年度にレベル2とレベル3の間で振り替えられた有価証券はありません。

公正価値で計上され、エクイティ証券として分類されるレベル3の金融商品に関連した帳簿価額の変動は、次の通りです。

	12月31日	
	2019年	2018年
	(千ドル)	
期首残高	142	1,071
購入	-	-
売却	-	-
実現利益(損失)(正味)	-	-
未実現(損失)利益(正味)	(23)	(929)
期末残高	119	142

公正価値階層の全てのレベルへの振替および全てのレベルからの振替については、期末の公正価値で反映されています。レベル3の金融商品の実現損益および未実現損益は、連結損益計算書の投資損益に計上します。

2018年1月1日現在、当社はエネルギー・セクター特化型プライベート・エクイティ・ファンドにも投資しており(公正価値は100万ドル)、これはレベル3に分類されていましたが、2018年第2四半期に評価減されました。この投資の評価は、当該ファンドや業界の最近の取引を踏まえたマーケット・アプローチに基づいていました。

当社は、2019年にオートノマス・リサーチ・エル・エル・ピー(以下「オートノマス」といいます。)、2016年にラミウス・オルタナティブ・ソリューションズ・エル・エル・シーを買収しましたが、いずれも購入価格の一部として条件付対価の取決めが含まれていました。公正価値で計上され、条件付支払契約に分類されるレベル3の金融商品に関連した帳簿価額の変動は、次の通りです。

	12月31日	
	2019年	2018年 ⁽¹⁾
	(千ドル)	
期首残高	7,336	10,855
取得	17,384	-
増価	2,542	210
見積りの変更	(3,051)	(2,429)
支払額	(1,300)	(1,300)
期末残高	22,911	7,336

2019年に、当社は5年間を測定期間とした予想手数料収入に基づく未払条件付対価1,740万ドルを2019年の買収について計上しました。この負債は、0.7%から2.5%の範囲の予想収益成長率ならびに当社の借入コストに基づき3.5%の無リスク金利および6.9%のリスク調整利率の市場価格を反映した10.4%の割引率を使用して評価されました。また、当社は2016年の買収に関連して、未払条件付対価の見積額の変動310万ドルを計上しました。2016年の買収に関連するこの負債は、残存測定期間にわたる改訂後の収益成長率50%および割引率3.0%を使用して評価されました。

2018年に、当社はアーンアウトのストラクチャーを修正することおよびそれを1年間延長することによって、当社の2016年の取得に関連する条件付支払を変更しました。この変更の一部として、当社は条件付対価に関連する見積りの変更240万ドルを計上しました。

2019年および2018年12月31日現在、買収関連の条件付対価負債は、それぞれ2,290万ドルおよび730万ドルでした。

非経常的に公正価値で測定される資産および負債

2019年および2018年の12月31日に終了する事業年度とも、減損について非経常的に公正価値で測定された重要な資産または負債はありません。

10. 器具、備品およびリース資産改良費(正味)

器具、備品およびリース資産改良費(正味)の内訳は以下の通りです。

	12月31日	
	2019年	2018年
	(千ドル)	
器具および備品	575,378	561,816
リース資産改良費	266,365	253,439
	841,743	815,255
控除：減価償却および償却累計額	(696,492)	(659,736)
器具、備品およびリース資産改良費(正味)	145,251	155,519

2019年、2018年および2017年12月31日終了事業年度における器具、備品およびリース資産改良費の減価償却費および償却費は、それぞれ3,810万ドル、3,420万ドルおよび3,280万ドルでした。

11. 繰延販売手数料(正味)

2019年および2018年12月31日終了事業年度の繰延販売手数料(正味)の内訳は以下の通りです(償却済の繰延販売手数料に関連する金額は除外しています)。

	12月31日	
	2019年	2018年
	(千ドル)	
繰延販売手数料の帳簿価額	68,371	78,971
控除：償却累計額	(19,348)	(40,506)
受取CDSC累計額	(12,727)	(21,317)
繰延販売手数料(正味)	36,296	17,148

(1) 過年度の金額は、2019年の表示に合わせて組み替えられています。

2019年、2018年および2017年12月31日終了事業年度における償却費は、それぞれ1,500万ドル、2,130万ドルおよび3,190万ドルでした。将来、追加のCDSCを受領しないと仮定した場合の2019年12月31日の正味資産残高に関連する見積将来償却費は以下の通りです(千ドル)。

2020年	17,049
2021年	11,666
2022年	7,127
2023年	454
	36,296

12. 借入債務

ABは、商業銀行およびその他の貸付人の集団との間で、8億ドルの無担保シニア・リボルビング確約信用枠(以下「**信用枠**」といいます。)を有し、その満期は2023年9月27日です。信用枠には、最大増加分を合計2億ドルとする元本増額規定がありますが、当該増額には影響を受ける貸付人の同意が必要となります。信用枠は、ABのコマーシャル・ペーパープログラムに対する補助を含め、ABおよびサンフォード・C・バーンスタイン・アンド・カンパニー・エル・エル・シー(以下「**SCB LLC**」といいます。)のビジネス目的に使用できます。ABおよびSCB LLCは両方とも、信用枠から直接引き出すことができ、経営陣は適宜信用枠を利用する可能性があります。ABは、信用枠に基づくSCB LLCの債務を保証することに同意しました。

信用枠には、このタイプの信用枠にとっての慣例条項である積極的誓約条項、消極的誓約条項および財務制限条項が含まれており、資産の処分に対する制限、担保権に対する制限、最低インタレスト・カバレッジ・レシオおよび最大レバレッジ比率などが規定されています。2019年12月31日現在、当社はこれらの条項を遵守しています。信用枠にはまた、慣例的な債務不履行事由(慣例的な猶予期間を伴うものもあります。)が規定されています。その中には、債務不履行事由発生時には貸付残高全額の返済を繰り上げられる、および/または貸付人の貸付義務を解除できるという規定も含まれています。また、当該規定に基づき、一定の支払不能または破産関連の債務不履行事由が生じた場合、信用枠に基づく全ての未済額は、自動的にただちに期日到来となり、貸付人の貸付義務は自動的に解除されることとなります。

信用枠の下で、当社は、信用枠の満期時まで、随時借入、返済および再借入を行うことができます。当社の要請による任意の期限前返済および確約額の減少は、適切な通知および最低金額要件に従うことを条件として、手数料なしで(ただし、実行済みの貸付の期限前返済に関する慣例的な解約費を除きます。)随時行うことが認められています。信用枠に基づく借入には、当社の選択により、適用マージン(ABの信用格付けに応じて調整されます。)に、ロンドン銀行間取引金利、変動基準金利またはフェデラル・ファンド金利のいずれかを上乗せした年率の金利が付されます。

2019年および2018年12月31日現在、信用枠の下での借入残高はありません。2019年および2018年には、当社は信用枠を使用しませんでした。

上記信用枠に加えて、2019年11月4日にABIはEQHとの間で、9億ドルの無担保シニア確約信用枠(以下「**EQH信用枠**」といいます。)を設定しました。EQH信用枠の満期は2024年11月4日で、ABのビジネス目的全般で利用することができます。EQH信用枠に基づく借入には、通常、翌日物実勢コマーシャル・ペーパー金利に基づいた年率の金利が付されます。

EQH信用枠には、ABの確約銀行信用枠と実質的に同一の肯定的制限条項、積極的誓約条項、消極的誓約条項が含まれています。EQH信用枠にはまた、ABの確約銀行信用枠と実質的に同一の慣例的な債務不履行事由が規定されています。その中には、債務不履行事由発生時には貸付残高全額の返済を繰り上げられる、および/または貸付人の貸付義務を解除できるという規定も含まれています。

EQH信用枠の下で、当社は、信用枠の満期時まで、随時借入、返済および再借入を行うことができます。ABおよびEQHは、適切な通知によって、随時違約金が発生することなく、この確約を減額または終了することができます。EQHはまた、当社のジェネラル・パートナーに支配の変更がある場合には、即座にこの信用枠を終了させることができます。

2019年12月31日現在、ABIはEQH信用枠の下で約1.6%の金利で5億6,000万ドルの借入残高を有しています。EQH信用枠が利用可能であった2019年の57日間の1日当たりの平均借入額は3億5,860万ドルで、加重平均金利は約1.6%でした。

2019年12月31日現在、発行済コマーシャル・ペーパー残高はありません。2018年12月31日現在、ABIは5億2,320万ドルのコマーシャル・ペーパー残高を有し、その加重平均金利は約2.7%でした。コマーシャル・ペーパーは短期であるという性質により、計上額は公正価値に近似していると見積もられます(公正価値階層ではレベル2の有価証券とみなされます)。2019年にコマーシャル・ペーパー残高があった317日間の1日当たりの平均借入額は4億3,860万ドルで、その加重平均金利は2.6%でした。2018年の1日当たりの平均借入額は3億5,030万ドルで、その加重平均金利は約2.0%でした。

ABはまた、大手の国際的な銀行との間で2億ドルの無担保シニア・リボルビング確約信用枠(以下「リボルバー」といいます。)を有し、その満期は2021年11月16日です。リボルバーは、ABおよびSCB LLCの事業目的で使用する事ができ、これには主にSCB LLCの営業活動に関連した資金需要を満たすための追加流動性の提供が含まれます。ABおよびSCB LLCは両方とも、リボルバーから直接引き出すことができ、経営陣はリボルバーからの適宜資金引出しを予想しています。ABは、リボルバーに基づくSCB LLCの債務を保証することに同意しています。リボルバーには、信用枠と同一の肯定的制限条項、否定的制限条項および財務制限条項が付されています。2019年12月31日現在、リボルバーの下での借入残高はありません。2018年12月31日現在、当社はリボルバーの下で3.4%の金利で2,500万ドルの借入残高を有していました。2019年および2018年における1日当たりの平均借入額は、それぞれ2,350万ドルおよび1,940万ドルで、加重平均金利はそれぞれ3.2%および2.8%でした。

さらに、SCB LLCは現在、金融機関3社に未使用信用枠を保有しています。そのうち2つの信用枠には合計約1億7,500万ドルの借入可能額の上限が設定され、ABが追加債務者とされているのに対し、残りの信用枠には上限についての規定はありません。2019年および2018年12月31日現在、SCB LLCはこれらの信用枠の下での借入残高はありません。2019年および2018年のこれらの信用枠での1日当たりの平均借入額は、それぞれ190万ドルおよび270万ドルで、加重平均金利はそれぞれ約1.9%および1.6%でした。

13. リース

当社は、様々なオペレーティング・リースおよびファイナンス・リースにより、事務所用スペース、オフィス機器およびIT関連をリースしています。当社の現行リースの残存期間は1年から11年であり、その一部には最長5年間リースを延長するオプションが含まれ、また一部は1年以内にリースを解約するオプションを含んでいます。

2010年以降、当社は100万平方フィートを超えるオフィス・スペースを転貸しました。当社の世界的なスペース統合計画に関連する負債は、2018年12月31日現在で8,580万ドルでした。2019年1月1日付のASC 842の適用時に、この負債は当社のオペレーティング使用権資産の控除として計上されました。

2019年12月31日現在の連結財政状態計算書に含まれるリースは以下の通りです。

	区分	2019年12月31日 (千ドル)
オペレーティング・リース		
オペレーティング・リース使用権資産	使用権資産	360,185
オペレーティング・リース負債	リース負債	465,907
ファイナンス・リース		
有形固定資産(総額)	使用権資産	3,825
使用権資産の償却	使用権資産	(1,317)
有形固定資産(純額)		2,508
ファイナンス・リース負債	リース負債	2,544

2019年12月31日時点の連結損益計算書に含まれるリース費用の構成は以下の通りです。

	区分	2019年12月31日 (千ドル)
オペレーティング・リース・コスト	一般管理費	106,085
ファイナンス・リース・コスト		
使用権資産の償却	一般管理費	1,317
リース負債に係る利息	支払利息	71
ファイナンス・リース・コスト合計		1,388
変動リース・コスト ⁽¹⁾	一般管理費	40,786
転貸収入	一般管理費	(55,522)
リース・コスト純額		92,737

(1) 変動リース費用には、営業費用、固定資産税および従業員駐車場が含まれます。

転貸収入は、転貸賃借人から受領したすべての収益を表します。これは主として、固定部分の基本賃料と、営業費用、固定資産税および従業員駐車場などの変動立替費用の合計です。転貸収入の大部分は、ニューヨーク市街の転貸契約から発生しています。基本賃料に関連する転貸収入は定額法で計上されています。

リース負債の満期は以下の通りです。

	オペレーティング・ リース	ファイナンス・ リース (千ドル)	合計
2020年	110,178	1,385	111,563
2021年	104,644	741	105,385
2022年	90,363	356	90,719
2023年	82,806	126	82,932
2024年	79,625	23	79,648
2025年以降	43,162	-	43,162
リース料支払額合計	510,778	2,631	513,409
控除：利息	(44,871)	(87)	
リース負債の現在価値	465,907	2,544	

2018年10月、当社はナッシュビル新本社における218,976平方フィートに関連した、2020年半ばに開始されるリース契約を締結しました。15年間の当初リース期間にわたる基本賃借料債務合計(税金、営業費用および公共料金を除きます)の見積額は1億3,400万ドルです。2019年4月、当社はニューヨーク市における約190,000平方フィートのスペースに関連した、2024年に開始されるリース契約を締結しました。20年間のリース期間にわたる基本賃借料債務合計(税金、営業費用および公共料金を除きます)の見積額は約4億4,800万ドルです。

リース期間および割引率

加重平均残存リース期間(年)：

オペレーティング・リース	5.23
ファイナンス・リース	2.37

加重平均割引率

オペレーティング・リース	3.51%
ファイナンス・リース	3.02

リース関連の補完的なキャッシュ・フロー情報は以下の通りです。

	2019年12月31日終了 事業年度 (千ドル)
リース負債の測定に含まれる額に対する現金支払額：	
オペレーティング・リースによる営業キャッシュ・フロー	132,669
ファイナンス・リースによる営業キャッシュ・フロー	71
ファイナンス・リースによる財務キャッシュ・フロー	1,281
リース負債の見返りに取得した使用権資産 ⁽¹⁾ ：	
オペレーティング・リース	11,108
ファイナンス・リース	1,469

(1) 非現金活動を表し、したがって連結キャッシュ・フロー計算書には反映されていません。

14. 契約債務および偶発債務

リース

当社は、様々なリースの取決めにより、事務所用スペース、オフィス機器およびIT関連をリースしています。2019年12月31日現在、当社が支払義務を負う、解約不能リースに関する将来の最低リース料支払額、転借による契約債務および関連する支払額（第三者賃借人が当社に支払うべき転貸関連の契約債務を控除した額）は、以下の通りです。

	支払額	転貸による受領金 (百万ドル)	支払額(正味)
2020年	117.1	33.8	83.3
2021年	115.1	34.4	80.7
2022年	102.0	31.5	70.5
2023年	94.5	31.0	63.5
2024年	91.2	30.4	60.8
2025年以降	619.2	-	619.2
将来の最低リース料支払額合計	1,139.1	161.1	978.0

訴訟手続

ABは規制当局からの調査、行政手続および訴訟を含む様々な案件にも関与する可能性があり、その一部では多額の損害賠償が申し立てられる可能性があります。これらの案件について、当社に損失が発生することは合理的に可能性がありますが、現時点ではこのような損失を当社が見積もることは不可能です。

経営陣は現在、法律顧問と協議の上で、係属中または発生するおそれのあるいずれの個別案件も、もしくはこの全てを合算しても、当社の経営成績、財政状態または流動性に重要な悪影響を与える結果にはならないと確信しています。しかし、いずれの調査、手続または訴訟も不確定要素を内包しているため、これらの係属中または発生するおそれのある個別案件のいずれか、もしくはこの全てを合算した結果の動向が、当社の将来の報告期間の経営成績、財政状態または流動性に重要な悪影響を及ぼすか否かを、経営陣が判定することは不可能です。

その他

アライアンス・バーンスタイン・ユー・エス・リアル・エステート・エル・ピー（以下「リアルエステート・ファンド」といいます。）のジェネラル・パートナーとして、当社はリアルエステート・ファンドに2,500万ドルを投資することを確約しました。2019年12月31日現在、この確約のうち2,240万ドルの資金拠出を行っていました。アライアンス・バーンスタイン・ユー・エス・リアル・エステートII・エル・ピー（以下「リアルエステート・ファンドII」といいます。）のジェネラル・パートナーとして、当社はリアルエステート・ファンドIIに2,800万ドルを投資することを確約しました。2019年12月31日現在、この確約のうち1,990万ドルの資金拠出を行っていました。

15. 当社がスポンサーである連結対象投資ファンド

当社は当社がスポンサーである新規投資ファンドへ定期的にシードキャピタルを提供します。したがって、当社は各四半期において、さまざまな当社がスポンサーである投資ファンドを連結対象としたり、連結対象から外したりすることがあります。当社がスポンサーである各投資ファンドへの関与に関連するリスクが類似しているため、帳簿価額および資産の分類に関する開示など、VIEモデルの下で必要とされる開示は合算されています。

当社は当社がスポンサーである投資ファンドに対して経済的支援を行う義務を負わず、当該各ファンドの資産のみが各ファンド自体の債務を決済するために利用されます。当社がスポンサーである連結対象投資ファンドに関わる損失への当社のエクスポージャーはそれらのファンドに対する当社の投資およびそれらのファンドから当社が得る管理報酬に限定されます。それらのファンドのエクイティ保有者および債権者はABの資産又はABの債権全般に対して請求権がありません。

連結財政状態計算書に含まれる連結VIEおよびVOEの残高は次の通りでした。

	2019年12月31日			2018年12月31日		
	VIE	VOE	合計	VIE	VOE	合計
	(千ドル)					
現金および現金同等物	9,623	1,810	11,433	11,880	1,238	13,118
投資	404,624	176,380	581,004	217,840	133,856	351,696
その他の資産	9,618	10,192	19,810	6,024	16,816	22,840
資産合計	423,865	188,382	612,247	235,744	151,910	387,654
負債	12,147	18,870	31,017	5,215	17,395	22,610
償還可能非支配持分	273,219	52,342	325,561	117,523	28,398	145,921
AB出資者に帰属するパートナー資本	138,499	117,170	255,669	113,006	106,117	219,123
負債、償還可能非支配持分および パートナー資本の合計	423,865	188,382	612,247	235,744	151,910	387,654

公正価値

現金および現金同等物には、手許現金、要求払預金、翌日物コマーシャル・ペーパー、当初満期が3ヶ月以内である流動性の高い投資が含まれます。これら商品は短期であるという性質により、計上額は公正価値とほぼ等しいと判断しています。

2019年および2018年12月31日現在、価格決定における観察可能性のレベル別に示した当社がスポンサーである連結対象投資ファンドの金融商品評価額の内訳は、次の通りです(単位:千ドル)。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	(千ドル)			
2019年12月31日:				
投資 - VIE	28,270	375,559	795	404,624
投資 - VOE	104,069	72,252	59	176,380
デリバティブ - VIE	139	4,694	-	4,833
デリバティブ - VOE	76	4,263	-	4,339
公正価値で測定される資産合計	132,554	456,768	854	590,176
デリバティブ - VIE	835	3,724	-	4,559
デリバティブ - VOE	101	4,982	-	5,083
公正価値で測定される負債合計	936	8,706	-	9,642
2018年12月31日:				
投資 - VIE	22,149	187,626	8,065	217,840
投資 - VOE	68,063	65,485	308	133,856
デリバティブ - VIE	1,486	1,924	-	3,410
デリバティブ - VOE	124	3,692	-	3,816
公正価値で測定される資産合計	91,822	258,727	8,373	358,922
デリバティブ - VIE	72	3,819	-	3,891
デリバティブ - VOE	197	3,633	-	3,830
公正価値で測定される負債合計	269	7,452	-	7,721

公正価値で測定される商品について用いる公正価値評価手法および評価階層に従ったこれら商品の一般的な分類の説明については、注記9を参照してください。

当社がスポンサーである連結対象投資ファンド内における公正価値で計上されるレベル3の金融商品に関連した帳簿価額の変動は、次の通りです。

	12月31日	
	2019年	2018年
	(千ドル)	
期首残高	8,373	2,264
振替による（減少）増加	(9,445)	259
購入	9,213	9,354
売却	(7,467)	(3,086)
実現利益（損失）（正味）	14	(100)
未実現利益（損失）（正味）	143	(331)
未收割引料	23	13
期末残高	854	8,373

レベル3の有価証券は、主に使用できる信用格付がなく、価格決定機関によって値付けされている社債、貸付金、非政府機関モーゲージ担保債券および資産担保証券で構成されます。

公正価値階層の全てのレベルへの振替および全てのレベルからの振替については、期末の公正価値で反映されています。レベル3の金融商品の実現損益および未実現損益は、連結損益計算書の投資損益に計上します。

デリバティブ商品

2019年および2018年12月31日現在、VIEはポートフォリオでそれぞれ30万ドルおよび50万ドル（正味）の先物契約、先渡契約、オプション契約およびスワップ契約を保有していました。2019年および2018年12月31日終了事業年度に関して、当社はそれぞれ330万ドルおよび150万ドルのこれらのデリバティブ商品に係る利益を認識しました。これらの損益は、連結損益計算書の投資利益（損失）で認識されています。2019年および2018年12月31日現在、VIEが保有しいずれ取引相手に返還する現金担保は、それぞれ160万ドルおよび90万ドルでした。この現金返還義務は、当社の連結財政状態計算書において当社がスポンサーである連結対象投資ファンドの債務に計上されています。2019年および2018年12月31日現在、VIEがブローカーの口座に受け渡した現金担保は、それぞれ320万ドルおよび80万ドルでした。VIEはこの現金担保を、当社の連結財政状態計算書において当社がスポンサーである連結対象投資ファンドの現金および現金同等物として報告しています。

2019年および2018年12月31日現在、VOEはポートフォリオでそれぞれ70万ドルおよび10万ドル（正味）の先物契約、先渡契約、オプション契約およびスワップ契約を保有していました。2019年および2018年12月31日終了事業年度に関して、当社はそれぞれ50万ドルおよび190万ドルのこれらのデリバティブ商品に係る利益を認識しました。これらの損益は連結損益計算書上、投資利益（損失）に計上されています。2019年および2018年12月31日現在、VOE社が保有しいずれ取引相手に返還する現金担保は、50万ドルおよび20万ドルでした。この現金返還義務は、当社の連結財政状態計算書において当社がスポンサーである連結対象投資ファンドの債務に計上されています。2019年および2018年12月31日現在、VOEがブローカーの口座に受け渡した現金担保は、それぞれ120万ドルおよび50万ドルでした。VOEはこの現金担保を、当社の連結財政状態計算書において当社がスポンサーである連結対象投資ファンドの現金および現金同等物として報告しています。

資産と負債の相殺

2019年および2018年12月31日現在、当社がスポンサーである連結対象投資ファンドのデリバティブ資産の相殺は次の通りでした。

	認識された 資産総額	財政状態 計算書で 相殺された 総額	財政状態 計算書に 表示された 資産純額	金融商品	現金担保 受入額	純額
(千ドル)						
2019年12月31日:						
デリバティブ - VIE	4,833	-	4,833	-	(1,631)	3,202
デリバティブ - VOE	4,339	-	4,339	-	(534)	3,805
2018年12月31日:						
デリバティブ - VIE	3,410	-	3,410	-	(856)	2,554
デリバティブ - VOE	3,816	-	3,816	-	(225)	3,591

2019年および2018年12月31日現在、当社がスポンサーである連結対象投資ファンドのデリバティブ負債の相殺は次の通りでした。

	認識された 負債総額	財政状態 計算書で 相殺された 総額	財政状態 計算書に 表示された 負債純額	金融商品	現金担保 差入額	純額
(千ドル)						
2019年12月31日:						
デリバティブ - VIE	4,559	-	4,559	-	(3,155)	1,404
デリバティブ - VOE	5,083	-	5,083	-	(1,201)	3,882
2018年12月31日:						
デリバティブ - VIE	3,891	-	3,891	-	(829)	3,062
デリバティブ - VOE	3,830	-	3,830	-	(547)	3,283

デリバティブ商品に係り差し入れているか受け入れているかを問わず、現金担保は重大な値とみなされていないため、取引相手別に開示していません。

非連結VIE

2019年12月31日現在、当社がスポンサーを務める非連結VIEである投資商品の純資産は約793億ドルであり、当社の最大損失リスクはこれらのVIEに対する当社の投資額840万ドルおよびこれらのVIEからの金額に重要性のない未収投資顧問報酬です。

16. 正味資本

SCB LLCは、証券取引所法で定めるブローカー・ディーラーとして登録しており、米証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)が義務付けている最低所要正味資本を満たす必要があります。SCB LLCは、適用されるルールで認められている代替法を使って正味資本を計算しています。代替法では、定義されている最低正味資本が、100万ドルまたは定義されている顧客取引から発生する負債項目総額の2%のいずれか大きい方と等しくなることが求められます。2019年12月31日現在、SCB LLCの正味資本は2億5,080万ドルであり、3,120万ドルという最低所要正味資本を2億1,960万ドル上回っています。SCB LLCによる貸付、配当支払いおよびその他の資本の取崩しは、SEC、金融取引業規制機構およびその他の有価証券監督機関が定めた規制により制限されています。

当社傘下の英国のブローカー・ディーラーは、ロンドン証券取引所の会員です。2019年12月31日現在、同社は英国金融行動監督機構が定めた1,490万ドルの所要資本を満たす必要があります。それを1,530万ドル上回る3,020万ドルの規制総資本を有しています。

アライアンス・バーンスタイン・インベストメンツ・インクは当社子会社の1つで、会社がスポンサーを務めている一部のミューチュアル・ファンドの販売会社および/または引受会社を務めています。同社は、証券取引所法で定めるブローカー・ディーラーとして登録されており、SECが定めた最低所要正味資本を満たす必要があります。2019年12月31日現在、その正味資本は2,210万ドルであり、30万ドルの所要正味資本を2,180万ドル上回っています。

世界各地に存在する当社子会社の多くは、適用される現地の法律および規則が定める最低所要正味資本を満たす必要があります。2019年12月31日現在、最低所要正味資本を満たす必要のある各子会社は、該当する要件を満たしています。

17. カウンターパーティー・リスク

顧客の活動

通常の業務過程において、仲介活動には、様々な顧客の証券取引の実行、決済および資金供給が含まれます。これらの活動により、当社は、顧客が契約債務を果たすことができない場合に実勢市場価格で証券を購入または売却する必要が生じるため、当社のブローカー・ディーラー事業がオフバランスシート・リスクにさらされることがあります。

当社顧客の証券活動は、現金または信用ベースで取引されます。信用取引の場合、当社は、様々な規制上および社内の証拠金必要額を満たすことを条件として、顧客に信用を供与します。これらの取引は、顧客口座にある現金または証券で担保されています。これらの活動に関連して、当社は、未購入有価証券の売却が関係する顧客取引の実行および清算を行う場合があります。当社は、上述の規制上のガイドラインおよび社内ガイドラインに従った担保を維持するよう顧客に義務付けることにより、信用取引に関連するリスクを管理しようとしています。当社は、所要の証拠金レベルを毎日モニタリングしており、これらのガイドラインに従い、必要に応じて顧客に追加の担保の差し入れ、または、ポジションの縮小を求めています。当社の顧客の信用口座の大半は一任ベースで運用されており、当社が口座の投資活動を管理しています。これらの売買一任口座に関して、当社の証拠金が不足するリスクは、口座の証券ポートフォリオの分散化の維持ならびに当社の売買一任の権限および証券保管機関としての傘下の米国ブローカー・ディーラーの役割により、最小限に抑えられています。

業界の慣行に従い、当社は顧客取引を決済日に計上しており、決済日は、英国事業および米国事業の場合、概ね取引日の2営業日後です。当社は、顧客またはブローカーが契約条件を満たすことができなかった場合、当社がこれらの取引に係る損失リスクにさらされることになります。その場合、当社は、実勢市場価格で金融商品を購入または売却しなければならないことがあります。当社が負う、これらの取引に関連するリスクは、当社の財政状態または経営成績に重要な悪影響を及ぼすことはないと考えられます。

その他の取引相手

当社は、顧客に代わって、様々な仲介活動に従事しています。これらの主な取引相手は、ブローカー・ディーラー、銀行およびその他の金融機関です。これらの取引相手が自身の債務を果たせない場合、当社は損失を被るおそれがあります。債務不履行のリスクは、取引相手または商品発行体の信用度に左右されます。それぞれの取引相手の信用度を必要に応じてレビューするのが、当社の方針です。

証券借入および証券貸付契約に関連して、当社は担保付契約を締結しています。その結果、取引相手が契約債務を果たせない場合には、損失が発生する可能性があります。証券借入契約では、当社が貸付人に現金担保を預ける必要があります。証券貸付契約の場合、当社は、通常貸付証券の時価を上回る額の担保を現金で受け取ります。当社は、それぞれのブローカーに対して信用限度を設け、これらの限度を毎日モニタリングすることにより、これらの活動に関連する信用リスクを軽減するよう努めています。

さらに、証券借入および証券貸付の担保は、毎日値洗いを行い、必要に応じて当社が追加担保を預けたり、または返還を受けています。

当社は、主に特定のシードマネー投資を経済的にヘッジするために、様々な先物、先渡契約、オプションおよびスワップを締結しています。デリバティブ金融商品の取引相手が債務を履行しなかった場合、貸倒れが発生する可能性があります。詳しくは、注記7「デリバティブ商品」を参照してください。

18. 適格従業員給付制度

当社は、米国従業員および一部の外国人従業員を対象とした適格利益分配制度を運営しています。雇用主による拠出は任意であり、通常は連邦所得税上の最大控除額が限度となります。2019年、2018年および2017年における拠出総額は、それぞれ1,440万ドル、1,500万ドルおよび1,440万ドルでした。

当社は、英国、オーストラリア、日本およびその他の米国外の子会社で勤務する外国人従業員を対象とした複数の確定拠出制度を運営しています。雇用主による拠出は、通常、規制上の必要額および税務上の上限と一致しています。2019年、2018年および2017年における国外事業体に関する確定拠出費用は、それぞれ770万ドル、710万ドルおよび680万ドルでした。

当社は、現在の従業員および2000年10月2日より前に米国のABで勤務していた元従業員を対象とした非拠出型適格確定給付退職金制度(以下「**退職金制度**」といいます。)を運営しています。給付金は、対象勤務年数、最終の平均基本給(退職金制度で定義)および基本社会保障給付金に基づいています。加入者の退職給付金を決定する際、2008年12月31日より後の勤務および報酬は考慮に入れません。

1974年従業員退職所得保障法(改正を含みます)で定められている最低額を下回らず、かつ、連邦所得税上の最大控除額を上回らない範囲において、毎年積立義務を満たすことが当社の方針です。2019年には退職金制度に400万ドルを拠出しました。現時点では、当社は2020年に退職金制度に拠出を行うとは予想していません。見積拠出額(変更の可能性あり)は、規制上の必要額、将来の市況ならびに退職金制度の債務および資産の数理計算の際に用いた仮定に基づいています。現時点において、経営陣は必要となるかもしれない将来の追加拠出額を確定していません。

退職金制度の予測給付債務、制度資産の公正価値および積立状況(連結財政状態計算書における認識額)は以下の通りです。

	12月31日終了事業年度	
	2019年	2018年
	(千ドル)	
予測給付債務の変動:		
予測給付債務の期首残高	116,233	125,200
利息費用	4,944	4,771
数理計算上の損失(利益)	20,411	(9,918)
支払給付金	(5,475)	(3,820)
予測給付債務の期末残高	136,113	116,233
制度資産の変動:		
公正価値による制度資産の期首残高	98,584	100,706
制度資産の実際運用収益	16,971	(3,302)
雇用主拠出金	4,000	5,000
支払給付金	(5,475)	(3,820)
公正価値による制度資産の期末残高	114,080	98,584
積立状況	(22,033)	(17,649)

2015年12月31日付で退職金制度が改正され、終身年金給付における任意支払い方式への変更、および65才から支払われる給付の開始日繰り上げに用いる数理上の基準が変更されました。その際の過去勤務費用は、その後数年にわたって償却されます。

2019年、2018年および2017年の退職金制度に関して、その他の包括利益(損失)で認識された金額は、以下の通りです。

	2019年	2018年	2017年
	(千ドル)		
仮定とは異なる実績および仮定の変更の影響による未認識純(損失)利益	(7,934)	1,870	(3,043)
過去勤務費用	24	24	24
	(7,910)	1,894	(3,019)
所得税ベネフィット(費用)	312	(207)	(49)
その他の包括(損失)利益	(7,598)	1,687	(3,068)

2019年に760万ドルの損失が認識された主な原因は、割引率と一括金の利率の変更(2,170万ドル)が、制度資産に係る実際運用収益が期待運用収益を上回ったこと(1,130万ドル)、死亡率に関する仮定の変更(120万ドル)、認識された数理上の差異(110万ドル)および人口調査の変更(10万ドル)で相殺されたためです。2018年に170万ドルの利益が認識された主な原因は、割引率と一括金の利率の変更(970万ドル)、認識された数理上の差異(110万ドル)および死亡率に関する仮定の変更(40万ドル)が、制度資産に係る実際運用収益が期待運用収益を上回ったこと(920万ドル)および人口調査の変更(20万ドル)で相殺されたためです。2017年に310万ドルの損失が認識された主な原因は、割引率と一括金の利率の変更(1,190万ドル)および人口調査の変更(140万ドル)が、制度資産に係る実際運用収益が期待運用収益を上回ったこと(850万ドル)、認識された数理上の差異(110万ドル)および死亡率に関する仮定の変更(70万ドル)で相殺されたためです。

ABが維持している外国退職金制度および個人退職金制度は、ABの連結財務書類にとって重要な値ではありません。そのため、これらの制度の開示は不要と考えます。退職金制度に関してその他の包括利益で認識された2019年の金額と連結包括利益計算書(以下「OCI計算書」といいます。)の比較による調整は、以下の通りです。

退職金制度	退職者個人 退職金制度	外国退職金 制度	OCI計算書
(千ドル)			
数理計算上の(損失)利益認識額	(7,934)	(69)	112
過去勤務費用の償却額	24	-	-
	(7,910)	(69)	112
従業員給付関連項目の変動額	312	3	(41)
所得税ベネフィット(費用)			274
従業員給付関連項目、税引後	(7,598)	(66)	71
			(7,593)

2019年および2018年12月31日現在、退職金制度に関してその他の包括利益(損失)累計額に算入されている金額は、以下の通りです。

	2019年	2018年
	(千ドル)	
仮定とは異なる実績および仮定の変更の影響による未認識純損失	(55,537)	(47,603)
過去勤務費用	(731)	(755)
	(56,268)	(48,358)
所得税ベネフィット	513	201
その他の包括損失累計額	(55,755)	(48,157)

その他の包括利益累計額から退職金制度に関する損失を償却する償却期間は、30.9年です。見積過去勤務費用および退職金制度に関する損失の見積償却費(次年度にわたりその他の包括利益累計額から償却)は、それぞれ24,000ドルおよび140万ドルです。

2019年および2018年12月31日現在の当該制度の累積給付債務は、それぞれ1億3,610万ドルおよび1億1,620万ドルでした。

2019年および2018年12月31日(測定日)現在の給付債務を算定する際に用いた割引率は、それぞれ3.35%および4.40%でした。

給付金の支払見込額は以下の通りです(千ドル)。

2020年	5,868
2021年	7,113

2022年	9,202
2023年	7,451
2024年	7,538
2025～2029年	45,048

退職金制度における正味費用は以下の通りです。

	12月31日終了事業年度		
	2019年	2018年	2017年
	(千ドル)		
予測給付債務の利息費用	4,944	4,771	4,999
制度資産の期待収益	(5,639)	(5,893)	(5,261)
過去勤務費用の償却額	24	24	24
数理計算上の損失認識額	1,146	1,146	1,097
正味年金費用	475	48	859

正味期間費用を算定するために用いた数理計算は、以下の加重平均仮定データを使って行いました。

	12月31日終了事業年度		
	2019年	2018年	2017年
給付債務の割引率	4.40%	3.90%	4.55%
制度資産の長期期待収益率	5.75%	5.75%	6.00%

5.75%という制度資産の長期期待収益率を導き出す際、経営陣は、それぞれの資産カテゴリーに関する運用収益の実績、将来の期待収益ならびにポートフォリオの目標資産配分を考慮しました。資産の長期期待収益率は、各資産クラスの加重平均期待収益に基づいています。

2019年12月31日現在、死亡率に関する仮定は世代別MP-2019改善スケールを用いて更新されています。従来は、死亡率はMP-2018改善スケールを用いて世代別に予測されていました。民間セクターの制度については、基本死亡率に関する仮定は、死亡した加入者の受取人についての継続年金受取人表を使用してホワイトカラーに関して調整した後のアクチュアリー協会Pri-2012基本生命表に更新されました。従来、基本死亡率の仮定は男女ともRP-2014ホワイトカラー生命表が使用され、2006年に遡ってMP-2014改善スケールを使用して調整されていました。

米国内国歳入庁(以下「IRS」といいます。)は、最近一括金額計算用の生命表を更新しました。2019年事業年度末、当社は2020年に支払われることが想定される一括金額に最近発行されたIRSの表を反映しました。当社は、最新の基礎生命表(2006年まで遡るRP-2014)およびMP-2019の予測スケールを用いて、2020年より後に支払われることが想定される一括金額に関する将来の死亡率を予測しました。

退職金制度の資産配分比率は以下の通りです。

	12月31日	
	2019年	2018年
持分証券	47%	43%
債務証券	41	41
その他	12	16
	100%	100%

資産配分ガイドラインは、退職金制度投資委員会が採択した投資方針書で正式に規定されています。投資プログラムの目的は、トータル・リターン（キャピタル・ゲインとインカム・ゲインの合計）で退職金制度のポートフォリオを拡大することにより、追加拋出の必要性を最小限に抑えながら、将来の負債および債務に対応できる退職金制度の継続的な能力を高めることにあります。ガイドラインでは、負債ヘッジ投資に10～35%（目標：20%）、リターン追及型投資に15～40%（目標：27%）、リスク軽減型投資に5～35%（目標：14%）、分散投資に10～35%（目標：21%）、ダイナミック・アセット・アロケーションに5～35%（目標：18%）という配分を規定しています。ガイドラインでは、ミューチュアル・ファンド、ヘッジファンド（およびその他のオルタナティブ投資）、ならびにその他の合同投資ビークルへの投資も認められています。オーバーレイ・ポートフォリオ（規制対象ミューチュアル・ファンド）への投資が認められており、これはポートフォリオの資産配分を変えることにより、短期的なポートフォリオ・リスクを管理しつつ、極端な結果が生じた場合の影響も軽減することを目的としています。

当社制度資産の公正価値の測定方法については、注記9「公正価値」を参照してください。

2019年および2018年12月31日現在、価格決定における観察可能性のレベル別に示した退職金制度資産評価額の内訳は、次の通りです（単位：千ドル）。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
2019年12月31日				
現金	230	-	-	230
米国STRIPS債	-	27,318	-	27,318
確定利付証券ミューチュアル・ファンド	19,518	-	-	19,518
持分証券ミューチュアル・ファンド	33,875	-	-	33,875
持分証券	11,182	-	-	11,182
公正価値階層の資産合計	64,805	27,318	-	92,123
純資産価額で測定される投資	-	-	-	21,957
投資の公正価値	64,805	27,318	-	114,080
2018年12月31日				
現金	238	-	-	238
米国STRIPS債	-	22,355	-	22,355
確定利付証券ミューチュアル・ファンド	18,362	-	-	18,362
持分証券ミューチュアル・ファンド	26,508	-	-	26,508
持分証券	8,970	-	-	8,970
公正価値階層の資産合計	54,078	22,355	-	76,433
純資産価額で測定される投資	-	-	-	22,151
投資の公正価値	54,078	22,355	-	98,584

2019年および2018年における退職金制度の投資は、以下の通りです。

米国STRIPS債、（ゼロクーポン債）

2件の確定利付証券ミューチュアル・ファンド。元本保護という目的に沿った収益獲得を目指しています。そのうち一方のファンドは、主に米国内、および追加的な米国外の投資適格証券のポートフォリオに投資します。他方のファンドは、米国以外の政府が発行したインフレ連動確定利付証券およびこれに類似する債券、ならびに様々なコモディティに投資します。

7件の持分証券ミューチュアル・ファンド。このうち、4件は米国を本拠とする小型から大型までの時価総額の様々な時価総額規模の持分証券およびこれらの時価総額の範囲の分散化されたポートフォリオを中心にしており、3件のファンドは米国外を本拠とする小型から大型までの時価総額の様々な時価総額規模の持分証券および米国外地域全体のこれらの範囲の分散化されたポートフォリオを中心にしています。

別個の持分証券および確定利付証券のミューチュアル・ファンド。これらのファンドは、ABによって運用されている全体的な資産配分の一環として、持分証券志向型と確定利付証券志向型の資産配分のボラティリティを長期間にわたって緩和することを追及しています。

マルチスタイル、マルチキャップの総合ポートフォリオ。このポートフォリオでは、一連の市場環境にわたってさらに高い一貫性を維持しながら、長期的にS&P500指数を超過する収益を提供するため、バリューストックおよびグロース株の銘柄選定で米国株の分散投資を進めています。

幅広い投資戦略を採用するポートフォリオ・ファンドを通じて、全てまたはほぼ全ての資産を複数のポートフォリオ運用会社に配分することで、ボラティリティを株式市場全体より抑えながら、市場のサイクル全般にわたって魅力的なリスク調整後リターンを提供することを目指す3件のヘッジファンドを含む、純資産価額で測定する投資。新興市場国に所在する米国外企業の持分証券に主に投資する1件の私募投資信託。ならびに、米国および米国外の様々な規模の時価総額の株式に投資する1件の集団投資信託。

19. 長期インセンティブ報酬制度

当社は、アライアンス・バーンスタイン・インセンティブ報酬授与プログラム(以下「**インセンティブ報酬プログラム**」)と呼ばれる非積立型非適格インセンティブ報酬プログラムを運営しています。当プログラムでは、適格従業員に年次報奨を授与することができます。報奨規定の説明については、注記2「**重要な会計方針の概要 - 長期インセンティブ報酬制度**」を参照してください。

2019年、2018年および2017年に当社はインセンティブ報酬プログラムの下で、それぞれ1億7,550万ドル、1億8,330万ドルおよび1億6,820万ドルの報奨を授与しました。2019年、2018年および2017年12月31日終了事業年度において従業員報酬および給付に費用計上した額は、それぞれ1億7,720万ドル、1億6,100万ドルおよび1億7,280万ドルでした。

2017年9月30日に、当社は、2017年9月29日に開催されたABホールディング出資者特別総会において採択された、2017年AB長期インセンティブ制度(以下「**2017年制度**」)を設立しました。2017年制度の下、以下の形態の報奨を従業員と適格取締役が付与することができます。(i) 制限付きABホールディング出資口または制限付きのファントムABホールディング出資口(「ファントム」報奨は、後日、または特定事由の発生時に、ABホールディング出資口を受領する契約上の権利です。)、(ii) ABホールディング出資口の購入オプション、および(iii) ABホールディング出資口に基づいたその他の報奨(ABホールディング出資口の増価受益権および成果報奨を含みますが、これらに限定されません)。2017年制度の目的は、(i) 有能な役員、従業員および取締役を引き寄せて雇用関係を維持すること、(ii) より長期的な事業目的および業務目的を達成するために、成果主義に基づくインセンティブにより当該役員、従業員および取締役の動機付けを行うこと、(iii) 当該役員、従業員および取締役によるABの長期的成長および財務上の成功への参加を可能にすること、および(iv) 当該役員、従業員および取締役の利益をABホールディング出資者の利益と合致させることにより、ABの利益を促進することです。2017年制度は、2027年9月30日に失効する予定であり、同日より後には2017年制度の下での報奨は授与されません。2017年制度の下で報奨に係り付与されるABホールディング出資口総数は6,000万口で、これには3,000万口を超えない新規発行ABホールディング出資口も含まれています。

2019年12月31日現在、ABホールディング出資口の購入オプションは付与されておらず、20,602,674口のABホールディング出資口(源泉徴収必要額を控除後)が2017年制度、または、2017年9月30日に取り消された同様の条件の株式報酬制度であるアライアンス・バーンスタイン2010年長期インセンティブ制度(改定済み。)の下での他のABホールディング出資口報奨の対象となっています。2019年12月31日現在、39,397,326口のABホールディング出資口に関して、2017年制度の下でABホールディング出資口に基づく報奨(オプションを含みます。)が付与可能でした。

オプション報奨

2019年、2018年または2017年に、当社はABホールディング出資口の購入オプションを付与しませんでした。過去においては、従業員に付与されるオプションは、通常、付与日より5年後までの各応当日に、当該オプションの対象であるABホールディング出資口の20%ずつ行使することができました。適格取締役に付与されるオプションは、通常、付与日より3年後までの各応当日に、当該オプションの対象であるABホールディング出資口の33.3%ずつ行使されました。

2019年の当社の株式報酬制度におけるオプションに関連した変動は、次の通りです。

	ABホールディング 出資口の購入 オプション	オプション1個 当たりの加重平均 行使価格(ドル)	加重平均残存 契約期間 (年)	本源的価値 (ドル)
2018年12月31日現在の残高	671,243	22.83	1.6	
付与分	-	-		
行使分	(511,894)	22.49		
失権分	-	-		
満期消滅分	-	-		
2019年12月31日現在の残高	159,349	23.93	2.1	1.0
2019年12月31日現在の行使可能残高	141,163	24.09	2.1	0.9
2019年12月31日現在の権利確定分 または権利確定が見込まれる分	159,349	23.93	2.1	1.0

2019年、2018年および2017年に行使されたオプションの本源的価値合計は、それぞれ370万ドル、890万ドルおよび830万ドルでした。

公正価値法の下では、報酬費用は付与されたオプションの見積公正価値(ブラック・ショールズ・オプション評価モデルを用いて決定)に基づき付与日に測定され、要求された勤務期間にわたり認識されます。2019年、2018年および2017年には、付与されたオプションがなかったため当社はオプションの付与に関連する報酬費用を計上しませんでした。2019年12月31日現在、権利が未確定のオプション付与に関連する、連結損益計算書で認識されていない報酬費用はありません。

制限付きABホールディング出資口報奨

2019年、2018年および2017年において、取締役会は適格取締役制限付きABホールディング出資口報奨を付与しました。これらのABホールディング出資口は、大半の場合、適格取締役に他の出資者が持つ全ての権利を与えるものです。ただし、取締役会が課す可能性のある譲渡制約に従う必要があります。2019年、2018年および2017年に付与したこれらの制限付きABホールディング出資口は、それぞれ45,420口、53,720口および50,252口であり、制限付きABホールディング出資口1口当たりの付与日における公正価値は、2019年が29.26ドルおよび29.90ドル、2018年が26.90ドル、2017年が21.25ドルおよび24.80ドルでした。制限付きABホールディング出資口は全て3年間から4年間にわたり按分して付与されます。勤務要件が存在しないため、当社はこれらの報奨について付与日に全額を費用計上しました。2019年、2018年および2017年12月31日終了事業年度において、当社がこれらの報奨に関連して計上した報酬費用は、それぞれ130万ドル、140万ドルおよび110万ドルでした。

2017年4月28日、取締役会はピーター・S・クラウス氏を取締役会長兼最高経営責任者(以下「CEO」といいます。)としての地位から解任しました。同氏を解任した結果、当社は2012年6月の同氏の雇用契約に基づく残り2トランシェの付与を早め、2017年6月に同氏に対してABホールディング出資口を引き渡しました。2017年に、当社はクラウス氏に付与した制限付きABホールディング出資口に関連して、1,020万ドルの報酬費用を計上しました。

2017年4月28日、セス・P・バーンスタイン氏が2017年5月1日付雇用契約に従い社長兼CEOとして任命されました。バーンスタイン氏は雇用開始に伴い、付与日において350万ドルの公正価値を有する制限付きABホールディング出資口(付与日である2017年5月16日におけるABホールディング出資口の1口当たり価格21.25ドルに基づく164,706口のABホールディング出資口)および4年間の勤続要件を与えられました。バーンスタイン氏の制限付きABホールディング出資口は雇用開始日の4年後までの各応当日に一定の割合ずつ権利が確定し、2021年5月1日より後に事務上可能な限り速やかに引き渡されますが、雇用契約における早期権利確定条項が適用されます。2019年、2018年および2017年12月31日終了事業年度において、当社がバーンスタイン氏への制限付きABホールディング出資口の付与に関連して計上した報酬費用は、それぞれ90万ドル、90万ドルおよび60万ドルでした。

インセンティブ報酬プログラムの下で、当社は2019年には580万口(内訳は、2019年の年度末報奨として12月に付与された制限付きABホールディング出資口が540万口、2018年の年度末報奨に関連してその前に期中に付与された追加の制限付きABホールディング出資口が40万口)、2018年には650万口(内訳は、2018年の年度末報奨に関連して12月に付与された620万口の制限付きABホールディング出資口と、2017年の年度末報奨に関連してその前に期中に付与された30万口の追加の制限付きABホールディング出資口)、2017年には630万口(内訳は2017年の年度末報奨として12月に付与された制限付きABホールディング出資口が610万口、2016年の年度末報奨に関連してその前に期中に付与された20万口の追加の制限付きABホールディング出資口)の制限付きABホールディング出資口を付与しました。付与日における制限付きABホールディング出資口の1口当たり公正価値は、2019年が26.69~30.01ドル、2018年が24.95~26.69ドル、および2017年が23.00ドル~24.95ドルでした。インセンティブ報酬プログラムの下で付与される制限付きABホールディング出資口は、通常、報奨が付与された翌年から4年間にわたり12月1日に25%ずつの増分で権利が確定していきます。

当社はまた、特定の雇用契約および離職契約、ならびに転勤に係る成果報奨に関連して制限付きABホールディング出資口を付与します。これら出資口の権利確定期間は2年~5年です。制限付きABホールディング出資口の公正価値は、要求された勤務期間にわたり従業員報酬費用として償却します。2019年、2018年および2017年に付与したこれらの制限付きABホールディング出資口は、それぞれ190万口、260万口および180万口、制限付きABホールディング出資口1口当たりの付与日における公正価値は、2019年が27.32ドル~30.85ドル、2018年が25.05ドル~30.25ドル、2017年が21.25ドル~25.65ドルでした。2019年、2018年および2017年12月31日終了事業年度において、特定の雇用契約および離職契約に伴う制限付きABホールディング出資口の付与に関して計上した報酬費用は、それぞれ3,670万ドル、3,220万ドルおよび2,160万ドルでした。

権利が未確定の制限付きABホールディング出資口の2019年の変動は、次の通りです。

	ABホールディング 出資口	付与日におけるAB ホールディング出資 口1口当たり加重平 均公正価値(ドル)
2018年12月31日現在権利が未確定の出資口	20,214,389	25.12
付与分	7,739,318	28.75
権利確定分	(8,260,466)	24.38
失権分	(406,161)	25.86
2019年12月31日現在権利が未確定の出資口	19,287,080	26.88

2019年、2018年および2017年に権利が確定した制限付きABホールディング出資口の付与日における公正価値合計は、それぞれ2億140万ドル、1億6,910万ドルおよび1億7,700万ドルでした。2019年12月31日現在、権利が未確定の制限付きABホールディング出資口は19,287,080口で、その内訳は勤務要件に縛られておらず、かつ付与日に全額費用計上した出資口が14,752,831口、勤務要件に縛られていて、かつ所要勤務期間にわたって費用計上される予定の出資口が4,534,249口です。2019年12月31日現在、付与されているものの権利が未確定の制限付きABホールディング出資口に関連して連結損益計算書上で未認識の報酬費用は、1億150万ドルでした。これらの費用は、加重平均3.6年の期間にわたって認識される見込みです。

20. 社外流通出資口

2019年および2018年12月31日終了事業年度における社外流通AB出資口の変動は、以下の通りです。

	2019年	2018年
1月1日現在社外流通出資口数	268,850,276	268,659,333
行使されたオプション	511,894	889,119
出資口発行分	4,833,715	6,153,320
出資口消却分 ⁽¹⁾	(3,815,571)	(6,851,496)
12月31日現在社外流通出資口数	270,380,314	268,850,276

⁽¹⁾ 2019年および2018年に、当社は非公開取引においてそれぞれ3,782口および5,346口のAB出資口を購入し、それらを消却しました。

21. 所得税

ABは、連邦所得税上プライベート・パートナーシップであるため、連邦法人所得税または州法人所得税の対象とはなりません。しかしながら、ABには、ニューヨーク市の4.0%の非法人事業税(以下「UBT」といいます。)が課されます。ABの米国内法人子会社には連邦所得税、州所得税および地方所得税が課されますが、これらの会社は通常、連邦所得税の連結納税の申告に含まれ、州所得税および地方所得税の税務申告書は個別に提出します。国外の法人子会社には、通常、所在する当該外国の管轄区域の税金が課されます。

連邦所得税上プライベート・パートナーシップとして扱われるABの地位を保つため、AB出資口は、公開取引されているとみなされてはなりません。ABパートナーシップ契約は、AB出資口の全ての譲渡に、EQHおよびジェネラル・パートナーの承認が必要であると定めています。EQHおよびジェネラル・パートナーは、関連する資金規制のセーフ・ハーバー条項の1つまたは複数に従い認められた譲渡のみを承認します。AB出資口が容易に取引可能であるとみなされた場合、ABの当期純利益には、連邦法人所得税および州法人所得税が課され、ABホールディングへの四半期ごとの分配金が大幅に減額されることとなります。さらに、ABが全く新しい事業に参入した場合、ABホールディングは、ABの持分所有により、「既得権に基づいて除外された」公開パートナーシップとしての地位を失い、法人所得税が課されることとなるため、ABホールディングの当期純利益およびABホールディング出資者への四半期ごとの分配は大幅に減少することとなります。

税引前利益および所得税費用の内訳は以下の通りです。

	12月31日終了事業年度		
	2019年	2018年	2017年
	(千ドル)		
税引前利益			
米国	697,501	672,221	634,515
国外	125,936	153,093	139,395
合計	823,437	825,314	773,910
所得税費用:			
パートナーシップUBT	9,196	5,251	2,986
法人子会社:			
連邦所得税	(943)	(4,030)	18,079
州所得税および地方所得税	975	2,888	803
国外	32,290	36,529	29,365
当期所得税費用	41,518	40,638	51,233
繰延税金	236	5,178	1,877
所得税費用	41,754	45,816	53,110

実効税率とUBT法定税率4.0%の間に差異が発生した主な理由は、以下の通りです。

	12月31日終了事業年度					
	2019年		2018年		2017年	
	(千ドル)					
UBT法定税率	32,937	4.0 %	33,012	4.0 %	30,956	4.0 %
法人子会社の連邦所得税、州所得税および地方所得税	4,000	0.5	1,522	0.2	2,558	0.3
様々な税率で課税される国外子会社	26,719	3.3	30,689	3.7	25,406	3.3
2017年税法	-	-	1,155	0.1	25,846	3.3
FIN 48 に基づく繰入(戻入)	2,765	0.3	(5,177)	(0.6)	(3,318)	(0.4)
UBT事業按分率の変更	(79)	-	2,657	0.3	-	-
繰延税金および支払勘定の償却	314	-	2,932	0.4	(9,542)	(1.2)
国外投資に係る一時差異	155	-	2,273	0.3	-	-
2017年度修正申告	(3,853)	(0.5)	-	-	-	-
ASC 740による修正の影響、諸税金およびその他	2,305	0.3	(2,521)	(0.3)	1,903	0.2
UBT事業按分率の使用から発生する非課税利益および報酬費用の影響	(23,509)	(2.8)	(20,726)	(2.5)	(20,699)	(2.6)
所得税費用および実効税率	41,754	5.1	45,816	5.6	53,110	6.9

当社は、報告日現在、税務ポジションの技術的利点(テクニカル・メリット)ならびに税務ポジションに関わる事実および状況に対するそれら利点の適用性に基づいて、その税務ポジションが「認められる可能性の方が高い」場合のみ、財務書類において税務ポジションの影響を認識します。この評価を行う際、当社は、税務当局が当該税務ポジションを検証し、全ての関連情報について完全に理解していると仮定します。

未認識税金ベネフィットの期首残高と期末残高の調整は以下の通りです。

	12月31日終了事業年度		
	2019年	2018年	2017年
	(千ドル)		
期首残高	3,893	8,478	12,596
過年度の税務ポジションに関する追加	1,813	-	-
過年度の税務ポジションに関する減少	-	-	(1,849)
当年度の税務ポジションに関する追加	-	-	-
当年度の税務ポジションに関する減少	-	-	-
税務調査終了済みの年度/税務当局との間の解決に関連する減少	-	(4,585)	(2,269)
期末残高	5,706	3,893	8,478

2019年、2018年および2017年12月31日現在の未認識税金ベネフィットは、認識時に所得税費用の減少として計上され、その結果当社の実効税率は下がります。

税務ポジションに関連する利息および加算税がある場合は、連結損益計算書の所得税費用に計上します。2019年、2018年および2017年に所得税費用に計上した支払利息総額は、それぞれ70万ドル、10万ドルおよび30万ドルでした。2019年、2018年および2017年12月31日現在の連結財政状態計算書に計上している未払利息総額は、それぞれ110万ドル、30万ドルおよび70万ドルです。2019年12月31日現在、20万ドルの加算税が未払計上されています。2018年および2017年12月31日現在では、加算税の未払計上はしていません。

通常、当社は2015年より前の年度について、以下に記載するものを除いて、税務当局による米国連邦所得税、州所得税、または地方所得税に関する税務調査の対象ではなくなっています。

2018年第3四半期に、ニューヨーク市は2013年から2016年までのABのUBT申告書の検査について当社に通知しました。検査は継続中です。

現在、当社の重要な米国外子会社で所得税調査は行われていません。現在調査を受けておらず、調査の対象となる可能性のある年数は現地の法律により異なり、1年から7年にわたっています。

2019年12月31日現在、合理的に考えると、税務当局の検査の完了により、今後12ヶ月以内に420万ドルの未認識税金ベネフィットが変化することがあります。

繰延所得税は、資産および負債の財務報告上の帳簿価額と所得税務上の金額との一時差異の正味税効果を反映しています。正味繰延税金資産(負債)を構成する重要な項目の税効果は以下の通りです。

	12月31日	
	2019年	2018年
	(千ドル)	
繰延税金資産:		
帳簿価額と税務基準額との差異:		
繰越欠損金からのベネフィット	5,551	2,518
長期インセンティブ報酬制度	20,907	22,342
投資のベースス差異	4,376	3,606
減価償却および償却	1,554	1,248
リース負債	6,409	-
その他(主に支払い時に控除可能な未払費用)	3,106	3,903
	41,903	33,617
控除: 評価性引当金	(2,026)	(490)
繰延税金資産	39,877	33,127
繰延税金負債:		
帳簿価額と税務基準額との差異:		
無形資産	8,013	6,852
国外子会社への投資	2,191	1,653
使用権資産	5,191	-
その他	1,672	1,758
繰延税金負債	17,067	10,263
正味繰延税金資産	22,810	22,864

2019年および2018年12月31日現在、評価性引当金がそれぞれ200万ドルおよび50万ドル計上されていますが、これは主に、該当する子会社で将来損失が発生する見込みであることから繰越欠損金(以下「NOL」といいます。)が利用できない有効な証拠があることによります。2019年および2018年12月31日現在の繰越NOLは、それぞれ約4,620万ドルおよび3,240万ドルでした。当社の外国における繰越NOLの大半については、繰越期限がありません。

当社の連結財政状態計算書において繰延税金資産はその他の資産に含まれています。経営陣は、評価性引当金の対象ではない、残りの正味繰延税金資産に関連した税金ベネフィットを実現させるために十分な将来の課税所得があると確信しています。

当社は、米国外で無期限に再投資される利益である範囲を除いて、米国外の法人子会社の未送金の利益に関する所得税を引き当てます。2019年12月31日現在、米国外の法人子会社の2,960万ドルの未分配利益が米国外に無期限に投資されていました。この利益が送金された場合には、既存の適用所得税率の下で約620万ドルの追加的な税の支払いが必要になります。

22. 事業セグメント情報

経営陣は、ASC 280「セグメント報告」の要件を評価し、業績の評価および資源の配分に対して当社は連結アプローチを利用しているため、当社の営業セグメントは1つのみであると判断しました。2019年、2018年および2017年12月31日現在ならびに同日終了事業年度における企業全体レベルでの開示内容は以下の通りです。

サービス

当社の投資運用、リサーチおよび関連サービスによる純収益は以下の通りです。

	12月31日終了事業年度		
	2019年	2018年	2017年
	(千ドル)		
インスティテューション	480,144	479,068	477,140
リテール	1,619,832	1,494,445	1,423,890
プライベート・ウェルス・マネジメント	904,505	883,234	787,362
バーンスタイン・リサーチ・サービス	407,911	439,432	449,919
その他	163,245	123,581	185,375
収益合計	3,575,637	3,419,760	3,323,686
控除：支払利息	57,205	52,399	25,165
純収益	3,518,432	3,367,361	3,298,521

ルクセンブルグにおいて設立されたオープンエンド型のファンドであるアライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ(ACATEUH:LX)は、2019年、2018年および2017年に、当社の投資顧問報酬および投資サービス報酬合計のそれぞれ約9%、10%および11%を占める当該報酬、ならびに当社の純収益のそれぞれ9%、10%および12%を占める純収益を生み出しました。

地域別情報

12月31日現在および同日終了事業年度における、当社の米国事業および国外事業に関連する純収益および長期性資産は、以下の通りです。

	2019年	2018年	2017年
	(千ドル)		
純収益			
米国	1,975,105	1,940,267	1,958,844
国外	1,543,327	1,427,094	1,339,677
合計	3,518,432	3,367,361	3,298,521
長期性資産			
米国	3,259,490	3,262,722	
国外	54,349	56,069	
合計	3,313,839	3,318,791	

主要顧客

会社がスポンサーであるミューチュアル・ファンドは、ブローカー・ディーラー、保険販売員、銀行、登録投資顧問会社、フィナンシャル・プランナーおよびその他金融仲介機関を通じ、個人投資家に販売されます。2019年、2018年および2017年には、HSBC(ABの非関係会社)が当社のオープンエンド型ミューチュアル・ファンド販売額に占めた割合は、それぞれ約14%、7%および9%でした。HSBCは、ABのファンドの受益証券の特定金額を販売する義務を負っていません。

EQHおよびエクイタブル・ライフの一般勘定および個別勘定(EQアドバイザーズ・トラストという資金調達ビークルへのエクイタブル・ライフの個別勘定による投資も含まれます。)は、2019年、2018年および2017年12月31日終了事業年度において、各年の総収益の約3%をそれぞれ占めました。AXAおよびその子会社は、2019年、2018年および2017年12月31日終了事業年度において、各年の総収益の約2%をそれぞれ占めました。EQH、AXAおよびそれぞれの子会社を除くと、2019年、2018年および2017年12月31日終了事業年度において、単独で総収益の1%超を占めた機関投資家顧客はありませんでした。

23. 関連当事者取引

ミューチュアル・ファンド

当社は、当社、その子会社および関係ジョイント・ベンチャー企業がスポンサーであるリテール・ミューチュアル・ファンドを用いて、個人投資家に投資運用サービス、販売サービス、株主サービス、管理サービス、ならびに仲介サービスを提供しています。当社は、提供するサービスおよび課す報酬を規定した契約に基づいて、これらのサービスのほぼ全てを提供しています。これらの契約は、各ミューチュアル・ファンドの取締役会または受託者、ならびに場合によってはミューチュアル・ファンドの受益証券保有者による毎年のレビューおよび承認が必要となります。提供サービスまたはミューチュアル・ファンド関連の収益は以下の通りです。

	12月31日終了事業年度		
	2019年	2018年	2017年
	(千ドル)		
投資顧問報酬および投資サービス報酬	1,275,677	1,207,086	1,148,467
販売収益	441,437	403,965	397,674
株主サービス報酬	75,122	74,019	73,310
その他の収益	7,303	7,262	6,942
バーンスタイン・リサーチ・サービス	2	33	13

EQH、AXAおよびそれぞれの子会社

当社は、EQH、AXAおよびそれぞれの子会社に投資運用および特定の管理サービスを提供しています。それに加えて、EQH、AXAおよびそれぞれの子会社は、会社がスポンサーであるミューチュアル・ファンドの販売を手がけているため、手数料や販売による支払いを受領します。また、当社は、EQH、AXAおよびその子会社が維持する様々な保険契約に加入しており、EQH、AXAおよびそれぞれの子会社が提供する技術サービスならびにその他サービスに対して手数料を支払っています。また、EQHとの間の当社の信用枠に関連した開示については、注記12「借入債務」を参照してください。

12月31日現在および同日に終了した事業年度において、EQH、AXAおよびそれぞれの子会社との取引について連結財務書類に計上している総額は以下の通りです。

	EQH			AXA		
	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年	2017年
	(千ドル)					
収益:						
投資顧問報酬および投資サービス報酬	109,316	104,810	98,450	65,086	64,347	58,980
バーンスタイン・リサーチ・サービス	-	-	-	45	134	403
販売収益	-	-	-	12,968	13,897	13,387
その他の収益	1,013	1,104	864	482	625	266
	110,329	105,914	99,314	78,581	79,003	73,036
費用:						
金融仲介機関に支払う手数料および						
販売に関する支払い	3,956	3,964	3,828	16,693	17,603	15,374
一般管理費	2,466	2,615	2,610	11,501	12,391	9,818
その他	2,759	1,485	1,696	-	-	-
	9,181	8,064	8,134	28,194	29,994	25,192
貸借対照表:						
機関投資家向け未収投資顧問報酬および						
投資サービス報酬	8,716	9,751		10,842	7,861	
前払費用	238	364		-	-	
EQH、AXAおよびそれぞれの子会社に対する						
その他債務	(2,111)	(1,842)		(5,234)	(5,417)	
EQH信用枠	(560,000)	-		-	-	
	(553,157)	8,273		5,608	2,444	

その他の関連当事者

連結財政状態計算書には、手数料および費用の払戻に関する現金取引に起因するABホールディングに対する正味受取勘定が含まれています。2019年および2018年12月31日現在、連結財政状態計算書に含まれる正味受取勘定残高は、それぞれ1,010万ドルおよび1,140万ドルでした。

24. 取得

取得は、ASC 805「企業結合」に基づいて会計処理されます。

2019年4月1日、当社は、法人調査会社であるオートノマスの100%持分を取得しました。取得日に、当社は650万ドルの現金支払を行い、5年間で測定期間とした予想手数料収入に基づく未払条件付対価1,740万ドルを計上しました。購入価格が取得した識別可能純資産の最新の公正価値560万ドルを超過した額は、1,020万ドルがのれんとして認識され、810万ドルが顧客関係および商標に関連した無形資産として認識されました。また、米国GAAPに従い、取得日におけるオートノマスの所有者への追加での現金支払および未払条件付対価は、取得時点における勤務条件により、購入価格の対価ではなく、それぞれ2年間および5年間にわたって償却される報酬費用とみなされます。オートノマスの取得は、当社の財政状態および経営成績に重要な影響を及ぼしませんでした。そのため、当社は補完的なプロフォーマ財務情報を表示していません。

25. 非支配持分

2019年、2018年および2017年12月31日終了事業年度の当期純利益における非支配持分の構成は以下の通りです。

	2019年	2018年	2017年
	(千ドル)		
償還不能非支配持分：			
当社がスポンサーである連結対象投資ファンド	-	(119)	9,353
その他	92	188	279
償還不能非支配持分合計	92	69	9,632
償還可能非支配持分：			
当社がスポンサーである連結対象投資ファンド	29,549	21,841	48,765
当期純利益(損失)における非支配持分合計	29,641	21,910	58,397

2014年6月20日、当社は、機関投資家に代わってグローバル・コア株式資産で運用するデンマークの資産運用会社であるCPH Capital Fondsmaglerselskab A/S(以下「CPH」といいます。)の81.7%の持分を取得しました。2015年より毎年行われた追加株式取得の結果、当社2019年12月31日現在でCPHの100%所有持分を有しています。

2019年および2018年12月31日現在の償還不能非支配持分の構成は以下の通りです。

	2019年	2018年
	(千ドル)	
当社がスポンサーである連結対象投資ファンド	-	-
CPH	-	949
償還不能非支配持分合計	-	949

2019年および2018年12月31日現在の償還可能非支配持分の構成は以下の通りです。

	2019年	2018年
	(千ドル)	
当社がスポンサーである連結対象投資ファンド	325,561	145,921
CPH	-	2,888
償還可能非支配持分合計	325,561	148,809

26. 四半期財務データ(無監査)

	2019年の次の日付に終了した四半期			
	12月31日	9月30日	6月30日	3月31日
	(千ドル、1口当たりの金額を除く)			
純収益	987,304	877,867	857,799	795,462
AB出資者に帰属する当期純利益	248,865	187,811	166,252	149,114
AB出資口1口当たり当期純利益 - 基本的 ⁽¹⁾	0.92	0.69	0.61	0.55
AB出資口1口当たり当期純利益 - 希薄化後 ⁽¹⁾	0.92	0.69	0.61	0.55
AB出資口1口当たり分配金 ⁽²⁾⁽³⁾	0.93	0.70	0.63	0.56

	2018年の次の日付に終了した四半期			
	12月31日	9月30日	6月30日	3月31日
	(千ドル、1口当たりの金額を除く)			
純収益	804,660	850,176	844,738	867,787
AB出資者に帰属する当期純利益	188,053	203,674	181,665	184,196
AB出資口1口当たり当期純利益 - 基本的 ⁽¹⁾	0.70	0.75	0.66	0.68
AB出資口1口当たり当期純利益 - 希薄化後 ⁽¹⁾	0.70	0.75	0.66	0.68
AB出資口1口当たり分配金 ⁽²⁾⁽³⁾	0.71	0.76	0.69	0.80

(1) 1口当たり当期純利益 - 基本および希薄化後 - は、それぞれの表示期間について個別に計算しています。したがって、1口当たり四半期純利益の合計額は、年間合計の額と一致しない可能性があります。

(2) 宣言し、翌四半期に支払ったもの。

(3) 分配金はGAAPに基づくものではない調整の影響を反映しています。

[次へ](#)

AllianceBernstein L.P. and Subsidiaries
Consolidated Statements of Financial Condition

	December 31,	
	2019	2018
	(in thousands, except unit amounts)	
ASSETS		
Cash and cash equivalents	\$ 679,738	\$ 640,206
Cash and securities segregated, at fair value (cost \$1,090,443 and \$1,169,461)	1,094,866	1,169,554
Receivables, net:		
Brokers and dealers	97,966	197,048
Brokerage clients	1,536,674	1,718,629
AB funds fees	261,588	217,470
Other fees	148,744	127,462
Investments:		
Long-term incentive compensation-related	50,902	52,429
Other	215,892	661,915
Assets of consolidated company-sponsored investment funds:		
Cash and cash equivalents	11,433	13,118
Investments	581,004	351,696
Other assets	19,810	22,840
Furniture, equipment and leasehold improvements, net	145,251	155,519
Goodwill	3,076,926	3,066,700
Intangible assets, net	55,366	79,424
Deferred sales commissions, net	36,296	17,148
Right-of-use assets	362,693	—
Other assets	330,943	297,940
Total assets	\$ 8,706,092	\$ 8,789,098
LIABILITIES, REDEEMABLE NON-CONTROLLING INTEREST AND CAPITAL		
Liabilities:		
Payables:		
Brokers and dealers	\$ 201,778	\$ 290,960
Securities sold not yet purchased	30,157	8,623
Brokerage clients	2,531,946	3,095,458
AB mutual funds	71,142	74,599
Accounts payable and accrued expenses	192,110	412,313
Lease liabilities	468,451	—
Liabilities of consolidated company-sponsored investment funds	31,017	22,610
Accrued compensation and benefits	276,829	273,250
Debt:		
EQH facility	560,000	—
Other	—	546,267
Total liabilities	4,363,430	4,724,080

AllianceBernstein L.P. and Subsidiaries

	December 31,	
	2019	2018
Commitments and contingencies (See Note 14)		
Redeemable non-controlling interest	325,561	148,809
Capital:		
General Partner	41,225	40,240
Limited partners: 270,380,314 and 268,850,276 units issued and outstanding	4,174,201	4,075,306
Receivables from affiliates	(9,011)	(11,430)
AB Holding Units held for long-term incentive compensation plans	(76,310)	(77,990)
Accumulated other comprehensive loss	(113,004)	(110,866)
Partners' capital attributable to AB Unitholders	4,017,101	3,915,260
Non-redeemable non-controlling interests in consolidated entities	—	949
Total capital	4,017,101	3,916,209
Total liabilities, redeemable non-controlling interest and capital	\$ 8,706,092	\$ 8,789,098

See Accompanying Notes to Consolidated Financial Statements.

AllianceBernstein L.P. and Subsidiaries

Consolidated Statements of Income

	Years Ended December 31,		
	2019	2018	2017
	(in thousands, except per unit amounts)		
Revenues:			
Investment advisory and services fees	\$ 2,472,044	\$ 2,362,211	\$ 2,201,305
Bernstein research services	407,911	439,432	449,919
Distribution revenues	455,043	418,562	412,063
Dividend and interest income	104,421	98,226	71,162
Investment gains (losses)	38,659	2,653	92,102
Other revenues	97,559	98,676	97,135
Total revenues	3,575,637	3,419,760	3,323,686
Less: Interest expense	57,205	52,399	25,165
Net revenues	3,518,432	3,367,361	3,298,521
Expenses:			
Employee compensation and benefits	1,442,783	1,378,811	1,313,469
Promotion and servicing:			
Distribution-related payments	487,965	427,186	411,467
Amortization of deferred sales commissions	15,029	21,343	31,886
Trade execution, marketing, T&E and other	219,860	222,630	213,275
General and administrative:			
General and administrative	484,750	448,996	481,488
Real estate charges	3,324	7,160	36,669
Contingent payment arrangements	(510)	(2,219)	267
Interest on borrowings	13,035	10,359	8,194
Amortization of intangible assets	28,759	27,781	27,896
Total expenses	2,694,995	2,542,047	2,524,611
Operating income	823,437	825,314	773,910
Income tax	41,754	45,816	53,110
Net income	781,683	779,498	720,800
Net income of consolidated entities attributable to non-controlling interests	29,641	21,910	58,397
Net income attributable to AB Unitholders	\$ 752,042	\$ 757,588	\$ 662,403
Net income per AB Unit:			
Basic	\$ 2.78	\$ 2.79	\$ 2.46
Diluted	\$ 2.78	\$ 2.78	\$ 2.45

See Accompanying Notes to Consolidated Financial Statements.

AllianceBernstein L.P. and Subsidiaries
Consolidated Statements of Comprehensive Income

	Years Ended December 31,		
	2019	2018	2017
	(in thousands)		
Net income	\$ 781,683	\$ 779,498	\$ 720,800
Other comprehensive (loss) income:			
Foreign currency translation adjustments, before reclassification and tax:	5,986	(19,337)	28,123
Less: reclassification adjustment for losses included in net income upon liquidation	—	(100)	—
Foreign currency translation adjustments, before tax	5,986	(19,237)	28,123
Income tax expense	(383)	620	—
Foreign currency translation adjustments, net of tax	5,603	(18,617)	28,123
Unrealized gains on investments:			
Unrealized gains arising during period	—	—	6
Income tax benefit	—	—	3
Unrealized gains on investments, net of tax	—	—	9
Changes in employee benefit related items:			
Amortization of prior service cost	24	24	24
Recognized actuarial (loss) gain	(7,891)	1,586	(3,190)
Changes in employee benefit related items	(7,867)	1,610	(3,166)
Income tax benefit (expense)	274	(139)	(27)
Employee benefit related items, net of tax	(7,593)	1,471	(3,193)
Other	—	374	—
Other comprehensive (loss) gain	(1,990)	(16,772)	24,939
Less: Comprehensive income in consolidated entities attributable to non-controlling interests	29,788	21,864	59,379
Comprehensive income attributable to AB Unitholders	\$ 749,905	\$ 740,862	\$ 686,360

See Accompanying Notes to Consolidated Financial Statements.

AllianceBernstein L.P. and Subsidiaries

Consolidated Statements of Changes in Partners' Capital

	Years Ended December 31,		
	2019	2018	2017
	(In thousands)		
General Partner's Capital			
Balance, beginning of year	\$ 40,240	\$ 41,221	\$ 41,100
Net income	7,521	7,576	6,624
Cash distributions to General Partner	(7,042)	(8,608)	(6,449)
Long-term incentive compensation plans activity	149	(39)	211
Issuance (retirement) of AB Units, net	357	(256)	(266)
Impact of adoption of revenue recognition standard ASC 606	—	349	—
Other	—	(3)	1
Balance, end of year	41,225	40,240	41,221
Limited Partners' Capital			
Balance, beginning of year	4,075,306	4,168,841	4,154,810
Net income	744,521	750,012	655,779
Cash distributions to Unitholders	(696,470)	(849,585)	(637,690)
Long-term incentive compensation plans activity	14,741	(3,880)	20,859
Issuance (retirement) of AB Units, net	35,259	(25,486)	(27,339)
Impact of adoption of revenue recognition standard ASC 606	—	34,601	—
Other	844	803	2,422
Balance, end of year	4,174,201	4,075,306	4,168,841
Receivables from Affiliates			
Balance, beginning of year	(11,430)	(11,494)	(12,830)
Capital contributions from General Partner	—	19	344
Compensation plan accrual	—	352	156
Long-term incentive compensation awards expense	1,125	—	—
Capital contributions from AB Holding	1,294	(307)	836
Balance, end of year	(9,011)	(11,430)	(11,494)
AB Holding Units held for Long-term Incentive Compensation Plans			
Balance, beginning of year	(77,990)	(42,688)	(32,967)
Purchases of AB Holding Units to fund long-term compensation plans, net	(171,930)	(267,427)	(219,627)
(Issuance) retirement of AB Units, net	(35,736)	25,589	26,603
Long-term incentive compensation awards expense	207,057	187,514	185,234
Re-valuation of AB Holding Units held in rabbi trust	(4,403)	19,022	(1,931)
Other	6,692	—	—
Balance, end of year	(76,310)	(77,990)	(42,688)
Accumulated Other Comprehensive Income (Loss)			
Balance, beginning of year	(110,866)	(94,140)	(118,096)
Foreign currency translation adjustment, net of tax	5,455	(18,571)	27,140
Changes in employee benefit related items, net of tax	(7,593)	1,471	(3,193)
Unrealized gain on investments, net of tax	—	—	9
Other	—	374	—
Balance, end of year	(113,004)	(110,866)	(94,140)
Total Partners' Capital attributable to AB Unitholders			
	4,017,101	3,915,260	4,061,740
Non-redeemable Non-controlling Interests in Consolidated Entities			
Balance, beginning of year	949	1,564	36,172
Net income	91	69	9,632
Foreign currency translation adjustment	147	(46)	983
Purchase of non-controlling interest	(1,187)	—	(2,006)
Distributions (to) non-controlling interests of our consolidated venture capital fund activities	—	(638)	(43,217)
Balance, end of year	—	949	1,564
Total Capital	\$ 4,017,101	\$ 3,916,209	\$ 4,063,304

See Accompanying Notes to Consolidated Financial Statements.

AllianceBernstein L.P. and Subsidiaries

Consolidated Statements of Cash Flows

	Years Ended December 31,		
	2019	2018	2017
	(in thousands)		
Cash flows from operating activities:			
Net income	\$ 781,683	\$ 779,498	\$ 720,800
Adjustments to reconcile net income to net cash provided by operating activities:			
Amortization of deferred sales commissions	15,029	21,343	31,886
Non-cash long-term incentive compensation expense	208,182	187,514	185,234
Depreciation and other amortization	166,542	70,000	66,999
Unrealized (gains) losses on investments	(13,431)	23,164	3,554
Unrealized (gains) on investments of consolidated company-sponsored investment funds	(36,150)	(14,217)	(36,340)
Other, net	10,281	(6,446)	13,189
Changes in assets and liabilities:			
Decrease (increase) in securities, segregated	74,688	(353,204)	129,747
Decrease (increase) in receivables	223,137	(207,000)	67,539
Decrease (increase) in investments	460,347	(294,383)	293
(Increase) decrease in investments of consolidated company-sponsored investment funds	(193,158)	908,804	(639,067)
(Increase) decrease in deferred sales commissions	(34,177)	(8,365)	1,878
(Increase) in right-of-use assets	(11,141)	—	—
(Increase) in other assets	(23,140)	(152,726)	(2,255)
Increase (decrease) in other assets and liabilities of consolidated company-sponsored investment funds, net	11,437	(662,934)	417,674
(Decrease) increase in payables	(641,369)	1,024,317	(338,523)
(Decrease) in lease liabilities	(107,276)	—	—
(Decrease) increase in accounts payable and accrued expenses	(56,518)	(11,225)	10,657
(Decrease) increase in accrued compensation and benefits	(7,486)	4,341	12,187
Net cash provided by operating activities	827,480	1,308,481	645,452
Cash flows from investing activities:			
Purchases of investments	—	—	(12)
Proceeds from sales of investments	—	—	11
Purchases of furniture, equipment and leasehold improvements	(28,303)	(32,789)	(39,417)
Proceeds from sales of furniture, equipment and leasehold improvements	—	—	75
Acquisition of businesses, net of cash acquired	5,255	—	—
Net cash used in investing activities	(23,048)	(32,789)	(39,343)
Cash flows from financing activities:			
(Repayment) issuance of commercial paper, net	(532,895)	24,546	(28,553)
Proceeds from EQH facility	560,000	—	—
(Repayment) proceeds from bank loans	(25,000)	(50,000)	75,000
(Decrease) increase in overdrafts payable	(59,924)	3,273	63,393
Distributions to General Partner and Unitholders	(703,512)	(858,193)	(644,139)
Capital contributions (to) non-controlling interests in consolidated entities	—	(638)	(43,217)
Purchases (redemptions) of non-controlling interests of consolidated company-sponsored investment funds, net	150,091	(472,143)	163,164
Capital contributions from (to) affiliates	269	(1,421)	366
Payments of contingent payment arrangements/purchase of shares	(1,991)	(1,093)	(7,592)
Additional investments by AB Holding with proceeds from exercise of compensatory options to buy AB Holding Units	11,511	16,589	20,110
Purchases of AB Holding Units to fund long-term incentive compensation plan awards, net	(171,930)	(267,427)	(219,627)
Other	(1,580)	(2,151)	(2,836)
Net cash used in financing activities	(774,961)	(1,608,658)	(623,931)
Effect of exchange rate changes on cash and cash equivalents	8,376	(12,158)	21,760
Net increase (decrease) in cash and cash equivalents	37,847	(345,124)	3,938

Cash and cash equivalents as of beginning of the period	653,324	998,448	994,510
Cash and cash equivalents as of end of the period	\$ 691,171	\$ 653,324	\$ 998,448
Cash paid:			
Interest paid	\$ 66,002	\$ 60,286	\$ 30,975
Income taxes paid	52,444	41,946	67,421
Non-cash investing activities:			
Fair value of assets acquired (excluding cash acquired of \$11.8 million)	28,966	—	—
Fair value of liabilities assumed	16,837	—	—
Non-cash financing activities:			
Payables recorded under contingent payment arrangements	17,384	—	—

See Accompanying Notes to Consolidated Financial Statements.

AllianceBernstein L.P. and Subsidiaries
Notes to Consolidated Financial Statements

The words "we" and "our" refer collectively to AllianceBernstein L.P. and its subsidiaries ("AB"), or to their officers and employees. Similarly, the word "company" refers to AB. Cross-references are in italics.

I. Business Description and Organization

We provide research, diversified investment management and related services globally to a broad range of clients. Our principal services include:

- Institutional Services—servicing our institutional clients, including private and public pension plans, foundations and endowments, insurance companies, central banks and governments worldwide, and affiliates such as Equitable Holdings, Inc. ("EQH") and its subsidiaries, by means of separately-managed accounts, sub-advisory relationships, structured products, collective investment trusts, mutual funds, hedge funds and other investment vehicles.
- Retail Services—servicing our retail clients, primarily by means of retail mutual funds sponsored by AB or an affiliated company, sub-advisory relationships with mutual funds sponsored by third parties, separately-managed account programs sponsored by financial intermediaries worldwide and other investment vehicles.
- Private Wealth Management Services—servicing our private clients, including high-net-worth individuals and families, trusts and estates, charitable foundations, partnerships, private and family corporations, and other entities, by means of separately-managed accounts, hedge funds, mutual funds and other investment vehicles.
- Bernstein Research Services—servicing institutional investors, such as pension fund, hedge fund and mutual fund managers, seeking high-quality fundamental research, quantitative services and brokerage-related services in equities and listed options.

We also provide distribution, shareholder servicing, transfer agency services and administrative services to the mutual funds we sponsor.

Our high-quality, in-depth research is the foundation of our business. Our research disciplines include economic, fundamental equity, fixed income and quantitative research. In addition, we have experts focused on multi-asset strategies, wealth management and alternative investments.

We provide a broad range of investment services with expertise in:

- Actively-managed equity strategies, with global and regional portfolios across capitalization ranges, concentration ranges and investment strategies, including value, growth and core equities;
- Actively-managed traditional and unconstrained fixed income strategies, including taxable and tax-exempt strategies;
- Passive management, including index and enhanced index strategies;
- Alternative investments, including hedge funds, fund of funds, direct lending and private equity;
and
- Multi-asset solutions and services, including dynamic asset allocation, customized target-date funds and target-risk funds.

Our services span various investment disciplines, including market capitalization (e.g., large-, mid- and small-cap equities), term (e.g., long-, intermediate- and short-duration debt securities), and geographic location (e.g., U.S., international, global, emerging markets, regional and local), in major markets around the world.

During the second quarter of 2018, AXA S.A. ("AXA") completed the sale of a minority stake in EQH through an initial public offering ("IPO"). Since then, AXA has completed additional offerings and taken other steps, most recently during the fourth quarter of 2019. As a result, AXA owned less than 10% of the outstanding common stock of EQH as of December 31, 2019.

As of December 31, 2019, EQH owned approximately 4.1% of the issued and outstanding units representing assignments of beneficial ownership of limited partnership interests in AllianceBernstein Holding L.P. ("AB Holding Units"). AllianceBernstein Corporation (an indirect wholly-owned subsidiary of EQH, "General Partner") is the general partner of both AllianceBernstein Holding L.P. ("AB Holding") and AB. AllianceBernstein Corporation owns 100,000 general partnership units in AB Holding and a 1% general partnership interest in AB.

As of December 31, 2019, the ownership structure of AB, including limited partnership units outstanding as well as the general partner's interest, was as follows:

EQH and its subsidiaries	63.3%
AB Holding	36.0
Unaffiliated holders	0.7
	100.0%

Including both the general partnership and limited partnership interests in AB Holding and AB, EQH and its subsidiaries had an approximate 64.8% economic interest in AB as of December 31, 2019.

2. Summary of Significant Accounting Policies

Basis of Presentation

The consolidated financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America ("US GAAP"). The preparation of the consolidated financial statements requires management to make certain estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the dates of the consolidated financial statements and the reported amounts of revenues and expenses during the reporting periods. Actual results could differ from those estimates.

Principles of Consolidation

The consolidated financial statements include AB and its majority-owned and/or controlled subsidiaries, and the consolidated entities that are considered to be variable interest entities ("VIEs") and voting interest entities ("VOEs") in which AB has a controlling financial interest. Non-controlling interests on the consolidated statements of financial condition include the portion of consolidated company-sponsored investment funds in which we do not have direct equity ownership. All significant inter-company transactions and balances among the consolidated entities have been eliminated.

Recently Adopted Accounting Pronouncements

In February 2016, the Financial Accounting Standards Board ("FASB") issued ASU 2016-02, *Leases*. This pronouncement, along with subsequent ASUs issued to clarify certain provisions of ASU 2016-02 is now referred to as Accounting Standards Codification 842 ("ASC 842"). The standard requires a lessee to record most leases on its balance sheet while also disclosing key information about those lease arrangements. The classification criteria to distinguish between finance and operating leases are generally consistent with the classification criteria to distinguish between capital and operating leases under previous lease accounting guidance. We adopted this new standard on January 1, 2019 using the modified retrospective method. Prior comparable periods will not be adjusted under this method.

We applied several practical expedients offered by ASC 842 upon adoption of this standard. These included continuing to account for existing leases based on judgments made under legacy US GAAP as it relates to determining classification of leases, unamortized initial direct costs and whether contracts are leases or contain leases. We also used a practical expedient to use hindsight in determining the lease terms (using knowledge and expectations as of the standard's adoption date instead of the previous assumptions under legacy US GAAP) and evaluating impairment of our right-of-use assets in the transition period (using our most up-to-date information).

Adoption of this standard resulted in the reconfing of operating right-of-use assets and lease liabilities of \$438.7 million and \$574.5 million, respectively, and financing right-of-use assets and lease liabilities of \$2.4 million as of January 1, 2019. The operating right-of-use assets recognized as of January 1, 2019 are net of deferred rent of \$50.0 million and liabilities associated with previously recognized impairments of \$85.8 million. See Note 13, *Leases*, for additional disclosures.

In February 2018, the FASB issued ASU 2018-02, *Reclassification of Certain Tax Effects from Accumulated Other Comprehensive Income*, which permits a company to reclassify the disproportionate income tax effects of the 2017 Tax Cuts and Job Act ("2017 Tax Act") on items within Accumulated Other Comprehensive Income ("AOCI") to retained earnings. The FASB refers to these amounts as "stranded tax effects." The ASU also requires certain new disclosures, some of which are applicable for all companies. We adopted this standard on January 1, 2019. The adoption of this standard had no impact on our financial condition or results of operations.

Accounting Pronouncements Not Yet Adopted in 2019

In June 2016, the FASB issued ASU 2016-13, *Financial Instruments - Credit Losses (Topic 326)*. This new guidance relates to the accounting for credit losses on financial instruments. The new guidance introduces an approach based on expected losses to estimate credit losses on certain types of financial instruments. It also modifies the impairment model for available-for-sale debt securities and provides for a simplified accounting model for purchased financial assets with credit deterioration since their origination. The new guidance is effective for financial statements issued for fiscal years beginning after December 15, 2019, with early adoption permitted. The new guidance will not have a material impact on our financial condition or results of operations.

In January 2017, the FASB issued ASU 2017-04, *Simplifying the Test for Goodwill Impairment*. The guidance removes Step 2 of the goodwill impairment test, which requires a hypothetical purchase price allocation. As a result of the revised guidance, a goodwill impairment will be the amount by which a reporting unit's carrying value exceeds its fair value, not to exceed the carrying amount of goodwill. The revised guidance will be applied prospectively and is effective for financial statements issued for fiscal years beginning after December 15, 2019. The revised guidance will not have a material impact on our financial condition or results of operations.

In August 2018, the FASB issued ASU 2018-13, *Fair Value Measurement (Topic 820): Disclosure Framework-Changes to the Disclosure Requirements for Fair Value Measurement*. The amendment modifies the disclosure requirements for fair value measurements by removing, modifying or adding certain disclosures. The revised guidance is effective for all companies for fiscal years beginning after December 15, 2019, and interim periods within those years. Companies are permitted to early adopt any eliminated or modified disclosure requirements and delay adoption of the additional disclosure requirements until their effective date. The removed and modified disclosures will be adopted on a retrospective basis and the new disclosures will be adopted on a prospective basis. The revised guidance will not have a material impact on our financial condition or results of operations.

In August 2018, the FASB issued ASU 2018-14, *Compensation - Retirement Benefits - Defined Benefit Plans - General (Topic 715-20)*. The amendment modifies the disclosure requirements for employers that sponsor defined benefit pension or other postretirement plans. The revised guidance is effective for financial statements issued for fiscal years beginning after December 15, 2020, with early adoption permitted. The revised guidance will not have a material impact on our financial condition or results of operations.

In August 2018, the FASB issued ASU 2018-15, *Intangibles-Goodwill and Other-Internal-Use Software (Subtopic 350-40): Customer's Accounting for Implementation Costs Incurred in a Cloud Computing Arrangement That is a Service Contract*. The amendment aligns the requirements for capitalizing implementation costs incurred in a hosting arrangement that is a service contract with the requirements that currently exist in US GAAP for capitalizing implementation costs incurred to develop or obtain internal-use software. Implementation costs would either be capitalized or expensed as incurred depending on the project stage. All costs in the preliminary and post-implementation project stages are expensed as incurred, while certain costs within the application development stage are capitalized. The revised guidance is effective for financial statements issued for fiscal years beginning after December 15, 2019, with early adoption permitted. The revised guidance will be adopted prospectively and will not have a material impact on our financial condition or results of operations.

In December 2019, the FASB issued ASU 2019-12, *Income Taxes (Topic 740): Simplifying the Accounting for Income Taxes*. The amendments simplify the accounting for income taxes by removing certain exceptions to the general principles in Topic 740. The amendments also improve consistent application of and simplify US GAAP for other areas of Topic 740 by clarifying and amending the existing guidance. The revised guidance is effective for financial statements issued for fiscal years beginning after December 15, 2020, with early adoption permitted. Management currently is evaluating the impact that adoption of this standard will have on our consolidated financial statements.

*Revenue Recognition*Investment advisory and services fees

AB provides asset management services by managing customer assets and seeking to deliver investment returns to investors. Each investment management contract between AB and a customer creates a distinct, separately identifiable performance obligation for each day the customer's assets are managed as the customer can benefit from each day of service. In accordance with ASC 606, a series of distinct goods and services that are substantially the same and have the same pattern of transfer to the customer are treated as a single performance obligation. Accordingly, we have determined that our investment and advisory services are performed over time and entitle us to variable consideration earned based on the value of the investors' assets under management ("AUM").

We calculate AUM using established market-based valuation methods and fair valuation (non-observable market) methods. Market-based valuation methods include: last sale/settle prices from an exchange for actively-traded listed equities, options and futures;

evaluated bid prices from recognized pricing vendors for fixed income, asset-backed or mortgage-backed issues; mid prices from recognized pricing vendors and brokers for credit default swaps; and quoted bids or spreads from pricing vendors and brokers for other derivative products. Fair valuation methods include: discounted cash flow models or any other methodology that is validated and approved by our Valuation Committee (see paragraph immediately below for additional information about our Valuation Committee). Fair valuation methods are used only where AUM cannot be valued using market-based valuation methods, such as in the case of private equity or illiquid securities.

The Valuation Committee, which consists of senior officers and employees, is responsible for overseeing the pricing and valuation of all investments held in client and AB portfolios. The Valuation Committee has adopted a Statement of Pricing Policies describing principles and policies that apply to pricing and valuing investments held in these portfolios. We also have a Pricing Group, which reports to the Valuation Committee and is responsible for overseeing the pricing process for all investments.

We record as revenue investment advisory and services base fees, which we generally calculate as a percentage of AUM. At month-end, all the components of the transaction price (i.e., the base fee calculation) are no longer variable and the value of the consideration is determined. These fees are not subject to claw back and there is minimal probability that a significant reversal of the revenue recorded will occur.

The transaction price for the asset management performance obligation for certain investment advisory contracts, including those associated with hedge funds or other alternative investments, provide for a performance-based fee (including carried interest), in addition to a base advisory fee, which is calculated as either a percentage of absolute investment results or a percentage of investment results in excess of a stated benchmark over a specified period of time. The performance-based fees are forms of variable consideration and are therefore excluded from the transaction price until it becomes probable that there will not be significant reversal of the cumulative revenue recognized. At each reporting date, we evaluate the constraining factors, discussed below, surrounding the variable consideration to determine the extent to which, if any, revenues associated with the performance-based fee can be recognized.

Constraining factors impacting the amount of variable consideration included in the transaction price include: the contractual claw-back provisions to which the variable consideration is subject, the length of time to which the uncertainty of the consideration is subject, the number and range of possible consideration amounts, the probability of significant fluctuations in the fund's market value, the level at which the fund's value exceeds the contractual threshold required to earn such a fee, and the materiality of the amount being evaluated.

Bernstein Research Services

Bernstein Research Services revenue consists principally of commissions received for trade execution services and providing equity research services to institutional clients. Brokerage commissions for trade execution services and related expenses are recorded on a trade-date basis when the performance obligations are satisfied. Generally, the transaction price is agreed upon at the point of each trade and based upon the number of shares traded or the value of the consideration traded. Research revenues are recognized when the transaction price is quantified, collectability is assured and significant reversal of such revenue is not probable.

Distribution Revenues

Two of our subsidiaries act as distributors and/or placement agents of company-sponsored mutual funds and receive distribution services fees from certain of those funds as partial reimbursement of the distribution expenses they incur. The variable consideration can be determined in different ways, as discussed below, as we satisfy the performance obligation depending on the contractual arrangements with the customer and the specific product sold.

Most open-end U.S. funds have adopted a plan under Rule 12b-1 of the Investment Company Act that allows the fund to pay, out of assets of the fund, distribution and service fees for the distribution and sale of its shares ("Rule 12b-1 Fees"). The open-end U.S. funds have such agreements with us, and we have selling and distribution agreements pursuant to which we pay sales commissions to the financial intermediaries that distribute our open-end U.S. funds. These agreements are terminable by either party upon notice (generally 30 days) and do not obligate the financial intermediary to sell any specific amount of fund shares.

We record 12b-1 fees monthly based upon a percentage of the net asset value ("NAV") of the funds. At month-end, the variable consideration of the transaction price is no longer constrained as the NAV can be calculated and the value of consideration is determined. These services are separate and distinct from other asset management services as the customer can benefit from these services independently of other services. We accrue the corresponding 12b-1 fees paid to sub-distributors monthly as the expenses are incurred. We are acting in a principal capacity in these transactions; as such, these revenues and expenses are recorded on a gross basis.

We offer back-end load shares in limited instances and charge the investor a contingent deferred sales charge ("CDSC") if the investment is redeemed within a certain period. The variable consideration for these contracts is contingent on the timing of the redemption by the investor and the value of the sale proceeds. Due to these constraining factors, we exclude the CDSC fee from the transaction price until the investor redeems the investment. Upon redemption, the cash consideration received for these contractual arrangements are recorded as reductions of unamortized deferred sales commissions.

Our Luxembourg subsidiary, the management company for most of our non-U.S. funds, earns a management fee that is accrued daily and paid monthly, at an annual rate, based on the average daily net assets of the fund. With respect to certain share classes, the management fee may also contain a component that is paid to distributors and other financial intermediaries and service providers to cover shareholder servicing and other administrative expenses (also referred to as an All-in-Fee). As we have concluded that asset management is distinct from distribution, we allocate a portion of the investment and advisory fee to distribution revenues for the servicing component based on standalone selling prices.

Other Revenues

Revenues from contracts with customers include a portion of other revenues, which consists primarily of shareholder servicing fees, as well as mutual fund reimbursements and other brokerage income.

We provide shareholder services, which include transfer agency, administrative and recordkeeping services provided to company-sponsored mutual funds. The consideration for these services is based on a percentage of the NAV of the fund or a fixed-fee based on the number of shareholder accounts being serviced. The revenues are recorded at month-end when the constraining factors involved with determining NAV or the number of shareholders' accounts are resolved.

Non-Contractual Revenues

Dividend and interest income is accrued as earned. Investment gains and losses on the consolidated statements of income include unrealized gains and losses of trading and private equity investments stated at fair value, equity in earnings of our limited partnership hedge fund investments, and realized gains and losses on investments sold.

Contract Assets and Liabilities

We use the practical expedient for contracts that have an original duration of one year or less. Accordingly, we do not consider the time value of money and, instead, accrue the incremental costs of obtaining the contract when incurred. As of December 31, 2019, the balances of contract assets and contract liabilities are not considered material and, accordingly, no further disclosures are necessary.

Consolidation of company-sponsored investment funds

For legal entities (company-sponsored investment funds) evaluated for consolidation, we first determine whether the fees we receive and the interests we hold qualify as a variable interest in the entity, including an evaluation of fees paid to us as a decision maker or service provider to the entity being evaluated. Fees received by us are not variable interests if (i) the fees are compensation for services provided and are commensurate with the level of effort required to provide those services, (ii) the service arrangement includes only terms, conditions or amounts that are customarily present in arrangements for similar services negotiated at arm's length, and (iii) our other economic interests in the entity held directly and indirectly through our related parties, as well as economic interests held by related parties under common control, would not absorb more than an insignificant amount of the entity's losses or receive more than an insignificant amount of the entity's benefits.

For those entities in which we have a variable interest, we perform an analysis to determine whether the entity is a VIE by considering whether the entity's equity investment at risk is insufficient, whether the investors lack decision making rights proportional to their ownership percentage of the entity, and whether the investors lack the obligation to absorb an entity's expected losses or the right to receive an entity's expected income.

A VIE must be consolidated by its primary beneficiary, which generally is defined as the party that has a controlling financial interest in the VIE. We are deemed to have a controlling financial interest in a VIE if we have (i) the power to direct the activities of the VIE that most significantly affect the VIE's economic performance and (ii) the obligation to absorb losses of the VIE or the right to receive income from the VIE that could potentially be significant to the VIE. For purposes of evaluating (ii) above, fees paid to us as a decision maker or service provider are excluded if the amount of fees is commensurate with the level of effort required to be performed and the arrangement includes only customary terms, conditions or amounts present in arrangements for similar services negotiated at arm's length. The primary beneficiary evaluation generally is performed qualitatively based on all facts and circumstances, as well as quantitatively, as appropriate.

If we have a variable interest in an entity that is determined not to be a VIE, the entity is then evaluated for consolidation under the VOE model. For limited partnerships and similar entities, we are deemed to have a controlling financial interest in a VOE.

and would be required to consolidate the entity, if we own a majority of the entity's kick-out rights through voting limited partnership interests and limited partners do not hold substantive participating rights (or other rights that would indicate that we do not control the entity). For entities other than limited partnerships, we are deemed to have a controlling financial interest in a VOE if we own a majority voting interest in the entity.

The analysis performed regarding the determination of variable interests held, whether entities are VIEs or VOEs, and whether we have a controlling financial interest in such entities, requires the exercise of judgment. The analysis is updated continuously as circumstances change or new entities are formed.

Cash and Cash Equivalents

Cash and cash equivalents include cash on hand, demand deposits, money market accounts, overnight commercial paper and highly liquid investments with original maturities of three months or less. Due to the short-term nature of these instruments, the recorded value has been determined to approximate fair value (and considered Level 1 securities in the fair value hierarchy).

Fees Receivable, Net

Fees receivable are shown net of allowances. An allowance for doubtful accounts related to investment advisory and services fees is determined through an analysis of the aging of receivables, assessments of collectability based on historical trends and other qualitative and quantitative factors, including our relationship with the client, the financial health (or ability to pay) of the client, current economic conditions and whether the account is active or closed. The allowance for doubtful accounts is not material to fees receivable.

Brokerage Transactions

Customers' securities transactions are recorded on a settlement date basis, with related commission income and expenses reported on a trade date basis. Receivables from and payables to clients include amounts due on cash and margin transactions. Securities owned by customers are held as collateral for receivables; such collateral is not reflected in the consolidated financial statements. We have the ability by contract or custom to sell or re-pledge this collateral, and have done so at various times. As of December 31, 2019, there were no re-pledged securities. Principal securities transactions and related expenses are recorded on a trade date basis.

Securities borrowed and securities loaned by our broker-dealer subsidiaries are recorded at the amount of cash collateral advanced or received in connection with the transaction and are included in receivables from and payables to brokers and dealers in the consolidated statements of financial condition. Securities borrowed transactions require us to deposit cash collateral with the lender. With respect to securities loaned, we receive cash collateral from the borrower. See Note 8 for securities borrowed and loaned amounts recorded in our consolidated statements of financial condition as of December 31, 2019 and 2018. The initial collateral advanced or received approximates or is greater than the fair value of securities borrowed or loaned. We monitor the fair value of the securities borrowed and loaned on a daily basis and request additional collateral or return excess collateral, as appropriate. As of December 31, 2019 and 2018, there is no allowance provision required for the collateral advanced. Income or expense is recognized over the life of the transaction.

As of December 31, 2019 and 2018, we had \$204.0 million and \$196.9 million, respectively, of cash on deposit with clearing organizations for trade facilitation purposes, which are reported in other assets in our consolidated statements of financial condition. As of December 31, 2019, we held no U.S. Treasury bills pledged as collateral. As of December 31, 2018, we held U.S. Treasury Bills with value totaling \$392.4 million, which are reported in other investments in our consolidated statements of financial condition. These clearing organizations have the ability by contract or custom to sell or re-pledge this collateral.

Furniture, Equipment and Leasehold Improvements, Net

Furniture, equipment and leasehold improvements are stated at cost, less accumulated depreciation and amortization. Depreciation is recognized on a straight-line basis over the estimated useful lives of eight years for furniture and three to six years for equipment and software. Leasehold improvements are amortized on a straight-line basis over the lesser of their estimated useful lives or the terms of the related leases.

Goodwill

In 2000, AB acquired SCB Inc., an investment research and management company formerly known as Sanford C. Bernstein Inc. ("Bernstein"). The Bernstein acquisition was accounted for under the purchase method, and the cost of the acquisition was allocated on the basis of the estimated fair value of the assets acquired and the liabilities assumed. The excess of the purchase price over the fair value of identifiable assets acquired, net of liabilities assumed, resulted in the recognition of goodwill of approximately \$3.0 billion.

As of December 31, 2019, goodwill of \$3.1 billion on the consolidated statement of financial condition included \$2.8 billion as a result of the Bernstein acquisition and \$276 million in regard to various smaller acquisitions. We have determined that AB has only one reporting segment and reporting unit.

We test our goodwill annually, as of September 30, for impairment. As of September 30, 2019, the impairment test indicated that goodwill was not impaired. We also review the carrying value of goodwill if facts and circumstances occur that suggest possible impairment, such as significant declines in AUM, revenues, earnings or the price of an AB Holding Unit. There were no facts or circumstances occurring in the fourth quarter of 2019 suggesting possible impairment.

Intangible Assets, Net

Intangible assets consist primarily of costs assigned to acquired investment management contracts of Bernstein based on their estimated fair value at the time of acquisition, less accumulated amortization. Intangible assets are recognized at fair value and generally are amortized on a straight-line basis over their estimated useful life ranging from six years to 20 years.

As of December 31, 2019, intangible assets, net of accumulated amortization, of \$55.4 million on the consolidated statement of financial condition consists of \$41.9 million of finite-lived intangible assets subject to amortization, of which \$15.5 million relates to the Bernstein acquisition, and \$13.5 million of indefinite-lived intangible assets not subject to amortization in regard to other acquisitions. As of December 31, 2018, intangible assets, net of accumulated amortization, of \$79.4 million on the consolidated statement of financial condition consisted of \$65.9 million of finite-lived intangible assets subject to amortization, of which \$36.2 million related to the Bernstein acquisition, and \$13.5 million of indefinite-lived intangible assets not subject to amortization in regard to other acquisitions. The gross carrying amount of finite-lived intangible assets totaled \$468.9 million as of December 31, 2019 and \$475.1 million as of December 31, 2018, and accumulated amortization was \$427.0 million as of December 31, 2019 and \$409.2 million as of December 31, 2018. Amortization expense was \$28.8 million for 2019, \$27.8 million for 2018 and \$27.9 million for 2017. Estimated annual amortization expense for 2020 is approximately \$21 million, \$5 million in year two, then approximately \$4 million in years three through five.

We periodically review indefinite-lived intangible assets for impairment as events or changes in circumstances indicate that the carrying value may not be recoverable. If the carrying value exceeds fair value, we perform additional impairment tests to measure the amount of the impairment loss, if any. During the fourth quarter of 2019, we recorded an impairment charge of \$3.1 million relating to our 2016 acquisition of Ramius Alternative Solutions LLC. Due to the loss of acquired investment management contracts during 2019, the carrying value of the finite-lived intangible assets exceeded the fair value of the contracts. We determined the fair value of the contracts using a discounted cashflow model. The impairment charge was recorded in general and administrative expenses in the consolidated statements of income.

Deferred Sales Commissions, Net

We pay commissions to financial intermediaries in connection with the sale of shares of open-end company-sponsored mutual funds sold without a front-end sales charge ("back-end load shares"). These commissions are capitalized as deferred sales commissions and amortized over periods not exceeding five and one-half years for U.S. fund shares and four years for Non-U.S. Fund shares, the periods of time during which deferred sales commissions generally are recovered. We recover these commissions from distribution services fees received from those funds and from CDSC received from shareholders of those funds upon the redemption of their shares. CDSC cash recoveries are recorded as reductions of unamortized deferred sales commissions when received. Since January 31, 2009, our U.S. mutual funds have not offered back-end load shares to new investors.

We periodically review the deferred sales commission asset for impairment as events or changes in circumstances indicate that the carrying value may not be recoverable. If these factors indicate impairment in value, we compare the carrying value to the undiscounted cash flows expected to be generated by the asset over its remaining life. If we determine the deferred sales commission asset is not fully recoverable, the asset will be deemed impaired and a loss will be recorded in the amount by which the recorded amount of the asset exceeds its estimated fair value. There were no impairment charges recorded during 2019 or 2018.

Leases

We determine if an arrangement is a lease at inception. Both operating and finance leases are included in the right-of-use ("ROU") assets and lease liabilities in our consolidated statement of financial condition.

ROU assets represent our right to use an underlying asset for the lease term and lease liabilities represent our obligation to make lease payments arising from the lease. ROU assets and lease liabilities are recognized at commencement date based on the present value of lease payments over the lease term. We use our incremental borrowing rate based on the information available as of the lease commencement date in determining the present value of lease payments. Our lease terms may include options to extend or

terminate the lease. These options to extend or terminate are assessed on a lease-by-lease basis, and the ROU assets and lease liabilities are adjusted when it is reasonably certain that an option will be exercised.

When calculating the measurement of ROU assets and lease liabilities, we utilize the fixed payments associated with the lease and do not include other variable contractual obligations, such as operating expenses, real estate taxes and employee parking. These costs are accounted for as period costs and expensed as incurred.

Additionally, we exclude any intangible assets such as software licensing agreements as stated in ASC 842-10-15-1. These arrangements will continue to follow the guidance of ASC 350, *Intangibles - Goodwill and Other*.

Loss Contingencies

With respect to all significant litigation matters, we consider the likelihood of a negative outcome. If we determine the likelihood of a negative outcome is probable and the amount of the loss can be reasonably estimated, we record an estimated loss for the expected outcome of the litigation. If the likelihood of a negative outcome is reasonably possible and we are able to determine an estimate of the possible loss or range of loss in excess of amounts already accrued, if any, we disclose that fact together with the estimate of the possible loss or range of loss. However, it is often difficult to predict the outcome or estimate a possible loss or range of loss because litigation is subject to inherent uncertainties, particularly when plaintiffs allege substantial or indeterminate damages. Such is also the case when the litigation is in its early stages or when the litigation is highly complex or broad in scope. In these cases, we disclose that we are unable to predict the outcome or estimate a possible loss or range of loss.

Contingent Payment Arrangements

We periodically enter into contingent payment arrangements in connection with our business combinations. In these arrangements, we agree to pay additional consideration to the sellers to the extent that certain performance targets are achieved. We estimate the fair value of these potential future obligations at the time a business combination is consummated and record a liability on our consolidated statements of financial condition. We then accrete the obligation to its expected payment amount over the measurement period. If our expected payment amount subsequently changes, the obligation is modified in the current period resulting in a gain or loss. Both gains and losses resulting from changes to expected payments and the accretion of these obligations to their expected payment amounts are reflected within contingent payment arrangements in our consolidated statements of income.

Mutual Fund Underwriting Activities

Purchases and sales of shares of company-sponsored mutual funds in connection with the underwriting activities of our subsidiaries, including related commission income, are recorded on the trade date. Receivables from brokers and dealers for sale of shares of company-sponsored mutual funds generally are realized within three business days from the trade date, in conjunction with the settlement of the related payables to company-sponsored mutual funds for share purchases. Distribution plan and other promotion and servicing payments are recognized as expense when incurred.

Long-term Incentive Compensation Plans

We maintain several unfunded, non-qualified long-term incentive compensation plans, under which we grant annual awards to employees, generally in the fourth quarter, and to members of the Board of Directors of the General Partner, who are not employed by our company or by any of our affiliates ("**Eligible Directors**").

Awards granted in December 2019, 2018 and 2017 allowed employee participants to allocate their awards between restricted AB Holding Units and deferred cash. Participants (except certain members of senior management) generally could allocate up to 50% of their awards to deferred cash, not to exceed a total of \$250,000 per award. Each of our employees based outside of the United States (other than expatriates), who received an award of \$100,000 or less, could have allocated up to 100% of his or her award to deferred cash. Participants allocated their awards prior to the date on which the Compensation Committee granted awards in December 2019, 2018 and 2017. For these awards, the number of AB Holding Units awarded was based on the closing price of an AB Holding Unit on the grant date. For awards granted in 2019, 2018 and 2017:

- We engage in open-market purchases of AB Holding Units or purchase newly-issued AB Holding Units from AB Holding that are awarded to participants and keep them in a consolidated rabbi trust.
- Quarterly distributions on vested and unvested AB Holding Units are paid currently to participants, regardless of whether or not a long-term deferral election has been made.
- Interest on deferred cash is accrued monthly based on our monthly weighted average cost of funds.

We recognize compensation expense related to equity compensation grants in the financial statements using the fair value method. Fair value of restricted AB Holding Unit awards is the closing price of an AB Holding Unit on the grant date; fair value of options is determined using the Black-Scholes option valuation model. Under the fair value method, compensatory expense is measured at the grant date based on the estimated fair value of the award and is recognized over the required service period. For year-end long-term incentive compensation awards, employees who resign or are terminated without cause may retain their awards, subject to compliance with certain agreements and restrictive covenants set forth in the applicable award agreement, including restrictions on competition and employee and client solicitation, and a claw-back for failing to follow existing risk management policies. Because there is no service requirement, we fully expense these awards on the grant date. Most equity replacement, sign-on or similar deferred compensation awards included in separate employment agreements or arrangements include a required service period. Regardless of whether or not the award agreement includes employee service requirements, AB Holding Units typically are delivered to employees ratably over four years, unless the employee has made a long-term deferral election.

Grants of restricted AB Holding Units can be awarded to Eligible Directors. Generally, these restricted AB Holding Units vest ratably over four years. These restricted AB Holding Units are not forfeitable (except if the Eligible Director is terminated for "Cause," as that term is defined in the applicable award agreement). We fully expense these awards on grant date, as there is no service requirement.

We fund our restricted AB Holding Unit awards either by purchasing AB Holding Units on the open market or purchasing newly-issued AB Holding Units from AB Holding, and then keeping these AB Holding Units in a consolidated rabbi trust until delivering them or retiring them. In accordance with the Amended and Restated Agreement of Limited Partnership of AB ("AB Partnership Agreement"), when AB purchases newly-issued AB Holding Units from AB Holding, AB Holding is required to use the proceeds it receives from AB to purchase the equivalent number of newly-issued AB Units, thus increasing its percentage ownership interest in AB. AB Holding Units held in the consolidated rabbi trust are corporate assets in the name of the trust and are available to the general creditors of AB.

During 2019 and 2018, we purchased 6.0 million and 9.3 million AB Holding Units for \$172.6 million and \$268.0 million, respectively (on a trade date basis). These amounts reflect open-market purchases of 2.9 million and 6.5 million AB Holding Units for \$82.7 million and \$183.2 million, respectively, with the remainder relating to purchases of AB Holding Units from employees to allow them to fulfill statutory tax withholding requirements at the time of delivery of long-term incentive compensation awards. Purchases of AB Holding Units reflected on the consolidated statements of cash flows are net of AB Holding Units purchased by employees as part of a distribution reinvestment election.

Each quarter, we consider whether to implement a plan to repurchase AB Holding Units pursuant to Rules 10b5-1 and 10b-18 under the Securities Exchange Act of 1934, as amended ("Exchange Act"). A plan of this type allows a company to repurchase its shares at times when it otherwise might be prevented from doing so because of self-imposed trading blackout periods or because it possesses material non-public information. Each broker we select has the authority to repurchase AB Holding Units on our behalf in accordance with the terms and limitations specified in the plan. Repurchases are subject to regulations promulgated by the SEC as well as certain price, market volume and timing constraints specified in the plan. The plan adopted during the fourth quarter of 2019 expired at the close of business on February 11, 2020. We may adopt additional plans in the future to engage in open-market purchases of AB Holding Units to help fund anticipated obligations under our incentive compensation award program and for other corporate purposes.

During 2019, we granted to employees and Eligible Directors 7.7 million restricted AB Holding Units (including 5.4 million granted in December for 2019 year-end awards to employees). During 2018, we granted to employees and Eligible Directors 8.7 million restricted AB Holding Units (including 6.2 million granted in December for 2018 year-end awards to employees). We used AB Holding Units repurchased during the periods and newly-issued AB Holding Units to fund these awards.

During 2019 and 2018, AB Holding issued 0.5 million and 0.9 million AB Holding Units, respectively, upon exercise of options to buy AB Holding Units. AB Holding used the proceeds of \$11.5 million and \$16.6 million, respectively, received from award recipients as payment in cash for the exercise price to purchase the equivalent number of newly-issued AB Units.

Foreign Currency Translation and Transactions

Assets and liabilities of foreign subsidiaries are translated from functional currencies into United States dollars ("US\$") at exchange rates in effect at the balance sheet dates, and related revenues and expenses are translated into US\$ at average exchange rates in effect during each period. Net foreign currency gains and losses resulting from the translation of assets and liabilities of foreign operations into US\$ are reported as a separate component of other comprehensive income in the consolidated statements of comprehensive income. Net foreign currency transaction losses were \$2.0 million, \$0.1 million and \$2.9 million for 2019, 2018 and 2017, respectively, and are reported in general and administrative expenses on the consolidated statements of income.

Cash Distributions

AB is required to distribute all of its Available Cash Flow, as defined in the AB Partnership Agreement, to its Unitholders and to the General Partner. Available Cash Flow can be summarized as the cash flow received by AB from operations minus such amounts as the General Partner determines, in its sole discretion, should be retained by AB for use in its business, or plus such amounts as the General Partner determines, in its sole discretion, should be released from previously retained cash flow.

Typically, Available Cash Flow has been the adjusted diluted net income per unit for the quarter multiplied by the number of general and limited partnership interests at the end of the quarter. In future periods, management anticipates that Available Cash Flow will be based on adjusted diluted net income per unit, unless management determines, with the concurrence of the Board of Directors, that one or more adjustments that are made for adjusted net income should not be made with respect to the Available Cash Flow calculation.

On February 12, 2020, the General Partner declared a distribution of \$0.93 per AB Unit, representing a distribution of Available Cash Flow for the three months ended December 31, 2019. The General Partner, as a result of its 1% general partnership interest, is entitled to receive 1% of each distribution. The distribution is payable on March 5, 2020 to holders of record on February 24, 2020.

Total cash distributions per Unit paid to the General Partner and Unitholders during 2019, 2018 and 2017 were \$2.60, \$3.16 and \$2.39, respectively.

Comprehensive Income

We report all changes in comprehensive income in the consolidated statements of comprehensive income. Comprehensive income includes net income, as well as unrealized gains and losses on investments classified as available-for-sale (for 2017), foreign currency translation adjustments, actuarial gains (losses) and prior service cost. Deferred taxes were not recognized on foreign currency translation adjustments for foreign subsidiaries which had earnings that were considered permanently invested outside the United States.

3. Revenue Recognition

Revenues for the years ended December 31, 2019, 2018 and 2017 consisted of the following:

	Year Ended December 31,		
	2019	2018	2017
	(in thousands)		
Subject to contracts with customers:			
Investment advisory and services fees			
Base fees	\$ 2,372,429	\$ 2,244,068	\$ 2,106,525
Performance-based fees	99,615	118,143	94,780
Bernstein research services	407,911	439,432	449,919
Distribution revenues			
All-in-management fees	291,999	254,477	245,367
12b-1 fees	80,268	87,166	94,972
Other	82,776	76,919	71,724
Other revenues			
Shareholder servicing fees	77,394	75,974	75,024
Other	17,924	19,211	17,838
	<u>3,430,316</u>	<u>3,315,390</u>	<u>3,156,149</u>
Not subject to contracts with customers:			
Dividend and interest income, net of interest expense	47,216	45,827	45,997
Investment gains (losses)	38,659	2,653	92,102
Other revenues	2,241	3,491	4,273
	<u>88,116</u>	<u>51,971</u>	<u>142,372</u>
Total net revenues	\$ 3,518,432	\$ 3,367,361	\$ 3,298,521

4. Net Income Per Unit

Basic net income per unit is derived by reducing net income for the 1% general partnership interest and dividing the remaining 99% by the basic weighted average number of limited partnership units outstanding for each year. Diluted net income per unit is derived by reducing net income for the 1% general partnership interest and dividing the remaining 99% by the total of the diluted weighted average number of limited partnership units outstanding for each year.

	Year Ended December 31,		
	2019	2018	2017
	(in thousands, except per unit amounts)		
Net income attributable to AB Unitholders	\$ 752,042	\$ 757,588	\$ 662,403
Weighted average units outstanding—basic	268,075	269,236	266,955
Dilutive effect of compensatory options to buy AB Holding Units	44	251	430
Weighted average units outstanding—diluted	<u>268,119</u>	<u>269,487</u>	<u>267,385</u>
Basic net income per AB Unit	\$ 2.78	\$ 2.79	\$ 2.46
Diluted net income per AB Unit	\$ 2.78	\$ 2.78	\$ 2.45

We excluded 29,056 options in 2019, 49,784 options in 2018 and 1,970,741 options in 2017, from the diluted net income per unit computation due to their anti-dilutive effect.

5. Cash and Securities Segregated Under Federal Regulations and Other Requirements

As of December 31, 2019 and 2018, \$1.1 billion and \$1.2 billion, respectively, of U.S. Treasury Bills were segregated in a special reserve bank custody account for the exclusive benefit of our brokerage customers under Rule 15c3-3 of the Exchange Act.

6. Investments

Investments consist of:

	December 31,	
	2019	2018
	(in thousands)	
U.S. Treasury Bills	\$ —	\$ 392,424
Equity securities:		
Long-term incentive compensation-related	36,665	38,883
Seed capital	70,464	105,951
Other	73,202	73,409
Exchange-traded options	6,931	2,568
Investments in limited partnership hedge funds:		
Long-term incentive compensation-related	14,237	13,546
Seed capital	33,124	67,153
Time deposits	18,281	8,783
Other	13,890	11,627
Total investments	\$ 266,794	\$ 714,344

Total investments related to long-term incentive compensation obligations of \$50.9 million and \$52.4 million as of December 31, 2019 and 2018, respectively, consist of company-sponsored mutual funds and hedge funds. For long-term incentive compensation awards granted before 2009, we typically made investments in company-sponsored mutual funds and hedge funds that were notionally elected by plan participants and maintained them (and continue to maintain them) in a consolidated rabbi trust or separate custodial account. The rabbi trust and custodial account enable us to hold such investments separate from our other assets for the purpose of settling our obligations to participants. The investments held in the rabbi trust and custodial account remain available to the general creditors of AB.

The underlying investments of hedge funds in which we invest include long and short positions in equity securities, fixed income securities (including various agency and non-agency asset-based securities), currencies, commodities and derivatives (including various swaps and forward contracts). These investments are valued at quoted market prices or, where quoted market prices are not available, are fair valued based on the pricing policies and procedures of the underlying funds.

We allocate seed capital to our investment teams to help develop new products and services for our clients. A portion of our seed capital trading investments are equity and fixed income products, primarily in the form of separately-managed account portfolios, U.S. mutual funds, Luxembourg funds, Japanese investment trust management funds or Delaware business trusts. We also may allocate seed capital to investments in private equity funds. In regard to our seed capital investments, the amounts above reflect those funds in which we are not the primary beneficiary of a VIE or hold a controlling financial interest in a VOE. See Note 15, *Consolidated Company-Sponsored Investment Funds*, for a description of the seed capital investments that we consolidated. As of December 31, 2019 and 2018, our total seed capital investments were \$358.1 million and \$391.6 million, respectively. Seed capital investments in unconsolidated company-sponsored investment funds are valued using published net asset values or non-published net asset values if they are not listed on an active exchange but have net asset values that are comparable to funds with published net asset values and have no redemption restrictions.

In addition, we also have long positions in corporate equities and long exchange-traded options traded through our options desk.

The portion of unrealized gains (losses) related to equity securities, as defined by ASC 321-10, held as of December 31, 2019 and 2018 were as follows:

	December 31,	
	2019	2018
	(in thousands)	
Net gain (losses) recognized during the period	\$ 31,890	\$ (21,797)
Less: net gains recognized during the period on equity securities sold during the period	18,138	1,515
Unrealized gains (losses) recognized during the period on equity securities held	\$ 13,752	\$ (23,312)

7. Derivative Instruments

See Note 15, Consolidated Company-Sponsored Investment Funds, for disclosure of derivative instruments held by our consolidated company-sponsored investment funds.

We enter into various futures, forwards, options and swaps to economically hedge certain seed capital investments. Also, we have currency forwards that help us to economically hedge certain balance sheet exposures. In addition, our options desk trades long and short exchange-traded equity options. We do not hold any derivatives designated in a formal hedge relationship under ASC 815-10, *Derivatives and Hedging*.

The notional value, fair value and gains and losses recognized in investment gains (losses) as of December 31, 2019 and 2018 for derivative instruments (excluding derivative instruments relating to our options desk trading activities discussed below) not designated as hedging instruments were as follows:

	Notional Value	Derivative Assets	Derivative Liabilities	Gains (Losses)
	(in thousands)			
December 31, 2019				
Exchange-traded futures	\$ 171,112	\$ 939	\$ 871	\$ (10,840)
Currency forwards	60,809	8,545	8,633	738
Interest rate swaps	92,756	1,746	2,254	(616)
Credit default swaps	168,303	2,151	5,611	(6,413)
Total return swaps	91,201	110	1,764	(21,164)
Option swaps	354	—	126	(126)
Total derivatives	\$ 584,535	\$ 13,491	\$ 19,259	\$ (38,421)
December 31, 2018				
Exchange-traded futures	\$ 218,657	\$ 1,594	\$ 2,534	\$ 3,515
Currency forwards	87,019	7,647	7,582	379
Interest rate swaps	112,658	1,649	1,959	(125)
Credit default swaps	94,657	2,888	2,685	335
Total return swaps	99,038	3,301	62	8,246
Total derivatives	\$ 612,029	\$ 17,079	\$ 14,822	\$ 12,350

As of December 31, 2019 and 2018, the derivative assets and liabilities are included in both receivables and payables to brokers and dealers on our consolidated statements of financial condition. Gains and losses on derivative instruments are reported in investment gains (losses) on the consolidated statements of income.

We may be exposed to credit-related losses in the event of nonperformance by counterparties to derivative financial instruments. We minimize our counterparty exposure through a credit review and approval process. In addition, we have executed various collateral arrangements with counterparties to the over-the-counter derivative transactions that require both pledging and accepting collateral in the form of cash. As of December 31, 2019 and 2018, we held \$0.3 million and \$4.8 million, respectively, of cash collateral payable to trade counterparties. This obligation to return cash is reported in payables to brokers and dealers in our consolidated statements of financial condition.

Although notional amount is the most commonly used measure of volume in the derivatives market, it is not used as a measure of credit risk. Generally, the current credit exposure of our derivative contracts is limited to the net positive estimated fair value of derivative contracts at the reporting date after taking into consideration the existence of netting agreements and any collateral received. A derivative with positive value (a derivative asset) indicates existence of credit risk because the counterparty would owe us if the contract were closed. Alternatively, a derivative contract with negative value (a derivative liability) indicates we would owe money to the counterparty if the contract were closed. Generally, if there is more than one derivative transaction with a single counterparty, a master netting arrangement exists with respect to derivative transactions with that counterparty to provide for aggregate net settlement.

Certain of our standardized contracts for over-the-counter derivative transactions ("ISDA Master Agreements") contain credit risk related contingent provisions pertaining to each counterparty's credit rating. In some ISDA Master Agreements, if the counterparty's credit rating, or in some agreements, our AUM, falls below a specified threshold, either a default or a termination event permitting the counterparty to terminate the ISDA Master Agreement would be triggered. In all agreements that provide for collateralization, various levels of collateralization of net liability positions are applicable, depending on the credit rating of the counterparty. As of December 31, 2019 and 2018, we delivered \$4.3 million and \$4.5 million, respectively, of cash collateral into brokerage accounts. We report this cash collateral in cash and cash equivalents in our consolidated statements of financial condition.

As of December 31, 2019 and 2018, we held \$6.9 million and \$2.6 million, respectively, of long exchange-traded equity options, which are included in other investments on our consolidated statements of financial condition. In addition, as of December 31, 2019 and 2018, we held \$12.3 million and \$3.8 million, respectively, of short exchange-traded equity options, which are included in securities sold not yet purchased on our consolidated statements of financial condition. Our options desk provides our clients with equity derivative strategies and execution for exchange-traded options on single stocks, exchange-traded funds and indices. While predominately agency-based, the options desk may commit capital to facilitate a client's transaction. Our options desk hedges the risk associated with this activity by taking offsetting positions in equities. For the years ended December 31, 2019 and 2018 we recognized \$22.2 million and \$7.9 million, respectively, of losses on equity options activity. These losses are recognized in investment gains (losses) in the consolidated statements of income.

8. Offsetting Assets and Liabilities

See Note 15, Consolidated Company-Sponsored Investment Funds, for disclosure of offsetting assets and liabilities of our consolidated company-sponsored investment funds.

Offsetting of assets as of December 31, 2019 and 2018 was as follows:

	Gross Amounts of Recognized Assets	Gross Amounts Offset in the Statement of Financial Condition	Net Amounts of Assets Presented in the Statement of Financial Condition	Financial Instruments	Cash Collateral Received	Net Amount
(in thousands)						
December 31, 2019						
Securities borrowed	\$ 38,993	\$ —	\$ 38,993	\$ (38,993)	\$ —	\$ —
Derivatives	\$ 13,491	\$ —	\$ 13,491	\$ —	\$ (251)	\$ 13,240
Long exchange-traded options	\$ 6,931	\$ —	\$ 6,931	\$ —	\$ —	\$ 6,931
December 31, 2018						
Securities borrowed	\$ 64,856	\$ —	\$ 64,856	\$ (64,217)	\$ —	\$ 639
Derivatives	\$ 17,079	\$ —	\$ 17,079	\$ —	\$ (4,831)	\$ 12,248
Long exchange-traded options	\$ 2,568	\$ —	\$ 2,568	\$ —	\$ —	\$ 2,568

Offsetting of liabilities as of December 31, 2019 and 2018 was as follows:

	Gross Amounts of Recognized Liabilities		Gross Amounts Offset in the Statement of Financial Condition		Net Amounts of Liabilities Presented in the Statement of Financial Condition		Financial Instruments	Cash Collateral Pledged	Net Amount	
	(in thousands)									
December 31, 2019										
Securities loaned	\$	—	\$	—	\$	—	\$	—	\$	—
Derivatives	\$	19,259	\$	—	\$	19,259	\$	—	\$	14,983
Short exchange-traded options	\$	12,348	\$	—	\$	12,348	\$	—	\$	12,348
December 31, 2018										
Securities loaned	\$	59,526	\$	—	\$	59,526	\$	(59,526)	\$	—
Derivatives	\$	14,822	\$	—	\$	14,822	\$	—	\$	10,364
Short exchange-traded options	\$	3,782	\$	—	\$	3,782	\$	—	\$	3,782

Cash collateral, whether pledged or received on derivative instruments, is not considered material and, accordingly, is not disclosed by counterparty.

9. Fair Value

See Note 15, *Consolidated Company-Sponsored Investment Funds* for disclosure of fair value of our consolidated company-sponsored investment funds.

Fair value is defined as the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability (i.e., the "exit price") in an orderly transaction between market participants at the measurement date. The three broad levels of fair value hierarchy are as follows:

- Level 1—Quoted prices in active markets are available for identical assets or liabilities as of the reported date.
- Level 2—Quoted prices in markets that are not active or other pricing inputs that are either directly or indirectly observable as of the reported date.
- Level 3—Prices or valuation techniques that are both significant to the fair value measurement and unobservable as of the reported date. These financial instruments do not have two-way markets and are measured using management's best estimate of fair value, where the inputs into the determination of fair value require significant management judgment or estimation.

Assets and Liabilities Measured at Fair Value on a Recurring Basis

Valuation of our financial instruments by pricing observability levels as of December 31, 2019 and 2018 was as follows (in thousands):

	Level 1	Level 2	Level 3	NAV Expedient ⁽¹⁾	Other	Total
December 31, 2019:						
Money markets	\$ 126,401	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 126,401
Securities segregated (U.S. Treasury Bills)	—	1,094,866	—	—	—	1,094,866
Derivatives	939	12,552	—	—	—	13,491
Investments						
Equity securities	170,946	8,952	119	314	—	180,331
Long exchange-traded options	6,931	—	—	—	—	6,931
Limited partnership hedge funds ⁽²⁾	—	—	—	—	47,361	47,361
Time deposits ⁽³⁾	—	—	—	—	18,281	18,281
Other investments	5,883	—	—	—	8,007	13,890
Total investments	183,760	8,952	119	314	73,649	266,794
Total assets measured at fair value	\$ 311,100	\$ 1,116,370	\$ 119	\$ 314	\$ 73,649	\$ 1,501,552
Securities sold not yet purchased						
Short equities – corporate	\$ 17,809	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 17,809
Short exchange-traded options	12,348	—	—	—	—	12,348
Derivatives	871	18,388	—	—	—	19,259
Contingent payment arrangements	—	—	22,911	—	—	22,911
Total liabilities measured at fair value	\$ 31,028	\$ 18,388	\$ 22,911	\$ —	\$ —	\$ 72,327

	Level 1	Level 2	Level 3	NAV Expedient ⁽¹⁾	Other	Total
December 31, 2018:						
Money markets	\$ 102,888	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 102,888
Securities segregated (U.S. Treasury Bills)	—	1,169,554	—	—	—	1,169,554
Derivatives	1,594	15,485	—	—	—	17,079
Investments						
U.S. Treasury Bills	—	392,424	—	—	—	392,424
Equity securities	209,414	8,372	142	315	—	218,243
Long exchange-traded options	2,568	—	—	—	—	2,568
Limited partnership hedge funds ⁽²⁾	—	—	—	—	80,699	80,699
Time deposits ⁽³⁾	—	—	—	—	8,783	8,783
Other investments	4,269	—	—	—	7,358	11,627
Total investments	216,251	400,796	142	315	96,840	714,344
Total assets measured at fair value	\$ 320,733	\$ 1,585,835	\$ 142	\$ 315	\$ 96,840	\$ 2,003,865
Securities sold not yet purchased						
Short equities – corporate	\$ 4,841	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 4,841
Short exchange-traded options	3,782	—	—	—	—	3,782
Derivatives	2,534	12,288	—	—	—	14,822
Contingent payment arrangements	—	—	7,336	—	—	7,336
Total liabilities measured at fair value	\$ 11,157	\$ 12,288	\$ 7,336	\$ —	\$ —	\$ 30,781

⁽¹⁾ Investments measured at fair value using NAV (or its equivalent) as a practical expedient.

⁽²⁾ Investments in equity method investees that are not measured at fair value in accordance with GAAP.

⁽³⁾ Investments carried at amortized cost that are not measured at fair value in accordance with GAAP.

Other investments include (i) an investment in a software publishing company that does not have a readily available fair value \$1.0 million as of December 31, 2019, (ii) an investment in a start-up company that does not have a readily available fair value \$0.9 million as of both December 31, 2019 and 2018, (iii) an investment in an equity method investee that is not measured at fair value in accordance with GAAP (\$2.9 million and \$3.4 million as of December 31, 2019 and 2018, respectively), and (iv) broker dealer exchange memberships that are not measured at fair value in accordance with GAAP \$3.2 million and \$3.1 million as of December 31, 2019 and 2018, respectively).

We provide below a description of the fair value methodologies used for instruments measured at fair value, as well as the general classification of such instruments pursuant to the valuation hierarchy:

- **Money markets:** We invest excess cash in various money market funds that are valued based on quoted prices in active markets; these are included in Level 1 of the valuation hierarchy.
- **Treasury Bills:** We hold U.S. Treasury Bills, which are primarily segregated in a special reserve bank custody account as required by Rule 15c3-3 of the Exchange Act. These securities are valued based on quoted yields in secondary markets and are included in Level 2 of the valuation hierarchy.
- **Equity securities:** Our equity securities consist principally of company-sponsored mutual funds with NAVs and various separately-managed portfolios consisting primarily of equity and fixed income mutual funds with quoted prices in active markets, which are included in Level 1 of the valuation hierarchy. In addition, some securities are valued based on observable inputs from recognized pricing vendors, which are included in Level 2 of the valuation hierarchy.
- **Derivatives:** We hold exchange-traded futures with counterparties that are included in Level 1 of the valuation hierarchy. In addition, we also hold currency forward contracts, interest rate swaps, credit default swaps, option swaps and total

return swaps with counterparties that are valued based on observable inputs from recognized pricing vendors, which are included in Level 2 of the valuation hierarchy.

- **Options:** We hold exchange-traded options that are included in Level 1 of the valuation hierarchy.
- **Securities sold not yet purchased:** Securities sold not yet purchased, primarily reflecting short positions in equities and exchange-traded options, are included in Level 1 of the valuation hierarchy.
- **Contingent payment arrangements:** Contingent payment arrangements relate to contingent payment liabilities associated with various acquisitions. At each reporting date, we estimate the fair values of the contingent consideration expected to be paid upon probability-weighted AUM and revenue projections, using unobservable market data inputs, which are included in Level 3 of the valuation hierarchy.

During the year ended December 31, 2019 we had transfers of \$3.2 million from Level 2 to Level 1 securities. During the year ended December 31, 2018, we had no transfers from Level 2 to Level 1 securities. During the years ended December 31, 2019 and 2018, there were no transfers between Level 2 and Level 3 securities.

The change in carrying value associated with Level 3 financial instruments carried at fair value, classified as equity securities, is as follows:

	December 31, 2019	December 31, 2018
	(in thousands)	
Balance as of beginning of period	\$ 142	\$ 1,071
Purchases	—	—
Sales	—	—
Realized gains (losses), net	—	—
Unrealized (losses) gains, net	(23)	(929)
Balance as of end of period	\$ 119	\$ 142

Transfers into and out of all levels of the fair value hierarchy are reflected at end-of-period fair values. Realized and unrealized gains and losses on Level 3 financial instruments are recorded in investment gains and losses in the consolidated statements of income.

As of January 1, 2018 we had an investment in a private equity fund focused exclusively on the energy sector (fair value of \$1.0 million) that was classified as Level 3 and written down during the second quarter of 2018. This investment's valuation was based on a market approach, considering recent transactions in the fund and the industry.

We acquired Autonomous Research LLP ("Autonomous") in 2019 and Ramius Alternative Solutions LLC in 2016, both of which included contingent consideration arrangements as part of the purchase price. The change in carrying value associated with Level 3 financial instruments carried at fair value, classified as contingent payment arrangements, is as follows:

	December 31, 2019	December 31, 2018
	(in thousands)	
Balance as of beginning of period	\$ 7,336	\$ 10,855
Addition	17,384	—
Accretion	2,542	210
Changes in estimates	(3,051)	(2,429)
Payments	(1,300)	(1,300)
Balance as of end of period	\$ 22,911	\$ 7,336

During 2019, we recorded a \$17.4 million contingent consideration payable for our 2019 acquisition based on projected fee revenues over a five-year measurement period. The liability was valued using expected revenue growth rates ranging from 0.7% to 2.5% and a discount rate of 10.4%, reflecting a 3.5% risk-free rate, based on our cost of debt, and a 6.9% market price of risk adjustment rate. Additionally, we recorded a \$3.1 million change in estimate for the contingent consideration payable relating to

our 2016 acquisition. The liability relating to our 2016 acquisition was valued using a revised revenue growth rate of 0% over the remaining measurement periods and a 3.0% discount rate.

During 2018, we amended the contingent payment relating to our 2016 acquisition by modifying the earnout structure and extending it one year. As part of this amendment, we recorded a change in estimate of \$2.4 million related to the contingent consideration.

As of December 31, 2019 and 2018, acquisition-related contingent consideration liabilities were \$22.9 million and \$7.3 million, respectively.

Assets and Liabilities Measured at Fair Value on a Nonrecurring Basis

We did not have any material assets or liabilities that were measured at fair value for impairment on a nonrecurring basis during the years ended December 31, 2019 or 2018.

10. Furniture, Equipment and Leasehold Improvements, Net

Furniture, equipment and leasehold improvements, net consist of:

	December 31,	
	2019	2018
	(in thousands)	
Furniture and equipment	\$ 575,378	\$ 561,816
Leasehold improvements	266,365	253,439
	841,743	815,255
Less: Accumulated depreciation and amortization	(696,492)	(659,736)
Furniture, equipment and leasehold improvements, net	\$ 145,251	\$ 155,519

Depreciation and amortization expense on furniture, equipment and leasehold improvements were \$38.1 million, \$34.2 million and \$32.8 million for the years ended December 31, 2019, 2018 and 2017, respectively.

11. Deferred Sales Commissions, Net

The components of deferred sales commissions, net for the years ended December 31, 2019 and 2018 were as follows (excluding amounts related to fully amortized deferred sales commissions):

	December 31,	
	2019	2018 ⁽¹⁾
	(in thousands)	
Carrying amount of deferred sales commissions	\$ 68,371	\$ 78,971
Less: Accumulated amortization	(19,348)	(40,506)
Cumulative CDSC received	(12,727)	(21,317)
Deferred sales commissions, net	\$ 36,296	\$ 17,148

⁽¹⁾ Prior year amounts have been reclassified to conform to our 2019 presentation.

Amortization expense was \$15.0 million, \$21.3 million and \$31.9 million for the years ended December 31, 2019, 2018 and 2017, respectively. Estimated future amortization expense related to the December 31, 2019 net asset balance, assuming no additional CDSC is received in future periods, is as follows (in thousands):

2020	\$ 17,049
2021	11,666
2022	7,127
2023	454
	\$ 36,296

12. Debt

AB has an \$800.0 million committed, unsecured senior revolving credit facility (the "**Credit Facility**") with a group of commercial banks and other lenders, which matures on September 27, 2023. The Credit Facility provides for possible increases in the principal amount by up to an aggregate incremental amount of \$200.0 million; any such increase is subject to the consent of the affected lenders. The Credit Facility is available for AB and Sanford C. Bernstein & Co., LLC ("**SCB LLC**") business purposes, including the support of AB's commercial paper program. Both AB and SCB LLC can draw directly under the Credit Facility and management may draw on the Credit Facility from time to time. AB has agreed to guarantee the obligations of SCB LLC under the Credit Facility.

The Credit Facility contains affirmative, negative and financial covenants, which are customary for facilities of this type, including restrictions on dispositions of assets, restrictions on liens, a minimum interest coverage ratio and a maximum leverage ratio. As of December 31, 2019, we were in compliance with these covenants. The Credit Facility also includes customary events of default (with customary grace periods, as applicable), including provisions under which, upon the occurrence of an event of default, all outstanding loans may be accelerated and/or lender's commitments may be terminated. Also, under such provisions, upon the occurrence of certain insolvency- or bankruptcy-related events of default, all amounts payable under the Credit Facility would automatically become immediately due and payable, and the lender's commitments automatically would terminate.

Amounts under the Credit Facility may be borrowed, repaid and re-borrowed by us from time to time until the maturity of the facility. Voluntary prepayments and commitment reductions requested by us are permitted at any time without a fee (other than customary breakage costs relating to the prepayment of any drawn loans) upon proper notice and subject to a minimum dollar requirement. Borrowings under the Credit Facility bear interest at a rate per annum, which will be, at our option, a rate equal to an applicable margin, which is subject to adjustment based on the credit ratings of AB, plus one of the following indices: London Interbank Offered Rate; a floating base rate; or the Federal Funds rate.

As of December 31, 2019 and 2018, we had no amounts outstanding under the Credit Facility. During 2019 and 2018, we did not draw upon the Credit Facility.

In addition to the Credit Facility, on November 4, 2019, AB established a \$900.0 million committed, unsecured senior credit facility ("**EQH Facility**") with EQH. The EQH Facility matures on November 4, 2024 and is available for AB's general business purposes. Borrowings under the EQH Facility generally bear interest at a rate per annum based on prevailing overnight commercial paper rates.

The EQH Facility contains affirmative, negative and financial covenants which are substantially similar to those in AB's committed bank facilities. The EQH Facility also includes customary events of default substantially similar to those in AB's committed bank facilities, including provisions under which, upon the occurrence of an event of default, all outstanding loans may be accelerated and/or the lender's commitment may be terminated.

Amounts under the EQH Facility may be borrowed, repaid and re-borrowed by us from time to time until the maturity of the facility. AB or EQH may reduce or terminate the commitment at any time without penalty upon proper notice. EQH also may terminate the facility immediately upon a change of control of our general partner.

As of December 31, 2019, AB had \$560.0 million outstanding under the EQH Facility with an interest rate of approximately 1.6%. Average daily borrowings on the EQH Facility during 2019 for the 57 days it was available were \$358.6 million with a weighted average interest rate of approximately 1.6%.

As of December 31, 2019, we had no commercial paper outstanding. As of December 31, 2018, AB had \$523.2 million in commercial paper outstanding with a weighted average interest rate of approximately 2.7%. The commercial paper is short term in nature, and as such, recorded value is estimated to approximate fair value (and considered a Level 2 security in the fair value hierarchy). Average daily borrowings of commercial paper for the 317 days commercial paper was outstanding in 2019 was \$438.6 million with a weighted average interest rate of 2.6%. Average daily borrowings for 2018 were \$350.3 million with a weighted average interest rate of approximately 2.0%.

AB also has a \$200.0 million committed, unsecured senior revolving credit facility (the "**Revolver**") with a leading international bank, which matures on November 16, 2021. The Revolver is available for AB's and SCB LLC's business purposes, including the provision of additional liquidity to meet funding requirements primarily related to SCB LLC's operations. Both AB and SCB LLC can draw directly under the Revolver and management expects to draw on the Revolver from time to time. AB has agreed to guarantee the obligations of SCB LLC under the Revolver. The Revolver contains affirmative, negative and financial covenants that are identical to those of the Credit Facility. As of December 31, 2019 we had no amounts outstanding under the Revolver. As of December 31, 2018, we had \$25.0 million outstanding under the Revolver with an interest rate of 3.4%. Average daily

borrowings for 2019 and 2018 were \$23.5 million and \$19.4 million, respectively, with weighted average interest rates of 3.2% and 2.8%, respectively.

In addition, SCB LLC currently has three uncommitted lines of credit with three financial institutions. Two of these lines of credit permit us to borrow up to an aggregate of approximately \$175.0 million, with AB named as an additional borrower, while the other line has no stated limit. As of December 31, 2019 and 2018, SCB LLC had no outstanding balance on these lines of credit. Average daily borrowings on the lines of credit during 2019 and 2018 were \$1.9 million and \$2.7 million, respectively, with weighted average interest rates of approximately 1.9% and 1.6%, respectively.

13. Leases

We lease office space, office equipment and technology under various operating and financing leases. Our current leases have remaining lease terms of one year to 11 years, some of which include options to extend the leases for up to five years, and some of which include options to terminate the leases within one year.

Since 2010, we have sub-leased over one million square feet of office space. The liability relating to our global space consolidation initiatives was \$85.8 million as of December 31, 2018. Upon adoption of ASC 842 on January 1, 2019, we recorded this liability as a reduction to our operating right-of-use assets.

Leases included in the consolidated statements of financial condition as of December 31, 2019 were as follows:

	Classification	December 31, 2019 (in thousands)
Operating Leases		
Operating lease right-of-use assets	Right-of-use assets	\$ 360,185
Operating lease liabilities	Lease liabilities	465,907
Finance Leases		
Property and equipment, gross	Right-of-use assets	3,825
Amortization of right-of-use assets	Right-of-use assets	(1,317)
Property and equipment, net		2,508
Finance lease liabilities	Lease liabilities	2,544

The components of lease expense included in the consolidated statements of income as of December 31, 2019 were as follows:

	Classification	Year Ended December 31, 2019 (in thousands)
Operating lease cost	General and administrative	\$ 106,085
Financing lease cost:		
Amortization of right-of-use assets	General and administrative	1,317
Interest on lease liabilities	Interest expense	71
Total finance lease cost		1,388
Variable lease cost ⁽¹⁾	General and administrative	40,786
Sublease income	General and administrative	(55,522)
Net lease cost		\$ 92,737

⁽¹⁾ Variable lease expense includes operating expenses, real estate taxes and employee parking.

The sublease income represents all revenues received from sub-tenants. It is primarily fixed base rental payments combined with variable reimbursements such as operating expenses, real estate taxes and employee parking. The vast majority of sub-tenant

income is derived from our New York metro sub-tenant agreements. Sub-tenant income related to base rent is recorded on a straight-line basis.

Maturities of lease liabilities are as follows:

Year ending December 31,	Operating Leases	Financing Leases	Total
	(in thousands)		
2020	\$ 110,178	\$ 1,385	\$ 111,563
2021	104,644	741	105,385
2022	90,363	356	90,719
2023	82,806	126	82,932
2024	79,625	23	79,648
Thereafter	43,162	—	43,162
Total lease payments	510,778	2,631	\$ 513,409
Less interest	(44,871)	(87)	
Present value of lease liabilities	\$ 465,907	\$ 2,544	

During October 2018, we signed a lease, which commences in mid-2020, relating to 218,976 square feet of space at our new Nashville headquarters. Our estimated total base rent obligation (excluding taxes, operating expenses and utilities) over the 15 year initial lease term is \$134 million. During April 2019, we signed a lease, which commences in 2024, relating to approximately 190,000 square feet of space in New York City. Our estimated total base rent obligation (excluding taxes, operating expenses and utilities) over the 20 year lease term is approximately \$448 million.

Lease term and discount rate

Weighted average remaining lease term (years):	
Operating leases	5.23
Finance leases	2.37
Weighted average discount rate:	
Operating leases	3.51%
Finance leases	3.02

Supplemental cash flow information related to leases are as follows:

	Year Ended December 31, 2019	
	(in thousands)	
Cash paid for amounts included in the measurement of lease liabilities:		
Operating cash flows from operating leases	\$	132,669
Operating cash flows from financing leases		71
Financing cash flows from finance leases		1,281
Right-of-use assets obtained in exchange for lease obligations ⁽¹⁾ :		
Operating leases		11,108
Finance leases		1,469

⁽¹⁾ Represents non-cash activity and, accordingly, is not reflected in the consolidated statements of cash flows.

14. Commitments and Contingencies*Leases*

We lease office space, office equipment and technology under various leasing arrangements. The future minimum payments under non-cancelable leases, sublease commitments and related payments we are obligated to make, net of sublease commitments of third party lessees to make payments to us, as of December 31, 2019, are as follows:

	Payments	Sublease Receipts	Net Payments
	(in millions)		
2020	\$ 117.1	\$ 33.8	\$ 83.3
2021	115.1	34.4	80.7
2022	102.0	31.5	70.5
2023	94.5	31.0	63.5
2024	91.2	30.4	60.8
2025 and thereafter	619.2	—	619.2
Total future minimum payments	\$ 1,139.1	\$ 161.1	\$ 978.0

Legal Proceedings

AB may be involved in various matters, including regulatory inquiries, administrative proceedings and litigation, some of which may allege significant damages. It is reasonably possible that we could incur losses pertaining to these matters, but we cannot currently estimate any such losses.

Management, after consultation with legal counsel, currently believes that the outcome of any individual matter that is pending or threatened, or all of them combined, will not have a material adverse effect on our results of operations, financial condition or liquidity. However, any inquiry, proceeding or litigation has an element of uncertainty; management cannot determine whether further developments relating to any individual matter that is pending or threatened, or all of them combined, will have a material adverse effect on our results of operation, financial condition or liquidity in any future reporting period.

Other

As general partner of AllianceBernstein U.S. Real Estate L.P. ("Real Estate Fund"), we committed to invest \$25.0 million in the Real Estate Fund. As of December 31, 2019, we had funded \$22.4 million of this commitment. As general partner of AllianceBernstein U.S. Real Estate II L.P. ("Real Estate Fund II"), we committed to invest \$28.0 million in the Real Estate Fund II. As of December 31, 2019, we had funded \$19.9 million of this commitment.

15. Consolidated Company-Sponsored Investment Funds

We regularly provide seed capital to new company-sponsored investment funds. As such, we may consolidate or de-consolidate a variety of company-sponsored investment funds each quarter. Due to the similarity of risks related to our involvement with each company-sponsored investment fund, disclosures required under the VIE model are aggregated, such as disclosures regarding the carrying amount and classification of assets.

We are not required to provide financial support to company-sponsored investment funds and only the assets of such funds are available to settle each fund's own liabilities. Our exposure to loss in regard to consolidated company-sponsored investment funds is limited to our investment in, and our management fee earned from, such funds. Equity and debt holders of such funds have no recourse to AB's assets or to the general credit of AB.

The balances of consolidated VIEs and VOEs included in our consolidated statements of financial condition were as follows:

	December 31, 2019			December 31, 2018		
	(in thousands)					
	VIEs	VOEs	Total	VIEs	VOEs	Total
Cash and cash equivalents	\$ 9,623	\$ 1,810	\$ 11,433	\$ 11,880	\$ 1,238	\$ 13,118
Investments	404,624	176,380	581,004	217,840	133,856	351,696
Other assets	9,618	10,192	19,810	6,024	16,816	22,840
Total assets	\$ 423,865	\$ 188,382	\$ 612,247	\$ 235,744	\$ 151,910	\$ 387,654
Liabilities	\$ 12,147	\$ 18,870	\$ 31,017	\$ 5,215	\$ 17,395	\$ 22,610
Redeemable non-controlling interest	273,219	52,342	325,561	117,523	28,398	145,921
Partners' capital attributable to AB Unit holders	138,499	117,170	255,669	113,006	106,117	219,123
Total liabilities, redeemable non-controlling interest and partners' capital	\$ 423,865	\$ 188,382	\$ 612,247	\$ 235,744	\$ 151,910	\$ 387,654

Fair Value

Cash and cash equivalents include cash on hand, demand deposits, overnight commercial paper and highly liquid investments with original maturities of three months or less. Due to the short-term nature of these instruments, the recorded value has been determined to approximate fair value.

Valuation of consolidated company-sponsored investment funds' financial instruments by pricing observability levels as of December 31, 2019 and 2018 was as follows (in thousands):

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
December 31, 2019:				
Investments - VIEs	\$ 28,270	\$ 375,559	\$ 795	\$ 404,624
Investments - VOEs	104,069	72,252	59	176,380
Derivatives - VIEs	139	4,694	—	4,833
Derivatives - VOEs	76	4,263	—	4,339
Total assets measured at fair value	\$ 132,554	\$ 456,768	\$ 854	\$ 590,176
Derivatives - VIEs	\$ 835	\$ 3,724	\$ —	\$ 4,559
Derivatives - VOEs	101	4,982	—	5,083
Total liabilities measured at fair value	\$ 936	\$ 8,706	\$ —	\$ 9,642
December 31, 2018:				
Investments - VIEs	\$ 22,149	\$ 187,626	\$ 8,065	\$ 217,840
Investments - VOEs	68,063	65,485	308	133,856
Derivatives - VIEs	1,486	1,924	—	3,410
Derivatives - VOEs	124	3,692	—	3,816
Total assets measured at fair value	\$ 91,822	\$ 258,727	\$ 8,373	\$ 358,922
Derivatives - VIEs	\$ 72	\$ 3,819	\$ —	\$ 3,891
Derivatives - VOEs	197	3,633	—	3,830
Total liabilities measured at fair value	\$ 269	\$ 7,452	\$ —	\$ 7,721

See Note 9 for a description of the fair value methodologies used for instruments measured at fair value, as well as the general classification of such instruments pursuant to the valuation hierarchy.

The change in carrying value associated with Level 3 financial instruments carried at fair value within consolidated company-sponsored investment funds was as follows:

	December 31,	
	2019	2018
	(In thousands)	
Balance as of beginning of period	\$ 8,373	\$ 2,264
Transfers (out) in	(9,445)	259
Purchases	9,213	9,354
Sales	(7,467)	(3,086)
Realized gains (losses), net	14	(100)
Unrealized gains (losses), net	143	(331)
Accrued discounts	23	13
Balance as of end of period	\$ 854	\$ 8,373

The Level 3 securities primarily consist of corporate bonds that are vendor priced with no ratings available, bank loans, non-agency collateralized mortgage obligations and asset-backed securities.

Transfers into and out of all levels of the fair value hierarchy are reflected at end-of-period fair values. Realized and unrealized gains and losses on Level 3 financial instruments are recorded in investment gains and losses in the consolidated statements of income.

Derivative Instruments

As of December 31, 2019 and 2018, the VIEs held \$0.3 million and \$0.5 million (net), respectively, of futures, forwards, options and swaps within their portfolios. For the years ended December 31, 2019 and 2018, we recognized \$3.3 million and \$1.5 million of gains, respectively, on these derivatives. These gains and losses are recognized in investment gains (losses) in the consolidated statements of income. As of December 31, 2019 and 2018, the VIEs held \$1.6 million and \$0.9 million, respectively, of cash collateral payable to trade counterparties. This obligation to return cash is reported in the liabilities of consolidated company-sponsored investment funds in our consolidated statements of financial condition. As of December 31, 2019 and 2018, the VIEs delivered \$3.2 million and \$0.8 million, respectively, of cash collateral into brokerage accounts. The VIEs report this cash collateral in the consolidated company-sponsored investment funds cash and cash equivalents in our consolidated statements of financial condition.

As of December 31, 2019 and 2018, the VOs held \$0.7 million and \$0.1 million (net), respectively, of futures, forwards, options and swaps within their portfolios. For the years ended December 31, 2019 and 2018, we recognized \$0.5 million and \$1.9 million of gains, respectively, on these derivatives. These gains and losses are recognized in the investment gains (losses) in the consolidated statements of income. As of December 31, 2019 and 2018, the VOs held \$0.5 million and \$0.2 million of cash collateral payable to trade counterparties. This obligation to return cash is reported in the liabilities of consolidated company-sponsored investment funds in our consolidated statements of financial condition. As of December 31, 2019 and 2018, the VOs delivered \$1.2 million and \$0.5 million, respectively, of cash collateral into brokerage accounts. The VOs report this cash collateral in the consolidated company-sponsored investment funds cash and cash equivalents in our consolidated statements of financial condition.

Offsetting Assets and Liabilities

Offsetting of derivative assets of consolidated company-sponsored investment funds as of December 31, 2019 and 2018 was as follows:

	Gross Amounts of Recognized Assets	Gross Amounts Offset in the Statement of Financial Condition	Net Amounts of Assets Presented in the Statement of Financial Condition	Financial Instruments	Cash Collateral Received	Net Amount
(in thousands)						
December 31, 2019:						
Derivatives - VIEs	\$ 4,833	\$ —	\$ 4,833	\$ —	\$ (1,631)	\$ 3,202
Derivatives - VOEs	\$ 4,339	\$ —	\$ 4,339	\$ —	\$ (534)	\$ 3,805
December 31, 2018:						
Derivatives - VIEs	\$ 3,410	\$ —	\$ 3,410	\$ —	\$ (856)	\$ 2,554
Derivatives - VOEs	\$ 3,816	\$ —	\$ 3,816	\$ —	\$ (225)	\$ 3,591

Offsetting of derivative liabilities of consolidated company-sponsored investment funds as of December 31, 2019 and 2018 was as follows:

	Gross Amounts of Recognized Liabilities	Gross Amounts Offset in the Statement of Financial Condition	Net Amounts of Liabilities Presented in the Statement of Financial Condition	Financial Instruments	Cash Collateral Pledged	Net Amount
(in thousands)						
December 31, 2019:						
Derivatives - VIEs	\$ 4,559	\$ —	\$ 4,559	\$ —	\$ (3,155)	\$ 1,404
Derivatives - VOEs	\$ 5,083	\$ —	\$ 5,083	\$ —	\$ (1,201)	\$ 3,882
December 31, 2018:						
Derivatives - VIEs	\$ 3,891	\$ —	\$ 3,891	\$ —	\$ (829)	\$ 3,062
Derivatives - VOEs	\$ 3,830	\$ —	\$ 3,830	\$ —	\$ (547)	\$ 3,283

Cash collateral, whether pledged or received on derivative instruments, is not considered material and, accordingly, is not disclosed by counterparty.

Non-Consolidated VIEs

As of December 31, 2019, the net assets of company-sponsored investment products that are non-consolidated VIEs are approximately \$79.3 billion, and our maximum risk of loss is our investment of \$8.4 million in these VIEs and advisory fee receivables from these VIEs, which are not material.

16. Net Capital

SCB LLC is registered as a broker-dealer under the Exchange Act and is subject to the minimum net capital requirements imposed by the U.S. Securities and Exchange Commission ("SEC"). SCB LLC computes its net capital under the alternative method permitted by the applicable rule, which requires that minimum net capital, as defined, equals the greater of \$1 million or two percent of aggregate debit items arising from customer transactions, as defined. As of December 31, 2019, SCB LLC had net capital of \$250.8 million, which was \$219.6 million in excess of the minimum net capital requirement of \$31.2 million. Advances, dividend payments and other equity withdrawals by SCB LLC are restricted by regulations imposed by the SEC, the Financial Industry Regulatory Authority, Inc., and other securities agencies.

Our U.K.-based broker-dealer is a member of the London Stock Exchange. As of December 31, 2019, it was subject to financial resources requirements of \$14.9 million imposed by the Financial Conduct Authority of the United Kingdom and had aggregate regulatory financial resources of \$30.2 million, an excess of \$15.3 million.

AllianceBernstein Investments, Inc., another one of our subsidiaries and the distributor and/or underwriter for certain company-sponsored mutual funds, is registered as a broker-dealer under the Exchange Act and is subject to the minimum net capital requirements imposed by the SEC. As of December 31, 2019, it had net capital of \$22.1 million, which was \$21.8 million in excess of its required net capital of \$0.3 million.

Many of our subsidiaries around the world are subject to minimum net capital requirements by the local laws and regulations to which they are subject. As of December 31, 2019, each of our subsidiaries subject to a minimum net capital requirement satisfied the applicable requirement.

17. Counterparty Risk

Customer Activities

In the normal course of business, brokerage activities involve the execution, settlement and financing of various customer securities trades, which may expose our broker-dealer operations to off-balance sheet risk by requiring us to purchase or sell securities at prevailing market prices in the event the customer is unable to fulfill its contractual obligations.

Our customer securities activities are transacted on either a cash or margin basis. In margin transactions, we extend credit to the customer, subject to various regulatory and internal margin requirements. These transactions are collateralized by cash or securities in the customer's account. In connection with these activities, we may execute and clear customer transactions involving the sale of securities not yet purchased. We seek to control the risks associated with margin transactions by requiring customers to maintain collateral in compliance with the aforementioned regulatory and internal guidelines. We monitor required margin levels daily and, pursuant to such guidelines, require customers to deposit additional collateral, or reduce positions, when necessary. A majority of our customer margin accounts are managed on a discretionary basis whereby we maintain control over the investment activity in the accounts. For these discretionary accounts, our margin deficiency exposure is minimized by our maintaining a diversified portfolio of securities in the accounts, our discretionary authority and our U.S.-based broker-dealer's role as custodian.

In accordance with industry practice, we record customer transactions on a settlement date basis, which generally is two business days after trade date for our U.K. and U.S. operations. We are exposed to risk of loss on these transactions in the event of the customer's or broker's inability to meet the terms of their contracts, in which case we may have to purchase or sell financial instruments at prevailing market prices. The risks we assume in connection with these transactions are not expected to have a material adverse effect on our financial condition or results of operations.

Other Counterparties

We are engaged in various brokerage activities on behalf of clients, in which counterparties primarily include broker-dealers, banks and other financial institutions. In the event these counterparties do not fulfill their obligations, we may be exposed to loss. The risk of default depends on the creditworthiness of the counterparty or issuer of the instrument. It is our policy to review, as necessary, each counterparty's creditworthiness.

In connection with security borrowing and lending arrangements, we enter into collateralized agreements, which may result in potential loss in the event the counterparty to a transaction is unable to fulfill its contractual obligations. Security borrowing arrangements require us to deposit cash collateral with the lender. With respect to security lending arrangements, we receive collateral in the form of cash in amounts generally in excess of the market value of the securities loaned. We attempt to mitigate credit risk associated with these activities by establishing credit limits for each broker and monitoring these limits on a daily basis.

Additionally, security borrowing and lending collateral is marked to market on a daily basis, and additional collateral is deposited by or returned to us as necessary.

We enter into various futures, forwards, options and swaps primarily to economically hedge certain of our seed money investments. We may be exposed to credit losses in the event of nonperformance by counterparties to these derivative financial instruments. See Note 7, *Derivative Instruments* for further discussion.

18. Qualified Employee Benefit Plans

We maintain a qualified profit sharing plan covering U.S. employees and certain foreign employees. Employer contributions are discretionary and generally limited to the maximum amount deductible for federal income tax purposes. Aggregate contributions for 2019, 2018 and 2017 were \$14.4 million, \$15.0 million and \$14.4 million, respectively.

We maintain several defined contribution plans for foreign employees working for our subsidiaries in the United Kingdom, Australia, Japan and other locations outside the United States. Employer contributions generally are consistent with regulatory requirements and tax limits. Defined contribution expense for foreign entities was \$7.7 million, \$7.1 million and \$6.8 million in 2019, 2018 and 2017, respectively.

We maintain a qualified, noncontributory, defined benefit retirement plan ("**Retirement Plan**") covering current and former employees who were employed by AB in the United States prior to October 2, 2000. Benefits are based on years of credited service, average final base salary (as defined in the Retirement Plan) and primary Social Security benefits. Service and compensation after December 31, 2008 are not taken into account in determining participants' retirement benefits.

Our policy is to satisfy our funding obligation for each year in an amount not less than the minimum required by the Employee Retirement Income Security Act of 1974, as amended, and not greater than the maximum amount we can deduct for federal income tax purposes. We contributed \$4.0 million to the Retirement Plan during 2019. We do not currently anticipate that we will contribute to the Retirement Plan during 2020. Contribution estimates, which are subject to change, are based on regulatory requirements, future market conditions and assumptions used for actuarial computations of the Retirement Plan's obligations and assets. Management, at the present time, has not determined the amount, if any, of additional future contributions that may be required.

The Retirement Plan's projected benefit obligation, fair value of plan assets and funded status (amounts recognized in the consolidated statements of financial condition) were as follows:

	Years Ended December 31,	
	2019	2018
	(in thousands)	
<i>Change in projected benefit obligation:</i>		
Projected benefit obligation at beginning of year	\$ 116,233	\$ 125,200
Interest cost	4,944	4,771
Actuarial loss (gain)	20,411	(9,918)
Benefits paid	(5,475)	(3,820)
Projected benefit obligation at end of year	136,113	116,233
<i>Change in plan assets:</i>		
Plan assets at fair value at beginning of year	98,584	100,706
Actual return on plan assets	16,971	(3,302)
Employer contribution	4,000	5,000
Benefits paid	(5,475)	(3,820)
Plan assets at fair value at end of year	114,080	98,584
Funded status	\$ (22,033)	\$ (17,649)

Effective December 31, 2015, the Retirement Plan was amended to change the actuarial basis used for converting a life annuity benefit to optional forms of payment and converting benefits payable at age 65 to earlier commencement dates. This prior service cost will be amortized over future years.

The amounts recognized in other comprehensive income (loss) for the Retirement Plan for 2019, 2018 and 2017 were as follows:

	2019	2018	2017
	(in thousands)		
Unrecognized net (loss) gain from experience different from that assumed and effects of changes and assumptions	\$ (7,934)	\$ 1,870	\$ (3,043)
Prior service cost	24	24	24
	(7,910)	1,894	(3,019)
Income tax benefit (expense)	312	(207)	(49)
Other comprehensive (loss) income	\$ (7,598)	\$ 1,687	\$ (3,068)

The loss of \$7.6 million recognized in 2019 primarily was due to changes in the discount rate and lump sum interest rates (\$21.7 million), offset by actual earnings exceeding expected earnings on plan assets (\$11.3 million), changes in the mortality assumption (\$1.2 million), the recognized actuarial loss (\$1.1 million) and changes in the census data (\$0.1 million). The gain of \$1.7 million recognized in 2018 primarily was due to changes in the discount rate and lump sum interest rates (\$9.7 million), the recognized actuarial loss (\$1.1 million) and changes in the mortality assumption (\$0.4 million), offset by actual earnings exceeding expected earnings on plan assets (\$9.2 million) and changes in the census data (\$0.2 million). The loss of \$3.1 million recognized in 2017 primarily was due to changes in the discount rate and lump sum interest rates (\$11.9 million) and changes in the census data (\$1.4 million), offset by actual earnings exceeding expected earnings on plan assets (\$8.5 million), the recognized actuarial loss (\$1.1 million) and changes in the mortality assumption (\$0.7 million).

Foreign retirement plans and an individual's retirement plan maintained by AB are not material to AB's consolidated financial statements. As such, disclosure for these plans is not necessary. The reconciliation of the 2019 amounts recognized in other comprehensive income for the Retirement Plan as compared to the consolidated statement of comprehensive income ("OCI Statement") is as follows:

	Retirement Plan	Retired Individual Plan	Foreign Retirement Plans	OCI Statement
	(in thousands)			
Recognized actuarial (loss) gain	\$ (7,934)	\$ (69)	\$ 112	\$ (7,891)
Amortization of prior service cost	24	—	—	24
Changes in employee benefit related items	(7,910)	(69)	112	(7,867)
Income tax benefit (expense)	312	3	(41)	274
Employee benefit related items, net of tax	\$ (7,598)	\$ (66)	\$ 71	\$ (7,593)

The amounts included in accumulated other comprehensive income (loss) for the Retirement Plan as of December 31, 2019 and 2018 were as follows:

	2019	2018
	(in thousands)	
Unrecognized net loss from experience different from that assumed and effects of changes and assumptions	\$ (55,537)	\$ (47,603)
Prior service cost	(731)	(755)
	(56,268)	(48,358)
Income tax benefit	513	201
Accumulated other comprehensive loss	\$ (55,755)	\$ (48,157)

The amortization period over which we are amortizing the loss for the Retirement Plan from accumulated other comprehensive income is 30.9 years. The estimated prior service cost and amortization of loss for the Retirement Plan that will be amortized from accumulated other comprehensive income over the next year are \$24 thousand and \$1.4 million, respectively.

The accumulated benefit obligation for the plan was \$136.1 million and \$116.2 million as of December 31, 2019 and 2018, respectively.

The discount rates used to determine benefit obligations as of December 31, 2019 and 2018 (measurement dates) were 3.35% and 4.40%, respectively.

Benefit payments are expected to be paid as follows (in thousands):

2020	\$	5,868
2021		7,113
2022		9,202
2023		7,451
2024		7,538
2025-2029		45,048

Net expense under the Retirement Plan consisted of:

	Year Ended December 31,		
	2019	2018	2017
	(in thousands)		
Interest cost on projected benefit obligations	\$ 4,944	\$ 4,771	\$ 4,999
Expected return on plan assets	(5,639)	(5,893)	(5,261)
Amortization of prior service cost	24	24	24
Recognized actuarial loss	1,146	1,146	1,097
Net pension expense	\$ 475	\$ 48	\$ 859

Actuarial computations used to determine net periodic costs were made utilizing the following weighted-average assumptions:

	Years Ended December 31,		
	2019	2018	2017
Discount rate on benefit obligations	4.40%	3.90%	4.55%
Expected long-term rate of return on plan assets	5.75%	5.75%	6.00%

In developing the expected long-term rate of return on plan assets of 5.75%, management considered the historical returns and future expectations for returns for each asset category, as well as the target asset allocation of the portfolio. The expected long-term rate of return on assets is based on weighted average expected returns for each asset class.

As of December 31, 2019, the mortality projection assumption has been updated to use the generational MP-2019 improvement scale. Previously, mortality was projected generationally using the MP-2018 improvements scale. The base mortality assumption was updated to the Society of Actuaries Pri-2012 base mortality table for private sector plans, with a white-collar adjustment, using the contingent annuitant table for beneficiaries of deceased participants. Previously, the mortality assumption was the RP-2014 white-collar mortality table for males and females adjusted back to 2006 using the MP-2014 improvement scale.

The Internal Revenue Service ("IRS") recently updated the mortality tables used to determine lump sums. For fiscal year-end 2019, we reflected the most recently published IRS table for lump sums assumed to be paid in 2020. We projected future mortality for lump sums assumed to be paid after 2020 using the current base mortality tables (RP-2014 backed off to 2006) and projection scale of MP-2019.

The Retirement Plan's asset allocation percentages consisted of:

	December 31,	
	2019	2018
Equity	47%	43%
Debt securities	41	41
Other	12	16
	100%	100%

The guidelines regarding allocation of assets are formalized in the Investment Policy Statement adopted by the Investment Committee for the Retirement Plan. The objective of the investment program is to enhance the portfolio of the Retirement Plan through total return (capital appreciation and income), thereby promoting the ongoing ability of the plan to meet future liabilities and obligations, while minimizing the need for additional contributions. The guidelines specify an allocation weighting of 10% to 35% for liability hedging investments (target of 20%), 15% to 40% for return seeking investments (target of 27%), 5% to 35% for risk mitigating investments (target of 14%), 10% to 35% for diversifying investments (target of 21%) and 5% to 35% for dynamic asset allocation (target of 18%). Investments in mutual funds, hedge funds (and other alternative investments), and other commingled investment vehicles are permitted under the guidelines. Investments are permitted in overlay portfolios (regulated mutual funds), which are designed to manage short-term portfolio risk and mitigate the effect of extreme outcomes by varying the asset allocation of a portfolio.

See Note 9, *Fair Value* for a description of how we measure the fair value of our plan assets.

The valuation of our Retirement Plan assets by pricing observability levels as of December 31, 2019 and 2018 was as follows (in thousands):

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
December 31, 2019				
Cash	\$ 230	\$ —	\$ —	\$ 230
U.S. Treasury Strips	—	27,318	—	27,318
Fixed income mutual funds	19,518	—	—	19,518
Equity mutual fund	33,875	—	—	33,875
Equity securities	11,182	—	—	11,182
Total assets in the fair value hierarchy	64,805	27,318	—	92,123
Investments measured at net assets value	—	—	—	21,957
Investments at fair value	\$ 64,805	\$ 27,318	\$ —	\$ 114,080

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
December 31, 2018				
Cash	\$ 238	\$ —	\$ —	\$ 238
U.S. Treasury Strips	—	22,355	—	22,355
Fixed income mutual funds	18,362	—	—	18,362
Equity mutual fund	26,508	—	—	26,508
Equity securities	8,970	—	—	8,970
Total assets in the fair value hierarchy	54,078	22,355	—	76,433
Investments measured at net assets value	—	—	—	22,151
Investments at fair value	\$ 54,078	\$ 22,355	\$ —	\$ 98,584

During 2019 and 2018, the Retirement Plan's investments include the following:

- U.S. Treasury strips, (zero-coupon bonds);
- two fixed income mutual funds, which seek to generate income consistent with preservation of capital. One fund invests in a portfolio of investment-grade securities primarily in the U.S. with additional non-U.S. securities. The second fund invests in inflation-indexed fixed-income securities and similar bonds issued by non-U.S. governments and various commodities;
- seven equity mutual funds, four of which focus on U.S.-based equity securities of various capitalization sizes ranging from small to large capitalizations and diversified portfolios within those capitalization ranges; and three funds that focus on non-U.S. based equity securities of various capitalization sizes ranging from small to large capitalizations and diversified portfolios therein across non-U.S. regions;
- separate equity and fixed income mutual funds, which seek to moderate the volatility of equity and fixed income oriented asset allocation over the long term, as part of the overall asset allocation managed by AB;

- a multi-style, multi-cap integrated portfolio adding U.S. equity diversification to its value and growth equity selections, designed to deliver a long-term premium to the S&P 500 with greater consistency across a range of market environments; and
- investments measured at net asset value, including three hedge funds that seek to provide attractive risk-adjusted returns over full market cycles with less volatility than the broad equity markets by allocating all or substantially all of their assets among portfolio managers through portfolio funds that employ a broad range of investment strategies; one private investment trust that invests primarily in equity securities of non-U.S. companies located in emerging market countries; and one collective investment trust that invests in U.S. and non-U.S. equities of various capitalization sizes.

19. Long-term Incentive Compensation Plans

We maintain an unfunded, non-qualified incentive compensation program known as the AllianceBernstein Incentive Compensation Award Program (“**Incentive Compensation Program**”), under which annual awards may be granted to eligible employees. See Note 2, “Summary of Significant Accounting Policies – Long-Term Incentive Compensation Plans” for a discussion of the award provisions.

Under the Incentive Compensation Program, we made awards in 2019, 2018 and 2017 aggregating \$175.5 million, \$183.3 million and \$168.2 million, respectively. The amounts charged to employee compensation and benefits for the years ended December 31, 2019, 2018 and 2017 were \$177.2 million, \$161.0 million and \$172.8 million, respectively.

Effective as of September 30, 2017, we established the AB 2017 Long Term Incentive Plan (“**2017 Plan**”), which was adopted at a special meeting of AB Holding Unit holders held on September 29, 2017. The following forms of awards may be granted to employees and Eligible Directors under the 2017 Plan: (i) restricted AB Holding Units or phantom restricted AB Holding Units (a “phantom” award is a contractual right to receive AB Holding Units at a later date or upon a specified event); (ii) options to buy AB Holding Units; and (iii) other AB Holding Unit-based awards (including, without limitation, AB Holding Unit appreciation rights and performance awards). The purpose of the 2017 Plan is to promote the interest of AB by: (i) attracting and retaining talented officers, employees and directors, (ii) motivating such officers, employees and directors by means of performance-related incentives to achieve longer-range business and operational goals, (iii) enabling such officers, employees and directors to participate in the long-term growth and financial success of AB, and (iv) aligning the interests of such officers, employees and directors with those of AB Holding Unit holders. The 2017 Plan will expire on September 30, 2027, and no awards under the 2017 Plan will be made after that date. Under the 2017 Plan, the aggregate number of AB Holding Units with respect to which awards may be granted is 60 million, including no more than 30 million newly-issued AB Holding Units.

As of December 31, 2019, no options to buy AB Holding Units had been granted and 20,602,674 AB Holding Units, net of withholding tax requirements, were subject to other AB Holding Unit awards made under the 2017 Plan or the AllianceBernstein 2010 Long Term Incentive Plan, as amended, an equity compensation plan with similar terms that was canceled on September 30, 2017. AB Holding Unit-based awards (including options) in respect of 39,397,326 AB Holding Units were available for grant under the 2017 Plan as of December 31, 2019.

Option Awards

We did not grant any options to buy AB Holding Units during 2019, 2018 or 2017. Historically, options granted to employees generally were exercisable at a rate of 20% of the AB Holding Units subject to such options on each of the first five anniversary dates of the date of grant; options granted to Eligible Directors generally were exercisable at a rate of 33.3% of the AB Holding Units subject to such options on each of the first three anniversary dates of the date of grant.

The option-related activity in our equity compensation plans during 2019 is as follows:

	Options to Buy AB Holding Units	Weighted Average Exercise Price Per Option	Weighted Average Remaining Contractual Term (Years)	Aggregate Intrinsic Value
Outstanding as of December 31, 2018	671,243	\$ 22.83	1.6	
Granted	—	—	—	—
Exercised	(511,894)	22.49	—	—
Forfeited	—	—	—	—
Expired	—	—	—	—
Outstanding as of December 31, 2019	159,349	23.93	2.1	\$ 1.0
Exercisable as of December 31, 2019	141,163	24.09	2.1	0.9
Vested or expected to vest as of December 31, 2019	159,349	23.93	2.1	1.0

The total intrinsic value of options exercised during 2019, 2018 and 2017 was \$3.7 million, \$8.9 million and \$8.3 million, respectively.

Under the fair value method, compensation expense is measured at the grant date based on the estimated fair value of the options awarded (determined using the Black-Scholes option valuation model) and is recognized over the required service period. We recorded no compensation expense related to option grants in 2019, 2018 or 2017 as no options were granted. As of December 31, 2019, there was no compensation expense related to unvested option grants not yet recognized in the consolidated statement of income.

Restricted AB Holding Unit Awards

In 2019, 2018 and 2017, the Board granted restricted AB Holding Unit awards to Eligible Directors. These AB Holding Units give the Eligible Directors, in most instances, all the rights of other AB Holding Unit holders, subject to such restrictions on transfer as the Board may impose. We awarded 45,420, 53,720 and 50,252 restricted AB Holding Units, respectively, in 2019, 2018 and 2017 with grant date fair values per restricted AB Holding Unit of \$29.26 and \$29.90 in 2019, \$26.90 in 2018, and \$21.25 and \$24.80 in 2017. All of the restricted AB Holding Units vest ratably over three or four years. We fully expensed these awards on each grant date, as there is no service requirement. We recorded compensation expense relating to these awards of \$1.3 million, \$1.4 million and \$1.1 million, respectively, for the years ended December 31, 2019, 2018 and 2017.

On April 28, 2017, the Board removed Peter S. Kraus from his position as Chairman of the Board and Chief Executive Officer ("CEO"). As a result of his removal, we accelerated the vesting on the remaining two tranches under his June 2012 employment agreement and delivered the AB Holding Units to him in June 2017. During 2017, we recorded \$10.2 million of compensation expense relating to Mr. Kraus's restricted AB Holding Unit grant.

On April 28, 2017, Seth P. Bernstein was appointed President and CEO pursuant to an employment agreement, effective May 1, 2017. In connection with the commencement of his employment, Mr. Bernstein was granted restricted AB Holding Units with a grant date fair value of \$3.5 million (164,706 AB Holding Units based on the \$21.25 grant date AB Holding Unit price on May 16, 2017) and a four-year service requirement. Mr. Bernstein's restricted AB Holding Units vest ratably on each of the first four anniversaries of his commencement date and will be delivered to Mr. Bernstein as soon as administratively feasible after May 1, 2021, subject to accelerated vesting clauses in his employment agreement. We recorded compensation expense relating to Mr. Bernstein's restricted AB Holding Unit grants of \$0.9 million, \$0.9 million and \$0.6 million for the years ended December 31, 2019, 2018 and 2017, respectively.

Under the Incentive Compensation Program, we awarded 5.8 million restricted AB Holding Units in 2019 (which included 5.4 million restricted AB Holding Units in December for the 2019 year-end awards as well as 0.4 million additional restricted AB Holding Units granted earlier during the year relating to the 2018 year-end awards), 6.5 million restricted AB Holding Units in 2018 (which included 6.2 million restricted AB Holding Units in December for the 2018 year-end awards as well as 0.3 million additional restricted AB Holding Units granted earlier during the year relating to the 2017 year-end awards), and 6.3 million restricted AB Holding Units in 2017 (which included 6.1 million restricted AB Holding Units in December for the 2017 year-end awards as well as 0.2 million additional restricted AB Holding Units granted earlier during the year relating to the 2016 year-end awards). The grant date fair values per restricted AB Holding Unit ranged between \$26.69 and \$30.01 in 2019, \$24.95 and \$26.69 in 2018, and \$23.00 and \$24.95 in 2017. Restricted AB Holding Units awarded under the Incentive Compensation Program

generally vest in 25% increments on December 1st of each of the four years immediately following the year in which the award is granted.

We also award restricted AB Holding Units in connection with certain employment and separation agreements, as well as relocation-related performance awards, with vesting schedules ranging between two and five years. The fair value of the restricted AB Holding Units is amortized over the required service period as employee compensation expense. We awarded 1.9 million, 2.6 million and 1.8 million restricted AB Holding Units in 2019, 2018 and 2017, respectively, with grant date fair values per restricted AB Holding Unit ranging between \$27.32 and \$30.85 in 2019, \$25.05 and \$30.25 in 2018, and \$21.25 and \$25.65 in 2017. We recorded compensation expense relating to restricted AB Holding Unit grants in connection with certain employment and separation agreements of \$36.7 million, \$32.2 million and \$21.6 million, respectively, for the years ended December 31, 2019, 2018 and 2017.

Changes in unvested restricted AB Holding Units during 2019 are as follows:

	AB Holding Units	Weighted Average Grant Date Fair Value per AB Holding Unit
Unvested as of December 31, 2018	20,214,389	\$ 25.12
Granted	7,739,318	28.75
Vested	(8,260,466)	24.38
Forfeited	(406,161)	25.86
Unvested as of December 31, 2019	19,287,080	26.88

The total grant date fair value of restricted AB Holding Units that vested during 2019, 2018 and 2017 was \$201.4 million, \$169.1 million and \$177.0 million, respectively. As of December 31, 2019, the 19,287,080 unvested restricted AB Holding Units consist of 14,752,831 restricted AB Holding Units that do not have a service requirement and have been fully expensed on the grant date and 4,534,249 restricted AB Holding Units that have a service requirement and will be expensed over the required service period. As of December 31, 2019, there was \$101.5 million of compensation expense related to unvested restricted AB Holding Unit awards granted and not yet recognized in the consolidated statement of income. We expect to recognize the expense over a weighted average period of 3.6 years.

20. Units Outstanding

Changes in AB Units outstanding for the years ended December 31, 2019 and 2018 were as follows:

	2019	2018
Outstanding as of January 1,	268,850,276	268,659,333
Options exercised	511,894	889,119
Units issued	4,833,715	6,153,320
Units retired ⁽¹⁾	(3,815,571)	(6,851,496)
Outstanding as of December 31,	270,380,314	268,850,276

⁽¹⁾ During 2019 and 2018, we purchased 3,782 and 5,346 AB Units, respectively, in private transactions and retired them.

21. Income Taxes

AB is a private partnership for federal income tax purposes and, accordingly, is not subject to federal or state corporate income taxes. However, AB is subject to a 4.0% New York City unincorporated business tax ("UBT"). Domestic corporate subsidiaries of AB, which are subject to federal, state and local income taxes, generally are included in the filing of a consolidated federal income tax return with separate state and local income tax returns being filed. Foreign corporate subsidiaries are generally subject to taxes in the foreign jurisdictions where they are located.

In order to preserve AB's status as a private partnership for federal income tax purposes, AB Units must not be considered publicly traded. The AB Partnership Agreement provides that all transfers of AB Units must be approved by EQH and the General Partner; EQH and the General Partner approve only those transfers permitted pursuant to one or more of the safe harbors contained in the relevant Treasury regulations. If AB Units were considered readily tradable, AB's net income would be subject to federal and state corporate income tax, significantly reducing its quarterly distributions to AB Holding. Furthermore, should AB enter into a

substantial new line of business, AB Holding, by virtue of its ownership of AB, would lose its status as a "grandfathered" publicly-traded partnership and would become subject to corporate income tax, which would reduce materially AB Holding's net income and its quarterly distributions to AB Holding Unitholders.

Earnings before income taxes and income tax expense consist of:

	Years Ended December 31,		
	2019	2018	2017
	(in thousands)		
Earnings before income taxes:			
United States	\$ 697,501	\$ 672,221	\$ 634,515
Foreign	125,936	153,093	139,395
Total	\$ 823,437	\$ 825,314	\$ 773,910
Income tax expense:			
Partnership UBT	\$ 9,196	\$ 5,251	\$ 2,986
Corporate subsidiaries:			
Federal	(943)	(4,030)	18,079
State and local	975	2,888	803
Foreign	32,290	36,529	29,365
Current tax expense	41,518	40,638	51,233
Deferred tax	236	5,178	1,877
Income tax expense	\$ 41,754	\$ 45,816	\$ 53,110

The principal reasons for the difference between the effective tax rates and the UBT statutory tax rate of 4.0% are as follows:

	Years Ended December 31,					
	2019		2018		2017	
	(in thousands)					
UBT statutory rate	\$ 32,937	4.0%	\$ 33,012	4.0%	\$ 30,956	4.0%
Corporate subsidiaries' federal, state, and local	4,000	0.5	1,522	0.2	2,558	0.3
Foreign subsidiaries taxed at different rates	26,719	3.3	30,689	3.7	25,406	3.3
2017 Tax Act	—	—	1,155	0.1	25,846	3.3
FIN 48 reserve (release)	2,765	0.3	(5,177)	(0.6)	(3,318)	(0.4)
UBT business allocation percentage rate change	(79)	—	2,657	0.3	—	—
Deferred tax and payable write-offs	314	—	2,932	0.4	(9,542)	(1.2)
Foreign outside basis difference	155	—	2,273	0.3	—	—
Amended 2017 return	(3,853)	(0.5)	—	—	—	—
Effect of ASC 740 adjustments, miscellaneous taxes, and other	2,305	0.3	(2,521)	(0.3)	1,903	0.2
Income not taxable resulting from use of UBT business apportionment factors and effect of compensation charge	(23,509)	(2.8)	(20,726)	(2.5)	(20,699)	(2.6)
Income tax expense and effective tax rate	\$ 41,754	5.1	\$ 45,816	5.6	\$ 53,110	6.9

We recognize the effects of a tax position in the financial statements only if, as of the reporting date, it is "more likely than not" to be sustained based on its technical merits and their applicability to the facts and circumstances of the tax position. In making this assessment, we assume that the taxing authority will examine the tax position and have full knowledge of all relevant information.

A reconciliation of the beginning and ending amount of unrecognized tax benefits is as follows:

	Years Ended December 31,		
	2019	2018	2017
	(in thousands)		
Balance as of beginning of period	\$ 3,893	\$ 8,478	\$ 12,596
Additions for prior year tax positions	1,813	—	—
Reductions for prior year tax positions	—	—	(1,849)
Additions for current year tax positions	—	—	—
Reductions for current year tax positions	—	—	—
Reductions related to closed years/settlements with tax authorities	—	(4,585)	(2,269)
Balance as of end of period	\$ 5,706	\$ 3,893	\$ 8,478

The amount of unrecognized tax benefits as of December 31, 2019, 2018 and 2017, when recognized, is recorded as a reduction to income tax expense and reduces the company's effective tax rate.

Interest and penalties, if any, relating to tax positions are recorded in income tax expense on the consolidated statements of income. The total amount of interest expense recorded in income tax expense during 2019, 2018 and 2017 was \$0.7 million, \$0.1 million and \$0.3 million, respectively. The total amount of accrued interest recorded on the consolidated statements of financial condition as of December 31, 2019, 2018 and 2017 was \$1.1 million, \$0.3 million and \$0.7 million, respectively. There were \$0.2 million of penalties accrued as of December 31, 2019. There were no accrued penalties as of December 31, 2018 or 2017.

Generally, the company is no longer subject to U.S. federal, state or local income tax examinations by tax authorities for any year prior to 2015, except as set forth below.

During the third quarter of 2018, the City of New York notified us of an examination of AB's UBT returns for the years 2013 through 2016. The examination is ongoing.

Currently, there are no income tax examinations at our significant non-U.S. subsidiaries. Years that remain open and may be subject to examination vary under local law and range from one to seven years.

At December 31, 2019, it is reasonably possible that \$4.2 million of our unrecognized tax benefits will change within the next twelve months due to completion of tax authority exams.

Deferred income taxes reflect the net tax effect of temporary differences between the carrying amounts of assets and liabilities for financial reporting purposes and the amounts used for income tax purposes. The tax effect of significant items comprising the net deferred tax asset (liability) is as follows:

	December 31,	
	2019	2018
	(in thousands)	
Deferred tax asset:		
Differences between book and tax basis:		
Benefits from net operating loss carryforwards	\$ 5,551	\$ 2,518
Long-term incentive compensation plans	20,907	22,342
Investment basis differences	4,376	3,606
Depreciation and amortization	1,554	1,248
Lease liability	6,409	—
Other, primarily accrued expenses deductible when paid	3,106	3,903
	41,903	33,617
Less: valuation allowance	(2,026)	(490)
Deferred tax asset	39,877	33,127
Deferred tax liability:		
Differences between book and tax basis:		
Intangible assets	8,013	6,852
Investment in foreign subsidiaries	2,191	1,653
Right-of-use asset	5,191	—
Other	1,672	1,758
Deferred tax liability	17,067	10,263
Net deferred tax asset	\$ 22,810	\$ 22,864

Valuation allowances of \$2.0 million and \$0.5 million were established as of December 31, 2019 and 2018, respectively, primarily due to significant negative evidence that net operating loss ("NOL") carryforwards will not be utilized, given the future losses expected to be incurred by the applicable subsidiaries. We had NOL carryforwards at December 31, 2019 and 2018 of approximately \$46.2 million and \$32.4 million, respectively. The majority of our foreign NOL carryforwards have an indefinite expiration period.

The deferred tax asset is included in other assets in our consolidated statement of financial condition. Management believes there will be sufficient future taxable income to realize the tax benefits related to the remaining net deferred tax assets recognized that are not subject to valuation allowances.

The company provides income taxes on the unremitted earnings of non-U.S. corporate subsidiaries except to the extent that such earnings are indefinitely reinvested outside the United States. As of December 31, 2019, \$29.6 million of undistributed earnings of non-U.S. corporate subsidiaries were indefinitely invested outside the U.S. At existing applicable income tax rates, additional taxes of approximately \$6.2 million would need to be paid if such earnings are remitted.

22. Business Segment Information

Management has assessed the requirements of ASC 280, *Segment Reporting*, and determined that, because we utilize a consolidated approach to assess performance and allocate resources, we have only one operating segment. Enterprise-wide disclosures as of and for the years ended December 31, 2019, 2018 and 2017 were as follows:

Services

Net revenues derived from our investment management, research and related services were as follows:

	Years Ended December 31,		
	2019	2018	2017
	(in thousands)		
Institutions	\$ 480,144	\$ 479,068	\$ 477,140
Retail	1,619,832	1,494,445	1,423,890
Private Wealth Management	904,505	883,234	787,362
Bernstein Research Services	407,911	439,432	449,919
Other	163,245	123,581	185,375
Total revenues	3,575,637	3,419,760	3,323,686
Less: Interest expense	57,205	52,399	25,165
Net revenues	\$ 3,518,432	\$ 3,367,361	\$ 3,298,521

Our AllianceBernstein Global High Yield Portfolio, an open-end fund incorporated in Luxembourg (ACATEUH: LX), generated approximately 9%, 10% and 11% of our investment advisory and service fees and 9%, 10% and 12% of our net revenues during 2019, 2018 and 2017, respectively.

Geographic Information

Net revenues and long-lived assets, related to our U.S. and international operations, as of and for the years ended December 31, were as follows:

	2019	2018	2017
	(in thousands)		
Net revenues:			
United States	\$ 1,975,105	\$ 1,940,267	\$ 1,958,844
International	1,543,327	1,427,094	1,339,677
Total	\$ 3,518,432	\$ 3,367,361	\$ 3,298,521
Long-lived assets:			
United States	\$ 3,259,490	\$ 3,262,722	
International	54,349	56,069	
Total	\$ 3,313,839	\$ 3,318,791	

Major Customers

Company-sponsored mutual funds are distributed to individual investors through broker-dealers, insurance sales representatives, banks, registered investment advisers, financial planners and other financial intermediaries. HSBC (not affiliated with AB) was responsible for approximately 14%, 7% and 9% of our open-end mutual fund sales in 2019, 2018 and 2017, respectively. HSBC is not under any obligation to sell a specific amount of AB Fund shares.

EQH and the general and separate accounts of Equitable Life (including investments by the separate accounts of Equitable Life in the funding vehicle EQ Advisors Trust) accounted for approximately 3% of our total revenues for each of the years ended December 31, 2019, 2018 and 2017. AXA and its subsidiaries accounted for approximately 2% of our total revenues for each of the years ended December 31, 2019, 2018 and 2017. No single institutional client other than EQH, AXA and their respective subsidiaries accounted for more than 1% of our total revenues for the years ended December 31, 2019, 2018 and 2017.

23. Related Party Transactions*Mutual Funds*

We provide investment management, distribution, shareholder, administrative and brokerage services to individual investors by means of retail mutual funds sponsored by our company, our subsidiaries and our affiliated joint venture companies. We provide substantially all of these services under contracts that specify the services to be provided and the fees to be charged. The contracts are subject to annual review and approval by each mutual fund's board of directors or trustees and, in certain circumstances, by the mutual fund's shareholders. Revenues for services provided or related to the mutual funds are as follows:

	Years Ended December 31,		
	2019	2018	2017
	(in thousands)		
Investment advisory and services fees	\$ 1,275,677	\$ 1,207,086	\$ 1,148,467
Distribution revenues	441,437	403,965	397,674
Shareholder servicing fees	75,122	74,019	73,310
Other revenues	7,303	7,262	6,942
Bernstein Research Services	2	33	13

EQH, AXA and their respective Subsidiaries

We provide investment management and certain administration services to EQH, AXA and their respective subsidiaries. In addition, EQH, AXA and their respective subsidiaries distribute company-sponsored mutual funds, for which they receive commissions and distribution payments. Also, we are covered by various insurance policies maintained by EQH, AXA and their respective subsidiaries and we pay fees for technology and other services provided by EQH, AXA and their respective subsidiaries. Additionally, see Note 12, Debt, for disclosures related to our credit facility with EQH.

Aggregate amounts included in the consolidated financial statements for transactions with EQH, AXA and their respective subsidiaries, as of and for the years ended December 31, are as follows:

	EQH			AXA		
	2019	2018	2017	2019	2018	2017
	(in thousands)					
Revenues:						
Investment advisory and services fees	\$ 109,316	\$ 104,810	\$ 98,450	\$ 65,086	\$ 64,347	\$ 58,980
Bernstein Research Services	—	—	—	45	134	403
Distribution revenues	—	—	—	12,968	13,897	13,387
Other revenues	1,013	1,104	864	482	625	266
	<u>\$ 110,329</u>	<u>\$ 105,914</u>	<u>\$ 99,314</u>	<u>\$ 78,581</u>	<u>\$ 79,003</u>	<u>\$ 73,036</u>
Expenses:						
Commissions and distribution payments to financial intermediaries	\$ 3,956	\$ 3,964	\$ 3,828	\$ 16,693	\$ 17,603	\$ 15,374
General and administrative	2,466	2,615	2,610	11,501	12,391	9,818
Other	2,759	1,485	1,696	—	—	—
	<u>\$ 9,181</u>	<u>\$ 8,064</u>	<u>\$ 8,134</u>	<u>\$ 28,194</u>	<u>\$ 29,994</u>	<u>\$ 25,192</u>
Balance Sheet:						
Institutional investment advisory and services fees receivable	\$ 8,716	\$ 9,751		\$ 10,842	\$ 7,861	
Prepaid expenses	238	364		—	—	
Other due to EQH, AXA and their respective subsidiaries	(2,111)	(1,842)		(5,234)	(5,417)	
EQH Facility	(560,000)	—		—	—	
	<u>\$ (553,157)</u>	<u>\$ 8,273</u>		<u>\$ 5,608</u>	<u>\$ 2,444</u>	

Other Related Parties

The consolidated statements of financial condition include a net receivable from AB Holding as a result of cash transactions for fees and expense reimbursements. The net receivable balance included in the consolidated statements of financial condition as of December 31, 2019 and 2018 was \$10.1 million and \$11.4 million, respectively.

24. Acquisitions

Acquisitions are accounted for under ASC 805, *Business Combinations*.

On April 1, 2019, we acquired a 100% interest in Autonomous, an institutional research firm. On the acquisition date, we made a cash payment of \$6.5 million and recorded a contingent consideration payable of \$17.4 million based on projected fee revenues over a five-year measurement period. The excess of the purchase price over the current fair value of identifiable net assets acquired of \$5.6 million resulted in the recognition of \$10.2 million of goodwill and \$8.1 million of intangible assets relating to customer relationships and trademarks. Also, in accordance with US GAAP, additional cash payments and contingent consideration payable to the owners of Autonomous on the acquisition date are considered compensation expense to be amortized over two-year and five-year periods, respectively, not purchase price consideration, due to service conditions at the time of acquisition. The Autonomous acquisition did not have a material impact on our financial condition or results of operations. As a result, we have not provided supplemental pro forma information.

25. Non-controlling Interests

Non-controlling interest in net income for the years ended December 31, 2019, 2018 and 2017 consisted of the following:

	2019	2018	2017
	(in thousands)		
Non-redeemable non-controlling interests:			
Consolidated company-sponsored investment funds	\$ —	\$ (119)	\$ 9,353
Other	92	188	279
Total non-redeemable non-controlling interest	92	69	9,632
Redeemable non-controlling interests:			
Consolidated company-sponsored investment funds	29,549	21,841	48,765
Total non-controlling interest in net income (loss)	\$ 29,641	\$ 21,910	\$ 58,397

On June 20, 2014, we acquired an 81.7% ownership interest in CPH Capital Fondsmæglerelskab A/S ("CPH"), a Danish asset management firm that manages global core equity assets for institutional investors. As a result of additional share purchases made in each year since 2015, we have a 100% ownership interest in CPH as of December 31, 2019.

Non-redeemable non-controlling interest as of December 31, 2019 and 2018 consisted of the following:

	2019	2018
	(in thousands)	
Consolidated company-sponsored investment funds	\$ —	\$ —
CPH	—	949
Total non-redeemable non-controlling interest	\$ —	\$ 949

Redeemable non-controlling interest as of December 31, 2019 and 2018 consisted of the following:

	2019	2018
	(in thousands)	
Consolidated company-sponsored investment funds	\$ 325,561	\$ 145,921
CPH	—	2,888
Total redeemable non-controlling interest	\$ 325,561	\$ 148,809

26. Quarterly Financial Data (Unaudited)

	Quarters Ended 2019			
	December 31	September 30	June 30	March 31
	(in thousands, except per unit amounts)			
Net revenues	\$ 987,304	\$ 877,867	\$ 857,799	\$ 795,462
Net income attributable to AB Unitholders	\$ 248,865	\$ 187,811	\$ 166,252	\$ 149,114
Basic net income per AB Unit ⁽¹⁾	\$ 0.92	\$ 0.69	\$ 0.61	\$ 0.55
Diluted net income per AB Unit ⁽¹⁾	\$ 0.92	\$ 0.69	\$ 0.61	\$ 0.55
Cash distributions per AB Unit ⁽²⁾⁽³⁾	\$ 0.93	\$ 0.70	\$ 0.63	\$ 0.56

	Quarters Ended 2018			
	December 31	September 30	June 30	March 31
	(in thousands, except per unit amounts)			
Net revenues	\$ 804,660	\$ 850,176	\$ 844,738	\$ 867,787
Net income attributable to AB Unitholders	\$ 188,053	\$ 203,674	\$ 181,665	\$ 184,196
Basic net income per AB Unit ⁽¹⁾	\$ 0.70	\$ 0.75	\$ 0.66	\$ 0.68
Diluted net income per AB Unit ⁽¹⁾	\$ 0.70	\$ 0.75	\$ 0.66	\$ 0.68
Cash distributions per AB Unit ⁽²⁾⁽³⁾	\$ 0.71	\$ 0.76	\$ 0.69	\$ 0.80

(1) Basic and diluted net income per unit are computed independently for each of the periods presented. Accordingly, the sum of the quarterly net income per unit amounts may not agree to the total for the year.

(2) Declared and paid during the following quarter.

(3) Cash distributions reflect the impact of our non-GAAP adjustments.

4【利害関係人との取引制限】

利益相反に関して、以下の留意点があります。

受託会社および管理会社

受託会社および管理会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにそれぞれの取締役、役員、従業員、代理人および関連者またはその他のサブ・ファンドの関連当事者(以下「利害関係者」といいます。)は、サブ・ファンドと利益の相反を生じ得る他の金融、投資またはその他の専門的な活動に関わる可能性があります。これらの活動には、他のファンドの受託者、管理会社、管理事務代行者、保管者、管理者または販売会社として行為することおよび他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、アドバイザーもしくは代理人を務めることが含まれます。いずれの利害関係者も、かかる活動から得られた利益に関する説明責任を負わないものとします。利益相反が生じた場合には、利害関係者は、場合に応じて、かかる利益相反が公平に解決されることを確実にするよう努力するものとします。

受託会社および管理会社のサービスはサブ・ファンドに限られたものではなく、各社は、受託会社と管理会社が取決めることができる条件で、サブ・ファンドから分離され、区別される他の信託に対して、および他のミューチュアル・ファンドとその他の同様のスキームに関して、同様のサービス等を開始または提供すること、ならびに自己の利用と利益のために支払われる手数料等の金銭を保持することができます。ただし、サブ・ファンドの運営およびサブ・ファンドに関する情報は、サブ・ファンドの機密および専有のものとなみなされます。管理会社は、管理会社が他の者に対して行う同様のサービスの提供において、もしくはその他の資格における自己の業務において、または信託証書に基づく自己の義務の遂行以外の方法で、自己または自己の使用人もしくは代理人が知ることとなった事実または事柄に関して、その認識による影響を受けず、かつ、これを受託会社に開示する義務を負わないものとみなされます。

適用される法律および規則に従い、利害関係者(下記(a)号の場合は受託会社を除きます。)は以下を行うことができます。

- (a) 受益証券の所有者になり、自己が適切と判断するとおりにかかる受益証券を保有、処分またはその他処理すること。
- (b) サブ・ファンドが同一または同様の投資対象を保有することにかかわらず、自己の勘定で投資対象を購入、保有およびその取引を行うこと。ただし、利害関係者またはかかる利害関係者が助言を行うもしくは運用する投資ファンドもしくは勘定からかかる投資対象が購入されるかまたはこれらに売却される場合において、サブ・ファンドは、このような取引が、公開市場で、また各ケースにおいて信頼できる取引相手方と行う同じ規模および性質の取引の時に関連する市場において最良の利用可能な条件で実行された場合のポジションよりも悪いポジションにならないものとします。
- (c) 自己の有価証券がサブ・ファンドによるかもしくはサブ・ファンドの勘定で保有されている受託会社、管理会社もしくは受益者か事業体と契約を締結する、もしくは金融取引、銀行取引かその他の取引を行うことまたはかかる契約もしくは取引に利害関係を有すること(利害関係者は、受託会社および管理会社のサブ・ファンドおよび受益者に対する義務に常に従い、関与している当事者間の関係性のみの理由で、かかる契約もしくは取引に関する説明を要求されないものとします。)
- (d) サブ・ファンドの利益のためになったか否かにかかわらず、サブ・ファンドの勘定で利害関係者が実行するサブ・ファンドの投資対象の売買に関して利害関係者が交渉することができる手数料および手当てを受領すること。

受託会社または受託会社の関連会社が、サブ・ファンドの資金または借入金に関して銀行、貸付人または金融業者として行為する場合には、受託会社または受託会社の関連会社は、かかる資格において、すべての通常の銀行または貸付業務の利益を保持する権利を有するものとします。

受託会社または受託会社の関連会社が、サブ・ファンドの保管者または管理事務代行者を務める場合には、それぞれ、結果として生じる利益を計上することなく、かかるサービスに関するすべての通常の手数料および費用を請求し、保持する権利を有します。

管理事務代行会社(登録・名義書換事務代行会社を含みます。)

管理事務代行会社が提供するサービスは、専属的なものとはみなされず、管理事務代行会社は、他の者に対して同様のサービスを提供することができます。

保管会社

何らも、保管会社およびその関係会社が、()本人または仲介機関として、保管会社もしくはその関係会社を相手方とするサブ・ファンドの投資対象の売却、購入もしくは貸付けを取り扱うこと、()サブ・ファンドの利益に相反する可能性のある利益を有する他の顧客のために、保管者、副保管者、受託者、代理人、証券ディーラー、投資運用者等の資格において行為すること、または()自己の勘定のため、もしくはサブ・ファンドの利益に相反する利益を有する他の顧客の勘定のために、資産の購入、保有、貸付けおよび取引を行うこと(同一または同様の資産が、保管会社により、サブ・ファンドによってもしくはサブ・ファンドの勘定のために保有・取引されるか否かにかかわらず)を妨げないものとします。

以上のほか、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク(1) リスク要因 特別考察 利益相反」をご参照ください。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社は、リミテッド・パートナーシップとして、リミテッド・パートナーシップ契約(以下、本項において「組合契約」といいます。)により設立されています。

組合契約の規定は、原則として、ジェネラル・パートナーによって提案され、出資者による集会において多数決により可決された場合に、変更されます。

ただし、組合契約の規定のうち、以下の事項を始めとする一定の事項については、ジェネラル・パートナーが、他の出資者の同意を得ることなく、変更することができます。

- ・パートナーシップの名称または主たる事業を行う場所
- ・組合契約に基づいて行われる出資者の加入、交代または脱退
- ・ジェネラル・パートナーの判断において、パートナーシップがリミテッド・パートナーシップとしての資格を維持するために必要と考えられる事項
- ・ジェネラル・パートナーの判断において、出資者の権利に重大な悪影響を与えない事項、適用法令を遵守するために必要な事項、または本契約で企図されることを実現するために必要な事項

なお、組合契約の変更が、一部のクラスの出資者の権利に重大な悪影響を与える場合には、組合契約に定めるところにより、(アライアンス・ホールディング関係者を除外した)外部出資者による多数決、または当該影響を受けるクラスの出資者の多数による同意を要します。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) インタートラスト・トラスティーズ(ケイマン)リミテッド(Intertrust Trustees (Cayman) Limited) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2020年12月末日現在、約133万米ドル(約1億3,896万円)(発行済・払込済株式資本25,025ケイマン・ドル(29,910米ドル)(1株1ケイマン・ドルの株式25,025株)および株式払込剰余金130万米ドル)

(ロ) 事業の内容

インタートラスト・トラスティーズ(ケイマン)リミテッドは、インタートラスト・コーポレート・サービシズ(ケイマン)リミテッド(以下「インタートラスト」といいます。)の被支配子会社であり、ケイマン諸島において、顧客に受託業務を提供しています。インタートラストは、ケイマン諸島において30年以上運営されており、ジョージタウンの営業所において150人以上の従業員を有しています。インタートラスト(www.intertrustgroup.com)は、30か国に41の支店から成るネットワークと4,000人超の従業員を有している、大型信託業務および法人向けのサービス・プロバイダーです。インタートラストは、信託および法人部門において広く認められているリーディングカンパニーであり、企業および個人富裕層に対し、広範な商業、法律、税務および管理事務サービスを提供しています。インタートラストは、国際的なネットワークとその知識および文化的理解を結集させ、世界各国の海外顧客にサービスを提供します。

(2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー(Brown Brothers Harriman & Co.) (「保管会社」、「管理事務代行会社」および「登録・名義書換事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

2020年12月末日現在、10億1,000万米ドル(約1,055億円)

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーは、1818年に設立されたアメリカ合衆国において最も歴史のある最大のプライベートバンクです。同社は、約200年前に設定された当初のパートナーシップ構造で運営する特権を与えられています。ニューヨークのリミテッド・パートナーシップとして組織される同社は、マネージング・パートナーであるウィリアム(ビル)B. タイリーの指揮の下、パートナーズにより運営されます。31名のジェネラル・パートナーが積極的に銀行管理を行い、顧客との関係に広範に関与します。同社は、その非公開性およびフラットな組織により、その歴史を通じて、変化する顧客の要求および多様な金融の状況を予想し、対応することに成功してきました。同社が雇用する約6,047人の従業員が北米、ヨーロッパおよびアジアのグローバルな18拠点で従事します。

(3) アライアンス・バーンスタイン株式会社(「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2020年12月末日現在、16億3,000万円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業務を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

(4) みずほ証券株式会社(「販売会社」)

(イ) 資本金の額

2020年12月末日現在、1,251億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っています。

(5) 野村證券株式会社(「販売会社」)

(イ) 資本の額

2020年12月末日現在、100億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2020年1月末日現在、日本国内に131の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しています。なお、様々な投資運用業者発行の投資信託について販売会社として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれ証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

(1) インタートラスト・トラステーズ(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

信託証書に基づき当ファンドの受託業務を行います。

(2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー(「保管会社」、「管理事務代行会社」および「登録・名義書換事務代行会社」)

保管契約に基づき、当ファンド資産の保管業務を行い、管理事務代行契約に基づき、当ファンドの管理事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務を行います。

(3) アライアンス・バーンスタイン株式会社(「代行協会員」)

代行協会員契約に基づき代行協会員としての業務を行います。

(4) みずほ証券株式会社(「販売会社」)

受益証券販売・買戻契約に基づき受益証券の日本における販売および買戻しの取扱いを行います。

(5) 野村證券株式会社(「販売会社」)

受益証券販売・買戻契約に基づき豪ドル建 - 豪ドルクラス(Class AU / AU)の受益証券の日本における買戻しの取扱いを行います。

3【資本関係】

管理会社は、アライアンス・バーンスタイン株式会社の持分を間接に100%保有しています。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法(改正済)(以下「銀行および信託会社法」という。)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法(改正済)または地域会社(管理)法(改正済)の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するプライベート・ファンド法(改正済)(以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。)
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合(または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合)を除き、本リーガルガイドの残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2019年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、10,857(2,886のマスター・ファンドを含む。)であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託(2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド(以下に定義する。)の両方を含むが、これらに限られない。)が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法(改正済)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- (a) 投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合
- (b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合
- ただし、以下を除く。
- (a) 銀行および信託会社法または保険法(改正済)に基づく免許を受けた者
- (b) 住宅金融組合法(改正済)または共済会法(改正済)に基づき登録された者、または
- (c) 非ファンド・アレンジメント(アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。)
- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して(直接的または仲介会社を通じて間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した(改正済)ミューチュアル・ファンド法(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう定める。
- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役(または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員)に適格かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、

投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4(3)条ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務(CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。)に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない。当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。)を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類(当該書類はCIMAに提出しなければならない。)に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類(限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(改正済)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式(および該当する条件)によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託(年次申告書)規則(改正済)に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社またはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。)に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理

者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の()および()に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
 - () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - () 免許を受ける者が、以下の各号のいずれかにおいて「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
 - (A) 会社法(改正済)(以下「会社法」という。)の第17編A
 - (B) 有限責任会社法(改正済)の第12編
 - (C) 有限責任事業組合法(改正済)の第8編
 - (以下、併せて「受益所有権法」という。)
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類(特に定款)は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。

- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社があったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - () 免除会社は、適用される受益所有権法を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(改正済)は、英国の1925年受託

者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。

- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法(改正済)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法(改正済)により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。

- () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法(改正済)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
- () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
- () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、(免除会社と同様に)別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引(ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬/プラン・ピークルなどを含む。)において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド(代替投資ピークルを含む。)がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。契約(第三者の権利)法(改正済)により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に依りて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以

後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること

- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (c) 受益所有権法に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、受益所有権法に違反した場合
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと

- () C I M Aの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、C I M Aに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () C I M Aから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をC I M Aに対し提出すること
 - (b) C I M Aの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) C I M Aの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) C I M Aの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてC I M Aがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M Aが第8.10項による措置を執った場合、C I M Aは、グランドコートに対して、C I M Aが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、管理者がC I M Aに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をC I M Aに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をC I M Aに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、推奨をC I M Aに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとC I M Aが判断する場合、C I M Aは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M Aが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) C I M Aは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

- 8.18 C I M Aが第8.16項の措置をとった場合、C I M Aは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) C I M Aは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M Aが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりC I M Aによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がC I M A以外の者によりなされた場合、C I M Aは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はC I M Aにも送付される。
- 9.3 C I M Aにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、C I M Aまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はC I M Aまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってC I M Aに対して引き渡すこと
- 9.5 C I M Aが記録を持ち去ったとき、またはC I M Aに記録が引き渡されたときC I M Aはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) 例えば秘密情報公開法(改正済)、犯罪収益に関する法律(改正済)(以下「犯罪収益に関する法律」という。)または薬物濫用法(改正済)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
 - (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。)に関係する場合
 - (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
 - (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
 - (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合
 - (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
 - (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合
 - (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
 - (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合
11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務
- 11.1 過失による誤った事実表明
- 販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。
- 11.2 欺罔的な不実表明
- 事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。
- 11.3 契約法(改正済)

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

() 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

() そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなるときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

(a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

(b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(改正済)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(改正済)第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(第6.1(i)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)

- 14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外

に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である。)をすることができる。

- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

(d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域(以下「同等の法律が存在する法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(改正済)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
- () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
 - () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。

- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)

- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- (xx) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間において、下記の書類が関東財務局長に提出されております。

2020年3月31日 有価証券届出書 / 有価証券報告書(第9期)

2020年6月30日 半期報告書(第10期中) / 有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項はありません。

[次へ](#)

定 義

「管理事務代行契約」	受託会社および管理事務代行会社との間の管理事務代行契約をいいます。
「管理事務代行会社」	管理事務代行会社としての資格におけるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーをいいます。
「ADR」	米国預託証券をいいます。
「代行協会員」	代行協会員としての資格におけるアライアンス・バーンスタイン株式会社をいいます。
「豪ドル」	オーストラリア連邦の通貨であるオーストラリア・ドルをいいます。
「ファンド営業日」	ニューヨークにおける各銀行営業日および日本における各銀行営業日ならびに/または管理会社(もしくは管理会社が指名する事業体)が決定するその他の日をいいます。
「CIMA」	ケイマン諸島金融庁をいいます。
「クラス」	当ファンドの中の受益証券の個別クラスをいいます。
「基準通貨」	当ファンドの会計基準通貨である米ドルをいいます。
「保管会社」	保管会社としての資格におけるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーをいいます。
「保管契約」	受託会社および保管会社との間の契約であって、当ファンドの資産の保管者としての責務を保管会社に委託する契約をいいます。
「ファンド取引日」	各ファンド営業日をいいます。ただし、米ドル建 - ブラジルリアルクラスおよび豪ドル建 - ブラジルリアルクラスの受益証券に関する申込注文および買戻注文は、サンパウロの銀行またはブラジルの先物市場が休業日である場合は受け付けられません。
「受益証券販売・買戻契約」	管理会社と販売会社との間の受益証券販売・買戻契約をいいます。
「販売会社」	管理会社が当ファンドの受益証券販売についての責務を委託する販売会社をいいます。
「公租公課」	信託証書に定義される公租公課をいいます。
「EDR」	欧州預託証券をいいます。
「適格投資家」	以下を除く非米国人または非EU人をいいます。() 自己に適用される法令に違反することなく受益証券の取得もしくは保有ができない者、法人もしくは事業体、または() EU諸国のうちの1つにおいてもしくはEU諸国のうちの1つの法律に基づき設定、組織もしくは設立がなされた、および/もしくは主な事業所をEU諸国に有する法人、パートナーシップもしくはその他の事業体の保管者、名義人もしくは受託者。 なお、ケイマン諸島に居住地または住所地を有する者(非課税のケイマン諸島会社または通常は非居住であるケイマン諸島会社は含みません。)は適格投資家とはみなされないものとし、「米国人」とは、1933年米国証券法(改訂済)に基づくレギュレーションSに規定される者をいいます。

「EU諸国」	欧州連合の加盟国であるオーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダ、および英国、ならびに随時欧州連合に加入するその他の諸国をいいます。
「会計年度」	毎年9月30日に終了する年度をいいます。
「トラスト」	信託証書により設立された、ABケイマン・トラストとして知られる、オープン・エンド型免税アンブレラ・ユニット・トラストをいいます。
「当初発行価格」	受益証券の当初入手可能価格をいいます。
「利害関係者」	受託会社、管理会社またはそれぞれの関係会社をいいます。
「投資適格」	ムーディーズによるBaa (Baa1、Baa2およびBaa3を含みます。)以上、またはS&PによるBBB (BBB + およびBBB - を含みます。)以上、またはIRSOの少なくとも一機関により同等に格付けされた債券をいいます。
「IRS」	米国内国歳入庁をいいます。
「IRSO」	国際的に認知された統計格付機関をいいます。
「日本円」または「円」	日本国の通貨である日本円をいいます。
「管理会社」	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーをいいます。
「投資対象ファンド」	ABケイマン・マスター・トラスト エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオをいいます。
「投資対象ファンドの受託会社」	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドをいいます。
「インフォメーション・メモランダム」	当ファンドの受益証券の随時の募集に関連して発行された英文のインフォメーション・メモランダムをいいます。
「ムーディーズ」	ムーディーズ・インベスターズ・サービスをいいます。
「純資産価額」	インフォメーション・メモランダムおよび信託証書に従い計算される、当ファンドの総資産額から当ファンドの負債総額を差し引いた額をいいます。
「受益証券1口当たり純資産価格」	受益証券の各クラスの純資産総額を、関連する時点の当該クラスの発行済受益証券数で除した値をいいます。
「表示通貨」	当ファンドについて受益証券が募集される各通貨をいい米ドルまたは豪ドルをいいます。
「登録・名義書換事務代行会社」	登録・名義書換事務代行会社としての、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーをいいます。
「買戻価格」	当ファンドに関して、信託証書に従い受益証券が買い戻される価格をいいます。
「S&P」	S&Pグローバル・レーティングをいいます。
「当ファンド」	ABケイマン・トラスト エマージング・ボンド・ファンド(外貨建)をいいます。

「サブ・ファンド」	当ファンドまたは文脈により信託証書に従い受託会社および管理会社により随時設定されるトラストの個別のシリーズ・トラストであるサブ・ファンドをいいます。
「SIM」	インフォメーション・メモランダムに添付されたサブ・ファンドについての補遺インフォメーション・メモランダムをいいます。
「ファンド約定日」	文脈により、当ファンドに関し、当ファンドの受益証券のいずれかの取引(申込み、買戻しまたは譲渡)が受理された旨が、当ファンドの受益者名簿に記録されるファンド営業日をいいます。
「受託会社」	受託会社の資格におけるインタートラスト・トラスティーズ(ケイマン)リミテッドをいいます。
「信託証書」	トラストに関して受託会社と管理会社により締結された2010年11月1日付の信託証書および2015年12月18日付変更補遺証書(随時補足または修正されます。)をいいます。
「受益者」	当ファンドの受益証券の保有者をいいます。
「受益証券」	当ファンドの受益証券をいい、各受益証券が当ファンドの資産の実質的持分を表します。
「米ドル」	米国通貨である米ドルをいいます。
「評価日」	各ファンド営業日をいいます。

(訳文)
独立監査人の監査報告書

エマージング・ボンド・ファンド(外貨建)の受託会社としての立場に限定したインタートラスト・トラステーズ(ケイマン)リミテッド御中

私どもは、添付のエマージング・ボンド・ファンド(外貨建)(以下「ファンド」という。)(ABケイマン・トラストのシリーズ・トラスト)の財務書類、すなわち、2019年9月30日現在の資産負債計算書ならびに同日に終了した会計年度における損益計算書および純資産変動計算書の監査を行った。

財務書類に関するマネジメントの責任

マネジメントは、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類を作成し適正に表示することについて責任を負っている。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成し適正に表示することに関連した内部統制の整備、運用および維持が含まれる。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいて財務書類について意見を表明することである。私どもは、米国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正や誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、私どもは、ファンドによる財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を検討するが、これは状況に応じた適切な監査手続を立案するためであって、ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。したがって、私どもは当該事項についての意見表明はしない。監査は、マネジメントが採用した会計方針の適切性およびマネジメントによって行われた重要な会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。私どもは、私どもの監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと確信している。

意見

私どもは、上記の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、エマージング・ボンド・ファンド(外貨建)の2019年9月30日現在の財政状態ならびに同日に終了した会計年度における運用成績および純資産の変動をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島
2020年1月6日

注：この監査報告書の訳文は、英語で作成された原文監査報告書を翻訳したものです。情報、見解または意見のあらゆる解釈において、英語版の原文監査報告書がこの訳文に優先します。

[次へ](#)

Report of Independent Auditors

To Intertrust Trustees (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Emerging Bond Fund (Non JPY Currency)

We have audited the accompanying financial statements of Emerging Bond Fund (Non JPY Currency) (the "Sub-Fund"), a series trust of AB Cayman Trust, which comprise the statement of assets and liabilities as of September 30, 2019, and the related statements of operations and of changes in net assets for the year then ended.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Sub-Fund's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Fund's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Emerging Bond Fund (Non JPY Currency) as of September 30, 2019, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands
January 6, 2020

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

(訳文)
独立監査人の監査報告書

エマージング・ボンド・ファンド(外貨建)の受託会社としての立場に限定したインタートラスト・トラスティーズ(ケイマン)リミテッド御中

私どもは、添付のエマージング・ボンド・ファンド(外貨建)(以下「ファンド」という。)(ABケイマン・トラストのシリーズ・トラスト)の財務書類、すなわち、2020年9月30日現在の資産負債計算書ならびに同日に終了した会計年度における損益計算書および純資産変動計算書の監査を行った。

財務書類に関するマネジメントの責任

マネジメントは、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類を作成し適正に表示することについて責任を負っている。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成し適正に表示することに関連した内部統制の整備、運用および維持が含まれる。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいて財務書類について意見を表明することである。私どもは、米国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正や誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、私どもは、ファンドによる財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を検討するが、これは状況に応じた適切な監査手続を立案するためであって、ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。したがって、私どもは当該事項についての意見表明はしない。監査は、マネジメントが採用した会計方針の適切性およびマネジメントによって行われた重要な会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。私どもは、私どもの監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと確信している。

意見

私どもは、上記の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、エマージング・ボンド・ファンド(外貨建)の2020年9月30日現在の財政状態ならびに同日に終了した会計年度における運用成績および純資産の変動をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島
2020年12月17日

注：この監査報告書の訳文は、英語で作成された原文監査報告書を翻訳したものです。情報、見解または意見のあらゆる解釈において、英語版の原文監査報告書がこの訳文に優先します。

[次へ](#)

Report of Independent Auditors

To Intertrust Trustees (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Emerging Bond Fund (Non JPY Currency)

We have audited the accompanying financial statements of Emerging Bond Fund (Non JPY Currency) (the "Sub-Fund"), a series trust of AB Cayman Trust, which comprise the statement of assets and liabilities as of September 30, 2020, and the related statements of operations and of changes in net assets for the year then ended.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Sub-Fund's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Fund's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Emerging Bond Fund (Non JPY Currency) as of September 30, 2020, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands
December 17, 2020

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

[次へ](#)

独立登録公認会計士事務所の報告書

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーのジェネラル・パートナーおよび出資者各位

財務書類および財務報告に係る内部統制に関する意見

私たちは2019年および2018年12月31日現在のアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよびその子会社(以下「本会社」といいます。)の添付の連結財政状態計算書ならびに関連する2019年12月31日までの3事業年度それぞれの連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結パートナー資本変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書(関連する注記および項目15(a)における索引に掲載された財務書類の別紙を含みます。)(以下併せて「連結財務書類」といいます。)を監査しました。また、私たちはトレッドウェイ委員会組織委員会(以下「COSO」といいます。)が発行した「内部統制 - 統合的枠組み(2013年)」で規定された基準に基づき、2019年12月31日現在における本会社の財務報告に係る内部統制についても監査しました。

私たちの意見では、上記の連結財務書類は米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、2019年12月31日および2018年12月31日現在の本会社の財政状態、ならびに2019年12月31日までの3事業年度それぞれの経営成績およびキャッシュ・フローを全ての重要な点において適正に表示しています。また、私たちの意見では、本会社は、COSOが発行した「内部統制 - 統合的枠組み(2013年)」で規定された基準に基づき、2019年12月31日現在、全ての重要な点において、財務報告に係る有効な内部統制を維持しています。

意見の基礎

本会社の経営者は、これらの連結財務書類、財務報告に係る有効な内部統制の維持、および財務報告に係る内部統制の有効性の評価(「財務報告に係る内部統制に関する経営者報告書」の項目9 Aに含まれています。)に対して責任を有します。私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づき、本会社の連結財務書類および本会社の財務報告に係る内部統制について意見を表明することにあります。私たちは、公開企業会計監視委員会(米国)(以下「PCAOB」といいます。)に登録された公認会計事務所であり、合衆国連邦の証券法ならびに適用される証券取引委員会およびPCAOBの規則および規制に従い本会社から独立していることを求められています。

私たちは、PCAOBの基準に準拠して監査を実施しました。これらの基準は、連結財務書類に重要な虚偽表示(誤りまたは不正のいずれによるものかを問いません。)がないかどうか、および全ての重要な点において財務報告に係る有効な内部統制が維持されているかどうかに関する合理的な保証を得るために、私たちが監査を計画し実施することを求めています。

私たちによる連結財務書類の監査においては、連結財務書類における重要な虚偽表示(誤りまたは不正のいずれによるものかを問いません。)のリスクを評価するための手続およびそれらのリスクに対応する手続も実施しました。かかる手続には、連結財務書類における金額および開示に関する証拠を試査によって検証することも含まれます。私たちが実施した監査には、使用された会計原則および経営者によって行われた重要な見積りの評価、ならびに全体としての連結財務書類の表示の評価が含まれます。財務報告に係る内部統制の監査には、財務報告に係る内部統制の理解、重要な欠陥が存在するリスクの評価、ならびに評価されたリスクに基づく内部統制の設計および運用上の有効性の試査および評価が含まれます。また、監査には、状況に応じて私たちが必要であると判断した他の手続の実施も含まれます。私たちは、私たちの監査が意見表明のための合理的な基礎を提供するものであると考えます。

会計原則の変更

連結財務書類に対する注記2に記載されているように、本会社はリースの会計処理方法を2019年に変更しました。

財務報告に係る内部統制の定義および限界

企業の財務報告に係る内部統制とは、財務報告の信頼性および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した外部報告用財務書類の作成に関して、合理的な保証を提供する目的で設計されたプロセスを指します。企業の財務報告に係る内部統制には、（ ）企業の取引および資産の処分を合理的に詳細なレベルで、正確かつ適正に反映する記録の維持に関連し、（ ）一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類を作成することを可能とするために必要に応じて取引が記録されており、企業の収入および支出が企業の経営者および取締役の承認に従ってのみ行われていることに関する合理的な保証を提供し、（ ）財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のある、企業の資産の未承認の取得、使用もしくは処分の防止または適時の発見に関する合理的な保証を提供する、方針および手続が含まれます。

財務報告に係る内部統制を行っても、その固有の限界により、虚偽表示の防止または発見ができない可能性があります。また、将来の期間に関する有効性評価の予測は、状況の変化により統制が適切ではなくなる、または、方針もしくは手続の遵守度が低下するというリスクにさらされています。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー
ニューヨーク州、ニューヨーク
2020年2月12日

私たちは2006年以降、本会社の監査人を務めています。

[次へ](#)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

To the General Partner and Unitholders of
AllianceBernstein L.P.

Opinions on the Financial Statements and Internal Control over Financial Reporting

We have audited the accompanying consolidated statements of financial condition of AllianceBernstein L.P. and its subsidiaries (the “Company”) as of December 31, 2019 and 2018, and the related consolidated statements of income, comprehensive income, of changes in partners' capital and of cash flows for each of the three years in the period ended December 31, 2019, including the related notes and financial statement schedule listed in the index appearing under Item 15(a) (collectively referred to as the “consolidated financial statements”). We also have audited the Company's internal control over financial reporting as of December 31, 2019, based on criteria established in *Internal Control - Integrated Framework* (2013) issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO).

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as of December 31, 2019 and 2018, and the results of its operations and its cash flows for each of the three years in the period ended December 31, 2019 in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. Also in our opinion, the Company maintained, in all material respects, effective internal control over financial reporting as of December 31, 2019, based on criteria established in *Internal Control - Integrated Framework* (2013) issued by the COSO.

Basis for Opinions

The Company's management is responsible for these consolidated financial statements, for maintaining effective internal control over financial reporting, and for its assessment of the effectiveness of internal control over financial reporting, included in Management's Report on Internal Control over Financial Reporting appearing under Item 9A. Our responsibility is to express opinions on the Company's consolidated financial statements and on the Company's internal control over financial reporting based on our audits. We are a public accounting firm registered with the Public Company Accounting Oversight Board (United States) (PCAOB) and are required to be independent with respect to the Company in accordance with the U.S. federal securities laws and the applicable rules and regulations of the Securities and Exchange Commission and the PCAOB.

We conducted our audits in accordance with the standards of the PCAOB. Those standards require that we plan and perform the audits to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements are free of material misstatement, whether due to error or fraud, and whether effective internal control over financial reporting was maintained in all material respects.

Our audits of the consolidated financial statements included performing procedures to

assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to error or fraud, and performing procedures that respond to those risks. Such procedures included examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the consolidated financial statements. Our audits also included evaluating the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the consolidated financial statements. Our audit of internal control over financial reporting included obtaining an understanding of internal control over financial reporting, assessing the risk that a material weakness exists, and testing and evaluating the design and operating effectiveness of internal control based on the assessed risk. Our audits also included performing such other procedures as we considered necessary in the circumstances. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinions.

Change in Accounting Principle

As discussed in Note 2 to the consolidated financial statements, the Company changed the manner in which it accounts for Leases in 2019.

Definition and Limitations of Internal Control over Financial Reporting

A company's internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles. A company's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (i) pertain to the maintenance of records that, in reasonable detail, accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of the assets of the company; (ii) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that receipts and expenditures of the company are being made only in accordance with authorizations of management and directors of the company; and (iii) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use, or disposition of the company's assets that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

/s/ PricewaterhouseCoopers LLP

New York, New York

February 12, 2020

We have served as the Company's auditor since 2006.

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。